

平成25年第2回

香美市議会定例会会議録

平成25年6月12日 開 会
平成25年6月28日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 5 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 5 年 6 月 1 2 日 水曜日

平成25年第2回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成25年6月12日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月12日水曜日（会期第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	小松紀夫	21番	比与森光俊
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	山中俊明	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	高橋由美	上下水道課長	岡本博章
管財課長	柳本隆司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	野島恵一	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市一般会計補正予算（第9号）
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）
- 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 47号 平成25年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 48号 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 49号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 50号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 51号 香美市過疎地域自立促進計画の変更について

同意第 2号 香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めることについて

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成25年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成25年6月12日(水) 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告

3. 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告

4. 市長の報告

(1) 繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 3号 繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告について

報告第 4号 繰越明許費繰越計算書(公共下水道事業特別会計)の報告について

(2) 専決処分項の報告について

報告第 5号 損害賠償の額の決定及び和解について

(3) 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告について

①財団法人 アンパンマンミュージアム振興財団

・平成24年度事業報告及び決算報告

・平成25年度事業計画及び予算

②株式会社 香北ふるさと公社

・平成24年度事業報告及び決算報告

・平成25年度事業計画及び予算

(4) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第4 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成24年度香美市一般会計補正予算(第9号)

日程第5 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

日程第6 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第

- 4号)
- 日程第7 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計
補正予算(第3号)
- 日程第8 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補
正予算(第4号)
- 日程第10 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補
正予算(第5号)
- 日程第11 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第13 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 日程第14 議案第 47号 平成25年度香美市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第 48号 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第16 議案第 49号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第 50号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第 51号 香美市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第19 同意第 2号 香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めるこ
とについて

会議録署名議員

12番、山崎龍太郎君、13番、大岸眞弓君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから平成25年第2回香美市議会定例会を開会します。

まず、平成25年第2回香美市議会定例会開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

梅雨の中毎日のように蒸し暑い日が続いておりますが、議員各位、執行部には何かとご多忙の中を本議会定例会にご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、今年も第3回目となる議会報告会を5月11日から19日までの間で、市内12カ所で3班に分かれて実施をしていただきました。その総括とまとめを各班で行ってもらって、去る6月6日の議会運営委員会で市民からの意見や要望の取り扱いについて協議をしていただきましたので、あとは各常任委員会で審査、調査を行っていただく件や、各地区長さんにお答えする件、あるいは市長につなぐ件はつないでいくようにしたいと思います。どうもご苦労さまでございました。

次に、去る5月22日に日比谷公会堂において全国市議会議長会第89回定期総会が開催され、出席してきましたので概略の報告をいたします。

まず、今年では会長改選の年であり役員選考委員会が行われ、新会長に横浜市の佐藤議長が選任されました。その後会議に入って、事務総長より一般事務及び会計報告があり、続いて地方行政委員会、各委員会の報告及び国と地方の協議の場等に関する特別委員会の報告がされ、議案審議に入り部会提出議案27件が提案され、それぞれ承認をされました。また、会長提出であります東日本大震災からの復旧、復興に関する決議など3決議案が提案どおり承認をされました。なお、例年のように特別表彰及び一般表彰も行われ、平成24年度役員に対する感謝状が贈呈され閉会をいたしました。本総会の議案や決議につきましては議会図書室に置きますので、目通しをしていただきたいと思います。

また、去る6月7日から10日までの4日間、姉妹都市である積丹町に訪問すると同時に、積丹町と香美市の合同チームとしてYOSAKOIソーラン祭りにも積丹町約50名、香美市は総勢43名で参加をしてまいりました。なお、今年は山田太鼓にも参加をしていただき、高知県のリョーマの休日についても県のコンベンション協会のご協力をいただき宣伝も行ってまいりました。この件につきましては、議員各位や執行部、職員の皆さん、また市民の多くの方々にご協力を賜りましてまことにありがとうございました。実行委員会といたしましても感謝とお礼を申し上げたいと思います。

さて、本日の議会定例会に市長から提出されている議案につきましては、平成25年度香美市一般会計補正予算（第1号）を含む5件、承認10件、同意1件、報告3件であります。また、追加案件が1件あると伺っております。議員提出の意見書案が4件予定をされております。後ほど市長からの提案理由の説明がありますので、議員各位におかれましては慎重な審査と審議の上、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますようお願いをいたします。

また、議員各位におかれましては、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に各段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たりまして私のご挨拶とさせていただきます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて12番、山崎龍太郎君、13番、大岸眞弓君の両君を指名をいたします。ご両君にはよろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本件については、6月6日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、小松紀夫君。

○議会運営委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。10番、小松です。

本日招集をされました平成25年第2回香美市議会定例会の運営につきまして、去る6月6日に議会運営委員会を開催をいたしましたので協議の結果をご報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りをいたしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり進めることに決定をし、本日から6月28日までの17日間といたしました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合につきましては、議長に一任することになりました。

開会当日今議会に執行部から上程される議案等はお手元にお配りをしている提出議案のとおりでございます。

続きまして、会期中の会議でございますが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までといたします。ただし、同意第2号は、人事案件であるため本日委員会付託を省略し、本会議で採決まで行うことに決定をしました。

会期2日目の13日から会期6日目の17日までは、休日及び議案精査のために休会といたしました。

会期7日目の18日から会期9日目の20日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期10日目の21日は、議案質疑の後、各議案等は各常任委員会へ付託となります。その後引き続き承認第1号と議案第47号について連合審査会を行います。連合審査会終了後に総務常任委員会において議案審査となります。

会期11日目の22日、会期12日目の23日は、休日及び議案精査のため休会といたしました。

会期13日目の24日は、教育厚生常任委員会において議案審査となります。

会期14日目の25日は、産業建設常任委員会において議案審査となります。

会期15日目の26日、会期16日目の27日は、議案審査整理のため休会といたしました。

会期 17 日目の最終日 28 日は、各常任委員会の付託議案の審査報告及び採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略し本会議で採決まで行います。

また、追加案件といたしましては、議員提案の意見書案のほかに執行部からも追加議案が予定をされております。

次に、一般質問の通告期限につきましては、会期 2 日目の 13 日木曜日、午前 10 時までと決定をいたしました。一般質問の通告内容でございますが、質問の要旨が十分にわかるよう具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

次に、請願、陳情、発議、意見書案等の議案について協議を行いました。請願、陳情、発議及び決議案につきましては提出案件がなく、意見書案第 4 号から第 7 号までの意見書案につきましては、4 件とも書式等が整っておりましたので、各会派代表者会議におきまして意見書に対する調整を行い、提出者が署名を整えた後最終日に追加案件として提案するという事といたしました。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りをいたしました協議結果報告書のとおりでございますので議員各位の格段のご協力をお願いを申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から 6 月 28 日までの 17 日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から 6 月 28 日までの 17 日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしております予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第 3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

まず、平成 25 年第 1 回議会定例会において議決されました自治体における防災・減災のための事業等に対する国の財政支援の継続を求める意見書及び TPP 交渉にあたっては、国益を損なうことが明らかになった場合、ただちに交渉から離脱することを求める意見書については、衆・参両議院議長並びに内閣総理大臣及び関係各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

次に、市長からの地方自治法施行令第 146 条の規定による報告第 3 号及び第 4 号の繰越明許費繰越計算書の報告とあわせて、地方自治法第 180 条の規定による専決処分事項について報告第 5 号のとおり報告がありました。

また、地方自治法第 243 条の 3 の規定により、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団及び株式会社香北ふるさと公社の平成 24 年度事業報告及び決算報告並びに平

成25年度事業計画及び予算の提出がありました。また、香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定による香美市の私債権放棄の報告について報告書のとおり報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されています。

また、教育厚生常任委員会が4月に実施しました行政視察の報告書の提出がありましたのでお手元に配付をしておきました。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

これから、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について委員長の報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。12番、山崎龍太郎です。

3月議会以降5月9日に委員会を開催いたしました。協議事項は、1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理等の状況について、2点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況について、3点目、市有財産の管理・活用の状況等について、4点目、入札の現状等についてであります。審査の経過及び結果について順次報告をいたします。

1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理等の状況については、概要説明として、平成24年度当初の滞納調定額4億8,902万2,947円は3月31日までに2,612万5,246円徴収、4,261万9,432円を不納欠損処理を行い4億2,027万8,269円まで減少。債権数は当初158件が完済8件、欠損処理14件で136件となる。貸付人数としては93人との説明。今年度以降も滞納分回収が主業務であるが、本年度は滞納残高4億円を切ることを目標にするとのことでありました。

詳細説明では、訴訟事案2件について経過等の報告がございました。2件とも時効を争っており、質疑では訴訟における時効中断についての双方の見解の相違についての確認がございました。

2点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況については、本年5月1日現在滞納人数51人、73債権で704万2,640円の滞納、内訳としてワースト10名は13債権で532万5,340円の滞納額は全体の4分の3になる。その10名中7名は既に退去しているが債務名義は取得済み、2名は分納誓約も履行状況が悪いため明け渡し請求を行う。今年度の事務はこの部分に主眼を置き進めるとのこと。ほか水道使用料滞納もあわせて個別の説明を受けました。

質疑では、収納率を上げるための具体策については、連帯保証人に対し債務保証の確認を徹底する。滞納している場合の連帯保証人への手だて等については、マニュアルどおりに実行しているとのこと。市営住宅退去時における水道使用料滞納については、現状確認がございました。

3点目、市有財産の管理・活用の状況については、最初に前回審査以降の市街化区

域内の土地、建物10件を調査、経過報告を受けました。進展案件として、旧さくら保育園は解体工事完了にて売却準備を進める。専売公社社宅跡地、旧前山市営住宅は必要事務処理後インターネット公有財産売却を予定している。商工会駐車場利用箇所は平成25年度より賃貸借契約を結ぶ。ただし、条例に準じ使用料を免除。旧竹串組合は購入希望ありとの説明。次に、農業振興センター駐車場内に仮置きしてあった廃棄公用車の処分について、オークション出展結果として6台中4台落札、85万8,000円の収入あり。不落1台は再度オークション出展の予定、ほか不落1台と出展に至らなかった5台を金属として売却、31万5,000円の売却収入ありとの説明がございました。

質疑では、市有財産売却手順の確認については境界確定後不動産鑑定を行い、その後は売払い規程に従うとのこと。旧竹串組合については現状諸事情に鑑み、また今後予測される点も考慮し、規程の整備等も含め善処することを委員会の見解といたしました。

4点目、入札の現状等については、平成24年度実績150件うち入札成立は113件、金額13億6,780万8,000円、落札率は86.1%。不落の状況として入札中止36件、不落1件。入札中止36件は再入札を行うも12件が再び入札中止となる。工事件数25件中6件は平成25年度再入札予定、19件は随意契約で対応済みとのこと。ほか個別入札状況の資料提示がございました。

質疑では、現状認識は平成24年度のように災害の件数が多い場合や、11月、12月に査定が行われた場合には発注時期が1、2月となり、年度末までの工期がなくて中止、不落となる場合がある。小額工事の場合、数件まとめたの一括入札は市単独工事は可能と思う。しかし、災害復旧工事は1件ごとに査定を受けており、可能かどうかを研究するとのこと。工事箇所による設計単価の違いについては、物部、香北、繁藤等の北部地区での工事は資材単価は高くなっている。解体工事に最低制限を設けてない点は検討の上であるとのこと。ほか当初落札により追加で金額が上積みされている点については、具体的には発注所管課が答えるべきであるが要因として設計時の見込みの甘さにあるとのことでありました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続きまして、定住人口増加促進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を求めます。定住人口増加促進特別委員会委員長、比与森光俊君。

○定住人口増加促進特別委員会委員長（比与森光俊君） おはようございます。定住人口増加促進特別委員会のご報告を行います。

4月23日、8名の委員全員と西村議長出席のもと第1回目の特別委員会を開催いたしました。特別委員会を今後どのように運営していくかを討議する前提として、執行部が昨年9月に設置しました香美市定住促進対策検討委員会のこれまでの取り組みをお聞

きすることといたしました。検討委員会は事務局を政策企画財政課に置き、各部署から推薦を受けた班長級または係長級の職員のうち市長から任命された委員で構成されています。検討委員会では、住宅対策、子育て・医療等、教育対策、産業振興等の4つのテーマに分類し、28名の委員を4班に分けて昨年12月18日から4回実施しています。今後の報告の中で執行部が進めます委員会を検討委員会、そして議会が進めます委員会を特別委員会と立て分けてご報告させていただきます。

第1回の特別委員会には山中政策企画財政課長、野村政策企画調整係長を説明員として出席していただき会議を進めました。説明の後質疑に入りました。

検討委員会の中でまとめられたものはそのまま政策会議で検討され担当課へ返ってくるのか。それはどのような形で政策としてまとめられ推進されるのかとの問いに、平成24年度の検討委員会は4回の実施で一応終了しているので、平成25年度にもう一度委員を任命し今後検討していく。出された施策案等については重要度、緊急度、予算、人員など総合的に判断し、織り込んで作業を行っていくとの答弁。いつごろ政策会議に上げるのかとの問いに、年度内にはと考えているが、具体的な時期まで詰め切れてない段階であるとの答弁。施策の中には先行事例として実施している四国内の自治体もあることから調査を目的に視察を行ってはとの問いに、先行事例の視察等は必要だと思うので、そのようなことを含め今後検討していくとの答弁でございました。設置要綱を見るとその期間とかどのように会議を運営していくのかははっきりしていない。アクションプランを立てて常に定住についてはやっているとの姿勢を見せながら進めてほしい。実際平成26年度、このままだと施策が生かされているのか生かされていないのか理解しづらいとの問いに、今後は策定された資料について策定方針を決め、またスケジュールも決め、それに基づいて進めていきたい。議会の特別委員会とのかかわり方も今後どのようにしていくか検討していきたいとの答弁。この答弁を受け、行政の進める部分と今後議会が進めていくものをすり合わせなければいけない部分も出てくると思われる。議会としては急ぐものは順次やっていく、その都度提案すべきものは提案していく、そのように進めてはとの意見が出されました。高知広域都市計画用途地域の変更、都市計画区域の見直し、市街化調整区域の見直しに関して、現行政策では土地、住宅に関することに対して現状を見ながら次の段階を検討していく。新規の提案でも都市計画区域の見直し、市街化調整区域の見直しでもハードルが高いような理由づけだが、今後の特別委員会の最大の眼目がこの点にあると思う。執行部としてはかなり長期的な視点に立ってやっていく考えなのか。最大の目的である定住人口増、これが果たしてどこまで効果が出てくるのかなあとの思いがある。執行部の今後の考え方をお聞きしたいとの問いに、都市計画の見直しについては現状ではなかなか難しいということになっている。絶対にできないということではないが、1つの方針として変えていくことは難しいのではないかというものが根底にはある。やはりできる範囲内でやっていくということも重要ではないかと思っている。今後検討委員会でも検討していきたいとの答弁。検討委員会で上が

った案の中で、検討した後に政策会議には上げなかった案についての取り扱いはこの問いに、政策会議に上げるときには報告書として取りまとめて一式として上げていく。このような検討課題があり、どのような議論がなされ、最終的な政策として残りましたとの形で上げていく。検討委員会に上げているものは全てのっていきと考えているとの答弁。次に、定住促進するために第一に必要なのは住宅であって宅地ではないか。それがなければ移住できない。それからすると空き家調査、空き家バンクは事業推進と充実のために人員増が必要ではないか。充実していないように感じられる。委員から出された都市計画については、やる気がないのではないかと受け取れるような書き方も見られる。もう少し検討委員会でも検討してほしいとの意見の後、検討委員会の意見、現状の施策、そして提案となっているものが上滑りしているところがあるようにも思える。引っ越しして来たいけれども引っ越す場所がない。商店街で開業をしたいけれども商店街にあっていてところが見つからないというケースが自分の周囲ではたくさんある。こういったことに対し手が打たれていない。優先順位を何にするのかしっかり決めてほしい。そして、設置の目的にあるように、定住促進を総合的かつ計画的に推進するために、執行部としての取りまとめをするべきではないかとの問いに、優先順位をしっかりとつけて進めていきたいと答弁。

以上、質疑の後、特別委員会としては今後住宅対策に特化し、それに係る都市計画の見直しとその中では変更手続、法のたてり、その困難さ等の説明を次回受けた後意見をまとめていく。まずそのことを第一に進めることを確認し、1回目の特別委員会を終了しました。

5月28日、午前9時より都市計画の見直しについて2回目の特別委員会を開催いたしました。法的なことや見直しの手順、また見直し可能なことや困難な理由などについて担当課である建設課長、都市計画班長から説明を受けました。

質疑では、市街化調整区域の線引きの説明、県が進めている見直しの検討内容、そしてどのような手順を進めれば線引きの見直しが可能となるのか。また、地区計画を推進するための決まり事、そして、住民の流入がなくても流出を防ぐ手だて等数多くの質疑がありました。内容的に全議員が十分知っておく必要があると感じましたことから、以上のことから5月28日の特別委員会の報告はこれにとどめ、より詳しい内容のものを後日参考資料として配付したいと思っております。

以上で定住人口増加促進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 定住人口増加促進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市一般会計補正予算（第9号）から日程第19、同意第2号、香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めることについてまで、以上16件を一括議題とします。

行政の報告及び承認第1号から同意第2号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日平成25年第2回香美市議会定例会を招集をいたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。また、平素は住民福祉の充実に對しまして各地でのご活動とあわせ市政運営全般へのご指導、ご協力に對しまして心から敬意と感謝を申し上げます。

それでは、今期定例会に付しております議案説明と諸般の報告をさせていただきます。お手元のほうに説明書を配付してございますのでごらんいただきたいと思います。

まず、各課関連の行政報告をさせていただきます。

総務課から香美市公式ホームページリニューアルについてでございます。香美市公式ホームページを3月22日にリニューアルいたしました。ごらんになられる方々が必要な情報をスムーズに得られるよう、使いやすくわかりやすいページ作成に努めております。

まちづくり推進課から平成24年度ごみ分別収集実施状況につきまして、総収集量が7,846トンとなり、前年度から180トンの減量となりました。今後ごみ減量と分別リサイクルを推進していきます。表のほうにその詳細を載せてございます。

姉妹都市交流につきましては、先ほど議長からも報告がございましたが、6月7日から6月10日まで姉妹都市である積丹町を訪問し、山田太鼓の演奏を披露するとともに札幌市で開催をされました第22回YOSAKOIソーラン祭りへの合同チームで参加するなど、より一層に交流を深めました。また、本年度は高知県からの支援を受け、リョーマの休日をデザインした地方車を持ち込み、パンフレットの配布などにより高知県及び本市の観光PRを積極的に実施いたしました。

福祉事務所から地域福祉計画・地域福祉活動計画についてでございます。香美市と香美市社会福祉協議会が共同して、地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定いたしました。当計画は今年度より5カ年間の実施計画であり、今後は計画に基づいて各地区の地域性に配慮し、地域活動に関して住民が主体となって地域づくりが円滑に進められるよう支援を行います。また、計画書の概要版を広報6月号とあわせて全戸配布をいたしました。

次に、生活保護の受給状況についてでございますが、平成24年度内の受給平均を前年度と比較しますと、世帯数は19世帯、被保護人員は57人とそれぞれふえております。被保護世帯の内訳は、高齢者世帯の占める割合は依然として多い状態ですが、前年度と比較すると5件の減となっております。一方、相談延べ件数8件、申請件数15件、保護開始件数は16件はそれぞれ減となっております。以下それぞれの表を載せてございますのでご参照いただきたいと思います。

産業振興課から有害鳥獣被害対策につきまして、平成24年度の狩猟期間を含む有害鳥獣の捕獲頭数は下の表のとおりであり、前年度と比較すると大幅に増加しています。

特に鹿の捕獲頭数は2,000頭を超えており、狩猟者や関係者皆様の方ならぬご協力を心から感謝を申し上げます。また、捕獲報償金に対し新たな国の事業が設けられました。事業内容は今年度から平成27年度までの間、市町村が実施している鹿、イノシシへの捕獲報償金へさらに1頭当たり8,000円を上乗せするもので、上乗せ分の報償金総額は1,84万円でございます。この新事業に対応した補正予算を今定例会に提案をいたしております。一方、中山間地域において鳥獣被害が拡大する中、被害防止柵設置は個々の農地を囲う物から連続した農地や集落を大きく囲う物へと移行してきており、今後は地域一体となった被害防止柵の設置を推進していきます。

香美市観光協会につきましては、香美市観光協会は再建と信頼回復を目指し、4月より新体制で再スタートを切りました。当協会は香美市の観光行政を大きく担う重要な組織であることから、今後も適正な支援をしっかりとまいります。

建設課から土木事業につきまして、緊急性の高いがけくずれ住家防災対策事業4件と道路補修工事について早期着手するため準備を進めています。

災害復旧事業では、繰り越しによる道路災害10件、河川災害8件は予定どおり進捗しており、うち5件が完了しております。交付金事業及び道路整備事業10件は全て交付申請手続を完了しており、交付決定が通知され次第速やかに着手します。

都市計画につきまして、都市計画公園、黒土、宝町、旭町公園の定住環境整備のため一部改修を進めています。地籍調査につきましては、本年度の調査地区は物部町仙頭の一部、香北町有瀬、川ノ内の一部、土佐山田町西又の一部を予定しており、総面積約8.5平方キロメートルの調査を行う準備を進めております。

上下水道課から簡易水道事業につきまして、平成24年度の区域拡張事業により完成した物部町大栃簡易水道の楮佐古地区は、4月1日から供用を開始し給水を行っており、施設の稼働状況も順調です。

特定環境保全公共下水道事業につきましては、美良布クリーンセンター水処理施設増設工事委託につきまして、現在は増設施設の床掘りが終わり、処理槽の設置を行っております。増設工事は順調に進捗しており、本稼働は平成26年4月の予定です。

教育振興課から学校施設の耐震化につきまして、香美市立寄宿舍耐震改修工事が2月28日に完了いたしました。このことから、平成20年8月に策定された香美市学校施設耐震化推進計画に基づいて実施してきました学校施設の耐震化事業は全て完了し、計画の目標である耐震化率100%を達成をいたしました。

生涯学習振興課から美術館の企画展につきまして、4月6日から5月25日まで開催をしました「色鉛筆で描く彼岸と日常 吉村芳生展」は好評のうちに終了し、7,222名の入場者がございました。

学校給食センターにつきましては用地造成工事が行われております。3月26日に香美市立土佐山田学校給食センター用地造成工事の入札を行い、同日カミケン工業株式会社と工事請負契約を締結しました。工事期間は3月29日から9月19日となっております。

現在は用地の表土剥ぎ取りと周囲へコンクリート擁壁を設置しており、工事は順調に進捗いたしております。

消防課から平成25年1月1日から4月30日までの火災、救急及び救助出動件数についてでございます。昨年同期と比較しまして、火災件数は4件、救急出動は22件、救助出動は2件の減となっております。以下それぞれ具体的に載せてございますのでごらんをいただきたいと思います。

消防団の活動につきましては、4月8日に土佐山田方面隊と物部方面隊がそれぞれ春季訓練を実施いたしました。

次に、今定例会に上程をいたしております議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

報告第3号は、繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告です。

報告第4号は、繰越明許費繰越計算書（公共下水道事業特別会計）の報告です。

報告第5号は、専決処分事項として、損害賠償の額の決定及び和解です。

次に、専決処分事項の承認を求めることについてであります。

承認第1号は、平成24年度香美市一般会計補正予算（第9号）であり、本案は、地方譲与税、地方交付税の国庫金、地方消費税交付金等の各種県交付金及び市債の額が確定したこと、農業現年災の追加などにより、平成25年3月28日付で専決処分したものであります。

承認第2号は、平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）です。

承認第3号は、平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）です。

承認第4号は、平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）です。

承認第5号は、平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）です。

承認第6号は、平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）です。

承認第7号は、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）です。

承認第8号は、香美市税条例の一部を改正する条例の制定です。

承認第9号は、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定です。

承認第10号は、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定です。

続きまして、議案第47号は、平成25年度香美市一般会計補正予算（第1号）であり、本案は、地域の元気臨時交付金事業の追加、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業の追加、住宅等耐震化促進事業の追加等のほか、債務負担行為及び地方債の補正を行うものであります。

議案第48号は、香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第49号は、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第50号は、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第51号は、香美市過疎地域自立促進計画の変更です。

次に、同意第2号は、香美市固定資産評価員の選任について議会の同意を求めるものであります。

以上、平成25年度香美市一般会計補正予算（第1号）など報告3件、承認10件、議案5件、同意1件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましてはお手元の議案細部説明書をご参照いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） これですべての市長の行政の報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、報告第3号、繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてから報告第5号、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び和解についてまで質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番、山崎です。

報告第5号ですけれども、桑ノ川の市道ということで落石が見られるところなんですけれども、助手席のドアやタイヤを破損させたってことですがどういった状況だったのか。両方ですので結構大きな事故というか、どういう状況やったのかということと、それから落石が落ちたということですので、その対策としてはネットを張るとかそういったことをしたのか、そのあたりの対策のことについてもお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 物部支所地域振興課長、和田 隆君。

○物部支所地域振興課長（和田 隆君） はい。お答えをいたします。

昨年12月の末でしたけれども、凍結等によって岩盤が剝離して落ちて車に当たったというような状況です。それで、助手席のドアとタイヤハウスの一部を破損させたところなんです。その後にはですね、その岩盤については比較的落ちついたような状況でありますし、安定しているというようなところの状況です。そして、落石防止のくいを立てて注意を促しているというような状況です。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

なお、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団及び株式会社香北ふるさと公社の平成24年度事業報告及び決算報告並びに平成25年度事業計画及び予算については、別途に機会を持つことにいたしたいと思います。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、同意第2号に

つきましては本日他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

これから、日程第19、同意第2号、香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めることについてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 同意第2号、香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めることについて

香美市固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

平成25年6月12日提出、香美市長、門脇楨夫

記

住 所 香美市香北町下野尻40番地13

氏 名 野 島 恵 一

生年月日 昭和33年7月12日

提案理由につきましては細部説明書をごらんください。よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第6項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号は、質疑、討論を省略することに決定をいたしました。

これから、同意第2号を採決をいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

これで本日の日程は全て終了しましたが、ここで去る4月24日、高松市で開催されました第75回四国市議会議長会定期総会において4名の方が表彰されました。また、5月22日、東京都で開催されました第89回全国市議会議長会定期総会において5名の方が表彰されましたので事務局長をもって報告いたします。事務局長。

○議会事務局長（小松美公君） はい。それでは、第75回四国市議会議長会定期総会において表彰された方々をご報告いたします。

四国市議会議長会特別表彰、6年以上正副議長と20年以上議員として、22番、西村芳成議員が、同じく特別表彰12年以上議員としまして、19番、前田泰祐議員が受

彰されました。また、一般表彰 8 年以上議員として、12 番、山崎龍太郎議員と、21 番、比与森光俊議員が受彰されましたのでご報告します。

また、第 89 回全国市議会議長会定期総会において表彰された方々をご報告します。

全国市議会議長会特別表彰、議員 20 年以上として、22 番、西村芳成議員が受彰されました。また、一般表彰議員 10 年以上として、11 番、依光美代子議員、13 番、大岸眞弓議員、14 番、片岡守春議員、16 番、島岡信彦議員が受彰されましたのでご報告します。受彰されました議員の皆様、大変おめでとうございました。

(拍手)

○議長（西村芳成君） 以上で四国市議会議長会表彰者及び全国市議会議長会表彰者の報告を終わります。

次の会議は 6 月 18 日火曜日の午前 9 時から開会をいたします。

本日はこれで散会いたします。

(午前 9 時 50 分 散会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 5 年 6 月 1 8 日 火曜日

平成25年第2回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成25年6月12日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月18日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	小松紀夫	21番	比与森光俊
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	山中俊明	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	高橋由美	上下水道課長	岡本博章
管財課長	柳本隆司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	野島恵一	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 選挙管理委員長 松 尾 禎 之

農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成25年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成25年6月18日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 9番 織 田 秀 幸
- ② 14番 片 岡 守 春
- ③ 11番 依 光 美代子
- ④ 6番 山 崎 晃 子
- ⑤ 10番 小 松 紀 夫
- ⑥ 5番 濱 田 百合子
- ⑦ 2番 矢 野 公 昭
- ⑧ 7番 爲 近 初 男
- ⑨ 8番 千 頭 洋 一
- ⑩ 3番 山 崎 眞 幹
- ⑪ 12番 山 崎 龍太郎
- ⑫ 13番 大 岸 眞 弓
- ⑬ 21番 比与森 光 俊
- ⑭ 1番 有 元 和 哉

会議録署名議員

12番、山崎龍太郎君、13番、大岸眞弓君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） おはようございます。9番、公明党の織田でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に沿ってですね2点についてお伺いをいたします。

初登壇となる山中政策企画財政課長、よろしくお願いをいたします。そして、松尾委員長、またよろしくお願います。山崎総務課長が期日前の件で外れております。これ昨年12月の依光議員の議事録を、答弁次第によってはですね開く思うて持ってきましたが、外れておりますのでよろしくお願いをいたします。それでは、質問に入らせていただきますが。

5月の11日にですね、この11日を皮切りといたしまして第3回目の議会報告会が行われました。これ3班に分かれ各班が4会場で行い、計12会場での報告会であります。こうした報告会は議会が市内各地に直接出向き、市民との意見交換の場を多く設け、議員と市民が自由に情報及び意見を交換するものであります。それぞれの地域での課題、問題点などを初めとし、多くの意見や提言をお聞きすることができたわけでありまして。今回の議会報告会を通しいただいた声の中に、この当初予算の人件費関連、この人件費についてのお尋ねが6会場であったわけでありまして。その内容をちょっと端折って紹介しますと、自主財源に匹敵する額が人件費になっているのではないかと。また、市税より人件費が高いのではないかと。人件費比率19.9%は、よそに比べ他市に比べ高いのではないかと。また、前年度の人件費は21.9%で今年は19.9%ですが、県内の状況としてはどうなのか、それぞれの意見があったわけでありまして。そして、また合併特例債がなくなるのが心配であると、そういった声もありました。

以上のことからお伺いをするわけですが、こうした市民の人件費懸念、そういったものへの対応をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） おはようございます。政策企画財政課の山中でございます。本日よろしくお願いたします。

それでは、織田議員のこの人件費懸念に対する対応ということについてお答えいたします。

ご質問の内容は、一般会計に占める人件費の割合が高いのではないかと、また、その対策はどのようにしているかという内容だと理解しています。まず、人件費の状況等についてご説明いたします。

香美市は、県下で3番目の広大な面積を有しています。そして、広範囲に集落が点在しているという地理的状況があります。そのような中で香北、物部に支所を置き、住民の利便性を落とさない、安心して安全に暮らせるまちづくりを進めております。そのためにはそうしたことに対応できる職員数が必要であるという現状がございます。

一方、職員の給与状況でございますが、ラスパイレス指数を見ますと、国家公務員の給与削減前の平成24年度で94.6%、これは県下11市の中で最低ランクになります。また、国家公務員給与削減後は102.4%となりましたが、この数値も県下11市中最低ランクでございます。そして、町村を含めた全市町村の中でも香美市より低いのは7町村だけとなっております。

次に、人件費に対する対策についてご説明いたします。

香美市は、合併後行政改革実施計画を策定し、行財政改革を進めております。その改革の状況につきましては平成24年10月号の広報でもお知らせしましたが、特に職員数の削減につきましては、合併時434人を平成24年度で403人と、31人の削減を進めております。以上のような状況がございますのでご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 模範的な答弁でありまして素晴らしい限りでございます。

課長、これはそしたら本市、香美市においてはですね、財政的には心配ないぜよと、そういうふうに取り取っても構わないと、それで受け取らせていただきますがその点について。

それで第2次香美市行政改革大綱、この文言にですね、「予算の5分の1を占める人件費の抑制」、そういったことも必要ではないかということもうたわれております。広範な面積と支所機能の市民サービスの低下があってはならないということで答弁をいただいたわけなんです、この人件費の抑制、これは給料の削減とかいう前段の人員削減につながっていくんじゃないかと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

人員削減につきましては、現在は31人ということでございましたが、順次今後も進めていくということになっておりますので、今後人件費の比率は下がってくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） わかりました。2名退職すれば1名採用という、そういう方式であるということはお聞きをしております。次にも関連しますので2問目に入らせていただきますが。

国はですね、東日本の大震災の復興財源に充てるとして、2012年度から2013年度の国家公務員の給与平均7.8%削減、そして地方自治体にも同様の引き下げを要請しております。給与カットを前提に2013年度の交付税を減額するわけですが、給与は各市町村が条例で定めるためにですね、当然金額的にはばらつきがあるわけであり、また、ちなみに国の時限的な給与改定特例法による給与削減の影響を加味した場合、ラスパイレス指数、県下34市町村でこれ一番高かったのが高知市、土佐町で107.5%であります。先ほど課長の答弁の中で、本市が102.4%で下位のほうであるという話がありました。この2番目の質問とちょっともうはやダブったわけなんですけど。本市は国が削減した時点での数値としては34市町村の中の23番目に当たると、このようになっております。これは全国の地方公共団体を同一の基準で比較するためにですね、国の職員数、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国家公務員の俸給月額を100として計算したものであります。これはこのラスパイレス指数のおかげでですね、県下34の市町村の中においてもある程度の均衡が保たれるんじゃないかなど、この数値によってですねそのように思いますが。ちらっと山中課長もラスパイレス指数のことを今述べましたけど、本市のこの見解、それについてお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 織田議員のご質問にお答えいたします。

先ほど山中課長が答弁したとおりでございますが、平成24年度香美市のラスパイレス指数は94.6%で、県下17の中で最も低い数字になります。同じように国の減額後のラスパイレス指数も102.4%ということで、同様のことになっております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 34市町村で最下位と、低いほうであるということ、これは数字を見たらわかるわけなんですけど。国の改定前であればですね、94.6%ということになります。そして、改定後また議会中に出てくるんじゃないかと思いますが、102.4%であります。そしたら、山崎課長、香美市にとってはですね、このラスパイレス指数、こういったものは本当にしっかりとした形で捉えていると、そのようにとっていいわけですね。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。そのとおりでございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 今後もうこういう形でですね、この指数いうんを注視しながら人件費、そういったものを見守っていくいう、そういう捉え方で構わんわけですか。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。おっしゃるとおりでございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） えらい課長、遠慮してもう答弁が少ないわけですが。はい。わかりました。そしたら、次へ移らせていただきます。

合併から7年が過ぎたわけですが、合併協議事項の職員の身分の取り扱い項目には、職員の給与については職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一をしますよと。また、職員数については、合併時において定員適正化計画を作成し適正化に努めているとしています。また、第2次香美市行政改革大綱には、本市を取り巻く財政状況に触れ、地方交付税の減少や市民ニーズの多様化、複雑化に柔軟に 대응していくために経費の増加が予測されると。したがって、将来においては危機的な状況も懸念されるとあります。こうした将来への懸念を払拭するためにも、市民のために安定した自治体運営、これ当然やっていくことが求められるわけなんです。行政運営と合理的かつ効率的、効果的な行財政システムの構築に向け、市民と協働で取り組むとのことですが。これ適正な職員数及び、これ達成年度何年と断言はできないと思いますけど、その点お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。織田議員のご質問にお答えいたします。

適正な定員管理につきましては、織田議員も申されましたように、行政改革実施計画（集中改革プラン）の定員適正化計画に基づき実施をしておりますが、本年度が中間見直しの年となっておりますので、将来の事務事業の安定化に配慮をいたしながら見直しを行っていきたいと考えております。現在の集中改革プランの達成年度は平成27年度となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 適正な職員数、ちょっと答弁が抜かったように思いますが。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。何をもちて適正な職員数と言えるのかという、その公の指数というのはございませんけれども、今年見直しを行っていきますので、その中で各課等でヒアリングを進めてですね、実際にその織田議員もおっしゃられたような市民サービスを低下させない、そういったところに立って、しかも山中課長が申しましたように支所を2つ抱えておりますので、その支所機能も維持をさせながら事務事業を効率的にやっていかなければならないということです。その視点に立って、これから適正な職員数の見直しを行っていきたいというふうに思っておりますので、今ここで何名が適正かということはお答えすることができません。そして、見直しを行ったとしても、それが本当に適正なのかどうかということは事務事業を進めていきながら検証をしていくことですので、なかなか数字的に上げることは非常に困難かと私自身は考えております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○ 9 番（織田秀幸君） 昨年度ですね、濱田前課長を筆頭に 12 名の方が退職されまして、5 名採用があったわけです、今年度は。そして、先ほど言うたように 2 人退職すれば 1 人採用というんか、そういう形で減していくと。それで、先ほどの答弁ではこの平成 27 年度、これは大綱の 5 年間、大綱の中の平成 27 年度で目標を達成する。こんなことができるんですか、これ。いつまでその退職者に対する採用を 2 分の 1 という形を持っていくんですか。そこをちょっとお聞かせください。

○ 議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○ 総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

確かに大綱の中では退職者の 2 分の 1 の補充を基準とするというふうに定めておりますけれども、なかなか現実にはそうはいかなというところもございます。織田議員がおっしゃられたように 12 名退職して 5 名雇用しておるわけですが、その中で事務職は入っておりません。事務職も退職しておりますけれども、そのところの補充はしていないということになっております。

数といいますのは、やはり当然職種別で考えておるわけですが、全体のバランスというのが必要になってきますので、採用試験をしてもですね一定レベルの必要な人材がもし求められなかった場合にはですね、やはり採用のその人数というのは当初の予定よりも少なくなったりもしますし、そして、逆の場合もあろうかと思えます。そこが大幅に変わるということにはございませんけれども、やはり事務事業を進めていく上で今年度は何人の採用が必要かということを考えてやっておりますので、2 分の 1 補充というのを念頭に置きながら、そして、その一応目標の職員数というのを掲げておりますので、そこも考慮をしながらやってきておまして、現在はその職員数というのは目標を達成はしておりますけれども、前議会のときに濱田課長も申されましたようになかなか今の現状がですね、これをどんどん職員を減らしていくということが果たしてできるのかということについてはですね、なかなか難しいのではないかというふうにも考えておりますので、そういったことも含めて見直しの検討を行っていきたいと考えております。

○ 議長（西村芳成君） 9 番、織田秀幸君。

○ 9 番（織田秀幸君） 4 番目にもちょっと関連するわけですが、この 2 分の 1 採用はですね、退職者に対して 2 分の 1、そういうことを決めるということは大体何年なったら何人が退職するかいうのが当然わかるはずですが、それ。そしたら、何年度までその制度を持っていくかということもわかるでしょう、それは。これで現状で構わないのであればもう今年度でそういう制度は打ち切りますよと、そういうことははっきり言えるんじゃないですか、それ。どうですか、そのところ。

○ 議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○ 総務課長（山崎綾子君） 繰り返し申し上げますが、検討した上でないとそういったことは断言できません。

○ 議長（西村芳成君） 9 番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。次にほいたら行きます。

もう先ほども山崎課長のほうから答弁で話が出ましたけど、この大綱は平成23年度から平成27年度までのその5年間でありますよと。それで3年目の今年、平成25年になるわけですが、結果を検証し見直しをすることとあります。この内容についてはですね、各種事務事業の見直し、民間委託の推進、指定管理者制度、このようにこの資料の中には大綱には載っていますが、なかなか形として見えてないいうのが現状ではないか思います。

ちょっと取り上げさせていただきますが、民間委託等の推進の項目でですね「行政による市民サービスの中で、行政が行う必要性を再検証し、法令上の問題がなく事務効率や事業効果が期待されるものは、行政が行う必要性を再検討し、安全性等に留意しながら民間委託を進めます」と、こういう文言が載っております。そして、もう1点、指定管理者制度の活用、これには「市の直営管理としている施設であっても、より効率的・効果的な運営とサービスの維持・向上が見込まれる場合には、指定管理者制度の積極的な活用を目指します」とこのようにはっきりと捉えております。

そういったことからですね、合併10年、合併特例の逡減も始まるわけなんでございますが、この民間委託とか指定管理者制度の活用、ここをちょっとまた聞かしていただいたらと思います。10年後を見据え思い切った改革、そういったものが私は必要ではないかと、そのように思う観点で取り上げさせていただいたんですが、適正な定員管理の取り組みも同じような答弁になると思いますけど、再度お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。本当に同じような答弁になるうとは思いますが。

指定管理とか民間委託ということについてはですね、特に民間委託については現状でほとんど進んでいないというのが現状だと思います。民間委託、その議員おっしゃられましたその事務効率化、事業効果、そして安全性に配慮とかいった、そういったいろんな問題をクリアした時点で民間委託というのが見えてこようと思えますけれども、なかなか今そこまで至っていないという現状にあります。民間委託をすれば確かに、その職員の身分の問題もありますので、それで職員数がすぐに削減できるかということがわかりませんが、民間委託という手法についてはですね、まだなかなかその具体的な検討には至っていないので、そここのところの推進というのはややおくれた感はあるかなと思っております。

ただ、何度も申し上げますけれども、集中改革プランの中間見直しをいたしますので、そこで職員数というのはおのずと見えてこようと思えます。ただ、事務事業のその推進をする上でなかなか職員の事務というものは非常に多忙になっておりまして、そこらあたりを非常に真剣に考えていかないと、健康を害していく職員というの若干おりますので、そこなあたりとの兼ね合いも考えながらプランの見直しをしたいと思っております。

れども、非常に難しい作業にはなろうかというふうには思っております。しかしながら、将来の事務事業の安定化に配慮をいたしながら、職員の適正配置計画というのを策定をいたしまして、定員管理については行っていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） なかなか答弁を聞きよってわかるようでわかりません。これ何で私は取り上げてですね民間委託、そして指定管理、これ紹介したわけなんですけど。これ課長、実際ですね、改革についてはいろんな、いうたらプレッシャー的な要素とかいろんなものが入ると思いますけど、将来の香美市、今75歳以上がもう2割以上になっとんですわ、香美市はね。高齢化がだんだんだんだん進んでいきます。面積も広い、あっちもこっちも修繕、修理をせないかんような道路もたくさんあります。そういった中で一番ネックとなっとんがこれ人件費なんですわ。他市のまたいいところはまた見習ういうんですか、そういうこともまたアンテナを張っていただいてですね、参考にもしていただきたい思います。

これ指定管理とか民間委託、やろう思うたらできる場所は何ほもあるんじゃないですかこれ、うちも。ちなみに南国市は約5万人おります。職員数は四百十何名か二十名ぐらい、余り変わらんわけなんですわ。確かに先ほど言われたように面積は広い、支所もある。そういったことも含めてもこの今2万8,000人割っておりますわ、香美市は。こうした市民が人件費が高いんじゃないんか、そういうような各地域での声を私は取り上げさせていただいたんですわ。課長の答弁を聞きよったらですね、どんなにするんかわかりません、実際現状のままいうようなそういうニュアンスにとれるんじゃないんかと思います。どうかこれは何遍も言うようなんですけど、合併10年、そういったことを見据えてですね、改革が必要じゃないんかと。確かに、ほんなら、はい、やりますとかいうて、なかなかそういう答弁にはならん思いますけど。もう執行部の中でも総務課長、リーダーシップをとっていただいてですね、改革に向けたそういう努力、もっともって我々の目に見えるような形で示していただけたら、そんなに思いますが、再度その点について。

○議長（西村芳成君） ちょっと休憩します。

（午前9時31分 休憩）

（午前9時32分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

合併後10年がもう平成27年度で、もう目の前に見えてるわけですけども、市民目線から見たときに思い切った改革ができていないのではないかというふうに見られているというふうに織田議員がおっしゃいました。また、議員の皆様方のご提言等もいただきながら、どういった部門で民間委託できるのかというご提言なんかもいただきなが

ら、しかしながら内部的にはおっしゃるようにリーダーシップをとって改革に向けては頑張っていかなければならないとは思っております。

現状のままになるんじゃないだろうかというふうなことをおっしゃられましたけれども、やはり現状の人数がある一定は必要だろうというふうには私は思っておりますので、そこをどういうふうに人数削減に切り込んでかというところが、非常に大きなポイントであろうと思っております。本当にこれから後来年の3月、その次というふうにどんどん職員がやめていきますので、そのやめていくところにその2分の1補充ということをしたらそのまま貫くかといったら、それはなかなか難しいのではないかとこのように思っております。やはり全体的に香美市が市民サービスを低下せずに、そして一方では市民に理解も得られるような方策というのはなかなか難しいわけですがけれども、一生懸命考えながら取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） わかりました。リーダーシップをとっていききたいと、そのような答弁であるように私はお伺いさせていただきましたので、その点どうかしっかりとですね、人件費の削減に向けてどういう対応がいいのかということもまた考えていただきたいとそんなに思います。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

松尾委員長にはお世話になります。答弁者が山崎課長か思ったら全部松尾委員長になっておりますので、お聞きをさせていただきます。

県の選管は本夏、夏の参院選に向けてですね、昨年12月の衆院選、県内小選挙区の平均投票率が全国の最低53.88%であり、啓発活動に取り組んでいるとのことでございます。期日前投票所の受付業務の効率化、これは啓発活動にもつながるのではないかと私はそのように思っておりますが。昨年の衆院選での本市の投票率及び、これ期日前投票者の人数ですかね、それをちょっとお伺いして次の質問に入らせていただきます。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） おはようございます。委員長の松尾です。答弁に入ります前に少し、本日我々と一緒にいろいろ活動してます明推協のメンバーの方が朝早くから傍聴に来ていただいております。ご苦労さまでございます。今後ともひとつご協力をよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、織田議員の質問にお答えさせていただきます。私が出るべきだったかどうかちょっと私も判断できかねますが、質問があればなるべく出席するように努力をしております。質問内容によりまして課長にお願いすることもございますが、今回は私のほうで出てまいりました。課長もまだ余力があるようですので、もし議長のお許しをいただくようなことがあればですね、ご質問いただいておりますのでお答えすることができるかもしれませんのでよろしくお願いたします。

それでは、前回の衆議院議員の総選挙ですがけれども、当日の有権者数は2万3,51

1名、人口がどんどん減っておりまして当然有権者数も減ってきております。投票者数が1万3,914人ということで、率で言いますと59.18%。参考までに前回の衆議院選挙、平成21年ですがこれは70.80%と、比較対象になるかどうかなかなか中身で難しいですけどもそういう状況です。期日前投票者数は2,278名ということになっております。前回の期日前投票者数は2,578名、若干減っているという状況でございます。きょうの新聞にもちょっと出ておりましたけれども、東京都議会議員選挙が既に始まっておりまして、若干期日前の出足が悪いと、参議院選挙の前哨戦と言われながら、これは投票率が危ないんじゃないかと言われておりますので、いろいろ努力していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。これ数字的なことをお聞きしたわけなんです。この県平均からしたら大分高いようで、そういうことがおうかができるわけですが。

前回、前々回と数字を出して説明していただいたわけなんです。委員長としてこの香美市の投票の結果、そういったものはどのように捉えていますか。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 投票率の問題につきましては、同僚の議員の方々にその都度ご質問もいただいて大変いろいろ危惧はしておりまして、どうやれば香美市の投票率が上がるかということは常に考えております。ただ、何度も答弁いたしますけれども、単純に選管の努力とか明推協の努力とかいろいろ、だけでは難しい問題がありまして、結果揺れ動いております。今後ともでき得る限りのですね対策はとっていききたいと思っております。何せ限界のある部分もございますのでご理解をいただきたいと思っております。ただ、全体的にはいろんな制度が変わってきておりますので、投票率アップにつながるような制度も導入をされてきているというふうに理解をしております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 次の2番目の質問とまただんごになってもいけませんので、この対策としてですね、また委員長として具体的にこういうもんがあるぜよと、そういったものがあればまたお伺いしたい思います。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 対策をいつも聞かれて非常につらい部分もございますけれども、一応ですね香美市として行っている作業ですが、まず広報紙で啓発活動は常にやっております。選挙のたびにやっております。今回もこういう形で（資料を示しながら説明）広報紙に掲載する予定で準備をしております。それから、香北におきまして防災無線ございますので、常にこの防災無線での広報についてはその時期に行っております。それから、選挙公報を送ることになるわけですが、それに合わせて啓発用のチラシをまだできておりません、これ前回の分ですけれども（資料を示しながら説明）

こういった形で内容は少しずつその都度において変えながら一緒に送るようにしております。

それから、これは常のごさいます広報車による広報活動、それからリニューアルしましたホームページにもいろんな項目別に選挙に関するデータ、記事を載せておりますので、これも1つの要素だと思います。それから、本庁とか支所におきましては、懸垂幕において宣伝、掲示をしております。それから、きょうちょっと最初に触れさせていただきましたが明推協の方々とともにですね、大体投票日の1週間ぐらい前の日曜日に香美市全域といいますか中心部分、物部、香北、山田、量販店を中心にですね啓発グッズを配りながら一緒に啓発活動をして投票を呼びかけていると。何かいつも同じようなことを答えてて申しわけございませんが、一応今のところそういう形で考えております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。

私もネット検索等でですね、いろいろ投票率アップへのいうそういう項目でいろいろ調べさせていただいたんですが、なかなかこれは特効薬的なものはないいうんが私いろいろ調べた結果では思います。先ほど委員長のほうからですね、明推協の皆さんともどもにアップに向け活動にいそしんでいただいておりますと、そういった答弁をいただきましたので、またよろしく願いをいたします。

アップに向けてはですね、いろんな細やかな点があろうとも改善を図っていくということもまた必要になってくるということで、次の3番目の質問に移ります。

この期日前投票の効率化、私はこれ啓発、投票の啓発にもつながってくるのではないかとそういうように思っとるわけなんです。基本的な手続としてですね、選挙人は期日前投票所に出向いて投票所の入場券またはその他の手段で身分証明を行う。これは必ずこの期日前においてはですね、身分を証明できるいうんかそういったものが大事ですよということと、選挙期日にこれは投票日に投票できない、そういった見込みであることを書面で宣誓するということでありまして。すなわち、通常の投票との違いの1つは、この宣誓書を提出しなければならない点であります。この宣誓書はレジャー、買い物、観光とか簡潔な理由でよいわけなんです。このことについて公職選挙法施行令第49条の8、「選挙の当日自らが該当すると見込まれる事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない」となっております。

早い話がですね、本人の確認、そして簡潔な宣誓書の提出が必要であるということがあります。通常の投票と同じくですね、投票所入場券が既に手元にある場合、それを持参することによって本人確認とします。これは昨年12月の依光議員の答弁でも課長のほうからそういう答弁がありました。そして、まだ入場券が届いていない、または入場券を持参できなかった、忘れたよとそういった場合は他の方法、選挙人の本人であるかどうかの確認が行われるわけでありまして。

そこでですね、本市で使用されている宣誓書ももっともっと私は簡素化ができるんじゃないかと。ちょっとまたその12月の答弁で課長も改善の余地があるという、そういった旨の答弁をされておりました。これ香美市の宣誓書（資料を示しながら説明）、ちょっとこう1枚コピーさせていただいたんですが、これは5項目ありまして、ほんで私が思うにこの4項目めなんかいうたらね、交通至難の島など、（2）居住滞在、米印で具体的に記載してくださいとかいう、こういう項目なんかがあるんです。香美市には必要ないと思います。そして、これは岡山県玉野市の宣誓書、これ参考でまた聞いていただいたら思うんですが、これは先ほど言った交通至難の島など、その項目がないわけです。そして、仕事の項目、レジャー、用事等の項目、3番目として病気等、4番目として住所移転、この4項目、どれに当てはまりますかということで、このどれかを1つを選んでください、もうそれだけなんですわ。これやったら迷いようがないいうんですかね、簡単にできるんじゃないかと思います。

いろんな事例等、この宣誓書はもう県下で統一してみんな一緒になければならぬいう、そういううたい文句はない思うんですが。そういうことで次の香南市、これはホームページに設けられた宣誓書をダウンロードして、事前にですね記入して投票所に持参できる、そういった仕組みを香南市はとったわけなんです。今後そういった簡素化に向けた流れいうものはまたできてくるんじゃないかと思いますが、ちょっとその点、本市の対応をお聞きかせ願います。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） はい。宣誓書に関してのご質問ですが、前々から宣誓書をもっと簡便にわかりやすくすることは検討の1つに入っております。ただ、施行規則で一応様式というのが出ておりまして、香美市はほぼそれにのっとった様式の宣誓書を現在使っておりまして、県選管なんかともちょっと話をしておりますが、大きく外れることがなければいいのではないかとということも出ております。先ほど織田議員が言いました玉野市のやつは私も手元にちょっと持っております、大変わかりやすいという思いは持っております。ただわかりやすいんですが、例えばですね、2番にレジャー、用事とかいうところに、市外または投票区外に外出、滞在というのがあるんですが、投票区外って何やろうと。これでもやっぱりやや一般の有権者にとるとうーんというところがどうしても出ているというようなことはあります。だからどれくらいの中身にするかということも検討しながら、宣誓書については少し簡便なものにしたいと。これは市町村の連合会等でもいろんな選挙管理委員会から出ておりまして、法律、その施行規則との整合性をどううまくとるかということになるろうかと思っておりますので、検討を加えていきたいと思っております。

先ほど紹介いただきました第49条の8という公職選挙法施行令で一応理由とそれから本人が誓うという宣誓書が要るということは決まっておりますので、それとの絡みで研究を続けていきたいと思っておりますし、研究だけしててもいけませんので、具体的な踏み

込みにも入っていききたいかなと今現在思っております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） ありがとうございます。

具体的な踏み込み、内容の改善いうんですかね、そう言われれば見えますが、この質問のダウンロード、そんなものはどんなに考えとんですか。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） ダウンロードしてということですが、期日前投票についての理解を深めるために期日前投票とはとかいうこともホームページに当然載せておりますし、いろんな啓発のやつにも出ております。どんなことをするんだろうとか、どんなものを出すんだろうという疑問もおありだと思いますので、宣誓書そのものをホームページ上にアップをしてこんなものを書いていただきますというようなことを載せるというのは意義があるかなという部分もあると思いますが。ただ、かえってですね、いやあ、こういうものを書かないかんかという部分とどうかなという部分もないことはないということが1つ。それから、ダウンロードの話ですが、もちろんダウンロードをやっているところがありまして、香南市もそのようですが、ダウンロードしていただいて書くということは可能だとは思いますが、法の趣旨でいきますと、要するに織田議員も指摘しておりましたように本人確認、本人が宣誓をしているかどうかということと、重要な点は、それから事由があるかどうかというこの2点でして、本人が申請しているかどうかというのは書いて持ってきますとですね、それだけではオーケーということにはなかなかかなりにくいので、特になりすましたとか人のやつを持ってきたとかいう、これは入場券でも一緒の状況ですが、結局その場でちょっと幾つかお聞きせざるを得ないということについてはついて回りますので、どちらが簡便かと、特に年配の方、障害の方にとってはですね、どちらが簡便かというところではあるかなと。ただ、お若い方がもう一々そこで書くの面倒だから、あらかじめ書かしといてもろうたらえいということもありますので、ちょっと総合的に判断をせざるを得ないんですが、当面の今度の参議院選挙で間に合うという話ではございませんので、来年市長選挙、それから市議会議員選挙があります。それに向けて少し深く突っ込みたいとは思っております。ただ、何度も言いますように本人確認、本人が宣誓しているかどうかということの確認、もうその場で書いていただくとこれが一番間違いないことですので、これを上回るなかなか確認方法が難しい部分もありますので、そこまで言うかというレベルがありますが、やっぱり法律上は一応そういうことになっておりますので、現状ではちょっとダウンロードして書くということまですぐできるかどうか、もう1回検討したいと思っております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 委員長の答弁で本人の申請、本人の意思、そういったものがいまいち疑問を、そういうような答弁であります。確かにこの1問目の行財政改革とこれをひっくるめてですね、職員のやはり手間とか簡素化、そういったもんも必要であ

ろうし、そして高齢者なんかやったら特に身体障害の方等もおいでになると思います。何遍も昨年の答弁を言いますけど、丁寧に職員がですね丁寧に対応するし、また字がなかなか十分書けない、そういう方には代筆もしますいうて、それはもうしっかりしたそういう配慮、そういったものがなされとるということは重々わかっております。それでも書いて持ってきてですね、これあんたが書いたんですか、どうですか言うて一々それを詰めてですね、本人確認をせんといかん。それは確かにそうなんですけど、本人が投票しとうないもんが一々期日前投票に来るかどうかね、そこらも簡素化に向けての対応のやはりこの柔軟にやっていかないかんのやないか思います。厳密に言うたら、免許証とか証明書を出しなさいとか、そんなことやったら次から出してきませんわ、そら。だからそこらはですね、それは投票日当日でもそうなんです、はがき持っていったけんいうて、確かに地域の名士、そういった方がチェック機関で目を光らせとる思うんですけど、そこまで厳密に言いよったらですね、なかなかこの改革、そういったものは前へ進みません。山崎総務課長の話とうり二つみたいになってきたわけなんです。はい。時間のほうもあれなんで次へ行きますが。

そして、これ土佐市はですね、宣誓書を投票入場券の裏側に印刷をしましたよと、そういう形で簡素化を図っているということなんです、こういった事例を聞いていただいとる思うんですが、それに対する本市の対応をちょっとお聞かせ願います。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） はい。土佐市の事例についても少し問い合わせをして話は聞いております。入場券を皆さん持ってきますので、ほとんどの方が。この裏に期日前投票の宣誓書を記載したの持ってくるわけですが、大体全体の7分の6ぐらいは持ってこられてそのうちの半分は書いてないと、裏にはですね。当日入場券は持ってきたということで、結局その場で書いていただくというようなことだったらしいです。土佐市の場合はあらかじめそういうことをお知らせせずに突然やったということで、効果的にもちょっとはつきりわからないんですが。いろいろサイズの違いで事務処理上はですね、A4版のやつと小さいやつとがあってちょっと大変だったというようなことは聞いております。選挙人とか投票された方についてのこのアンケート調査とか意見を聞いているということは聞いてないので、ちょっとその辺がはつきりつかめませんが。

先ほど来から申してますように、期日前投票の宣誓書を出すということと、それから本人確認、そんなにがいと言うわけじゃないですけど、特に高齢化社会の中で合理的な方法をとるというのは1つではありますが、やっぱりあるところでは手とり足とりじゃないですけど、丁寧な対応をしていくような部分もやっぱり必要ではないかと。だから両方をこう勘案しながらやっていきたいということと、それから、さっき玉野市の例で言いましたけれど、簡単に書く内容にしたとしても疑問をやっぱりお持ちになる方、かえってわからないという方、これだったらもうめんどいしえいわという可能性も全然皆無とは言えません。その辺をこう全て総合的に検討してやりたいと思っております。

理解が進んでもう書いて持っていったら楽ですという方とか、それから、入場券には実は住所、氏名が明示をされておりまして、これを本人確認さえうまくできれば別に名前を宣誓書のほうに書かなくてもですね代用できる可能性もありますので、それはいい側面かなと思います。いろいろ言うてじゃあどうするんだと言われたら困りますけど、そういうことも含めてもう少し検討させていただきたいと。委員の中にもちょっといろいろ意見もございますので、今ちょっとこのレベルからなかなか先へは行けませんが、ちょっと今そんなことを全ていろいろ皆さんと検討してるというところでございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 私が言いたかったことは簡素化というんですかね、高齢者とか、先ほど言いましたちょっと身体障害者のな方なんかも気安うにできると。そして、この裏面に印刷ということは、香美市は香南、南国と3市が共用のネットワークシステム、そういったものを使用しておるということで、なかなかそういうシステムが入って間がないということできない、そういうような答弁でございました。ちなみに土佐市は須崎市とネットワークを共用しているそうなんですけど、特に問題はないようなそういうような話も聞いております。それで、この裏面のこの文言、確かにこれはもう当たり前のことを書かれておるんですが、これが別に宣誓書に変わったけんいうて、極端な何言うんですか変化、そういったものは私は得られないと思います。いずれにしても入場券に宣誓書を印刷するいう、そういう簡素化、それに向けて検討というんですかね、そういう捉え方でいいわけですか。その辺、山崎総務課長、3市のことは構いませんけん。はい。はい。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。織田議員のご質問にお答えします。

3市のことは構いませんとおっしゃられましたが、実はですね、以前依光議員に答弁したときに、3市の共同システムですから、そこは3市の合意でなければカスタマイズができないというふうにお答えをいたしましたけど、その後ですね、もう一度確認をいたしましたところ、基本的にはそうなんですけれども、そのシステムというのは自由度の部分があります。ほんでここの根幹の部分は当然そうなんですけれども、その中のこの部分については3市それぞれの様式が採用できるというところがありまして、おっしゃられるようにこの裏面につきましては、その部分に該当するというところで、それにつきましては前回のご質問で私が間違った答弁をしておりますので、ぜひ訂正をさせてください。

それで、それも踏まえてなんですけれども、裏面に書かれていることを今織田議員がおっしゃられましたけれども、選挙につきましては広報やホームページでもお知らせをしておりますが、自治会に入っていないなどで広報を見られていない方とか、インターネットを見ることができない方などもいらっしゃいます。高齢の方もたくさんいらっしゃいますので、そういう全ての有権者の方にそうした方法でお知らせをすることが難しいということですので、投票入場券はその点選挙人一人一人に届いておりますので、選

挙に関する情報の周知について入場券の裏面に記載することは選挙管理委員会としては大きな役割を果たしているものと考えております。そのことも勘案して今委員長が申しましたように、総合的に検討をしているという認識でよろしいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。

そしたら、最終結論としてですね、検討をしていただけるということでそういう取り方で構いませんかでしょうか。委員長どうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 議論はしております、ただ、その書く中身を玉野市みたいに非常に簡略してやる方法はどうとか、内容についても検討をしないといけませんので、もらった人が本当にわかる宣誓書みたいなものにしないといけませんので、少しその件も含めて県選管にも法律上の問題がないかどうかも含めて聞きながら、前向きに進めていければとは思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして私の質問を終わります。はい。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡です。通告に従いまして一般質問を行います。

希少な生植物の保護についてまずお尋ねをします。

平成23年12月議会において、希少な生植物の保護と育成について私から質問をさせていただきました。その直後、保護に携わっている方々から県のほうに補助金の申請がなされ、平成23年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業補助金の名目の補助をいただくことができました。それによって希少植物でありますバイカイカリソウの群生しているその地区の周囲の立木や障害物を取り除き、植物の育成のための環境整備を行ったところであります。そういうことを踏まえてお尋ねをします。

まず、1点目としまして、環境整備された今年4月、5月の開花期の実情、どんな状態だったかを行政としては見にいっているかどうか、それ以後の現地の状況等は把握しているのかどうか。また、今後育成にどのようなスタンスで向き合っていこうとしているのかをお尋ねをします。

2点目として、去年の整備に際しては、牧野植物園からも8名の方々に出向いていただき、指導も仰ぎながら地元の方々と共同で整備されたと聞いております。しかし、今年からは牧野植物園からの直接援助は見込めないとのこととあります。植物の育成には年間2回ほど雑草や木の芽や木の枝の取り除き等が必要とのこととありますが、行政からの手だて、援助は望めないかお尋ねをします。

地元の保護、見守りをしている方からは後継者の育成の要望があります。次世代に引き継いでいくためにも学校教育の中の自然環境の学習の場等に活用することや地元の保護、見守りをされている方々との行政の連携が大変必要だと思いますが、対応を伺うものであります。

次に、市営住宅についてお尋ねをします。

本市の場合、合併以前は各町村において公営住宅が維持管理されてきました。合併後は香美市営住宅として旧町村の公営住宅が管理されています。その中でも香北町、物部町内の市営住宅への入居希望者は土佐山田町に比べれば少なく、平常でも空き家があるのは理解をするものであります。しかし、土佐山田町内の市営住宅については、入居希望者は多く、平常では空き家になることはありません。しかし、昨年11月より現在まで空き家になって8カ月が過ぎようとしている住宅があります。もったいないことだと思います。行政みずからが滞納をつくり出しているのではないかとの声もあるほどですが、その点についてお尋ねをします。

この空き家の場合、入居者が亡くなり、家財道具の後片づけが終わって市に完全に返還されたのはいつなのか、その流れを聞くものであります。遺族等が直ちに家財道具の後片づけについて余力と時間がなく、空き室にして返還できなかった場合、その期間についても家賃が発生するのではないか。この事例ではどうであったのかお尋ねをします。今後同様な事例が発生した場合の市の対応を伺うものであります。8カ月も空き家で放置することは行政としていかなるものか。返還後は敏速な入居ができるよう体制を構築すべきではないですか。この事例を踏まえどのような対応を考えているのかお尋ねをします。

公園の改修の事業についてお尋ねをします。

私の居住する南組では、今年6月1日自治会の臨時総会が開催されました。住民からは何かとの思いで参加したところ、南組自治会が管理している黒土公園に対して住民の皆さんの要望を出してほしいとのこと。市からの基本的な事業の内容等の説明もないまま、それでも幾つかの要望が出されました。住民からは市の職員も出席して住民にわかるように説明責任を果たすべきとの声もありましたが、これに関してまずお尋ねをします。

今回議案第47号では、地域の元気臨時交付金事業を活用して都市公園整備、宝町公園、旭町公園、黒土公園を行うことが提案されております。この地域の臨時交付金事業の対象事業はどんなものであるのか。また、今回の指定の根拠と改修工事の内容は概略どのようなものかをお尋ねをします。

よくなることに異論はないのですが、住民から格別要望があるわけでもない公園整備に多額の資本を投入する目的はどこにあるのかお尋ねをします。

市内各所から建設課にもいろいろな要望が来ていると思われるが、それらの整合性は保たれるのですか。まず1点、この点では同じ児童公園でありながら日ノ御子の場合を

例にとれば、ここには遊具もあったけれどもこれをあるとき撤去して、現在地元のお母さん方からは遊具の設置という希望も行政のほうにも、また一般質問の中でも出されているとお聞きしますが、こういう点については3つの公園が整備された後にもそういう方向で対応、設置ということについても考えられるのか、その整合性はあるのかどうかもお尋ねをします。

事業の実施に当たっては、住民への説明責任をと合意形成に努力すべきだとは思いますが、特に南組総会の中にあった空気としましては、皆さん方に要望は出してくださいと、そのかわり決定するのは行政のほうですということ、そういう姿勢がありありと見えたわけですが、この合意形成はどのようにするのかをお尋ねをして1回目を終わります。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 片岡議員の希少野生植物の保存と育成につきましてお答えを申し上げます。

まず、1つ目の質問でございます。

本市のバイカイカリソウの群生地につきましては、平成23年度に高知県の豊かな環境づくり総合支援事業費補助金を、そして平成24年度には本市の地域づくり振興助成事業を活用いたしまして環境整備が進められております。今年の開花期にはたくさんの白い花を咲かせ、事業実施の効果があつたのではないかとこのように思っております。開花の様子は香美市のホームページでも一部紹介されておりますし、みずからも現地で確認するとともに写真も撮らせていただきました。

この花は全国各地に自生しているものの、乱獲や周辺環境悪化により今では絶滅危惧種に指定されております。また、周りの植物の背丈が高くなると勢いが次第に衰えてくるとも言われております。本年も梅雨の時期となり、周辺の雑草も繁茂するようになりました。この植物を育てるためには、周辺の除草作業が欠かせませんが、雑草とこの植物を見分けながらの作業となるため草刈り機等は使用できず、手作業での作業となるというふうに聞いております。このことだけでもこの植物を保護することは容易ではないことがわかります。これまでこの植物の保護活動を行っていただいております方々のご苦勞に頭が下がる思いでございますし、ぜひこの活動を継続していただきたいというふうに思っております。

そして、2つ目、3つ目の質問につきましては、関連性がございまして一緒に答弁をさせていただきます。

希少動植物の保護に関しましては県が所管する事務となっております、この地域の植物の保護についても今後県と対応策がないのか協議をしていきたいというふうに考えております。また、平成23年度に活用しました高知県豊かな環境づくり総合支援事業補助金につきましては、同一の事業で複数年実施したケースもあると聞いております。全く同じ内容では補助採択は難しいかもしれませんが、視点を変えることによりまして、

採択は十分可能ではないかというふうに思います。

また、市内にはアサギマダラや蛍の保護活動等、自然保護活動を実施している団体が多くございます。どの団体も地域のボランティアに支えられて活動しておりまして、バйкаカリソウの保護をこれから先継続して実施するためには、ボランティアは欠かせないものではないかというふうに思っております。

また、本市の小学生で環境学習活動を実践されております団体もございます。そういった団体やボランティア、そして地元の高知工科大学等の連携ができれば、この地域での保存活動を次世代に引き継いでいくことにもなろうかというふうに思います。

また、ボランティア等の募集につきましては、市広報を活用することも可能でございますので、ご検討をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） おはようございます。片岡議員のご質問にお答えいたします。

入居者がお亡くなりになり市営住宅が返還されるまでの流れですが、入居者がお亡くなりになり同居人がいない場合は、遺族の方等により家財道具を撤去していただきます。撤去等の確認を市職員立ち会いのもと検査を行い、鍵を返却していただいた時点で住宅の返還となります。

2番目のご質問の住宅の返還までの期間、家賃が発生するのではないかというご質問にお答えいたします。

遺族の方に室内外の荷物を撤去していただき、住宅を返還していただくまでは家賃が発生いたします。今後同様な事例が発生した場合、市としての対応はとのことですが、これまでと同様に返還月までは家賃が発生いたします。

3番目のご質問の8カ月間も空き家で放置することはいかがなものかというご質問にお答えいたします。

今回の事例では、名義人がお亡くなりになってから遺族の方から法事を済ませてから荷物を撤去させていただきたいとのご要望があり、荷物を完全に撤去するまでのめどが立たなかったために募集を早めることができず、募集開始が5月となりました。ちなみに、ご質問の住宅は平成25年1月31日付で返還いただいております。なお、敏速な入居ができる体制を構築すべきではないかとことですが、住宅の返還のたびに迅速に募集対応をしていると考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 地域の元気臨時交付金、この事業の対象事業についてお答えいたします。

今回の交付金事業で交付金の充当対象事業として認められたものは次の2点でございます。1点目として、制度要綱で定められた国の補助事業でその地方負担分、2点目と

して、単独事業で地方債対象事業ということになっております。これまでの国の臨時交付金につきましては、平成20年度から生活対策臨時交付金、経済危機対策臨時交付金、そしてきめ細やかな臨時交付金などがありました。これらの事業の用途についてでございますが、その条件は自治体の裁量に任せられておまして、修繕や補修などにも使えたといった交付金で自由度の高い交付金でございました。

一方、今回の交付金につきましては、起債の対象となる事業が対象という条件があり、単なる修繕や補修といった事業は対象にならないということになっております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 改めておはようございます。公園の改修事業についてお答えをさせていただきます。

今回の公園整備において3公園を指定した理由でございますが、都市公園法による児童公園として平成2年から3年にかけて供用を開始した公園でございます。児童公園は専ら児童の利用に供することを目的として整備をされてまいりました。少子高齢化が言われ始めた平成5年の法改正で、住民誰でも利用できる公園として街区公園に変更をされております。法に基づく公園設置から24年を経過し、遊具類の劣化、トイレ等の老朽化等が進み、塗りかえや修繕では継続して安全性、機能維持が難しくなってきました。その中で、平成25年度当初予算において公園内3公園の改修予定を編成させていただきました。その改修計画においては園内段差や排水計画、繁茂する草木の維持管理経費の削減のため園内の舗装工事修繕計画を提案をさせていただきました。その時点で、遊具や他の施設などの老朽化や取りかえが近いため再度の修繕の検討も行いましたが、今回その対象工事となる財源確保が可能な交付金が創設されたことにより再提案をさせていただいたものです。

改修工事の内容でございますが、児童公園では三種の神器と言われてましたブランコ、すべり台、砂場、そして休憩施設の見直し、健康遊具等の追加、園庭や園路植栽の再生、修景による景観形成を行います。トイレ棟につきましては、今の計画では宝町は撤去、黒土は修繕、旭町は建てかえを予定しています。

2点目のこの公園に大きな資金を投入する目的でございますが、児童公園で子どもたちが遊ばなくなった声が聞かれますが、高齢化が進む中で高齢者も集える身近な公園にしてほしいとの声も出ています。今回の公園リニューアルは地域生活者に最も身近な公園整備を行うものですが、このことは子育てだけでなく住環境整備により定住促進にもつながるものと考えております。現実に建築相談窓口においても公園隣接で選択された声もお聞きしているのも現状でございます。

3点目の住民要望との整合、各所への要望についての整合性でございますが、担当課への要望につきましては、順次振興計画や中長期主要事業等の進捗とともに可能な有利事業を検討し進めています。地域要望においても緊急性や効果を検討し、そのお答えを

させていただきます。今回の制度においては、長期事業や準備の必要性から該当する事業全ては提案はできておりませんが、振興計画に合致し、公園法改正による公園のリニューアル化はこの機会を逃すとできないと考えました。また、その他の児童福祉法等による公園につきましては、一定の将来の財政計画から危険な遊具は順次撤去するという判断をしております。

4点目の住民への説明責任、合意形成でございますが、事業の実施につきましては、設計段階から自治会等窓口になっていただいておりますが、相談していきたくて考えております。今回黒土公園は、自治会管理のため事前に修繕箇所の相談を掛けておりました。このことにつきましては大変自治会長にはお世話になったと思っております。合意形成につきましては、これからまた機会がある方法でお知らせをしていきたくて思っております。よろしく願いいたします。

- 議長（西村芳成君） 暫時休憩いたします。
（午前10時26分 休憩）
（午前10時40分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

14番、片岡守春君。

- 14番（片岡守春君） ありがとうございます。2回目の質問をします。

まず、希少植物についてお尋ねをします。平成23年12月の県議会の中で、我が党の中根佐知議員が香美市の希少植物についての保護についてお尋ねをしております。ちょっと読み上げてみます。

香美市の希少種の保護に関しては、専門家のお力を借りながら希少植物の育成状況、希少性の状況、地元の保護活動の状況等さまざまな角度から現状確認を行いたいという県の答弁です。2つ目の答弁は、その上で地域の保護活動に対して適切なアドバイス等を行いながら地元の市町村との連携を図り、地域の自主的な活動を支援してまいりたいと考えておりますということで答弁があっているんですが、県のほうとの連携は、今課長の答弁でも連絡を取り合っているということをお聞きしました。私は一口にバイカイカリソウの保護、育成ということをおっしゃるけれども、牧野植物園の方からやまた県の指定している希少植物の中で、バイカイカリソウの中でもこの香美市にあるイカリソウはサイコイカリソウということで、国内ではただ1つ群生しているという大変貴重な植物としての位置づけが大事であるということをお聞きしました。牧野植物園の職員から伺ったわけですが、そういうこともご理解しているのでしょうかお尋ねをします。

それは、やはりこれは市の財産としての位置づけということが非常に大切なのではないかと思います。その点について香美市文化財保護条例の第2条の第4項に掲げられているものの中に、「貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で」ということでいろいろ

ろと特別な物を書きあげた中で植物という項目もあるわけでございます。「植物（自生地を含む。）」ということで学術上の非常に高い価値を認めるものをこの文化財保護条例で認めるということになっておりますが、それにも匹敵するような高価な希少植物であろうかと思うのですが、その点はこの条例で定めるわけには市としてはいけないのかどうか。質問がわかるでしょうか。条例上もこれを希少植物の価値が高いものとしての認識を持てるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

今課長さんのほうからちょっと廊下でお話を聞いたところ、県のほうの補助金と市のほうからも補助を出してこのイカリソウの保護には昨年当たったということをお聞きしたのですけれども、それが永年にいうか今年もそういうことは続けてやっていけるかどうかということについて、この見守りをしている人たちは理解をされてないと私が会ったところではそのように思います。ぜひともこれは申請主義ということで、申請があれば答えますよということではなく、やっぱりこういう貴重な財産を保護していくということからいったら、市のほうもこういうことで申請していただければ補助は出せるということの手厚い立場を示す必要があるんじゃないかというように思いますがいかがでしょうか。

この見守りの方と私直接お話をさせてもらったんですけど、年間やはり2回以上はやっぱり草刈りをしなかったら、先ほどの課長の答弁でもありましたように、ほかの草のほうの生育が非常に激しくていっつも埋まっていると、今の状態でいったらなかなか見にくいほどほかの草が生い茂っているので2回の除草は必要なので、それで年間30人役ぐらいは必要やと。課長の答弁のとおり、どんだん機械で刈り取りますということではできずに、全部見分けをして希少植物を残しながらほかのものを撤去していくということなので、非常に手間のかかる仕事なので30人役ぐらいのふうたいが要るので、私の考えではシルバー人材センターとかそういうところへもお願いができて、雇用の確保というふうなことの手配なんかも行政として考えていく必要があるのではないかというように思いますがいかがでしょうか。

それから、教育の観点から言ったら、四万十市では同じように希少植物のマイヅルテンナンショウという草があちらには生息しているので、これを向こうでは四万十川自然再生協議会というものを立ち上げて守っているんですけど、そこでの教育的観点からの指導にどのようなことが行われているかということが出ておりますのでちょっとお示ししてみます。

「地元の四万十市立田野川小学校の児童に、マイヅルテンナンショウが発見された「やすらぎ公園」で授業を行いました。マイヅルテンナンショウの会の役員で、高知県の自然観察指導員でもある山崎憲男さんが「マイヅルテンナンショウとはどのような植物なのか」、「どういった保護活動をしていけばよいのか」などについて説明しました。また、幡多地域の貴重な植物についての説明もありました。マイヅルテンナンショウのほかにも、オオクサボタン、タチバナ、イヌハギなど絶滅危惧種が自生しており、こう

いった植物は水のきれいなところ、人口が少なくゴミなどの汚れが少ないところに生息するそうです。子どもたちは、四万十川辺の貴重な植物を実際に目で見ることで、より植物への親しみを覚えてくれたようです。今後もこのような地域への啓発活動を継続し、地元の方々や子どもたちにも積極的に保護育成活動に参加してもらえたらと思っています」ということです。楠目小学校や土佐山田小学校等とましてや中学校も含めてですけれども、こういう地域にある希少植物の保護についての自然環境の学習、そういうものにも使えるのではないかと思います。特にこれは勝手に行って見るというわけにはいきませんので、地域の見守りの人たちの了解も得た上でそういうことも可能ではないかと思いますが、お考えをお聞きします。

それから、市営住宅については課長のほうから全く問題はないと、8カ月なんか何も問題はないという答弁ですけれども、これ1月1日に返納されていると、部屋はね。このことについて一般、民間と同列に比較するものではないけれども、8カ月、5月に入居の募集があつて今入居者が決まっているということは知っておりますけれども、現実には8カ月近く入居はなされないということについてはよね、やはり改善する必要があるのではないかと思います。このお家についてはご当人が亡くなったということですが、普通の空室になる場合ね、事前に入居者から退去通知があるのではないか。空き室になった場合、部屋の清掃やリフォーム等があると思うが、どれほどの期間を一般的には考えているのかどうかお尋ねします。

また、高齢者でひとり入居者が多いと、このような事例はこれからも起こることが考えられます。何らかの対応策、マニュアルを考えておくべきではないかと思ひます。この事例の方にとってはよね本人が亡くなったと、それから遺族の方も非常に生活が苦しくてよね、なかなかお金を出してすぐに処分をするというようなことができなかつたということ。課長の答弁では四十九日まで待ってくれというようなことで返還されたと、けどそれは2カ月間の家賃は発生したということによね、その家賃が実際今どうなっているのかどうか。非常にこれ厳しい環境の中にあると僕は聞いております。そういうことからいっても、こういう非常に厳しい人が受け皿に立つた場合は、何らかの対応策というかその家具の不必要な物の処分とかそういうことも含めてね、行政も一定の手引というようなものを持つておく必要があるがじゃないかと思うけど、その点をお尋ねします。

公園の改修については、まだ議案も通つてない中で説明していただきましたが、わかるころはわかりました。その中で3つの公園について地元の方々と直接かかわっているのは黒土公園だけだと思います。ほかの公園2つについてよね、直接自治会がかかわっているとは私は理解していないのですけれども、そこの合意形成はどのようにするかということと、私たちの総会の中でも今まで行政のやり方の中で多くは言ったように、こういうように決まったということを持ち込んでくるのは認めないと。あくまでも当初から自治会に対してね、対等な立場で設計も含めて説明をして納得の方向をつくり上げ

ていってもらいたいという意見が強く出たのですが、その点もう一度お尋ねをします。この黒土公園以外の2つの公園については、どのような対応を考えているのかをあわせてお尋ねをします。

2回目を終わります。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 片岡議員の希少動植物の保存と育成についての2回目のご質問にお答えいたします。

まず、県との連携についてでございますが、県のほうにはですね私のほうから何回か電話をかけさせていただいたことがございますが、中根議員のほうで県議会でも質問をしていただきまして、それに対する県の回答もあったということでございますが、県サイドから市にここの地区のことに関してですね、問い合わせ等があったことは現在のところございません。やはりこういった希少な動植物、議員の話ではサイコクイカリソウですか、非常に貴重なということでございます。本当にこの貴重な植物であればですね、県の条例の中にはですね保護区に指定できる仕組みもあります。そういった保護区の指定やですね、先ほど議員のおっしゃられましたように文化財保護条例、これで指定するとかいうことでですね、指定がされた場合はですね市のほうもですね、これに対して保護活動を行っていく上での予算の措置ができる可能性も非常に高いというふうに思います。

また、市の補助金についてでございますが、市の補助につきましては、基本的にですね同一事業についての活用はだめだということにはしてありますけれども、1つその保護活動を行っていく上で例えば初年度が下草刈りをするとか、2年目にはそのボランティアを育てるためにですね資機材の購入に充てるとか、3年目は環境学習に使うとか、そういった視点を変えてですね申請を行っていただければですね、活用も可能であるというふうに思います。また、ここの管理をされている方にはですね、またお話をさせていただきたいというふうに思います。

また、小中学校との連携については、自然学習ということで連携も可能であると思います。また、それにつきましては教育委員会サイドのほうとも協議してみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 片岡議員のバイカイカリソウの群生につきまして、文化財として保護できないかというご質問でございます。

香美市内におきましては、天然記念物としてそういった植物なんかを指定されている例がございます。そういった意味合いでこの希少野生植物につきましても天然記念物として指定することも可能かと思いますが、ただそういった状況また現地をいま一度確認させていただきまして、それが実際可能かどうかは今後検討させていただきたいと思

ます。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 片岡議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の退去ですが、平成25年1月1日と言われていましたが1月31日です。それと、市営住宅の場合2月、5月、8月、11月が公募になっております。それで、今回の場合、公募する場合、広報等にやはり載せないかんもんで、2月の公募はちょっと難しく5月にいたしました。それと、家賃ですが、遺族の方から法事を済ましてから荷物を撤去させていただきたいとの要望があったもので、こちらのほうはめどが立ちませんでした。それと、それに係った減免等はまだこちらのほうでは考えておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。片岡議員の公園についての2回目のご質問にお答えをします。

3公園の2公園につきましては自治会管理ではございません。自治体責務として管理をしております。その中で今回舗装工事については事前お知らせはしておりますので、これから改修計画が変わった内容につきましては、設計段階から地域の自治会へお願いを、お話をおかけしながら進めていきたいと、そのように思っております。

○議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 片岡、終わります。

○議長（西村芳成君） 片岡守春君の質問が終わりました。

次に、11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、市民クラブ、依光美代子でございます。通告に従い、教育、防災、環境、福祉の4点について質問をさせていただきます。

最初に、子どもに関する防災マニュアルについてお伺いをいたします。

東日本大震災より早いもので2年3カ月が経過しました。この災害で多くの子どもたちが犠牲になりました。この災害が私たちに多くの教訓を与えてくれました。地震発生時、速やかに避難行動がとれるは、日ごろの備えが被害を軽減さすことを私たちに教えてくれました。

そこで、昨年6月議会の一般質問で各教育機関において避難対策を確実に実施できるようそれぞれ各校で独自の防災マニュアルが必要ではないかとの質問に対し、答弁では、市教委としてのマニュアルは当然必要であると考えているが現状では目いっぱいであり、人手不足で手が回らない状況ですということでした。確かに昨年は多くの課題があり、現場は大変だったことは十分承知をしております。しかし、地震は役場の事情を待ってくれません。いつ発生するかもわかりません。そこで、防災マニュアルづくりを一から作成となれば大変ですので、高知市のマニュアルを参考にしてはどうかと提案をさせていただきました。1年が経過しましたがその後どのように協議を行い、どこまで進んで

おりますか。平成25年度の取り組み状況についてお伺いをいたします。

最初に、市の教育委員会のマニュアルの作成状況についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 依光議員のご質問にお答えします。

この質問につきましては、昨年12月議会で千頭議員の小中学校の体育館が避難場所になったという部分につきまして一定の答弁をさせていただきました。その部分も重複しますが改めてお答えします。

昨年6月議会で質問されたその後ですね、高知市等の状況もお聞きしまして、同年9月に南海地震対策マニュアル小中学校及び学童用を市教委のほうで作成しております。それにつきまして小中学校、学童クラブへ整備し、それを配付しておると。このマニュアルにつきましては、南海地震が発生した場合に被害、混乱を最小限に抑え、児童生徒等の命を守るため初期対応、在校時、始業時、放課後、在宅時、火災発生時の初期消火活動などをうたい込んでおります。また、震災時の教職員の動員体制、避難所の開設、運営、学校教育再開に向けた対応、日常的な防火活動、児童等の心のケアなどの項目について、具体的に誰がどのような対応をするかということにつきまして、各学校で検討できるよう作成して既に配付しております。こういった部分で（資料を示しながら説明）全学校に現在あります。これが学童にも同じように配付しております。

また、同様に学校施設が避難所になった場合につきましては、既に平成23年8月ですね、香美市立小中学校避難場所開設運営マニュアル等を整備して各学校にお配りしております。それで、平成25年の市教委の取り組みにつきましては、このマニュアルに沿った分を実際に学校でどう対応、それぞれの保育所、学童クラブがどう対応していくかということにつきまして再度周知をするよう努めていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 全校にもう配付が終わっているということで安心をしたことでした。

それで、それぞれの起こったときの初動体制なんかも役割分担、そういうこともできているということでご答弁いただきました。そうしたときに課の中でその役割分担の確認はできているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 学校それぞれにつきましては教育振興課のほうでそれぞれ担当がおりますので、それで対応していくというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 学校担当がおるからそれぞれの中で。その中で緊急情報

受取係、何とか係、その役割分担、そういうことを今突然に発生したときに、この教育委員会の中で学校との対応、幼稚園との対応、そこの役割分担、そういうことの確認、それはできているでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） その件につきましてはですね、まず我々職員につきましては、学校オンリーだけではなく市の職員としての対応も求められます。ただ、その時点で学校がどういう状態であるかという確認は教育委員会が対応していくと。その中で防災対策本部の指示も受けなければならないという状態ですので、現在今のところ学校担当、それと我々職員でやっていくというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） わかりました。そしたら、次の小中学校における状況をお尋ねいたします。

学校へもうそれぞれ配付をしておるということで、昨年の状況では学校によってこうばらつきがある。その防災マニュアルが未作成のところ、それから見直しが必要などころがあるというようなご答弁でした。それにおいて現在のその状況が正されているのかどうか、状況についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

まず、学校につきましては、平成24年の4月にですね国の文科省からこういった（資料を示しながら説明）学校防災マニュアルの作成の手引というものが来ておりまして、これを既に配付しております。その後ですね、6月の議会で答弁しましたように9月に香美市独自のマニュアルをつくったと。その後、学校におきましては現在こういった（資料を示しながら説明）毎年つくらなければならない教育計画、この中に位置づけしております。

まず、香美市の小中学校におきましては、先ほど申しましたように教育計画の中に防災マニュアルを、それから児童生徒の安全を守る危機管理マニュアル等を作成しております。この内容はですね、学校安全にかかわる防犯、火災、自然災害、これは風水害、地震等を含みます。それから事件、事故、登下校にかかわること、急病人等のさまざまな予測されない危機に関しての対処、行動の指針となるものでございます。各校では、毎年度当初にこの内容についてどのように対処するかを全ての教職員が確認するとともに計画的に避難訓練を行い、児童生徒の安全を守るように努めております。特に南海トラフ地震対策につきましては、地震が起きる想定を授業中のみでなく休み時間、登下校中と変えて複数回行うなど、いつでも児童生徒や教員が適切な対処や行動ができるよう現在努めておるところです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 細部に至るまでそのマニュアルの中でこちらはえらい取り組んでおるということで、それも毎年確認ができておるという確認しながら訓練をし、また検証しながらやっておるということで安心をいたしました。

それで、少し心配なことです、学校っていうのは避難場所になりますよね。その時の対応、先ほど言われましたやっぱり初動体制っていうのは、学校が教職員がしなければならない。そのときにやっぱり避難所となれば避難者の受け込みっていうことも担っていくようになると思いますが、そこへ必要な食料や防災グッズの備蓄、そういうことも必要と思いますが、それに関してもそのマニュアルには盛り込んでいるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） まずですね、先ほど申し上げた避難所開設につきましてはですね、これは学校ではないわけですし、学校に在学中の子どもたちのための食料、そういった部分については我々のほうで準備しておりますけど、今現在防災対策課のほうからですね、ある程度の備蓄として預かってはおります。ただ、それ以後の部分につきましては防災の担当課のほうから学校へ指示が来ると、教育委員会を通して学校へ指示を出すというふうに今のところなっています。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 防災の備蓄につきましては、一定新しい被害想定も出ましたけれども、その3日掛ける3食分についてはですね、現在のところ確保はできている状況でございます、避難所等にはそこから配達する予定となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 先ほど一番最初のご答弁の中にあつたかと思えます学校が避難所となったとき、それから、その初動体制をとるのは教職員である、その初動体制は子どもたちに対してもあるけれど、やはりそこへ駆け込んでくる住民の方がいると思うがです。それは最終はまちづくり推進課、防災課のほうを担当するけれど、そこ受け入れを担うはやっぱり教職員の先生方になるけれど、その最低限の行動マニュアルというのはお考えでしょうか、その辺お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） その件につきましては、先ほどお示しましたように香美市立小中学校避難所開設運営マニュアルというものは既に配られておりますので、この中で例えば体育館はどう使うとか、職員室をどう使うとか、例えば校長室に本部を構えるとか、そういったところは既に配っております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 次の保育園についてお尋ねをいたします。

そうすると、昨年度のご答弁されたときに、学校ではばらつきがあったけど保育園のほうでは保育所、幼稚園など防災マニュアルの作成の手引、それが配付され、その後に研修会を行って防災マニュアルをつくるということで、そしたら、保育園のほうもその同じマニュアルを配付をしているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

まず、保育所、幼稚園等につきましては、これは平成24年4月高知県教育委員会がつくっております防災マニュアル作成の手引（資料を示しながら説明）、こういったものを各園に平成24年にお配りをしてしております。これに基づいてですね現在整備しております。

まず、整備済みの保育園につきまして、あけぼの保育園、片地保育園、新改保育園、美良布保育園、双葉保育園の今現在5園と、それから私立のひまわり保育園ができております。また、残りの2園は整備中でございますが、マニュアル等はできておりませんが、役割分担等は決めており毎年見直し、職員に徹底しておるという状況です。

それから、避難訓練等につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の第6条、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条におきまして、毎月1回以上実施を定められていることから、従前から月1回以上実施しております。また、平成24年度におきましては、画一的に行っていた避難訓練をですね、時間を変えたり、園外で避難したときを想定するなど場面を変えて実施しております。

今後につきましては、また平成25年度の取り組みとしましては、マニュアルの整備ができてない園については年度内完成、整備されている園につきましては訓練によって出てきた問題点を随時見直し、改正していく予定をしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） だんだんに細部にわたって確認しながら訓練、検証をやっておられるということで安心をいたしました。ぜひそのできていないところへの目配り、気配りというか確認、それを引き続いてお願いをいたします。

そしたら、次の項目の学童クラブについてお尋ねをいたします。学童クラブのほうへもそのハンドブックをできてお渡ししているということでした。前回の中で、その避難訓練をするに当たってもやっぱり学童クラブと学校との連携というのがすごく大事であるということで、しかしながら、その学童の位置づけが明確になってないためにうまくいっていない部分があるというご答弁でした。そのときに質問を行いますと、学童クラブの位置づけは防災マニュアルの作成時に明確にしていきたいという答弁でございました。ただ、明確にしていくには学童クラブの体制づくりが非常におくれている状況が見受けられるので、協議会を立ち上げて1つの形をつくっていきたいということでしたが、位置づけ、体制づくりはどこまで進んでいるのかお尋ねをいたします。

昨日の新聞にも載っていましたよね。学童のほうで勉強会、研修会を進めて深めていっているというようなことも出ておりましたが、この位置づけ、体制づくりについてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

まず、学童クラブの位置づけにつきましては、確かに防災マニュアル作成等と一緒に検討していこうという考えであります。まず初めに若干触れておきますと、今年2月ですね、香美市主催の学童クラブの研修会を行いました。その後ですね、その講師との話の中で、まず香美市で30名の指導員等の勉強する方が集まれば、それが認定講座が開設できるという情報を得ましたので、今年10月からですね、9カ月間の認定講座をやるという計画で今現在進めております。それは会場は香美市、それから高知市の前半、後半に分かれてということとなっております。そういった部分で基本的に指定管理はしておりますけど、開設しているのは香美市という認識で現在教育委員会では進めております。

それで、防災関係につきましては、先ほど申しましたように小中学校と、同様に香美市で作成した防災マニュアルを全学童クラブに配付しておると。ただですね、ここが先ほど申しましたように位置づけの問題、そういった部分がありまして、指導員の育成も必要であるという部分がありまして、まだ全部基本的にはマニュアルができておらないというのが学童クラブの現状でございます。

まず、ここにつきましては、避難訓練につきましてはですね全学童クラブにおいて年1回以上実施しております。今後におきまして、平成25年度中に現在整備している香美市防災マニュアルと、この4月にですね県教委のほうから同じような（資料を示しながら説明）防災マニュアルの作成の手引というものが来ておりますので、これに基づいて指導していきながら作成していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 学童クラブのこと、心配しておりましたがだんだんに体制づくり、それから先生の研修と進んでいるようで安心をいたしました。防災についても今年4月に県教委からのパンフレットが来たのでそれに基づいて指導していくということで、ぜひまた引き続きよろしくお願いいたします。

そしたら、次の項目に移りたいと思います。ダムの耐震診断についてお尋ねをいたします。

昨年9月議会の答弁によると、河川課が管轄する永瀬ダムの耐震診断は、業者との契約を10月下旬ごろから11月上旬ごろ行い、3月末を工期として事業を実施予定である。しかし、国が新たな指針を改訂した場合には工期を延長する可能性があるという答弁でした。国が新たな指針も出されました。本市としても見直しなども行っていると思

います。その永瀬ダムの調査は実施されたのでしょうか。実施されておればその結果についてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。依光議員のダムの耐震診断につきましてご答弁をさせていただきます。

調査の結果についてということでございますが、県河川課に確認しましたところ、昨年の秋に業務を発注し、現在調査中であるとは聞いております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 現在調査中であるということでございますが、この調査はどれぐらいの日数というか、かかるのでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。具体的な設計内容は存じておりませんが、本年度夏ごろには調査結果が出るというふうなお答えでございました。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 本年度末ということで、結構時間が…。

（まちづくり推進課長、今田博明君、自席から「夏」と発言する）

○議長（西村芳成君） 夏。

○11番（依光美代子君） 夏、ごめんなさい。失礼いたしました。夏ごろには出るということで今お聞きしました。そうしましたときに、この調査の結果、それはどういうふうに住民に知らすのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。県のほうはですね、調査結果につきましては結果が出次第県のホームページのほうにアップするというふうに聞いております。本市としましても、非常に重要な項目でございますので、永瀬ダム、そしてあわせて検査を実施しております吉野、杉田ダム、その結果が出ましたら県のほうと協議の上ですね、何らかの形で住民にお知らせをする手段がとれないかというふうには現在のところ思っておるところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 何らかの形でしたいということで、県とも協議をしてみたいということで、ぜひ一番皆さんが、この香美市の市民というのは津波は心配しなくていいんですよ。ただ、心配するのはやはりダムの崩壊、それから土砂ダムといいますかね、山崩れが入ってそれからの水のこうあふれてくる、そういうような部分でその強度、耐震診断についてすごく皆さんも関心もありますので、ぜひその調査が終わりまし

たら住民への啓発をお願いいたします。

この後に、今お答えが出たんですが吉野ダム、杉田ダム、昨年お聞きしたときには国の想定が変わるから部分的発注をして、新年度、平成25年度になったら改めてその発注を行うということでしたが、そしたらもう昨年からの診断に取り組んでいるんでしょうか。それともこの新年度になってから、その取り組み状況、吉野ダムと杉田ダム、いつごろからやって、いつごろ調査の終わるのをめどにしているのかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 両ダムにつきましても、現在調査中でありまして、本年中12月までにはですね、調査結果が出るというふうに聞いております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） この2つのダムにおいては12月ごろまでに出るということで、今私が住民にできるように協議をして進めてもらいたいということでしたが、早い段階でやっぱり全ての3つのダムが終わってからでなく、やはり8月で永瀬ダムが終わればその時点で永瀬ダムはこうこうで心配は要りませんかというような形をお願いをしたいと思います。また、2つのダムにおいては、終えてから12月ごろと言っていました、その住民への啓発をよろしくをお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

次の地球温暖化対策、地域推進計画についてお尋ねをいたします。

この地球温暖化の問題については人類共通の課題です。今年5月の新聞報道によると、温室効果ガスの世界平均濃度は観測史上最高値を更新したと報道がありました。北極海では氷の面積が80年代と比較すると半分以下に激減し、世界中で地球温暖化に伴う環境変化は予断を許さない状況となってきております。

高知県でも、ここ数年は1日の平均気温の上昇や真夏日の日数が増加しており、世界の年平均気温は2010年度気象庁の情報によるものですが、100年に当たり0.68度上昇しており、また、高知県では過去100年で1.9度上昇しているということがわかりました。この高知県については高知地方気象台の資料の数値でございます。

また、異常気象や集中豪雨など、温暖化の影響を感じずにはおれません。政府間パネルの報告によると、気候を安定させるためには温室効果ガスの削減を直ちに開始し、排出量を現在の半分以下に削減することが必要であると言われております。本市でも平成19年から地球温暖化対策実行計画に基づき、市が管理する49施設から排出される二酸化炭素の削減に努め、平成21年度に地球温暖化対策地域推進計画を策定し、市民、事業所、行政が協働のもと温暖化対策の取り組みを進めようとしております。

そこで、次の点をお伺いいたします。この地球温暖化対策地域推進計画には2012年度の短期目標を掲げております。その目標値は達成できましたか、お尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。依光議員の地球温暖化対策地域推進計画につきましてお答えを申し上げます。

短期目標は達成できたかということでございますが、本市の地球温暖化対策地域推進計画では、短期目標として2012年度には本市におけるCO₂削減量を基準年である1990年対比プラスマイナス0.0%、調査時の2007年度対比マイナス5.5%の削減を目標として設定をしております。

さて、短期目標の達成についてでございますが、検証を行うためにはさまざまな統計データや資料の収集を行い分析を行う必要があります。計画策定時に用いられた統計データにつきましても毎年実施されているわけではなく、その数値を必要とする場合、各種統計と同じ手法によりデータを収集する必要があります。この作業は膨大な事務量となります。本来ならば毎年検証し、データ分析を行うことにより削減目標に向けた取り組みの強化や現状を知ることができるのですが、現時点では検証の基礎となるデータがない状況でございます。達成、未達成の判断がついておりません。これにつきましては、高知県また近隣の町村においてもまだ検証ができていないような状況でございます。しかしながら、現在地球温暖化対策として国を挙げてCO₂削減に取り組んでいる現状から、本市においても達成できている可能性は高いのではないかと推測をしております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 調査には膨大な事務量があつてということで、本当にこの計算をするには大変なことだと思います。そこに労力を費やすっていうのは本当に大変なことですので、簡単な方法を考えていったらいいのではないかと思います。ただ、国を挙げてこの対策を今はやっております。やっぱりこの温暖化対策っていうのは、継続をすることが一番重要となってくると思います。先ほども言われました本市では実行計画のあれを見ても本市では達成できているのではないかとこのお答えでした。

私はその少し心配するのは、平成19年度から取り組みを進めてきた実行計画、毎年度検証し公表をされております。そのときに二酸化炭素の削減目標は達成されたということで公表をされております。毎年2月の広報でやっています（資料を示しながら説明）。これが状況でございます。平成19年6.5%削減ということでやっていますけど、平成20年にはかなりいってます。しかしながら、平成21年度からずっと上がってきています。平成23年度、これ庁舎ができたかげんもあって、やっぱり電気の使用量が多い。ここの平成19年度、この間に減ったのは合併により使わなくなった施設が減ったということがあろうかと思えます。この年に平成19年度にその策定をして温暖化に取り組まないかんよっていうことをやりだしたのでぐんと効果があったと思うがです。そこからがこうじわじわとこう上がってる。だから目標は達成できてるけど、皆さんの

意識はやっぱり落ちているような状況があると思うがです。これを見たときに、本当に削減って言うてるけれど、本当にこれでいいんだらうかっていうことを思うんですけど、その辺の見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） CO₂の削減につきましては、継続して啓発活動をしていく必要があると思っております。このグラフにつきましては、一定その合併後、これは香美市の市役所の事業所を対象にしていますので、合併後本当に施設の整備が進みまして、その影響によるものが多いとは思いますが、市役所の場合は。ただ、市全体にとったらですね、さまざまな国の施策の中ですね、電気器具等に関しましても省エネの家電等がかなり販売されておりますので、市全体で見た場合はですね、目標を達成できているのではないかというふうに自分も推測しておったところでございます。以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 電化製品なんかも省エネ化が進んでいるので、そういう部分では随分と違って来たとは思いますが。

ただ、少し心配をするのです。私が時々この環境問題で削減を言ったときに、終わったら後から聞こえてくるのは、依光議員は細かいこと言うね、そんなこと言わんでもみたいなことを言うんですけど。その細かいことの積み重ねがすごく大事、その小さなことがまたその地球温暖化防止になっていくがですよね。やっぱりこの数値を計算したり、そこが本当に大変やから、そこに労力をつぐことはないと思うがです。ただ、今度この地域推進計画は3者、結局行政、事業所、市民が一緒になってその活動を推進していくよ、温暖化防止に努めるよということでせっかくできたもんですから、やはり温暖化対策に向けて庁舎内でやっぱりできることから、身近でできることからやっていくということを継続していくっていうことは大事かと思えます。

その中で庁舎内でもこの環境に向けての実行計画の中では委員会があって、会をし確認をやってということがあったけど、ここしばらくはそういうお話も聞かないんですけど、その取り組み状況、計画は確かに実行計画は終わってますけどよね、やっぱり市もこんなにして温暖化防止に取り組んでるよっていう姿勢を見せていく。やはり市民への啓発、その電化製品が省エネになった、車もそうです、それが大きく助けてくださる。それから人口減少もある。だけど、みんなの意識の中にやっぱり削減せないかん、このままいくと大変だよっていう、その啓発を続けていくっていう部分が大事ではないかと思うがです。そのあたりをやはりこの庁舎内でのその取り組みの確認とか、そういうのは今現在どういう状況になっていますでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 庁舎内でもですね、やはり昼休みの電気の消灯であるとか適正なエアコン温度の設定とかいうことはお願いしておるところではござ

います。ただ、市役所内のその委員を定めての取り組みとかはですね、ちょっと現在できていないところもございますので、またこの庁舎の中の業務につきましては、現在管財課のほうがですね統計等もとるようにお願いしちゅうところですけども。そういった管財課とも連携しましてですね、またどういった対策ができるか、今後も引き続き検討していきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 管財課ともね、今後の取り組みを検討していきたいというご答弁でした。ぜひ簡単にできることを取り組んでいったら無理なくいくんではないか。それと、取り組んだ結果、二酸化炭素の排出量をといたらとてもじゃないから、例えば電気だとか燃料の使用量を1年間の、市役所はこういうことを地球温暖化対策に取り組んで、電気量をこれだけ削減できましたとかいうようなことだったら簡単にできるんではないかと思います。やはり、この市役所が住民に対して温暖化防止に取り組んでいるということを見せていくっていうことが大事ではないかと思います。

実行計画の中に、任意の取り組みであったけれど、ああいうことはすぐできるんではないかということちょっと見たんですが、幾つか事例を挙げてみますと、空調のフィルターを月一、二回掃除する。これって節電になりますよね。今こういうことができていかなっていうことを思いました。それができているのかなっていうことと、また、空調を閉館1時間前にとめるとなっています。それは絶対無理な話だと思います。これには少し無理がありますが、せめて残業しない課で5時にとめる。あと数分ですから。そういうことも可能、そういうことでまた節電にもなり、地球温暖化防止にもなっていくんじゃないかと思います。

この後質問しますがノー残業デー、そういう日が決まればまたその日には5時に全館とめるだとか、そういうことをすれば大きく効果も出てくるんじゃないかと思います。それと、非常に残念だなと思うのは、1度トイレのハンドドライヤーをとめていましたが、支障はなかったと思います。だから、今後は職員はできるだけ来客の人には強制ができませんけど、職員の皆さんだけでもハンカチを使うようにすればこの温室効果ガス削減になりますので、簡単な取り組みから始めるところからぜひ検討をお願いしたいと思います。先ほど管財課とも検討をされるということでしたので、そういった点でまた検討をお願いし、次の質問へ移りたいと思います。

○議長（西村芳成君） ちょっと待ってください。

（午前11時40分 休憩）

（午前11時40分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。どうぞ。

○11番（依光美代子君） それでは、次の温暖化防止対策は行政だけでなく、市民、事業所の3者の協働による取り組みが必要です。推進計画の中期目標に向けて温室効果ガス削減のために取り組む施策を重点施策として4項目を掲げています。進捗状況につ

いてお伺いをいたします。

最初に、未来のためにみんなでエコライフづくりの施策の1つとして市民への意識啓発の普及を掲げています。特に本市では、民生部門の二酸化炭素の排出量が多く、家電製品の普及や大型化、また自家用車の増加などによる二酸化炭素の排出量は増加傾向にあることから、温暖化防止には一般家庭での地球温暖化対策への取り組みが特に必要と考えます。市民への意識啓発の普及はどのように進めておられますか。進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

市民への意識啓発につきましては、香美市ホームページや広報、また地球温暖化防止活動推進員の皆様のご協力も得てコツ（CO₂）・コツ（CO₂）電気削減コンテストの開催や、小中学校での環境学習の実施等により啓発に努めております。

また、民間テレビ局のエコ関係の番組でも本市で実施されているさまざまな取り組みが紹介されておりまして、市民のエコに関する意識は以前より随分高くなってきているのではないかと感じております。このようなエコ活動は継続して実施することが重要だと思いますので、今後も継続して啓発活動に努めていきたいと思っております。

課題、問題点につきましては、先ほど申しましたようにまだ現状分析ができてませんので、どこが問題点であるかっていうのが明確になっていないことからですね、現在の段階では不明なような状況でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 市民への意識啓発はできているというご答弁でしたが、年に1回この地球温暖化に、過去をちょっと見てみましたが普及の掲載がありました。市民の意識も確かにいろんな場面でその地球温暖化が進んでいるって言うことで言われてますが、その地球温暖化が進みゆうよねという意識はあるけど意識あるかな？受けとめていないと思う。ここの頭の上を通っているって言うような状況だと思うがです。やっぱりその啓発の工夫って言うか、もう少し積極的にやっていくべきではないかと思っておりますが、その辺現状でいいと思うのでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。広報の紙面等を活用するのが一番住民向けにはえいと思うんですけども、紙面の都合もありますんで、年に何回もですね掲載することは難しい部分もあるかと思っております。工夫ということでございますが、協議会等も設置しておりますんで、その中でもですねどういった啓発ができるのかって言うこともまた委員さんの意見も伺いましてですね、生かしていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 市民への啓発の部分ですが、協議会のほうでもね、済みません。私は委員でありながらここ半年からよう参加してなくて申しわけないんですが、団体の力を借る、そういったことは考えておられないでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。団体のお力を借るっていうのは非常に重要なことだと思います。それは1つの啓発のヒントになってくると思いますんで、また今後検討してみたいと思います。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） そしたら、次の項目に移ります。

次は、香美市を支えるエコエネルギーづくりとして自然エネルギーの利用において、太陽光発電の導入を2020年度までに現在の10倍に当たる1,320件の導入を目指すとなっています。現状で目標を達成できますか、とても心配をします。お聞かせください。今後の見通しについてもあわせて見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えします。

本市におけます太陽光発電に伴う電力事業者との電力受給契約数は、平成25年3月末で403件となっており、2020年目標値の1,320件に対する達成率は約30.5%となっております。原子力発電所の事故以降、国も再生可能エネルギーへのシフトを進めており、住民の皆様も自然エネルギーに対する関心が非常に高まっております。また、震災時の非常用電力としても今後活用が期待されていることから、2020年の目標値の1,320件につきましては、十分達成が可能であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 目標達成が可能であると。この太陽光発電の導入を推進するために補助金制度をずっとやっておりますが、そうすれば今後の見通しについてもこれ達成できるまでは引き続き行うということでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。補助金につきましては、担当課だけの思いではいきませんので、財政担当課とも相談しながら、また太陽光発電装置そのものもですね、非常に今安価になりつつあります。また、現在はですね、補助がなくてもですね10年たてばもとが取り戻せるといったような状況もあるようですんで、相対的に協議しましてですね、継続するかどうかっていうのはですね、今後決定していきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） そうですね、財政的なことは担当課だけではできない

ということもあろうかと思えます。そこで、市長の見解をちょっとお尋ねしたいんですが、計画を立てたらやはり財政的裏づけっていうのは必要ではないかと思えます、計画との財政的整合性について市長の見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。今課長が申したとおりでありますので、今後の状況を見ながらそうしたことについて方針を立てていくことになろうと思えます。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 今の状況を鑑みながら今後の方針を立てていくということですが、計画があるんですから、やっぱり計画に準じて達成できることがその基礎になると思うがです。やはりその計画、何のために立てたかにならないように、計画との整合性を基本に考えていただきたいと思えます。

それでは、次の項目に移ります。

共存できるエコ環境づくりとして、ノーカーデーやノー残業デーの推進を掲げています。ただ、このノーカーデーについては、この香美市の状況では、中山間が多く公共交通機関の利用や自転車や徒歩による移動が制限をされます。そこで、ノーカーデーと乗り合わせ通勤の併用をすることで自家用車の稼働率の低減は考えられますので、やり方、取り組み方にはいろんな工夫が必要だとは思いますが、そのノーカーデーやノー残業デーはいつから取り組みを始めるのかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

ノーカーデーやノー残業デーの推進につきましては、高知県全体で取り組む必要もあるのではないかとこのように思います。ノーカーデーにつきましては、現在高知県地球温暖化防止県民会議においても、高知県エコ通勤ウィークを設定をして取り組みが進められておまして、本年度も実施する計画となっております。

また、ノー残業デーにつきましては、事業者ごとに実施が必要で、県を挙げての取り組みをしなければ曜日を定めての全体的な取り組みに発展させることは難しいかもしれません。市役所でも以前は時間外の削減のために水曜日をノー残業デーとして取り組んでおりましたが、業務の増とともに自然消滅をしていったような経緯もございます。今後はですね、時間外手当削減とともにですね、CO₂削減といった視点も加えまして、関係部署とも協議したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） ノーカーデーの取り組みですが、ぜひ月に1回とか偶数月でもいいじゃないですか。これをやることでその公共交通が届いてない部分から通っている人もあろうかと思う。今現在乗っている人だけでも対象に日を決めて年に何回か、それがまた香美市の公共交通の推進、利用、活用にもなると思うがです。やはりそうい

うことに市行政の職員から公共交通を利用して、また、そのことが地球温暖化防止にもつながるそういった取り組みをしているっていう方策が必要ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） まず、市民の方には行政みずからっていうスタンスは大事やと思います。また検討させていただきたいというように思います。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） それから、ノー残業デーについてですが、水曜日にやっていたけど、本当に自然消滅というか事務量が膨大になってできないということでありました。本当に皆さんの事務量が年々ふえてきているようで、なぜか限られた課、人に偏って大変さを背負っている部分があってご苦労さまという気持ちを感じております。

それで、毎週っていうたらもうとてもではないと思うがです。今の事務量を考えたときに、やはり残業はしないように事務の効率化、そういうことを図っていかなければいけないので、やむを得ないかもわかりませんが、月1度そういう日をこしらえてみてはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。週に1回、ノー残業デーをつくっても、これを月に1度つくってもできないところはあると思います。まずはやはり先ほど申しましたように、過去に水曜ノー残業デーを実施した経緯もございますので、関係します総務課とのほうとも話しましてですね、実施が可能なようでしたらですね、ぜひやってみたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） それでは、次の項目に進んでいきます。

香美市の資源でエコまちづくりとしてごみの分別やリサイクルの推進を掲げています。このごみの処理については、毎年市長の諸般の報告の中で削減をされているということで報告をされております。こういう状況で（資料を示しながら説明）この香美市が一番この3市の中で低いです、排出量、それはやっぱりその取り組みが効果を出しているっていうようには思います。

確かに排出量が少なくなっていますが、このごみには特に含水量が高い生ごみや廃プラスチック、こういうものの焼却には大量の化石燃料が投入されるため、温室効果ガス排出には大きく影響を及ぼしています。そのためにもごみ削減っていうことが、すごくその地球温暖化防止に効果があることと思います。

ただ1つ心配をするんですが、ごみが削減できた削減できたということで報告をされておりますが人口減少、そういったことを加味しているのでしょうか。また、分別の中では蛍光管や乾電池、ここが増加傾向ではないかと思います。確かにLEDに切りかえ

たのもあると思います。それで、電池を使うものがふえた、電池になったということもあるが、この庁舎ができてこの北側の入り口にも受け入れ場所がありますが、休み明けなんかは特にな、日によって一挙にドーンと同じ物を持ってきているんですね。えっ、個人の家庭でこんなに出るのっていうことをちょっと感じるんです。この辺の状況なんかをどのように分析をしているのでしょうか。それと、やっぱりこのごみ削減についての見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。可燃ごみにつきましては、住民の皆様のご協力により昨年度と比較し94トンが削減をされております。お礼を申し上げたいというふうに思います。

本市では、コンポストや生ごみ処理機に対して合併当初から助成を行ってございまして、毎年多くの方に利用していただいております。また、住民の皆様への周知につきましても広報やホームページにより実施してございまして、少なからず効果が出てきているのではないかとこのように推測してございます。

しかしながら、住民の皆様によってはこのコンポストに限りましては住宅の事情により設置できなかつたり、また、農作物を栽培されない方は堆肥化されたものをどうするのか等の問題もございまして。これらの問題が解決される取り組みができれば、さらなる普及とごみの減量化が期待できるのではないかとこのように考えてございます。

また、その蛍光灯等につきましては、一定ふえておりますけれども、それにつきましては、依光議員の申されましたように、やはりLED化への切りかえ等の影響もあるのではないかとこのように思います。

それから、市の北の入り口にも置いておりますけれども、住民の方が持ってきていただいておりますけれども、それがちょっと業務用なのか家庭用なのかというところまではですね、常時職員がおるわけではございませんので確認はできておりませんが、中には事業所から持ち込まれたんじゃないかとこのようにとられる部分も確かにあることは間違いありません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） この蛍光灯について私は少し気になる。事業所が持ってきてるのではない、証拠がないから言えない。ここへの対策をやっぱり注視していく、受け込みの状況を監視していく、そういうことをぜひしていただきたいと思います。

それから、生ごみですが、生ごみの削減はやっぱり堆肥にすることで自家用として利用できる。先ほども言われましたけど、推進をしているってことでコンポストなりばかしの容器の利用をやっていますが、ぐんと以前から言うたら少なくなってます。それをまだ知らない人もその啓発が行き渡ってないって、ここも啓発になろうかと思えます。この生ごみのコンポスト化を今以上に普及させることが必要と考えます。香美市は

条件的にも畑、土地を持っている方が多いんですよ。この町なかでは無理ですけど、そういった方に勧めるっていう意味でも大きく削減できる。ただ、この取り組みをしたときにいろんな問題点が出てくるんです。ウジが湧いたり、においが発生したりとか、そういうことの相談窓口、電話をかけても誰が出ててもその対応ができる、そういうことが必要と思いますが、今の状況はどんなになってますでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 私が来てからはですね、そのような問い合わせがあったようには記憶はしておりません。確かにコンポストを使った場合はですね、夏場に関しましては中で腐敗処理が進みますんで、そういったウジとかが発生することは確かでございます。ただ、ふたをあけなければ周辺にそれほどにおいが出るというふうには認識はしておりません。

ちなみにですね、香美市が補助を続けておりますけれども、これ土佐山田が平成2年から始めたもので、昨年度末までの間にコンポスターが748台、EMサポートが544件、電気式処理容器が243件のあわせて1,535件に対して補助を行っておるような状況で、かなり普及は進んでおるといふふうには自分は認識をしておりますけれど。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） この普及がかなり進んでいるということで、そうすれば生ごみのコンポスト化はこれ以上進めんでも今の状況でいいというお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 進めないのではなくてですね、継続してやっていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 継続。この可燃ごみの中のこの生ごみ、昨年、おとしになりますかね、水分を除くだけでも随分違う、その年にかなりのごみの削減ができました。そこにもやっぱりごみを削減しましょうっていう声が出ていうのがすごく大事になってこようかと思えます。ほんで、確かに台数もふえてきて合計数はふえてきておりますが、私は数人の方に以前平成13年度からずっと平成17年、平成18年ぐらいまで合併できるまでこの推進を市民団体と一緒にやってきました。その後自分たちはようしないんですけど、その方たちに今回質問するに当たってまだ続けてますかっていうこと言ったら、やっぱりいろんな問題点が起きたときに相談するところがない。わからないっていうことで、やまってきているっていう現状があるがです。それと、やっぱりごみ削減に取り組みましようっていう働きかけ、旗振り役そういったことをやっていくことが皆さんにまた啓発の意識を、削減の意識を呼び起こすことにつながっていくかと思えます。ぜひそういった取り組み、例えばそのごみでしたらコンポスト化で削減する。あとは手の平1杯のごみ削減。これでしたら1世帯で1杯のごみ削減って可能ですよね。それを呼びかけたら、これぐらいだったらできるねって皆さんの意識の中には出

てくると思うがですよ。生ごみでしたら二、三百あります。200グラムとしたら1年間で133トン、今の世帯数でやれば削減できます。そういう大きな効果もありますが、そういうことをやるおつもりはないでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） ちょっと現状ではですね、そこまで考えが及んでいないところがございますが、例えばコンポストに関しましてもですね、先ほど設置できない問題点もあるというふうに言いましたけれども、例えば地域単位でコンポスト等を設置しまして、管理を行い有機肥料を配付する。エコステーションのようなこれに限った取り組みができればですね、かなり普及も進むのではないかというふうにも思いますし、また、どっかモデル的にですね、やれるくがあったらですねいいなというふうにも思っております。既存の協議会の中でもですね、そういった取り組みができないかどうかをまた検討してみたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） この問題終わりですか。次に移りますか。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 済みません。それと、ごみについての相談はほとんどないってことですが、こういう取り組みをやっている人はどこに聞いていいかわからんってことが多くあります。ぜひまちづくり推進課環境対策班の窓口でそういう対応をしますってというような取り組みができないものでしょうか。1つのマニュアルがあればその電話に誰が来てもそのことに対して答えれるってというような取り組みはできないものでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。当然この補助金を出しておるところはまちづくり推進課の環境対策班でございますので、そのような問い合わせがありました場合は環境対策班のほうが窓口となって対応を現在もしておりますし、これからも続けていきたいというふうに思います。また市民のほうにもですね、相談窓口として何らかの形で広報できればというふうには思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 昼食のため休憩いたします。

（午後 0時05分 休憩）

（午後 1時10分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光美代子です。午前中に引き続いて質問をさせていただきます。

この焼却ごみの中には多くの紙製容器包装が含まれています。この紙製容器包装の収集を行えば焼却ごみが大幅に削減できると思いますが、この収集ができないか見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

ご質問の紙製容器包装とは、箱及びケース、カップ型の容器及びコップ、皿、袋など商品の容器のうち紙製の物で、段ボール製の物及び飲料用紙パックは除かれます。現在、紙類の回収は指定日に新聞、チラシ、段ボール、雑誌、牛乳パックに分け、ひもで縛って出すようになっております。その後、収集業者により古紙としてリサイクルされておりました。昨年はこの項目で563トンが収集されております。この紙製容器包装の分別収集を実施しますと、さらにリサイクルの量がふえることは予想されるところでございます。しかしながら、現在は昔と異なり分別が多種、複雑となっていることから、市民の方からの問い合わせや各ステーションでは入れ間違いによる未回収が絶えないような状況でございます。また、分別に対して無理であるとか困難であるとかの苦情も多く寄せられているような現状でございます。分別は市民の皆様のご協力があってこそ可能となるものであり、このような状況でさらに分別を複雑化すると、今以上に混乱を招くおそれがございます。紙製容器包装の分別につきましては前向きに検討したいと思っておりますが、現状の分別が十分に定着した後に具体的な導入時期等につきましては検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 次の質問に移ります。

当初にその運用の点検とか公表がまだそこに向けてないというご答弁でした。ぜひこの次公表するときには、午前中にも申しましたが二酸化炭素排出量でなく電気量や燃料の使用量の比較、それだと割と簡単に取り組めるのではないかと思います。そして、空白欄にやっぱりその掲載するとき、その時期に取り組める温暖化対策を掲載すれば一石二鳥になるのではないかと思います。そのような方法はできないものでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

地球温暖化対策地域推進計画の運用状況の点検につきましては、手前にも申し上げましたとおり検証ができておりませんので、まだ公表には至っておりません。要因として、莫大な集計作業が必要なこととデータの分析、評価、反映には極めて専門的な知識を要するためでございます。しかしながら、この計画につきましても、PDCAサイクルの手法を用いての計画の管理や市民への公表も必要であることから、業務の専門的な機関への委託等も検討してみたいというふうに考えております。また、先ほど依光議

員がおっしゃいましたように、もっと簡単な方法でできる手段もありますので、あわせて研究してみたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 以上で推進計画については終わります。

次に、最後の質問事項で地域福祉計画、地域福祉活動計画についてお尋ねをいたします。

この計画は地域の福祉ニーズが多様化してきており、公的機関だけでは解決できなくなってきていますので、そこをカバーするために従来の香美市や社会福祉協議会の取り組みに合わせ、地域住民を巻き込み、3者の連携により地域福祉のまちづくりを推進しようとするものです。しかし、その地域は急速な少子高齢化や過疎化が進み、また隣近所の関係も希薄化しており、地域のつながりや支え合いができなくなっている状況です。

そこで、地域へコーディネーター職員を配置し、住民の困り事や地域のニーズを受けとめ、困っている住民、例えば子どもや障害のある人、独居老人など支援の必要な人などが地域で孤立しないよう問題解決に向け行政への橋渡しや地域での支え合いができる仕組みづくりをお手伝いしてもらおう役割、またつなぎ役がこのコーディネーター職員ですよ、確認です。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 地域福祉計画について依光議員の質問にお答えします。

確認ですということのご質問ですが、そうですと行ってしまえばそのままなんですけども、一応コーディネーター職員についてのどのような人材かということでご質問の通告をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

コーディネーター職員については、計画書の重点施策28ページに記述してありますように、地域福祉の推進には住民による主体的な活動と行政や民間の多様な主体が協働しながらそれぞれの役割を果たしていくことが大切です。そのためには課題やニーズを発見し受けとめ、地域の資源をつないでいく地域での生活を支えるネットワーク中心になる人材というように考えております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 地域を中心になる人材がこのコーディネーター職員の役割であるということで、このコーディネーター職員の役割がこの事業の鍵を大きく握っていると思います。その人材っていうのは前議会で社協のほうでやってもらうということでしたが、それを担える適任者というか、どういった方がおられるんでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 現在は社協の職員がそれぞれコーディネーター役として職務に当たっていただいているというように考えております。この計画を立てることによって、できたら専門でコーディネーター役をやっていただきたかったわけですが、

これまでどおり兼務ということのコーディネート役として地域福祉活動を行っていくということになるかと思えます。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 社協の職員が地域を知っているということで、やっぱりそういう人でないと務まらないので引き続き兼務でやってもらうということでございましたが、現在の社協の職員さんは現事業で目いっぱいだと思います。やっぱりこの地域コーディネート職員さんというのは、やっぱり地域住民に何かあるときにその地域、その地域が1つの方向に動いてもらうためにはどうするかが必要となってきます。先ほども申しましたが、地域のニーズを聞き取り行政へつなげ、また地域で支え合いができる仕組みづくりをお手伝いできる人材でなくてはなりません。地域の住民に寄り添っていける人材でないと、ちょっと行ってすぐ帰るではできません。専任の職員が必要ではないでしょうか。先ほど専任ではなく兼務でやっていけるというご答弁でしたが、現状でも社協の仕事、かなりもう目いっぱいのように感じるんですが、兼務で大丈夫と言われるのでしょうか。それで大丈夫であればどういう部分をもって大丈夫なのか、専任でなくても兼務でやれるというのかの見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 兼任でも大丈夫ということではなくて、専門のコーディネート役の職員を希望をしておりましたが、平成25年度については現状の職員体制での対応となったということでございます。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） とすれば、今現在は兼任でいくけれど、状況を鑑みて専任の職員を必要とするというふうに捉えていいのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 現状ではこれまでどおりの体制ということになりましたけれども、今後将来的には専門のコーディネート役を引き続き配置するような体制を要望していきたいというようには考えております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 少し心配をするのですが、社協の方が地域を知っているという部分ではとてもいいことだと思います。やはりそこに適任者がおればいいですが、なかなかその地域へ入って地域のニーズを捉える時間的なこともすごくかかるんですよ。兼任でできるようなこのコーディネート職っていうのはできないって思うがです。その辺がちょっと理解に苦しむんですが。それと、今おる職員が抜ける、その部分のこの地域福祉づくりの役割、地域とのつなぎ役としてその職員がそこへ抜けると、その方が今まで担当してきた仕事ができなくなります。その抜けた部分への人材の配置や人を雇用するためのその財政的支援、そういうのはそしたらできておるのでしょうか、見解をお聞かせください。

- 議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。
- 福祉事務所長（岡本明弘君） 平成24年度までの体制と同じような体制ということにはなっておりますので、プラスアルファの体制にはなっておりません。ほんで平成24年度までと同じような体制ということです。
- 議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。
- 11番（依光美代子君） 平成24年度と同じ体制ということですが、1人の職員さんが今まで目いっぱい、決してそこに余裕がなかった、なかったのにその方がもう1つ新たな仕事を抱えながらやる。とすれば当然にできない部分が出てくるっていうように思うがです。ほんで今年の社協の当初予算を見たら約450万円減額になってますよね。そこに何かほかの事業が廃止しているかもわかりませんが、計画の説明のとき今までやってきたことを続けながら醸成さすというのであれば、やっぱり予算も必要ではないでしょうか。しっかりと醸成させてから切り離しができるようになれば、それは減額もいいとは思いますが、今はその時期ではないと思います。現在の予算で実施できると考えておられますか、見解をお聞かせください。
- 議長（西村芳成君） ちょっと休憩します。
（午後 1時25分 休憩）
（午後 1時26分 再開）
- 議長（西村芳成君） 正場に復します。
福祉事務所長、岡本明弘君。
- 福祉事務所長（岡本明弘君） 平成24年度と平成25年度の委託料が数百万円ぐらい減額になってはおりますが、人員体制は同じ人員体制ですので、平成24年度いた正職員が退職されて平成25年度も引き続き雇用となっておりますので、その部分がほとんど減額になっているというように考えております。
- 議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。
- 11番（依光美代子君） そしたら、次の質問に移ります。
この事業を具体的に推進するに当たり、それぞれ項目ごとに地域住民、香美市、社会福祉協議会の3者の役割を明記しております。香美市や社協での役割については組織内でこの計画に基づき話し合いを行い進めることは可能でしょう。しかし、この地域住民の役割、順番に役割を羅列してありますが、どのようにして住民にそのような気持ちになってもらうのか見解をお聞かせください。
- 議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。
- 福祉事務所長（岡本明弘君） 現在地域を大きく見た場合、地域福祉活動を行っている地域には継続をお願いし、地域の集いがない、あるいは薄い地域には何らかの支援が必要と考えております。地域によって成り立ちや社会環境がさまざま課題もそれぞれ違っています。現在行われている地域での集いや地域のつながりを大事にしながら、そのような気になっている方もいると思いますので、その方々を巻き込み、横にはって

いくような拡大をしていきたいと思ひますし、地域に集いの場がない地域でも隣近所とのつき合いやかかわりはあると思ひれますので、そのような小さな芽を大事にしながら地域の輪が広がっていくように支援をしていきたいと思ひます。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） その集いの場がないところのその地域のつながりを大事にしていきたいということですが、そういった地域に掘り起こしをしていかんといけませんよね。そのときにやっぱりこの地域住民のその役割、それぞれの地域住民がそのような気持ちになってこそ前へ進むと思ひますが、ほんでここでもやっぱりこのコーディネーター役の職員さんがポイントになるかと思ひますが、今活動している地域っていうのは、その気持ちになって動いているからできてるかと思ひますよね。けど、この計画を推進するに当たって推進しなければならないからこの計画をつくり、そこに住民の役割を書いているかと思ひますよね。やっぱりどうすれば住民にその気になってもらうのか。やはり決して住民をその気にするのではないと思ひますが、するとなればそれは押しつけであって長続きをしないと思ひますが、いかにその気にさす、それが確実にできないと前へ進まないように思ひますが、再度見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 今までもいろんな集いとか組織づくりとかいうことで行われてきております。結果的に集いの場ができなかったりとか、組織ができなかったりとかいうことはあるかと思ひますが、最初に申しましたように隣近所のつき合いは最低でもあるかと思ひますので、そういった小さな芽を大事にしながらそのコーディネート役が中へ入って行って、輪をつくり上げていくようにはせないかというようには考へます。これまで地域福祉活動が香美市全体として行われてきた、さまざまな形として行われてきていると思ひますが、この計画書をつくることによって、策定することによってですね、みんなで地域福祉計画、地域福祉活動をやっていきましょうという行政からの呼びかけと今回なつたと思ひますので、こういった啓発、周知をすることで醸成を、何と言ひますか機運が醸成されていくのではないかというようには考へております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 住民の機運がこの啓発によって醸成していくと考へているということですが、少し私は心配するのですが、この本気度がこの取り組みで感じられないかと思ひます。前議会で同僚議員の質問でこの計画について問われたときに、計画ができたからといってすぐにできるものではありません。今までやってきたことを続け醸成させていくもので、格段によくはならない。先ほどご答弁いろいろいただきました。まさにそれだと思ひますが、こっから一歩入り込まないと計画は進んでいかんと思ひますが、計画が絵に描いた餅でいいんでしょうか。それであれば経費や時間の無駄ではないんでしょうか。再度お尋ねをします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 前回格段にはよくなるまいだろうというようには答弁させてもらいましたが、この地域福祉、地域福祉活動については、今までも行われてきておったと思いますし、先ほど言いましたように計画書をつくることによって周知啓発ができるというように思いますので、飛躍的なその地域福祉がよくなるということではなくて、少しずつでもその広がりをもって進めていけるような形にはなるかとは思っています。

最初に答弁させてもらいましたように、専門のプラスアルファで専門のコーディネート役ができれば、もう少し駆け足でも進んでいくかとは思いますが、歩みが遅いかも知れませんが、これまでの状態を充実していけるようにはしていきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 確かにこれは課長が言われる専門的な人がおってこそ広がりがあると思うがですね。この計画ができたことでさあみんなで作らしようというための計画だということをおっしゃいましたけど、この計画に地域住民の役割がこうだっていうことは地域住民はわかってませんよね。それはどういうふうにそこは伝えていき、広めていくおつもりでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 計画書ができましたので、今回概要版を全戸配布させていただきました。こういったようにこれからは広報でいろんな地域福祉のその取り組みなんかを紹介をして啓発をしていきたいというようには考えております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 書き物だけの広報っていうのは意外と住民も見てませんので、ぜひ地域へ足を運んでっていうことをさらに広げることをお願いしまして次の質問に移らせていただきます。

最後の質問ですが、地域の担い手の育成についてお伺いしたいと思います。この地域福祉を地域で充実させるためには地域福祉を支える担い手を育成しなければなりません。放っておいては地域から私がすると手が挙がるものではありません。新たな人材への呼びかけや育成はどのようにして行うのでしょうか、お聞かせください。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） そもそもその地域福祉活動は地域住民が主人公となって行うもので、行政や社協は下支えの役目であり、車で言う両輪となり、地域住民がハンドルを持ち実際に進んでいく、活動をしていくものと考えております。

現在いろいろな民間組織があります。例えば民生児童委員協議会があり、食生活改善推進協議会、婦人会、その他さまざまな組織やボランティア団体があり、それぞれで活動をしています。地域福祉活動の中心的な組織として活動していただいていると考えて

おります。それらの組織の中にも新たな担い手が育っていると思います。一方で小中学校では、児童生徒を対象に福祉教育を行っていただいておりますので、将来を担う若い世代の育成も行われていると考えております。

そして、これまで行ってきた介護予防教室の開催、認知症サポーター養成講座、傾聴ボランティア養成講座、香美市はつらつ体操の研修ほか、さまざまな研修や講座をこれからも開催して人材の育成に努めていきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 地域でそれぞれ育っていると思うと、いろんな講座をして呼びかけてそれに来てもらうということですごく大事なことです。その地域で何か困り事、この計画を推進するに当たってはやっぱり地域で何かあったときにその地域で支える、行政で支えるものは支えて日ごろのことは地域で支える、隣近所で支えるというための計画だと思うがです。としたときに、やっぱりその地域での人材を発掘していくっていうことをしていかなければならないと思うがです。その部分はどうしてする。講習は確かに広報だとかそういうのに載せて応募をかけるようにはなるんですけど、そのところはちょっと私が今の答弁では理解できないんですが、地域でのその人材発掘にはどのように担当課としてされるのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 1回目にお答えさせていただいたとおりなんですけれども、ちょっとそれが先ほどのご質問ちょっとよくわかりませんが。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 済みません。私の質問がわからないということ。

この地域福祉を支えるに当たって、行政と地域とつなぐのにコーディネーター役がありますよね。それだけではなく、やっぱりそこへ地域にその人材がおり、そのコーディネーター役がいつもそこにおりませんよね。だから地域にその担い手を育てながら、その人が日ごろはその隣近所の困り事を早くにキャッチしてコーディネーターもしくは行政へつなぐ、その最初のそういう仕組みができる仕組みづくりを職員さんがするのでしょう。やっぱり人材はまだできてませんよね。その人材の掘り起こしにはどういう働きかけをしていくのかをお聞きしているんです。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） そういった人材の発掘等については、コーディネーター職員がかかわっていくようにはなろうかとは思っています。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） そしたら、このコーディネーター役がその地域でそういう人を発掘するとなれば、ますますこのコーディネーター役が大変というか仕事量ってのがふえてくるんですけど、決して今ずっと答弁を聞いてたら兼任できる仕事ではないと思うんですけど、これは現場とも話し合いの上兼任できるとなったのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 社協からは要望もありましたし、福祉事務所としても専任でのコーディネート役の職員を配置したいという希望もありましたけれども、平成25年度については現状の職員体制でいくということになりましたので、そういうことになりました。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 話し合いの上で現状でいくということで、とすれば計画どおりにはなかなかいかないけれど、とりあえず取り組むということだと理解をしますが、このコーディネーター役っていうのは誰でもができる役ではないと思うがですよ。やっぱり研修を受け、やっぱりその専門性を兼ね備えないけませんので、そのことは十分に理解をしてください。

前議会でもありましたが、その先進地事例を県下でもいろいろ取り組んでるところがあるからというお話で、その先進地事例を見て研究して本市へも取り入れたいということでしたが、何か本市に参考になるようなことがありましたでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 今年度については、これまでの現状の職員体制ということですので、大幅な発展、拡大はないと、期待できないということになりましたので、今後の検討ということにはなろうかと思えます。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 今年度の取り組みでは大幅な発展はないということで、以上でよくわかりましたので、やっぱりそこに本気度を私たちは待っているんです。こちら側の本気度があるとやっぱり住民も協力を得られるですよ。その部分がすごく大事かと思えますので引き続きよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 依光美代子君の質問が終わりました。

ちょっと休憩します。

（午後 1時45分 休憩）

（午後 1時46分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

次に、6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、米軍機の低空飛行訓練について、国民健康保険に関して、障害者総合支援法に関して、認知症対策について、地域交通対策についての5項目について一問一

答方式で質問いたします。

初めに、米軍機低空飛行訓練についてお伺いいたします。

本市は米軍機の訓練ルートの一つオレンジルートの一部になっており、二十数年前より米軍機による飛行訓練が行われていると聞いています。その飛行訓練の中で1994年10月には早明浦ダム湖に米軍機が墜落し、乗員2人が死亡するという痛ましい事故が発生しています。これが住宅地や学校であったならどんな悲惨な状況になっていたかと考えただけでも背筋がぞっとする思いです。しかし、このような痛ましい事故が教訓となっていないのか、今年に入っても米軍戦闘機の飛行訓練が頻繁に行われています。特に4月以降は夜間の低空飛行訓練が多くなりました。

一応資料を準備してスクリーンのほうに映してますけども（スクリーンを示しながら説明）。ちょっと小さいので、ちょっと済みません。機械の操作もなれていないもので済みません。字が小さいのであれですが、これは高知県危機管理防災課が公表しているオレンジルート周辺の市町村における米軍機の飛行実績の一覧表です。これは1月ですけども、1月は8回14機っていうことで、本山とか大豊町が入ってます。2月は8回11機ということ香美市のほうも入ってきてます。これは3月ですけども、これは18回28機ということ、4月は14回15機、これは5月ですけども、これは5月の16日までの分ですけども14回19機ということ飛行してます。本市においても神池とかそれから大柘、大西、中上、別府、岡ノ内、久保和久保、そして香北町内などで目撃されています。住民からの情報としては、ちょっと見えにくいんですけども、爆音が非常に大きく人家の窓ガラスが振動した、会話の音が全く聞き取れなかった、子どもがおびえている、パニック状態になって泣いているなどの情報が寄せられています。

特に、先月13日からは午後の10時前後の時間帯に爆音を伴う低空飛行が4日間連続して確認されています。私自身も何度か戦闘機が飛行するのを目撃しました。先月の16日には、夜間ですけども爆音とともにオスプレイと思われる物体が物部の上空を飛行するのを目撃しました。

また、この日曜日にも物部の上空を米軍機が飛行したという住民の方の声も聞いております。このことは本日の高知新聞にも掲載をされておりました。昼間も含めた米軍機の飛来は今年74回に上り、夜間訓練は6月17日で15回目になるそうです。しかも県など関係機関に対して、飛行訓練やルートなどについての事前告知は行われないうまま、突然あらわれて低空飛行や背面飛行などを行っているものだと聞いています。突然飛行するわけですから、私たちには自己防衛することもできません。何の前ぶれもなく突然発せられる大きな爆音に心臓がドキドキするほどの恐怖感を覚えます。夜の10時前後といえば起きている方はテレビなどを見てくつろいでいる時間帯です。また、就寝が早いお年寄りには既に眠りについている方もいます。そんな時間に突然飛来し、テレビの音も会話も遮り、眠っている人もたたき起こすほどの爆音です。山間地の夜は車の往来も

少なく周囲が静まりかえっていますから、昼間聞く音とは異質なもので異常に大きく聞こえます。それが何日も続けば不安や恐怖心などから精神的なストレスや不眠などの健康被害をも引き起こしかねません。

このような我慢の限度を超える事態に、県と大川村、土佐町、本山町、大豊町の嶺北地域4町村の首長が外務省と防衛省を訪れ、米軍に低空飛行訓練、とりわけ夜間の訓練の即時中止を申し入れるよう求める文書を提出したと聞いています。そして、このときには幼い子どもを持つ親たちの切実な思いがつづられた手紙22通が託されたとのこと。その手紙には、「夜間爆音が家の中に響くと娘が泣き出す。泣きやんだ後もしばらくおびえて寝つかない」、「子どもがふるえながら私たちにしがみついたり、布団に潜り込んだりしている」など1文字1文字手書きで不安な思いがつづられているそうです。

これらの手紙に書かれている内容と同じような思いは本市の住民からも多く聞かれますし、本山町のように騒音の自動測定機などを設置して、その数値データをもとに民の不安や恐怖心を取り除く行動につなげてはどうかというような具体的な要望も聞きました。また、県知事の要請書では、山間部の多い本県では救急活動や災害出動等のための消防防災ヘリやドクターヘリの飛行と離発着が日常的に行われており、飛行時間やルートのお知らせもなく米軍機が突然活動空域に飛来し、低空飛行や横転、背面飛行を行うことは空の安全を大きく脅かすものであるとして、低空飛行訓練の中止要請と事前の情報提供を求めてきました。

本市も物部町に2カ所のヘリポートが整備されていますように、山深い地域ではヘリによる救急活動や災害活動は欠かせません。本市の場合、緊急出動したドクターヘリは平成23年に9件、昨年は16件、そして、今年は6月12日現在で17件と既に前年を上回っています。関係者のお話によりますと、今後複数のヘリポートが整備されることで緊急出動の回数がふえてくる可能性もあるのではということでした。

以上のことを申し述べまして、米軍機の低空飛行に関してお伺いいたします。

先ほども述べましたように、県や嶺北地域の首長は外務省と防衛省に対して低空飛行訓練、特に夜間の訓練中止を強く要請し、訓練開始前の情報提供も重ねて要請しています。しかし、これまで何の情報提供もなかったそうです。このことに関しては、5月30日付の高知新聞に日本上空を飛ぶ米軍機の個別の飛行計画を国土交通省や防衛省は事前に把握していることがわかったと掲載されていました。本市も米軍機の飛行訓練のルートでありますし、現に物部の上空を飛行しています。市民の暮らしと命を守るために県や嶺北地域の市町と連携して、国に対して低空飛行訓練、特に夜間の訓練中止を強く要請し、訓練開始前の情報提供も行うよう要請してほしいと強く願うものですが、見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 山崎晃子議員の米軍機の低空飛行訓練につき

ましてお答えを申し上げます。

先ほど山崎議員のほうからは嶺北の4首長と申されましたけど、私のほうでは嶺北の3首長のほうが要請したというふうに聞いておりますんで、その辺ちょっと数字の違いが出てくるかもしれません。

米軍機の飛行訓練につきましては、今年に入ってから低空飛行回数が大幅に増加しており、本年1月から6月6日までの間に県内で72回の飛行が、また、本市におきましてもこの間わかっているだけでも22回の飛行が確認されております。4月以降は近年目撃記録がないというふうに聞いております夜間の飛行訓練も行われており、特に5月13日からの4日間は連続して午後10時前後に爆音を伴う飛行が確認され、飛行ルートとなっている物部町の住民の皆様は大きな不安を感じているのではないかというふうに思います。

また、県内の山間部では、傷病者の救急搬送や災害対応などがドクターヘリや消防防災ヘリにより日常行われており、その回数は香美市内だけでも平成24年の1年間で23回に及んでおり、高速で飛来する米軍機による不測の事態も懸念されるところでございます。消防航空隊に問い合わせたところ、米軍の飛行訓練の情報は全く入っていないとのことでございます。

多発する飛行訓練を受け、去る5月22日には嶺北3首長の上京にあわせ高知県危機管理部長が上京し、防衛省、外務省に対しまして低空飛行訓練の中止及び訓練実施前の飛行に関する情報を求める要請を行っております。その後、要請日の5月22日に嶺北地域で夜間の飛行が確認されたものの、その後の夜間訓練は今のところ確認されておりました。しかし、けさの高知新聞によれば、再び夜間飛行が確認されたということで非常に残念でなりません。

さて、県や嶺北地域との連携についてでございますが、今回の県及び嶺北3首長の要請につきましては、嶺北3首長が他の用務での上京にあわせ急遽決定したとのことで、県が関係市町村との調整に要する時間がなかったからというふうに聞いております。今回の要請後に高知県及び嶺北地域の担当者には、本市も連携して取り組む旨を連絡してあります。今後は関係市町村との連携を密にし、県や関係機関との連絡を密にし、米軍飛行訓練の中止を求めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎です。

担当課長のほうからは適切なお答弁をいただきまして、詳しい状況もわかりました。この問題は大変重要な問題でありますし、市長のご決断も必要な問題であろうかと思っておりますので、よろしければ市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。山崎晃子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

既に課長が申し述べましたように、県のほうに対しましても今後そうしたことを連携をして取り組むという方向で行こうというふうな連絡もしていただいております。そういうことで、今後香美市としましても連携をとりながら進めていきたいと思っております。この飛行ルート上にあります物部町、香北町の皆さんの不安は大変なものだと思いますので、そうした思いを十分に認識をしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎です。

市長のただいまのご答弁をいただきまして、不安を抱いている市民の耳に届けば大変大きな安心につながるものだと思います。高齢者の中にはあの悲惨な戦争を思い起こす方もおいでるようですが、どうか平穏で安心な生活が送れますようにと心より願ひまして、次の質問に移ります。

次に、国民健康保険の資格証明書に関してお伺いいたします。

私は日ごろの相談活動の中で、関係者とか社会福祉協議会などを通じて国民健康保険が資格証明書になっている方々の金銭的な苦勞や悩みなどを耳にしたことが何度かありました。私はそのことが気になり、私なりに資格証明書について少し調べてみました。すると、政府答弁や厚生労働省の通知及び事務連絡などの中で資格証明書について私自身の勉強不足で正確に把握していなかった見解等がありました。きょうはそれらの内容をもとに担当課の見解及び対応などについてお尋ねしたいと思っております。

まず、その内容に入ります前に、本市で資格証明書を発行している世帯数をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） 本市で資格証明書を発行している世帯は、平成25年4月1日現在で257世帯でございます。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎です。それでは2点目の質問に移ります。

まず、政府答弁についてですが、資格証明書を交付された患者さんが市町村窓口で治療が必要だが医療費の支払いは困難ですと申し出れば、市町村の判断によって短期保険証を交付できることが2009年1月20日の政府答弁で示されています。その内容の概略は次のとおりです。一応ちょっとスクリーンを用意してありますので（スクリーンを示しながら説明）。

これは2009年1月20日付の事務連絡のほうですけれども、「世帯主が市町村の窓口において、当該世帯（資格証明書交付世帯）に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出（以下「窓口での申し出」という。）を行った場合には、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられることから、緊急的な対応として、当該

世帯に属する被保険者に対して短期被保険者証を交付することができることとするものであり、窓口での申し出がなされた場合には、市町村の判断により、短期被保険者証を交付することができるものである」という内容です。

また、2009年5月18日には、発熱外来における取り扱いとして、資格証明書によって受診した患者が新型インフルエンザの発症の疑いがある場合には、資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うことができるとの通知も出されています。その内容は次のとおりです（スクリーンを示しながら説明）。

「発熱症状等新型インフルエンザの発症の疑いがある場合には、発熱相談センターに相談の上、発熱外来の受診を行うこととなる。この場合、国民健康保険被保険者資格証明書（以下、「資格証明書」という。）を交付されている国民健康保険の被保険者については、受診前に市町村の窓口で納付相談や保険料の納付のために訪れることは、感染拡大を防止する必要性から避ける必要があり、これは、保険料を納付することができないと認められる事情があると考えられることから、本来、資格証明書ではなく短期の被保険者証の交付対象となり得るところであるが、当該者については、短期の被保険者証の交付に比べ発熱外来への受診を優先する必要がある。発熱外来を設置する保健医療機関及び発熱外来において交付された処方せんに基づき療養の給付を行う保険薬局にあっては、国民健康保険の被保険者が発熱外来を受診した際に資格証明書を提示した場合は、当該月の療養については当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこと」という内容です。

そして、さらに2009年9月25日に厚労省から出された事務連絡では、医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、新型インフルエンザの感染の疑いに限らず、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられるとの見解が出されています。

その問答について見てみますと（スクリーンを示しながら説明）、「資格証明書を交付している世帯から、新型インフルエンザに感染したと疑われるが経済的理由から医療機関で10割の医療費が払えないと申出があった場合、国民健康法（昭和33年法律第192号）第9条第7項に規定する特別の事情に当たると判断してよいか」という問いに対し、次のように回答しています（スクリーンを示しながら説明）。

「世帯主が市町村の窓口において、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申出を行った場合には、新型インフルエンザの感染の疑いにかかわらず、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられる。この場合、保険者において世帯の状況について改めて確認をとることができない場合は、後日確認をとることとし、緊急的な対応として短期被保険者証を交付することは差し支えない。しかしながらこのような場合は、資格証明書の交付時点で特別の事情の把握に努めていれば、もともと資

格証明書の交付対象ではなかった可能性もあるところであり、資格証明書の交付時点でなぜ把握できなかったか事務処理体制をチェックするとともに、他の資格証明書の交付世帯についても、新型インフルエンザの大流行の前に、再度、特別の事情の把握を徹底するなど、被保険者の医療の確保に遺憾なきよう適切な運用に努められたい」という内容です。

以上、資格証明書に関しての政府答弁や厚生労働省の通知及び事務連絡などについて担当課としてはどのような認識であるかをお伺いいたします。

また、先ほど本市で資格証明書を発行している世帯数は257世帯とお聞きしましたがけれども、厚生労働省等が指摘するケースの場合、本市としてどのような対応をとられているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。それでは、対応と認識についてお答えしたいと思います。

現在の対応につきましては、平成21年1月20日付厚労省保険局国民健康保険課からの事務連絡で示されておりますとおり、当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の窓口での申し出がなされた場合には、病状などを考慮するなど特別の事情があると判断した場合には短期被保険者証の交付を行っており、事務連絡の趣旨に沿った運用をしていると認識をしております。

また、同じく平成21年度に新型インフルエンザに対応するために出された厚労省保険局国民健康保険課長通知など、国から特別に通知、通達がなされた場合には、迅速に対応するためその趣旨に沿った取り扱いを実施することとしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎です。

この通知のとおりに行われているということで安心したところですが、今257世帯の方が資格証明書ということですが、それでこういった対応をしているということですが、こういうことを知らずに病院受診を控えて病気が進行したというようなお話も聞いたことがありますけれども、実際実績としてはどれぐらいの方がそういう対象になったのかお聞きをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。それでは、窓口で申し出があった特別の事情を勘案した件数をお伝えいたします。

平成24年度につきましては74件、それから平成25年度、今年度は6月の中旬時点で11件ございました。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） わかりました。それでは、今後もそういった対応をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。次に、障害者総合支援法に関してお伺いいたします。

平成18年10月に実施された障害者自立支援法は、今年4月1日から障害者総合支援法として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されました。この新法の施行により障害者の範囲に難病が加わることになりました。難病を患っておられる方々の多くは、障害が固定しないため障害者手帳を取得できない状況にあります。原則としてこれまでの障害者施策による福祉サービスの利用は、障害者手帳を所持していることを要件としていました。そのため、難病の方々は制度の谷間に置かれ、自立支援法による福祉サービスを受けられませんでした。しかし、4月の制度改正によって、今後は手帳の所持にかかわらず、特定疾患医療受給者証や診断書などによって居宅介護や補装具、日常生活用具の給付など障害福祉サービスの利用申請ができるようになりました。対象疾患は関節リウマチやパーキンソン病、脊髄小脳変性症などで、当面の間はヘルパー派遣や短期入所、日常生活用具の支援を予算措置として実施してきた難病患者等居宅生活支援事業の対象である130疾病となっています。厚生労働省の調査では、対象者は約750万人とされています。このことに関してお伺いいたします。

対象が拡大され、福祉サービスが利用できるようになったことは喜ばしいことですが、現実には当事者が知らないケースが多いようです。せっかく対象範囲が拡大されても利用すべき方々が知らないということでは意味がありません。市民への周知徹底とその方法について具体的にお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 山崎議員の障害者総合支援法に関してのご質問にお答えします。

周知についてですが、7月の広報で周知する予定です。また、ホームページにも載せるよう検討をしております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎です。

7月の広報とホームページに載せるということですが、広報とかホームページを見られない方もおいでるんじゃないかと思います。やっぱり必要な情報が的確に対象者に届くようにするには、例えば民生委員さんが定例会で説明するとか、医師会を通じて医療機関などにチラシを置くとか、そういった方法での周知ってということも必要ではないかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 山崎議員が言われたように、機会があれば周知していきたいと思います。民生委員児童委員協議会の会でも機会があれば周知をしていき

いと考えます。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎です。それでは、周知のほうをよろしくお願いたいと思います。

次の質問に移ります。認知症対策についてお伺いいたします。

認知症は、脳の神経細胞が死んだり働きが悪くなったりして記憶力や判断力が低下し、日常生活に支障が出ている状態を言います。原因はアルツハイマー病や脳血管障害などさまざま、物忘れや妄想、徘徊などの症状が出ます。薬で病気の進行をおくらせる治療がありますが、根本的な治療法は確立されていません。そのため、介護する家族などの精神的、肉体的負担は大変大きく、虐待などの痛ましい事件につながるケースも発生しています。

厚生労働省研究班の調査によると、65歳以上のうち認知症の方は推計15%で2012年時点では約462万人となり、認知症になる可能性がある軽度認知障害の高齢者も約400万人いると推計されています。これは65歳以上の4人に1人が認知症とその予備軍となる計算です。介護保険のデータに基づき、厚生労働省が昨年発表した認知症高齢者数は2010年で280万人、2012年は305万人となっており、今回の調査は昨年公表した305万人の約1.5倍になり、介護サービスを使っていない高齢者に認知症の方がいる状況が浮かび上がっているとのショッキングな報道がありました。

認知症は誰もが直面する可能性のある病気です。高齢化が進行し、さらに認知症がふえていく状況は、国の想定以上のスピードで進んでいるようです。このことは現行の介護保険制度の枠外で、軽度と見られる方々の多くが対策から見落とされてきた可能性があるのではないかと指摘もあります。厚生労働省は本年度から認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランですけれどもこれをスタートさせました。このオレンジプランは、早期診断する医療機関や症状を悪化させないように早期段階で集中支援する体制の整備を柱に、認知症になっても地域で安心して暮らせるよう医療や介護、見守りなどの日常生活支援サービスを包括的に提供する体制づくりの構築など7つの柱を進めるとし、5年間の数値計画を盛り込み具体的な方策をまとめています。

これらのことに関し質問に移ります。まず、本市の認知症の方の状況についてお伺いいたします。平成23年9月議会での答弁では、介護保険認定者1,642人のうち614人、37.4%の方が認知症と診断されており、今後認知症の方の増加が予想されることでした。あれからもうすぐ2年になろうとしています。認知症患者数はどのように変化しているのでしょうか。現在の状況をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） お答えいたします。

平成23年9月以降の認知症者数の変化はということでございますが、まことに申しわけございませんが、前回診断名での集計ということで申し上げました。それ以降はち

よっと診断名での集計がちょっとできていなくて申しわけないところです。

先ほど言われました新聞報道等でありましたが、認知症者数の推計値が15%ということで発表がっておりますが、それに基づきますと香美市65歳以上人口が今年4月の時点で9,950人でございます。それでいきますと、やはり1,500人が認知症者ということで推計がされるところです。

それとあわせまして、認知症者予備軍あわせまして4人に1人ということで言われておりますので、香美市に当てはめますと予備軍の方も1,000人ほどおいでるのではないかと、これはあくまでも推計ということになりますますがよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 先ほどその推定からの数字でしたので、ちょっと実際どういう状況なのかなっていうのをちょっと知りたかったわけですが、今後も前回のときには今後も増加が予想されるっていうことでしたので、どういった状況になってるのかなというふうに思ったので、ちょっと先ほどの数字は推定ということですのでね、ちょっと比較にならないんですけども、また後でひょっとお聞かせを願えたらとは思いますが、それでは、2番目の質問に移ります。

本市の認知症対策についてということです。国は重点施策として、認知症施策推進5カ年計画をスタートさせました。この計画では、これまでの病院を中心とした認知症ケア施策と在宅中心の施策へ移行することが目標とされています。現在認知症で精神科病院に入院している5万2,000人のうち、治療が必要な重症の方は約4割と見られており、残りの方々は条件が整えば家に帰れるとされています。できる限り短い期間での退院を目指すとして、計画では2020年度までに入院した人の半分は2カ月で退院できるようにするという目標を立てていますが、地域の体制づくりや人材育成など地域の受け皿をどのように整備していくかということが課題になっています。本市は本年度から香美市社会福祉協議会に委託して、よりそい支援事業が行われると聞きました。また、6月補正で認知症支援推進事業に係る臨時職員の賃金と先進地視察研修参加費が計上されています。このよりそい支援事業と認知症支援推進事業の具体的な内容をお聞かせ願いますとともに、本市の今後の取り組み方等をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。よりそい支援事業と認知症支援推進事業の内容ということでございますが、よりそい支援事業につきましては、これまでもあったかふれあいセンター事業等でも認知症の方への支援には取り組んできておりましたが、この事業につきましては、認知症高齢者に限らず判断力がないとか身寄りがないとかいった方の権利擁護等の取り組みとなってきておりました。このよりそい支援事業につきましては、認知症であっても家庭や地域での生活をできるだけ長く続けることができるようにできるだけ早期発見、早期対応を目指そうと取り組みを始めたものです。委託で社会福祉協議会のほうにお願いしておりますが、認知症支援のスタッフを位置づけてい

ただきまして、その事業に当たっていただきたいということで委託しております。認知症がもたらします生活や介護上の問題に気づかずに、あるいはまた認知症ではないかと不安に思いながら困っている方やその家族に対しまして、認知症の理解を促したり、一緒に行動することによって先送りにしています受診やサービスの利用を後押しできればというふうに考えております。

それと、認知症支援推進事業のほうですが、こちらはかかりつけ医や専門医、また介護保険サービス事業者等と地域の関係機関との連携強化を目指しているところです。認知症の進行をおくらせること、また周辺症状、いわゆる問題行動と言われるものですが、こちらの症状をできるだけ出さない対応が重要ですので、できるだけ早い診断、そして適切な支援をしていこうというものです。主治医や専門医、支援者等での協力や連携が欠かせないところです。今年度は医師団の先生方や専門医療機関としての同仁病院のご協力を仰ぎながら研修会等を柱とした連携づくりを取り組んでいきたいというふうにしております。

この2つの事業はともに認知症の早期発見、早期対応ということを目指しておりますので、地域の生活を支援していくということで2つの事業がそれぞれ補完していければというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 事業の内容をお聞きしまして、やっと認知症対策が進んでというか取り組まれてきたかなというふうに思っています。というのは、この認知症の対策ってというのは、先ほど課長も言われたように早期発見、早期対応ってというのがすごく重要なことですので、それに対しての集中的にそうした初期の支援ができるっていうことは今後の認知症の重度化とかいうところにもかかわってきますので、こういう体制をつくっていくということは大変いいことだと思います。ぜひこれを前に進めていただきたいと思います。

今後の取り組みということで、早期発見というところで、認知症の理解というか、その本人とかが認知症を自分たちが早期に発見できるっていうか、その意識づけをするっていうんですかね、そういうことに関して健康まつりなどではちょっとこう物忘れとか、そういった検査みたいなのをちょっとしたりもするのを見たんですけども、積極的に取り組んでいるところでは若狭町でしたかね、生活支援アンケートを実施しているというのもお聞きしましたけれども、そうした早期発見の機会を持つというところで、そういった取り組みなんかも必要ではないかと考えますけれども、その点についてはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。この2つの事業で早期発見等に努めていきたいというふうに思っておりますが、早期発見とは言いましても、なかなか一足飛び

には難しいんじゃないかとはいうふうに思います。しばらくは今までと同じように中等度以上の認知症の方の相談が主にはなってくるとは思いますが、早期の段階での発見というところでは、やはり地域住民の方々また民生委員さん等のご協力も必要となってきますので、やはりそちらのほうの啓発また連携というもんを大事にしていきたいというふうに思います。

この事業に当たりますスタッフにつきましても、やはりこれからの経験の積み重ねが大事だと思いますので、そんな中で経験を積みながら早期発見の目というもんをまた養ってきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、窓口とかネットワークとかいうことで言われたかと思いますがけれども。健診とかでそういった検査というんですかね軽いそういった、これは意識づけになる、意識をっていうことにもかかわってくると思うんですけれども、そういった啓発する意味にもなるかと思うんですが、健診なんかでこう取り上げていくとかいうようなことは今のところ考えていないっていうことですかね。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。そこまでちょっとまだ考えてはおりませんが、今後検討の課題ということにもさせていただきたいと思いますが。今年ですが、認知症の理解の一端としまして、南国、香南、香美市のほうで認知症かるたというもんも作成をいたしております。これは城山高校また山田高校の漫画部の生徒さんに絵も描いていただいたりということで、いろいろ若い方にもご協力をお願いしながらまた啓発にも努めておるといような状況でございます。こちらのほうにつきましても、家族さんがつくりました介護にまつわる俳句といますか句ですが、そちらのほうを載せてかるたにしておりまして、ユーモアあるものから介護実態があるようなわかるような句もありますので、こちらのほうの貸し出しというものも行っておりますので、また地域でもこういうものも活用していただいたり、それと認知症に係る紙芝居も地域包括支援センターにあると思いますが、そちらのほうもまた活用していただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） かるたとか紙芝居のことはよくわかりました。私が言いたかったのはですね、早期発見っていうのがすごく大事なので、健康まつりでそういったちょっと軽い検査をしておりますけれども、それ以外に健診とかあるいは生活支援アンケートなんか、そういったことでその認知症の症状がないのか確認をする、早い段階で認知症を見つけ出すっていうことにもつながってくるんじゃないかという思いがありまして、ちょっと提案っていうかお話をさせていただきましたけれども、またそういったことも今後検討をしていただければというふうに考えます。

それでは、次の質問に移ります。

次は、今軽度の人を介護保険から切り離す議論がされている点についてお伺いいたします。

認知症は初期の段階から、また軽度の段階から対応して進行をおくらせることが重要です。このことは関係者の皆さん方は熟知されていることと思います。しかし、今の介護保険制度の議論の流れを見る限り、介護度が軽い人については切り捨てる方向に突き進んでいるとしか思えません。政府の社会保障制度改革国民会議などで議論されている軽度の人を介護保険から切り離すということについて、担当課としてどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。認知症の方の早期発見、早期対応は非常に大切なことだと考えております。認知症予備軍とされます方の多くは現在認定を受けられていない方が多数であるのではないかとこのように思います。この早期対応への一歩につきましては、まずはやはり認知症理解を進めるための啓発、そして一般的な認知症の危険因子と言われます脳血管疾患の予防や高血圧、それから糖尿病の管理、そして運動不足の解消、そして禁煙など積極的に市民にかかわってもらうことが必要であると考えております。介護予防事業で今後担える部分をやはり早期発見、早期対応のために検討をしながら、必要な方には予防からサービスへつないでいくことが大切だと考えております。

この軽度者を介護保険から切り離すことについては、最終的にどのような形になるかわかりませんが、やはり現在の要支援1、2の方を昨年、平成24年度の制度改革でできました介護予防・日常生活支援総合事業に移行するという形になるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） その政府の動向を見ながらということになるということですが、けれども、政府がそういうことであれば軽度の方は対象から外れるということでもいいというふうに受け取ったわけですが、やはりとても心配なのは、その総合事業に移りますとその市町村でそれを対応をしていくということになりますので、すごいやる場所はやる、そうでないところはしないというふうなそういった格差も出てくるというふうなことがすごく懸念されているわけですので、その辺対応がきちっとできるのかがということが気になるわけですけれども。やはり、特に認知症の方なんか軽度のうちからの対応っていうのがその後の重症化、なかなかこれ認知症は治るということ是非常に難しいですので、認知症を進まないようにしていくっていうことがもちろん介護保険のそのサービスの利用が予防ということにもつながってきますので、認知症の進行をおくらせていくっていう観点においては、大変軽度のうちからそういったサービス

を利用していくってということが非常に重要になってくると思いますので、その点十分な対応ができていけるのかってというのがすごく心配なところがありますので、ぜひ状況を見てまた課長のほうからですね、国への要望とか、また意見も言っていただきたいなというふうに感じてますので、サービスの低下を招くということのないようにしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。次の認知症サポーター研修についてお伺いいたします。

さきの議会で認知症の理解を深めるために職員もサポーター研修を受けてはどうかということで提案をしておりましたが、市長を初め職員の方々においては早速受講していただいたとお聞きしました。サポーター研修にかかわる者の1人として本当にうれしく思っています。

オレンジプランでは、認知症サポーターの人数は現在の350万人から平成29年度末には600万人を見込んでおり、今後もサポーターをふやし支援の輪を広げていくことが求められています。認知症と思われる方に早期の受診を促すためには、周囲の方の知識を深めておくことはとても重要です。

福井県の敦賀温泉病院の調査によりますと、敦賀市の近隣のA町とB町を比較した結果、A町では認知症サポーターと認定された方が約14%に対し、B町では約46%でした。この両町に見る限り認知症サポーターの人数が多いB町のほうで入院する方の数が大幅に減少しているという報告があります。本市でも積極的にサポーター研修をしていただいておりますので、結果がB町のように入院する方が少ないというふうないい結果になればいいと思いますが、そうしたいい結果を導くためには、受講された方々に対して後々フォローしていくことも重要になりはしないかと考えます。本市の場合、受講修了者に対するフォローはどのように行っているかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） 香美市のほうには今現在1,835人の認知症サポーターがおいでます。平成18年から昨年度6年間のほうで養成した人数ですが、現在これらのサポーターの方へのフォローという研修は現在できておりません。たくさんの方のサポーターの方のフォローとしまして、今後大きな講演会を企画するということはあるかもしれませんが、それよりもやはりサポーターさん自身また活動していただいて地域の方に呼びかけていただくなど、また町内会等でも呼びかけていただくなどして、そういう小さな班単位等で集まりの中でまた呼んでいただければ一緒に学ぶ機会、また復習といいますかサポーターさん自身の復習の機会にもしていただけたらというふうに思います。ぜひ、サポーターの皆さんには大きな支援者となりますので、ぜひそういうふうなご協力をいただきたいというふうに思っているのが今の気持ちです。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎です。

これからもサポーターの輪を広げていかなければならないというふうに感じますけれども、ひょっと小さい単位でやるということでの活動っていうのももちろんありますし、講演会とかいうこともあろうかと思えますけれども、年に一、二回ぐらいでも何かサポーター便りみたいなそういったものなんか発行するとかっていうふうなこともできないかな？認知症の理解を広げていくっていうことでそういった取り組みもできるんじゃないかというふうにも感じますけれども、その点そういった取り組みなんかについて見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） このサポーター研修につきましては、社会福祉協議会のほうにキャラバンメイトさんがおいでまして、市の職員の研修にも社会福祉協議会からキャラバンメイトさんにおいでいただきまして実施をしました。認知症の理解を広める広報的なものということでございますが、社会福祉協議会のほうの社協だより等がございますので、そちらのほうでのキャラバンメイトさんの活動等を含めた中でそういう啓発ができないものかまた検討もしてみたいと思います。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） わかりました。そしたら検討のほうをお願いいたします。

それでは、最後に地域交通対策についてお伺いいたします。

本年3月29日に地域交通対策検討委員会による最終答申が提出されました。この答申は、市長より過疎化の進む中、いかに市民の生活の足を確保するか、よりよい方向性を見出すこととの諮問を受け、検討委員会で議論を重ね、現状と課題を整理した上で市営バス事業を含めた公共交通事業の方向性に関しての答申が取りまとめられたものです。

答申に当たっての基本方針として3点挙げられています。1つ目には、市内の過疎地域には、まだ多くの交通空白地が存在している現状から、そこに居住されている交通弱者の生活の足の確保対策を講じること。2つ目には、市営バスの使い勝手の部分に着目して、使い勝手のよい公共交通形態を構築すること。3つ目では、今後さらに進行が予想される高齢化を考慮して、将来にわたって持続可能な公共交通を構築することを上げています。また、検討に際しては、可能な限り交通空白地に入れていくことを念頭に置き、地域に合った運行形態、試験運行の利用状況、地域事情などの実情に即応しつつ見直しを行う必要があるとしています。

その他の交通空白地への対応として、土佐山田町ではデマンド式乗合タクシー制度が挙げられています。デマンド式乗合タクシー制度はタクシーを利用する方法です。事前に電話で予約し、設定された乗降場所に決められた時間にタクシーが迎えにきます。同じエリア内で同じ時間の便の予約があればその利用者の方々と相乗りしていただき、それぞれの方を目的地まで運ぶ交通システムです。

一方、香北町と物部町では、エリア型デマンド交通システム、デマンドバスが挙げられています。デマンドバス制度は、小型車両を乗合バスとして利用する方法で、基本的

にはデマンド式乗合タクシーと同じシステムであり、タクシーを利用するか、バスを利用するかの違いということだと思えます。このデマンドバスは来年度から導入予定で、物部のほうですけれども、本年度はバス2台を購入し、路線や乗降場所など運行に向けて準備を行うことになっています。

このことに関してお伺いいたします。

私はこれまで市バスが運行していない交通空白地域に住まわれている方々からの、せめて1カ月に一、二回でも市バスを入れてほしいという声をお伝えしてきました。しかし、なかなか実現することがなく今日に至っています。そんな中、物部地域では来年度からエリア型デマンドバスが導入される予定です。待ちに待った対策ですが、住民の方々の中には、「来年と言われても私らもう年じゃき、来年まで生きておれるかどうかもわからん。これまで待ったのにまだ待てと言うのか」との声もありました。また、「市バスが通っているところでは75歳以上は無料になっている。市バスも通らんとくろとはえらい違いじゃ」との声も聞かされました。このような切実な思いに答えていくためには、一日も早く交通空白地域の解消を実現することが大切です。来年度からの計画を前倒しして実施することは不可能でしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 山崎晃子議員の地域交通対策につきましてお答えをいたします。

物部町の住民の皆様、とりわけ市営バス路線が運行してない住民の皆様にはご不便をおかけしておりまして、1日でも早いバスの運行を期待されていることというふうに思います。市としましても運行に向けた作業は進めておりまして、現在対象とする地域の選定作業を物部支所と連携し実施しております。今後のスケジュールとしましては、7月をめどに対象とする自治会長に対する説明会を実施し、集落内に設置する停留所の位置を決定したいというふうに思います。この作業は説明会の開催後、地区において設置場所を決定していただき報告をいただくこととなり、1カ月程度を要するのではないかとこのように考えております。それを踏まえ、事業者との調整を図りながら運行計画を策定し、公共交通会議で承認を得た後四国運輸局に申請を行い、さらに議会において条例案を議決していただくこととなります。条例議決後は集落での説明会の開催、また利用者登録の実施等の事務処理を経て運行する運びとなります。

このほかにも予約システムの構築等の作業や目的地に設定する事業所との調整、また周知用の印刷物の作成等膨大な事務処理が必要となってきます。市としましては、12月議会で条例議決後、1月から3月にかけて利用者登録及び地域での説明会を開催し、平成26年4月からの運行を予定しておりますが、仮に計画を前倒しして実施することになると、9月議会に条例案を提出する必要がある出てきます。このことからスケジュール的に前倒しての実施は難しいことをご理解いただきたいというふうに思います。今後運行に向けさまざまな課題や問題点も出てこようかと思っておりますが、現在予定しておる平成2

6年4月1日からの運行に向け努力していきたいと思っておりますので、ご協力、ご支援をどうかよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎です。

さまざまな手続があるということで詳しい説明をいただきました。前倒しは困難ということですが、それにしてはこうした待ちかねている人、困っている方が現実にはいらっしゃると思いますので、その住民の方々の思いに応えていくためには、これは前倒しは困難ということですが、何かできないでしょうかというふうに思うわけですが、2番の福祉タクシーというのがありますけど、例えば福祉タクシー制度を充実させて活用するとか、何かこう住民の声に応えていく対策が考えられないものでしょうか。ひょっとお構いなかったら答弁をお願いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。地域によりましては、非常に物部の中心地から遠い地域もございます。できればそういった地域をですね、先行してやれたらいいんですけど、今回のですね計画しておりますエリア型デマンドバス方式は、このエリアで計画をしておるために特定の地域のみですね先行させてやるということができませんので、その辺のところご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） エリア型ということで一部地域ということではできないということだったので、それでは来年できるようにその手続のほうをまた進めていただきたいと思います。

2番目の質問に移ります。福祉タクシー制度の今後の扱いについてお伺いいたします。

この福祉タクシー制度は、平成23年度からは回数が24回から36回に拡大され利用要件も緩和されましたが、補助率はそのままとなっています。福祉タクシーは交通空白地域にとって大変重要な交通手段であり、今後も必要な制度だ考えますが、公共交通検討委員会での議論は行われなかったと聞いています。今後の扱いをどのように考えておられるのかお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 福祉タクシー制度の今後の扱いはということですが、言われましたように回数等をふやしまして平成23年度から実施をしております。平成23年度の利用者数につきましては91人で、実績額が約112万7,000円となっております。平成24年度につきましては、同じく100人の約138万6,000円ということになっております。今年度も継続して実施しておりますが、来年度からエリア型デマンドの導入がされるということで、それが導入されずと実施要件等を変えていかなければならないかなというふうに思っています。やはり福祉

タクシーにつきましては、助成があるとは言いませても、やはり負担する額は今後導入されますデマンドよりは多くなるというふうに思っております。大部分の方がやはり負担の少ないデマンドバスへの利用もされると思いますし、また公共交通として利用もしていただきたいというふうに思っております。

そこで、デマンドの導入後現在の福祉タクシーを利用している方が、また身体面、精神面等でデマンドバス等が利用できない方が出てくると思われまますので、やはりその方については今後福祉タクシー制度の継続というもので対応もしていかななくてはならないと思っておりますし、また福祉タクシー制度の利用要件というものをまた設定していかななくてはならないかと思っておりますので、今後まちづくり推進課と歩調を合わせながらまた検討もしていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番、山崎です。

デマンドバスで対応できないところもひょっとしたら出てくるかと思ひますし、身体的、精神的な面で利用はできないという人のためにも、この福祉タクシーを残していくっていうお話だったかと思ひます。料金の関係などもあるかと思ひますので、そのあたりの不公平感をなくすような形での検討もしていただけるものかと思ひますので、よくわかりました。また続けて継続をお願いしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

（午後 2時58分 休憩）

（午後 3時10分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 10番、自由クラブ小松でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に沿って質問をさせていただきます。

まず、1点目は、今新聞紙上でも報道をされております地方公務員の給与減額についてお伺いをいたします。聞き及んだところによりますと、本市におきましても職員給与減額の条例案が今定例会の最終日に追加提案されるとのことでございます。

今回の職員給与減額につきましては、国が国家公務員の給与減額支給に準じて地方公務員の給与減額を求めたものでございまして、さらに減額を前提に地方交付税を削減するというものでございますが、このことにつきまして全国市長会、また全国市議会議長会を初めとする地方六団体、この地方六団体が共同声明を発表をいたしております。

この共同声明を要約をいたしますと、まず、今回の地方公務員給与の取り扱いについ

ては本質的な問題が内在をしており、極めて遺憾であると言わざるを得ないと強く断言をしております。そして、その理由といたしまして、この10年余りの国をはるかに上回る地方の行財政改革の努力を適切に評価をすることなく、国家公務員の給与減額支給に準じて地方公務員の給与の削減を求めるとともに、それを反映して地方交付税を削減をしたと、こういうことは財政力の弱い団体ほどその影響を大きく受けるものであり、極めて問題である。また、そもそも地方公務員の給与は、公平、中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき、地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは地方自治の根幹にかかわる問題である。ましてや、地方交付税を国の政策目的を達成させるための手段として用いることは地方の固有財源という性格を否定をするものであり、断じて行うべきではないと明確に否定をしております。そして、我々地方六団体は、国と地方の信頼関係を重視する立場から、地方との十分な協議を経ないまま地方公務員の給与に係る地方交付税を一方的に削減する今回のような措置を二度と行わないよう強く求める。本来、給与は地方公務員法により、個々の自治体の条例に基づき自主的に決定されるものであり、その自主性を侵すことのないよう強く求めると。以上が地方公務員給与についての地方六団体の共同声明の要約でございますが、まさにこの共同声明のとおりであると私も思っております。

そこで、今回の国が地方自治体の職員給与について、地方交付税の削減とセットにして減額を要請する、この手法について市長の所感をお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 小松紀夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

国の要請による地方公務員の給与の取り扱いについてのご質問でございましたが、先ほど来小松議員が言われましたように、地方公務員の給与は各自治体が自主的に決定するものであるにもかかわらず、国が地方との十分な協議を経ずに一方的に地方交付税を削減することで、事実上強制的に削減に誘導するような手法は地方自治、地方分権の趣旨に反しますので、大変大きな問題であるというふうに認識はいたしております。

が、しかし、現在の国、地方の置かれた状況に鑑み、やむなく方向性を今協議、調整中であります。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 大きな問題というふうな市長の所感でございました。

次に参ります。

今回のこの国の要請に対しまして、高知県、県のほうの対応といたしまして、尾崎知事は非常に遺憾だと重ねて強調し、職員が一生懸命仕事をしているときに心苦しいとしながらも、苦渋の決断として職員給与削減を提示をいたしました。また、県下市町村の対応はさまざまでございます。そこで県下11市の中、県下他市の動向につきまして、新聞報道で一部はわかっているんですけども余り情報が少ないので、わかっている範囲の情報がありましたらお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

現段階の情報では、11市のうち本市を含め9市が給与減額支給措置を講ずる方向であると思われます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） はい。9市が減額ということでございますが、新聞報道では土佐市は執行部がもうそれ減額はしないと、だから議会に条例案も提出をしないということを知っております。ただ9市が減額ってことですね。

（総務課長、山崎綾子君、自席にてうなづく）

○10番（小松紀夫君） はい。じゃあ、次に参ります。

今定例会の最終日に提案予定と言われておりますこの職員給与の減額、減額幅、これはどの程度なのかお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えをいたします。

給与の減額率につきましては、1、2級の職員は1.5%、3級以上の職員と特別職は2.5%として給与減額等に係る条例案を提出する予定でございます。減額期間は平成25年7月から平成26年3月までで、削減額としまして約2,651万円となります。内訳としましては、職員が約2,600万円、特別職は約51万円となります。また、給与等減額に伴う影響額といたしまして、共済費が約500万円削減の予定でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） はい。減額する額面が2,651万円ということでございますけれども、この減額の提案する予定という2,651万円を減額をしてですね、それを何の経費に充当をしていくのかとかいうか、その使い道をどのようにされる予定なのか、わかっておればお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 暫時休憩します。

（午後 3時20分 休憩）

（午後 3時21分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

次の地方交付税の削減額とちょっと絡んできますけれども、概算にはなりますけれども給与の減額影響額、地方交付税における影響額といえますのは約1億1,400万円になると見込んでおります。それで、これまでの人件費削減等の努力を反映させた地域

の元気づくり推進費で約6,000万円見込まれることから、実質的には5,000万円の削減になる見込みでございます。

そこで、職員の給与の減額で出てくるお金というのが3,151万円、共済費を含めた金額になりますので実質2,000万円弱という金額がですね、国が言われる防災・減災のそういったものに回るといふふうな考え方になろうと思います。そういった財源に回るだろうというふうな考え方になると思います。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） じゃあ4点目ですけど、先ほどちょっとお答えいただいた部分もでございますけれども、国が地方公務員の給与の削減を求めるとともにそれを反映した地方交付税の削減額、実質5,000万円ということで再度確認ですが。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします

先ほど説明しましたが基準財政需要額で約1億1,400万円、そして地域の元気推進費として約6,000万円程度が需要額に算入されるということで、差し引き約5,000万円ぐらいの減額が見込まれているということでございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） その実質5,000万円という削減、これによりましてですね、本市の財政運営また事業実施に、どの程度大きな影響というほどの影響が出るんだろうかと思うんですがお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） はい。お答えします。

本市にとっては大きな削減額にはなりますが、現在の事業推進上、これが影響して何かできなくなるというようなことはないと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） それでは、事業にはそれほどの影響はないということではございましてですね、これ職員給与を削減しなければ対応できないんですかとそういうことになってくるんですけれども、職員給与を削減しなくともそんなに影響はないんですか。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） はい。お答えします。

やはり地方交付税、税金としていただいておりますから、やはり国が削減をし県も削減をするということになっておりますので、なかなかそういうところの判断で貴重な財源ではございますが削減しなければならないような事情があると思っております。また、現在予算を計上してやっている事業等については、これが削減されるこ

とによって支障を来すことにまではならないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 事業実施にはさほど支障を来さないと、でも国がするからするというふうに認識をさせていただきました。

次に移ります。

ラスパイレス指数にはあられませんが国と地方の各種手当、この格差につきまして国にはあるけど地方にはない、本市にはない手当等々とかありますし、額面とかも違うと思うんですけども。給与にはあられませんがこの各種手当なんかもですね、今回給与減額の条例案を提出するに当たって考慮をされたのかっていうことをお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

給料額の減額につきましては、平均給料月額のみで比較となっておりますので、給料月額の減額率を決める上ではその他の手当は考慮しないこととなります。ただし、期末、勤勉手当の減額を検討する場合は、国が算定に含めております地域手当や管理加算などは考慮することとなります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） はい。わかりました。次に行きたいと思っております。

今回国家公務員の給与削減によりまして、本市のラスパイレス指数、これは午前中の織田議員の質問また答弁にもございましたんですけども、国家公務員の給与削減によって本市のラスパイレス指数は102.4%になるという調査報告がございます。トップは高知市で107.5%、近隣では南国市が104.9%、香南市が107.2%、本市は安芸市の104.1%に次いで県下11市の中で最も低い位置でございます。現在本市職員の平均給与が県下11市の中でも最も低いということを示しているというふうに思っております。今回この国の要請によりまして本市職員の給与減額を提案する際に、その場合に、現在の本市職員の給与水準、11市の中で最も低い、もともと低いというこの給与水準を考慮して減額幅を決める必要があるんじゃないかっていうふうに考えますが、市長のお考えをお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） はい。現在のラスパイレス指数は県下11市の中でも最も低い水準でございますが、国家公務員の給与減額支給措置に準じた取り組みを要請をされておりますので、支給水準を国と同等となるラスパイレス指数が100になるような削減を考えております。

今さっきのご質問の中で、国がやるからじゃあ市も追随をするのかというふうなご質

問の内容が少しございました。今回のこの状況の中で、知事も言われておりますようにやはり苦渋の選択という思い、現在国の置かれているこの大きな災害を含め、また同時にそうしたものの対策、そうしたものへの財源にそうしたものが使われるという趣旨もあるわけがございますので、やはり同じ国民として県民としてそうしたことについての思いは等しいと思っております。そういう意味から私もそうした思いの中で決断をさせていただいて、提案をさせていただこうというふうな思いを持っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） それでは7番目の質問に移りますけども、先ほども市長が先に答えてくれたみたいな感じもするんですけども。これまでの質問を踏まえましてですね、手法については市長は大いに問題があるというような認識でございました。また、地方交付税の削減によって、たちまち本市の平成25年度の事業にはさしたる支障がないというような等々そういうご答弁をお聞きした中でですね、踏まえて最後にお伺いをいたしますが、土佐市のように減額はしないという自治体もある中ですが、本市は減額をしないという選択肢はないのか、お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。市長とそして山中課長のほうでだんだんとお答えをしてきておりますけれども、地方交付税を減額されることによる本市の財政状況への影響ですけれども、たちまち平成25年度事業ができなくなるというものではないです。ですけれども、やはり交付税の削減によって一部基金等の取り崩しなども生まれてくるかもしれないということです。やはり財政状況への影響というものはあると考えております。

そして、何と言いましても、国が東日本大震災を契機といたしまして、防災・減災事業に積極的に取り組むと、そういったものの財源確保であるというふうなことから、今回の地方への負担を出してきておりますので、今市長が申されましたように、そういった観点から、自分の意思だけのことだけではなくって県全体、国全体というふうなことの財源確保であるという大きな視点から考えますと、そういったことも総合的に考えたらやはり職員に対して負担を強いるということは非常に心苦しいところではありますけれども、削減はやむを得ないと判断するものでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） はい。減額をするということですね。減額をするということはもう最終日に減額の条例案が提出をされるということでございますので、あとは議会が判断をするということが確認をできましたので、この件につきましては質問を終わります。

続きましてですね、市営住宅につきまして2点お伺いをいたします。

先月のことをごさいますけれども、香北町で民家2棟を全焼する火災が発生をいたしました。不幸中の幸いでけが人はございませんでしたけれども、高齢者世帯が住居を失ってしまいました。この火災が発生した当時、香北町にある市営住宅にあきがありまして、ちょうど入居者募集の真っ最中でした。家と家財家具を失った方々はとりあえず地区の公会堂で寝泊まりをしておりましたが、もちろん風呂などはございませぬ。そこで、そのあきのある市営住宅がこの方々と同じ地区、すぐ近くにあったこともございまして入居希望のために担当者から説明を受けましたところ、募集期間が終了した後、市営住宅入居者選考委員会において入居者を決定をし、最終的に入居できるまで1カ月以上かかるのではないかと、こういうことをごさいました。1カ月以上もですぬ地区の公会堂で寝泊まりをするわけにもまいりませぬことから、この地区のある方のお世話で偶然にも空き家が近くにありまして、その空き家を借りることができたわけでごさいます。

しかしですぬ、市営住宅条例におきましては、第5条第1項で災害による住宅の滅失の場合は、市長は公募を行わずに市営住宅に入居させることができるとございませぬ。今回、入居を希望しておりました市営住宅につきましては、既に広報香美にも募集を掲載をしておきまして、もしかしたら入居の申し込みなんかも既にあっていたのかもございませぬ。既に公募をかけていたために市営住宅条例の第5条が適用ができなかつたのかお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 小松議員のご質問にお答えをいたします。

このたび火災により住宅が焼失されました2棟の皆様には思いがけないご災難、心よりお見舞い申し上げます。

先月の火災の時点ではご希望の住宅は既に5月募集で公募しておりましたので、一般公募と同様の案内をいたしました。また、公募前の空き住宅がありましたのでご案内いたしました。応募がなかつた状況です。第5条の災害による住宅の滅失による公募の例外ですが、公募前に空き住宅がある場合においては公募によらず入居は可能です。この場合も一般公募と同様に入居申請書、選考委員会の審議、その後請書と関係書類等を提出していただき、約2週間程度で入居可能となります。

以上でございませぬ。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 既に公募をかけていたからそれはやはり適用できなかつたという認識でよろしいんですぬ。公募をかけていまして申し込みが来ると思うんですけれど、申し込みする人がまだ今現在住んでいる家はあつて申請を出してる。住居を必要とはしているんでしようけどもまだ住んでいるんです。こういう災害で家財家具も全て焼けた方は本当に困窮しているわけですぬ、住宅に。ですから、自分が思うには、もう公募をかけていたとしてもですぬ、こういう思いがけず家を失った方が希望をされたら

入居させてあげるのが当然じゃないかという感覚があるんです。この件についてどのように思われますか。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 市営住宅はやっぱり公平性がありますので、一概に公募の方をのけて災害罹災者を入れるということは考えておりません。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 家も家財家具も失って住むところがない、そういう本当に困った方々に力になってあげる。それが本当の温かい行政といいたいでしょうか、ではないかと思うんですけども、これ市長はどのように思われるんでしょう。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 確かにそうした思いはわからないわけではございませんが、行政としての姿勢は姿勢で進むべきものあろうかというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） 満足したご答弁ではございませんですけども、この程度にとどめて次へ行きたいと思います。

随分以前にですけども、市営住宅の下水道料金について質問をさせていただきました指摘もさせていただいたところがございますが、その後におきましても以前のままの下水道料金、市営住宅の下水道料金でございますので、再度お伺いをしたいと思います。

お伺いをします市営住宅というのは土佐山田町の黒土2号団地のA棟、B棟、C棟、そして香北町の下野尻団地でございます。これらの市営住宅の水道検針、これは各世帯ごとではなくて全世帯を合算して1メーターで行っております。ご存じのとおり、下水道使用料は水道の使用水量を排除汚水量とみなして算定することとなっております。そのことから、1メーターで検針することによりまして黒土2号団地のA、B、C棟と下野尻団地はそのほかの市営住宅や1戸建ての一般家庭の方の下水道使用料と比較をしますと、実際に使用した水量が同じであっても請求をされる下水道使用料は1.5倍以上とかそういう数字になっております。そして、その請求額を何も知らずとか、知ってはいるけれども不満を持ちながら、仕方ないからと支払っているのが現状でございます。なぜこのように高額になるかの詳細につきましては、プロジェクターを使ってご説明をさせていただきます。

1メーターで検針をしている市営住宅の中で黒土2号団地のA棟の3月、4月分の請求額を例にしてご説明をいたします（スクリーンを示しながら説明）。

検針方法はこの口径50ミリメートルのこの大きなメーターです、大メーターといいたいでしょうか。このメーターですと入居者全28戸の使用量を一括して検針をしております、3月、4月分につきましては691立米でございました。そこで、水道料金と下水道使用料の算出方法について説明いたします。

ちょっと見にくいんですけども、水道料金は20立米までを基本料金としておりまし

て、一般家庭におきましては、メーターの口径が13から20ミリでございますので基本料金は1,600円、見にくいんですけど。表は済みません。税込みになっております。13から20立米まで基本料金1,680円とありますけど、税を抜きましたら1,600円。そして、20立米を越す分、超過分でございますけども、この超過料金ってというのはどんだけ超過しても1立米につき90円となっております。あとはメーターの使用料200円を足すと、これが水道料金でございます。ただ、この市営住宅につきましては、メーターの口径50ミリでございますので、(基本料金が)上から3つ目の1万1,000円、税込みで1万1,550円ということになっております。また、メーターの使用料もちょっと高くて2,000円ということになっております。

次がですね、下水道の使用料でございます。基本料金というのは水道料金と同様に20立米まで、これは基本料金で2,000円でございます。ただしですね、超過料金につきましては料金表のとおりでございます。基本の20立米を超えて40立米までは1立米当たり120円、そして、40立米を超えて60立米までが1立米当たり130円、60立米を超えて100立米までが1立米当たり140円、100立米を超えて200立米までが1立米当たり160円。このあたりまで来ますと一般家庭ではほとんど使用しない使用料でございますが、さらに200立米を超えて400立米までが1立米当たり180円、400立米を超えて1,000立米までが1立米当たり200円、1,000立米を超した分については1立米当たり220円と、このように使用量がふえるに従って1立米当たりの単価が上がっていくとこういう料金体系になっております。

この料金体系をもとにしまして、黒土2号団地A棟の3月、4月分の請求額を算出をいたしますと、ちょっとこまくて見にくいかもしれませんがけれども、3月、4月分691立米という検針でございます。水道につきましてはですね、基本料金が一般家庭よりは高いです1万1,000円、それプラス超過した671立米掛ける90円、プラスメーター使用料の2,000円で税込み7万7,059円になります。下水道使用料につきましては、基本料金20立米までの分が2,000円の基本料金で、プラス次の20立米は掛ける120円、次の20立米は掛ける130円、次の40立米が掛ける140円、次の100立米が160円、そしてその次の200立米については180円、残りの291立米は掛ける200円とこういうことで税込みで12万8,940円、合計が20万5,999円とこういう計算になりまして、下水道課から管財課に請求がなされるわけでございます。

50ミリの管で香美市様ということで、黒土2号団地A棟、合計金額20万5,999円、この請求が管財課に参ります。管財課はこれ一括して20万5,999円を支払いましてですね、そして入居されている方に案分をして請求をすることになるのですが、その際にはですね、これ各戸にいわゆる小メーターと申しませうかこういうメーターがついております。ついておりましてこれをですね、それぞれ各戸検針をいたしまして、その使用料を確定をさせてその利用料を今度合計しますと687立米。大メーターの検

針が691立米でしたんですけど、これぐらいの誤差は出てくる。問題も別にないわけでございます。それぞれ各戸検針した使用料の合計687立米で請求額の20万5,999円を割りますと、1立米当た299円85銭とこういう単価が出てまいります。この単価は恐らく検針ごとに若干変わっていくものであるとは思いますが、今回はこの金額になっております。

そこで、黒土2号団地のA棟の3月、4月分の検針請求額一覧表っていうのを見せていただきまして、その中から数戸抜粋をしまして、その比較を一般の方との比較をしたいと思っております。まず、この28戸の中で最も使用料が少なかった方、16立米の使用の方でございますが、管財課のほうから請求を回すんですけど、この請求額16立米かける先ほどの299円85銭で4,797円っていう金額を請求をしております。で支払っております。ただ、これ以外の市営住宅または一戸建ての一般家庭の方の計算の仕方で行いますと、一般住宅であれば水道基本料金で1,600円、プラスメーターの使用料が200円で1,800円、下水道は基本料金ですから2,000円、合計3,800円で消費税入れて3,990円という請求がいきます。その差は807円でございます。

続きまして、33立米の使用している方、この方は同じように299円85銭を掛けて9,895円請求額が発生をいたします。一般住宅でございましたら同様に計算をいたしまして税込みの6,857円でございますので、その差は3,038円という差が出ています。

また、続いてこの方53立米、そこそこ使っている方ですけども、この方が管財課からの請求は1万5,892円という請求が参ります。一般住宅個別メーターで検針をされている住宅等につきましては、1万1,403円という計算になりまして、その差額は4,489円でございます。

最後にですね、この3月、4月分で最も使用料が多かった81立米の方でございますが、この方は管財課からの請求額は2万4,288円になります。一般の住宅で普通の料金表で計算をいたしますと1万8,092円、その差は6,196円、6,000円余り。年に6回の検針でございますので年間3万7,000円余り、10年間入居しておりましたら36万円余分に払うというような計算になります。

あとちょっと細かい計算して水道の分を引きます。引きましたら、この方で大体一般の方の下水道使用料の1.7倍程度でございました。

そこでですね、今ご説明をいたしました市営住宅、黒土2号団地のA、B、C棟と下野尻団地に入居している市民につきましては、他の市営住宅また一般住宅の市民と比較をすると同じ使用水量であっても、はるかに多額の下水道使用料を支払っている。こういうことにつきましてですね、公平、公正な行政サービスとの観点から、市長の所感をお伺いをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） 2番目のご質問の市営住宅の下水道料金についての質問にお答えいたします。

平成20年6月議会、平成21年3月議会において小松議員から市営住宅の下水道料金について、同じ公営住宅で料金に差が出ないようにすべきではないかと指摘がありました。その後、前財政課長、前下水道課長、上下水道課長を交え協議を重ね、管財課による個別メーターの検針、計量法の規定によるメーターの更新等、正常な維持管理ができる場合、市営住宅に限り下水道料金については個別メーターの使用量に対して賦課するという方法を市長及び関係課で協議した結果、黒土2号団地、下野尻団地の下水道料金の徴収方法を議員がお示しした方法で徴収することといたしました。なお、時期については年度当初の平成26年4月から実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。

○10番（小松紀夫君） ②も答えていただいたみたいなんですけれども、僕も十数年議員をやっておりますし一般質問も何度も何度もしたわけなんですけれども、こういうなんか満額回答のようなご答弁をいただいたのは初めてでございます。大体検討されるということなんですけど。わかりました。平成26年4月から行ってください。

最後の3番目でございますが、この民間の集合住宅に住む市民からも個別メーターでの検針というか、今下水料金がちょっと高いよと、そういう声をお聞きをいたしました。そこで、民間の集合住宅での個別メーター検針サービス、高知市なんかは実施しているんですけど、これを実施する考えはございませんか、お伺いします。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、岡本博章君。

○上下水道課長（岡本博章君） 小松議員の民間の集合住宅においても個別メーターでの検針サービスを実施する考えはないかの質問についてお答えします。

今回の質問内容につきましては、平成20年6月議会と、平成21年3月議会で同様の質問をされています。

市営住宅につきましては、管財課長の答弁のとおり下水道料金の徴収方法を変更することになりましたが、民間の集合住宅において個別メーターでの検針サービスは、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

その理由としまして、市営住宅は市の管財課が個別メーターの検針及び計量法に基づく更新などの維持管理を万全に行えることから、今回は市営住宅に限り徴収方法の変更に至ったところです。しかし、民間の集合住宅におきまして仮に個別メーターで検針を行うとした場合、現状のメーターが計量法に適合したものか、また適合していないメーターの交換費用は個人負担なのか、市が行うのか、クリアすべき問題が多くあることやその内容によっては条例規則の改正が必要となりますので、高知市や全国における実施方法を調査、研究し、今後の検討課題として取り組みたいと考えています。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 10番、小松紀夫君。
- 10番（小松紀夫君） 一遍に全部実施できないかということはそれは諦めますが、ただ、民間のですね集合住宅に住んでいる市民の方からそういう声があるということをしつかりご認識をいただいて調査、研究をしていただきたいと申し添えまして、質問を終わります。

- 議長（西村芳成君） 小松紀夫君の質問が終わりました。
- お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

- 議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 3時55分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 5 年 6 月 1 9 日 水曜日

平成25年第2回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成25年6月12日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月19日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	山 崎 龍太郎
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	大 岸 眞 弓
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	片 岡 守 春
4 番	利 根 健 二	1 5 番	竹 平 豊 久
5 番	濱 田 百合子	1 6 番	島 岡 信 彦
6 番	山 崎 晃 子	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	爲 近 初 男	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	千 頭 洋 一	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	小 松 紀 夫	2 1 番	比与森 光 俊
1 1 番	依 光 美代子	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	福祉事務所長	岡 本 明 弘
副 市 長	明 石 猛	産業振興課長	佐々木 寿 幸
総 務 課 長	山 崎 綾 子	林業事務所施設整備管理班長	大 石 浩 司
政策企画財政課長	山 中 俊 明	建設課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	高 橋 由 美	上下水道課長	岡 本 博 章
管 財 課 長	柳 本 隆 司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今 田 博 明	支 所 長	二 宮 明 男
市民保険課長	山 崎 泰 広	地域振興課長	舟 谷 益 夫
健康介護支援課長	丸 内 一 秀	《物部支所》	
税 務 課 長	野 島 恵 一	支 所 長	小 松 清 貴
収 納 課 長	前 田 哲 雄	地域振興課長	和 田 隆
ふれあい交流センター所長	高 橋 千 恵		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	竹 内 敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成25年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成25年6月19日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 5番 濱 田 百合子
- ② 2番 矢 野 公 昭
- ③ 7番 爲 近 初 男
- ④ 8番 千 頭 洋 一
- ⑤ 3番 山 崎 眞 幹
- ⑥ 12番 山 崎 龍太郎
- ⑦ 13番 大 岸 眞 弓
- ⑧ 21番 比与森 光 俊
- ⑨ 1番 有 元 和 哉

会議録署名議員

12番、山崎龍太郎君、13番、大岸眞弓君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に報告します。19番、前田泰祐君は、通院のため遅刻という連絡がっております。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） おはようございます。5番、濱田百合子です。通告に従いまして一問一答で質問をいたします。

最初に、香美市立図書館について質問をいたします。

平成24年12月19日付で図書館の設置及び運営上の望ましい基準が告示されました。その中で「市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする」とあります。図書館を利用する目的は多様であり、利用者及び住民の多様な要望に対応するとともに学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の総合利用などのほかの施設、団体等との協力も積極的に推進するよう努めるものとする」とあります。また、新たに危機管理に関する内容も盛り込まれることとなりました。

本市は、高知工科大学附属情報図書館との相互協力や県立図書館との連携で移動図書館も行われています。また、県内の図書館との相互貸借サービスも行い、各図書館には資料検索用パソコンも設置されています。

本館の方に利用者の状況をお聞きしました。JR土佐山田駅から北に住む方の利用が最近ふえており、車で来館される方も多くなっています。駐車場は狭いですねとのこと。昨年より中高年の男性の来館がふえていると言っていました。また、このようなパンフもつくりましたということで（資料を示しながら説明）、3館合同のパンフレット、去年までは見なかったんですが新しくつくられたようでおっしゃっていました。これが利用者増に結びつけばいいかなということでご努力をされていることがわかりました。

図書館の開館時間については、休館日以外は原則午前9時から午後5時までとなっています。活動しやすい時間帯であることから、多くの住民に利用していただきたいところです。住民が触れ合い、交流できる場としても大変大切な施設であると思います。

以上のことを踏まえまして質問をいたします。

今年度の図書館協議会が5月に開催されたと聞いています。本市の3館、土佐山田町の本館、香北分館、物部分館での利用者数や貸出人数の推移を図書館利用状況など、図

書館の基準や目的に照らし合わせどのように把握していますか、お伺いたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） おはようございます。濱田百合子議員のご質問にお答えいたします。

図書館の利用の状況でございますが、香美市の図書館の館内利用者につきましては、平成24年度3館、本館、香北、物部含めまして3万7,838人、貸出冊数は6万3,520冊となっております。平成20年度からの推移につきましては、利用者は年により増減はございますが、ほぼ同数の利用者でございます。また、貸出冊数は平成20年度が4万8,591冊でございましたので、1万4,900冊、30.7%の増加となっております。

貸出冊数を年齢別に見てみますと、最も多いのが60歳代で、次いで小学生、40歳代、50歳代、70歳代の順番となっております。男女別におきましては、どの年代につきましても女性の貸し出しが多い状況でございますが、60歳代になると男性の比率が女性に近づき、70歳代はほぼ同数でございます。このことは館内利用者の最近の傾向に見られておりますが、図書館に来られた方が新聞を読んだり、自分の時間をゆったり過ごす高齢者の方の男性の利用がふえているという状況でございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田です。

課長の答弁から増加しているということでお答えがありました。また、60歳以上から男性が多くなって、70歳ぐらいになると男性、女性同じぐらいで、女性が大体的に利用率が多いということでもございました。中高年になると現役退職して図書館に行くとゆっくり情報を得ようか、新聞を見たりとかそういうこともあろうかと思えます。

私、この本館と香北分館、物部分館のほうへちょっと足を運びまして、いろいろお聞きをいたしましてデータを見らしてもらいましたが、本館のほうは一昨年と比べて昨年は1,500人ほど貸出数もふえておりました。そして、利用者数も若干ふえてきています。2年前から日曜日にも利用できるようになったということも増加の一因ではないのかなとは思われます。成人の登録者もふえております。昨年10月1日の人口比で言いますと、住民のおよそ27%が登録してることになりました。

香北分館につきましては、貸出数はやや減少してますが大体利用者数は800人ほど、それもちょっと減っていますが登録した数だけはふえております。これは去年の10月1日の人口比で見ますと、住民のおよそ52%が登録をしてることになりました。登録はしていてもなかなか貸し出しの場合には本館を利用しているということも考えられますし、香北分館の場合は学習スペース、そして閲覧スペースも非常に少ないです。それと、駐車スペースも少ないということも原因になっているのかもしれない。それと、アンパンマン図書館が2階にあるんですけれども、少し観光客がこちらのほうに足を運びにくくなっていることも利用者減にもなっているのかなという気がします。

それから、物部分館につきましては、貸出数については一昨年と比べ昨年は400人ほど伸びています。児童、生徒ともに伸びておりまして、貸出冊数も一昨年に比べますと1,500冊ほど多くなっています。利用者数も200人ほど多くなっています、去年は。人口比で見ますと、去年の10月1日の人口比では住民のおよそ11%が登録しているということになりました。私、物部分館のほうの貸し出しが一昨年と比べ昨年在非常に伸びましたので、その旨をちょっとお尋ねしにお伺いしましたところ、その司書の方がですね、じっと待っていても変わらないので独自のチラシをつくって館内に来られている方に渡していますと、移動図書館を設置してもらっている岡ノ内や安丸にチラシを持っていき、置くだけじゃなくて声かけをしていただくようお願いをしているということをおっしゃってました。その中で、図書の本が無料で借りれるということを知らなかった方がいたということで、非常にびっくりされたという経験をお話ししてくださいました。職員さんの思いを感じたところです。それから、ここは開発センターの中であってさまざまな企画展も同館で行ってあって、学童クラブもあります。駐車スペースも備わっていることから利用増が一昨年に比べ昨年は少し上がって、そういう司書さんのご努力もあって上がってきたのではないかなと思いました。また、この移動図書館を設置しているということは非常にいいことだと思いました。

次の質問に移りたいと思います。

先ほどの各館の利用状況や貸し出し状況を考えましたときに、果たして各館の現状が利用しやすい状況になっているのかどうか。先ほど課長がお答えになりました中高年の利用者が最近多くなっていると、男の方の来館がふえているというようなことも鑑みまして、生涯学習の場、多世代交流の場としての環境整備は万全なのでしょうか、お伺いします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

現在の香美市の図書館の現状につきましては、濱田議員も足を運んでいただきまして現状をわかってるかと思えますけれど、大半が貸し出し業務の状況に占めております。生涯学習の場、多世代の交流の場としてでございますが、図書館は一般に学習や調べ物をするための図書館、また最近では娯楽を目的として図書館を訪れる方もおいでます。また、図書館を訪れる方は、そういった意味もありまして静かに勉強される方、また読書にふける方、また一方そういった意味で歓談なんかも交えて図書館を利用されたいという方がおいでるかと思えます。こういうことでございますけれど、現在香美市の図書館は大きな規模の図書館でございませぬ。そういったこともございませぬので、現在そういった意味合いで言いますと、十分環境が整っているということでは、万全であるということとはなかなか言いがたい状況であると思えます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田です。

今の段階ではなかなか環境整備が万全とは言えないというお答えでございました。やはり冒頭に申しましたように、図書館の目的とか基準とかを考えますと、やはり今までの従来今ある香美市立図書館の状態では、なかなか住民サービスが十分行えていないという状況を課長もおっしゃってたと思います。高齢者とか障害のある方、そして乳幼児やその保護者、それから、外国人の方も結構いらっしゃいますので、外国人の方なんかもうそういう方たちも配慮を必要とする人が、図書館をスムーズに利用できますようにすることがやっぱり環境整備で必要かと思えます。乳幼児を持つ保護者については、やはり時代に即しましておむつ交換や授乳のできる場所、そして障害をお持ちの方、車椅子のスロープは各館にございますけれども、やはり障害者用のトイレが設置されているのは本館のみでございます。対面の朗読室、これも若干ありますけれどもまだまだ少ないかと思いました。それから、児童、青少年の利用を促進するためにやはり専用のスペース、そして、今いろいろ調べ物をやはり図書館でゆっくりしたいという方がいらっしゃいますので、AVコーナーの整備をすることも大事かと思えます。本館の場合は割と書架と書架の間はちょっと余裕がありますがけれども、香北分館と物部分館につきましては、非常に通路が狭くて本当に所狭しと本が並んでると、160センチぐらいありますか、それで非常に狭いのでゆっくりこう本が選べるようなゆとりがないように思いました。読書用のテーブルは物部も香北もございますけれども、多くても10人ぐらいでしょうか。このような状況を見たときに、当面すぐ改善できそうなことがありましたらお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 現在の図書館の状況につきましては、やはり書架に蔵書がたくさん入って通路も狭いと、また個別な部屋がないということでなかなか物理的な問題がございますので、すぐにそういった形状を、利用者にもうまく人の流れをつくれるということは現在ではちょっと思いつけない状況でございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田です。

そうしましたら、この視聴覚室のことについてお伺いしたいんですけれども、本館には視聴覚室はちょっと見当たらなかったのですが、図書館の設置条例の中にはその第1条の3に、「レコード、フィルムの収集と図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、一般市民の利用に供すること」と書かれております。現状では、見ましたら市立中央公民館のほうに視聴覚ライブラリーがあると思えますけれども、もともと市立中央公民館の中に図書室があったと思うんですが、今のところに移転されて、そのときに視聴覚ライブラリーというコーナーを本館のほうには移していなかったのでしょうか。その本館に設置するほうが図書設置条例としてうたってますので望ましいのではないかと思います、その辺いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 公民館のほうに視聴覚室がございますが、それがどうして図書館のほうへ移せなかったのかというご質問ですけれど、やはり現在の図書館は郵便局の跡地でございますので、なかなかスペース的に当初から無理であったのではないかというふうに、ちょっと実際過去のことは聞いておりませんがそういったことは想定できます。

図書館に先ほど言いましたように視聴覚室を置くべきであるという濱田議員のご質問がありましたけれど、当然開架室、それにつきまして、また読書席とかサロン席、調べ物室、学習室、いろんなボランティア室とかくつろぎスペース、あとは事務的な部屋が要するというふうな列記があるわけでございますが、実際問題としまして、郵便局の建物の跡へ移って利用しているということで、最大限に考えて当初から今の形態になされたものと理解しております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田です。わかりました。

それからもう1つ、私が物部の分館に伺いましたときに、そこの司書の方にこういう努力をしているということをお伺いしました。そういったこともありまして、今物部の分館のほうは、開発センターと物部支所の建てかえに伴って新しくできる予定の建物の中に設置されるということも伺っております。そうしましたら、ぜひこれから設計とかどんなふうな建物にするかいうことは決まると、話し合いの上で具体的にしろかと思えますけれども、ぜひ司書職員の方のご意見もお聞きして、図書環境整備ということ踏まえて今後進めていくべきだと思いますが、その辺のことはどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） はい。物部支所のほうと今後協議しまして、図書館のあり方について十分練って、物部支所の中へ図書館とまでは無理と思いますが、物部の分館としての図書室を設置したいと思っております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。そしたら、次の質問に移ります。スクリーンをごらんいただきたいと思えます（スクリーンを示しながら説明）。

これは土佐山田町にあります香美市立図書館の本館です。もとの地は昭和42年5月に山田郵便局舎が新築をされまして、その後平成10年の1月に土佐山田町が購入をし、同年の9月に町立図書館として開館されました。また、平成13年度改修され、平成18年、合併後に香美市立図書館として現在に至ってまして築46年になります。

元に戻りますけども、ここが正面玄関といいますか道路に面した北側になります。ここがちょうど駐車場に入る入り口でして東側になりますでしょうか、やっぱり屋根の下のほうはちょっとやっぱり剥がれています。ところどころこういったところが見られません。そして、ちょうど南側でしょうか、もう配管がこのように外にむき出しになっている状況でございます。ここがちょっとわかりにくかったですけど西側になります。ち

よつとここは2階に配管が入っているところでして、お聞きしますと2階のほうは雨漏りがしていると、ここからしているということでおっしゃってました。非常に築46年ということでやっぱり古いのですので、今後やはり何らかの対処が必要かと思われま

す。次に、アンパンマンの図書館のほうを見に行ってきました。アンパンマンのほうですけども、元このところは、昭和5年に旧美良布村信用販売購買利用組合が事務所として建設したもので、その後旧香北町農協の事務所として活用され、昭和49年から旧香北町立図書館となり、平成18年に合併をしまして香北分館として現在に至っています。平成8年にアンパンマンミュージアムがオープンして、2階はアンパンマン図書館として広く利用されています。これちょうど東側でございます。壁面にはアンパンマンのやなせたかし氏の絵が描かれております。これが表です。アンパンマン図書館というふうに書かれてお

りまして、上にはアンパンマンが乗っております。これが2階です。2階は自由に閲覧できるように少しソファなんかもありまして、乳幼児、ちっちゃい子どもさんと一緒に来館されましても自由に絵本が見れるというふうになっております。ただ、2階に上がるところと、それから2階なんかにはやっぱりこう白壁がですね、何度か剥がれ落ちているということで、修復も現在はされている状況ではあり

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

ご質問にございましたように、本館また香北の分館につきましてともに古い建築でございまして、至るところに先ほどご指摘いただきましたように修繕の必要な箇所が多数ある状況でございます。こういった状況ですので、応急的な修繕処置に現在はとどまっている状況でございますので、全体的な部分を見ますと安全性は十分確保されているとはなかなか言いがたい状況となっております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） なかなか年月を経ているもので、応急的な修繕にとどまっているというのは理解ができます。

それで、本館についてはやはり新築の方向で、これは私の個人的な意見ですけども、本館については現在地がいいのか、またほかに適地があるのかなども、北のあけぼの街道も大きくなってまして利用者も向こうのほうからも多いと。ただ、やっぱり中心地、郵便局や銀行がある近くのほうが使い勝手がいいかなというのがありますけれども。やはり人口増につないでいくためにまちづくりの観点から建設委員会などを設置しまして、その中で図書館の専門家のご意見、そして住民の声も反映しながら、今の時代にマッチ

した図書館の設置目的、基準にはもちろんマッチしていかなければなりませんけれども、やはり香美市がどんなまちなのかということアピールする上にも、そういった時代にマッチした図書館建設に向けて前向きに検討をしていったらいかがでしょうか。

そして、香北分館についてですが、外観は非常にかわいらしいアンパンマンも今設置されていますので、外観は残したいと思えますけれども、図書館として市民が利用するには非常に狭くて使い勝手もよくないと考えられます。移転の方向へ考えてはいかがでしょうか。香北町には国道沿いに保健福祉センターがあります。住民の福祉と健康の増進のために建てられていますけれど、現在は社会福祉協議会が1階を使用しています。住民が気楽に足を運び、そして気楽に図書室も利用できるようにならないものか。そして、2階ではさまざまな企画もやられることにはなっておりますけれども、社協さんはデイサービスもされております。それから、乳幼児の歯科検診もあそこで行っております。和室もございましてけれども、高齢者も障害のある方も乳幼児もともに多世代で触れ合う、そんな図書館づくり、その保健福祉センターの中にそういう図書コーナーづくりはできないものでしょうか。その辺の見解をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

建てかえに向けてというご質問をいただいたわけでございます。事務的な考えも言えますけれど、大きなものでございますし、また利用者のご意見とか外からのご意見もいただいて慎重に建物の場所とか規模とかそういったものも決めていきたいと思っておりますので、できましたら建設委員会みたいなそういった組織を立ち上げて、その場でいろいろの角度からのご意見をいただきながら、新しい図書館のあり方につきましてご協議の上でどういう方向に行くかということを決めたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。ご答弁ありがとうございました。

安全性の確保の面で言いますと、今後その本館と香北分館について建設委員会を立ち上げていろんな角度から協議をしていくのはそうすべきだと思うんですけれども、当面ですね、今の図書館の中でやはり安全確保ということは課題じゃないかと思えます。今でも年間何万人の方が利用されて出入りをしておりますので、平常時の備えとしてやはり危機管理マニュアルのようなものがですね、図書館にもやはり準備をするべきではないでしょうか、その辺をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

当然利用者の安全を図らなければなりませんので、さしずめ危ないところにつきましては応急的な修繕処置でとりあえず行っていきたいと思えます。

この建物につきましては、教育委員会は図書館として利用しておりますけれど管財課

のほうで建物の管理もされているようでございますので、そちらのほうと協議しながら今後のことにつきましては進めさせていただきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 管財課のほうとも協議するということでしたけれども、私3館に何度か今までも行っているんですけども、やはり書架の固定ですね。普通の家庭でもやはりたんすとか固定をしていると思うんですけども、書架の固定。そして、書物も軽い書物じゃなくてやはりこう分厚いような書物もたくさんあると。分厚い物は上に上げてはないと思うんですけども、やはり書物の転落防止、それから書架の固定なんかの備えは早急に取りかかってほしいと思っております。

それと、もし非常時のときに職員がどう動くかっていうのも、職員さんも不安でないのかなと思うのですが。ヘルメットですね、ヘルメットをやはり職員の数とか何個か用意してですね何かのときには頭を守るということで、ヘルメットをかぶってもらうということは今すぐにはできることではないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えいたします。

書架の本棚につきましては、そういった重さに耐えられる、また下部が安定した専門的な家庭用の本棚でなくてそういったもので本を設置してございますので、通常の場合は大丈夫かと思っております。

そのヘルメットにつきましては、手狭なため、置くとすれば幾つぐらい置くかわかりませんが、事務室のほうへ置くことは可能かと思っております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。ぜひヘルメットのほう前向きに検討をして、職員さんとも相談しながら検討していただきたいと思いますところですので。

そして、今年の3月に全国公共図書館協議会が公立図書館における危機管理に関する実態調査報告書を発行しております。これは震災対策によるもので全国の図書館の実態を調べた上での報告書ですけども、それは恐らく本市にも届いていると思っております。ぜひこの中に当面すぐしなければならぬようなことで、香美市の図書館にもちょうどそぐうものがあるかとも思います。またぜひそれも活用していただけたらいいと思っておりますが、その中身についてはご存じでしょうか。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えします。

その文書につきましては、図書館のほうへ直接、生涯学習振興課を通さずに館長宛てで行っていると思っておりますので、私のほうはまだ目を通しておりません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 館長のほうに届いているということでございましたけれども、ぜひ生涯学習振興課のほうでも一読していただきまして、今後その新しく建設され

るだろう建物を建設委員会等を立ち上げて考慮する場合においても非常に役立つものではないかと思われますので、ぜひ協議の中に参考資料として置いていってほしいと思います。

次の質問に移ります。

先ほどスライドのほうでもお見せしましたがけれども香北分館です。香北分館はアー・デコ様式の鉄筋コンクリートの2階建ての建物です。昭和初期の面影を残しておりまして、近代遺跡、書籍でも紹介されています。やなせたかし氏の著作のアンパンマン関連の書籍や児童書が置いてありまして、自由に閲覧ができ観光客もいらした方は割とゆっくりと2階で子どもさんと一緒に絵本を見られているとお聞きしております。これにつきましては、文化財として残す意向があるのかどうか。先ほども見ましたように、築83年ですけれども非常にしっかりとしたつくりはしています。ご近所は民家もありまして、何かのときには危ないということはございます。耐震とかいろいろ考えることもありますけれども、今の段階での文化財として残す意向はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 文化財として残す考えはどうかというご質問ですけれど、一応これが文化財の候補としてどのような位置づけになるかということで調査のほうは進めております。ただ、その図書館との利用のこともございますので、現在はそちらとの両方の考えを模索中でございます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。わかりました。まだ模索中ということで、図書館の建設とも絡みますので、また前向きに検討をされることを期待しております。それでは、1問目の質問を終わります。

続きまして、就学援助について質問をいたします。

就学援助制度は、義務教育は無償とした憲法第26条と関連法に基づいて小中学生が安心して勉学に励めるように学用品費や給食費などを助成する制度です。要保護世帯の児童生徒、準要保護世帯の児童生徒が対象になります。2005年の法改正により準要保護費は国庫補助負担金から一般財源化されました。これは小泉内閣の三位一体改革によるものです。

本市の準要保護世帯の基準は生活保護世帯の1.3倍以下でしたが、2009年度より1.0倍以下になっています。また、給食費は半額援助となっています。就学援助制度を利用する児童生徒の推移を示したグラフが厚生労働省の調査にあります。スクリーンをごらんください（スクリーンを示しながら説明）。

スクリーンのほうでは、就学援助を受ける小中学生数の推移ということで、1995年から2011年までのことをあらわしております、オレンジ色の部分が要保護の数です。それから、グリーンのほうが準要保護の数でございます。これ小中学生一緒の数

になっております。2011年に就学援助を受ける小中学生の数は156万人に上っております。調査開始から16年連続でこのように増加をしています。これは全国の状況です。

高知県の全児童生徒数に占める準要保護児童生徒数は、2010年度20.9%、要保護児童の生徒数が2.3%で合計では約23%です。全国で4位、4人に1人の子どもが就学援助を利用せざるを得ない経済的困窮の中にいます。また、今年の8月より生活保護基準の引き下げが行われようとしています。3年間かけて受給世帯平均で6%強引き下げの方針です。基本的な生活の糧となる月々の支給は平均6%強の減額ということですが、期末一時扶助の見直しなどで生活扶助の費用全体では8%程度の削減となると紙上では掲載されています。生活扶助は世帯の人数や移住地域などによって基準額が異なります。社会保障審議会の生活保護基準部会の報告書により試算をしますと、夫婦と子ども2人世帯では14.2%、夫婦と子ども1人世帯では8.5%の引き下げになります。子どもが多く世帯人数が多いほど大幅な引き下げになります。子育て世代へは大打撃です。このことは就学援助制度にも大きく影響するものです。保護基準が下がれば、要保護世帯の子どもにも準要保護世帯も認定基準が下がり、打ち切られる世帯が出てくる可能性があります。子どもの貧困とは経済的な困窮だけを意味するのではなく、子どもが成長、発達する権利を保障されない状態を意味することを忘れてはいけません。

このことを踏まえまして質問をいたします。児童生徒の平成23年から平成25年の要保護、準要保護世帯の受給状況の推移から、受給世帯の生活状態をどのように把握されていますか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） おはようございます。

濱田議員の受給世帯の生活状態というご質問でございますが、この件につきましては再々議会で一般質問が出されております。就学援助制度そのものがですね、もともと2005年の法改正によりまして、いわゆる学校教育法で言う経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して市町村が必要な援助を与えなければならないと、これは第19条にございます。これに基づいて市町村に委ねられた制度でございます。それまでは国が保障しておりました。それを前提としましてお答えさせていただきます。

まず、平成23年から平成25年ですね準要保護の認定者数につきましては、児童生徒1,808名に対して、これ平成22年度ですが認定者235名で全体の13%でございます。それから、平成23年度におきましては1,789名に対して認定者251名で14%の割合です。平成24年度におきましては、児童生徒1,684名に対して認定者242名で全体の14.4%の割合となっております。実質、認定者の数におきましては若干の違いはありますが、認定者の率につきましては年々増加してござい

すので、低所得者層の割合が増加傾向にあるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田です。

次長が答弁いただきました年々増加しているということで、認定数が増加しているということは、貧困世帯がふえているということが理解できると思います。次長もおっしゃいましたように、国の国庫補助事業が2005年になくなり、そして、その市町村にこういう業務が委ねられたということがございますけれども、やはり市町村っていうのは一番住民に身近な自治体でございます。住民の苦難に寄り添った政策がなされて当然ではないかと考えます。

ある山間地域に住んでいる方のお話を聞きました。「子どもが1人だったらまた申請を見合わせるができると思うけど、2人になったら支援を受けないと暮らしていけない」とか、「市内には親戚もないし、それはわかってここへ引っ越して来ているのだけれど、仕事は定期的にはないし収入は不安定。車はないと不便だから手放せない」とか、「親のどちらかが病気になって働けなくなったら、1人の収入だけでは到底生活できないから、支援を受けたときは大変助かりました」など、若い世代の方々から支援の枠を広げてほしいという要望は上がっております。本市の生活保護世帯の推移を見ましても、保護率は上がってきていますし、傷病世帯やその他の世帯、これはリストラや雇用の悪化などで収入減になった世帯ではないでしょうか。生活保護基準の引き下げによる本市への影響をどのように捉えていますか。また、その対処策は考えていらっしゃいますか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 現在香美市におきましては、生活保護基準の1でやっております。生活保護基準が引き下げられますと、それが仮に0.9になりましても1の基準額については下げるつもりはございません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） わかりました。じゃあ今の基準は維持するという事で理解をしました。

次の質問に移ります。

現在までに認定された人数が、今年になってからですけれども要保護が18人、準要保護234人とお聞きしています。準要保護の認定基準が生活保護基準の1.3倍、今1.0ですがそれが1.3倍になった場合に、市の負担はどれぐらいになると考えられますか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

まず、世帯、単純に1から1.3倍になったときの負担と申しますけど、世帯の人数や年齢によって条件が違いますので、明確には市の負担というのはわかりません。まず、

例としまして母子家庭で子ども2人、小学生と保育園の3人世帯の場合におきまして、1.3倍になりますと総所得から社会保険料等を引いた所得が165万5,000円までであったものが、215万円までの所得の人が対象となりまして約49万5,000円が引き上げられると。それから、次に、夫婦で子ども2人の場合、231万円までだったのが301万円までの人が対象となりまして、これで70万円ぐらいの基準が引き上げられると。基本的にこういった引き上げ額がいろいろと発生してきますので、かなりの負担増になるというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 細かいところまでありがとうございました。ちょっとすぐに私の頭の中では計算ができなかったのですが。

今の平成25年度当初予算で約1,764万円の就学援助の予算をとっておりますが、これが大体もし1.3倍になりましたときに世帯によっては違いますけれども、およそどれぐらいになるのか試算はできますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

試算はしておりません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） わかりました。先ほどのご答弁から、その世帯なりに違うので一概には言えないということだったのですが、試算はしてないけれども1.0を1.3倍にしたときに不可能ではないと見ていいでしょうか、今の予算立てを見たときに。平成25年度の当初予算では1,764万円という予算が上がっております。これは1.0倍の場合ですけれども、もしその1.3倍になったときにどれぐらいになるかわからないということでしたけれども、不用額等も毎年、一昨年、去年度と不用額も出ておりますが、そういうのを鑑みたときに、1.3倍の基準に引き上げることは財政上可能だと思いますか。やっぱりここにはそれほど財源をつぎ込むことは難しいと、やはり1.0、国が下げてきたんだから市町村としてできることは1.0が目いっぱいということでしょうか、その辺見解をお伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 結論から申し上げますと1.3にする予定はございません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） わかりました。次の質問に移ります。

平成22年度の決算報告書を見ると、教育費の扶助費、これには特別支援教育就学奨励費も入っていますが、その分を差し引かしても不用額が260万円、平成23年度では約334万円が出ております。この利用している家庭がさまざまな困難を重層的に抱えていますけれども、非常に貧困は拡大をしているということは次長もお認めになっ

たことと思います。やっぱり認定基準を引き上げる方向をすぐにできなくても、引き上げる方向も1つの方法ではあるというような見解についてはいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

まず、生活保護基準がですね引き下げられたときに、国は生活保護の部分をカットしておきながら、地方自治体におきましては今の現状を維持せよというような通知が来ております。それは本末転倒であろうかと考えておりますので、我々香美市におきましてもですね、それを引き上げるとかいうことは考えてません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。わかりました。次の質問に移ります。

国の基準では給食費は実費支給されます。本市では半額支給です。給食費を期日までに支払えない世帯もあることから考えましても実費支給にならないでしょうか、伺います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

先ほどから申しております基準に関しては市に一任されておりますので、香美市就学援助事務取扱要領第3条にあります要保護及び準要保護に認定された者に対して、それぞれの費目は予算の範囲内でやるというふうになってます。それで、給食費につきましても半額というふうに決めております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 予算の範囲でというお答えでしたけれども、今年の3月19日付で私どものほうに回ってきましたけれども、香美市の私債権放棄の報告を見ました。その債権の名称は学校給食費です。5件ともさまざまな理由があります。準要保護世帯で半額負担でも払えない状況。また、生活保護になり債権放棄に至ったり、準要保護世帯で分納納付を行っていたけれども、その財源が児童手当を充てていた例などです。冒頭でも述べましたけれども、家庭の貧困が子どもの貧困になってはいけないと思います。家庭の経済的困窮のストレスが子どもに影響することは、子どもが生来持っている生きていく力を阻害するものです。子どもへの投資は未来を担う人間への投資です。市としてできることは支援しながら、国に対しましても国庫補助事業に準要保護世帯も対象になるように市からも要望していくことも必要ではないでしょうか、その辺の見解をお願いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 準要保護の滞納がふえておるとかいうことにつきましては重々承知しております。ただですね、給食費そのものにつきましては、要保護の方につきましては福祉のほうからお金が出ております。準要保護につきまして

は教育委員会のほうで出しておるといふ形でございますけれども、この部分につきましてはあくまでも現在の香美市の財政状況は比較的安定しております。ただ、これは合併したおかげと、それと市政の運営の経営戦略によりましてこういう形になっておると考えております。これが将来まで確実にあるかというふうに考えますと、それは今のところ見通しが立たないと、立っておりませんのでここで個人的給付をですね引き上げるといふような話はできません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。そしたら、次の質問に移ります。

平成25年度の対象世帯で給食費を全額支給した場合、市の負担額はどれだけになりますか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。この件につきましては昨年12月議会で大岸議員の質問にお答えしておりますが、その部分でお答えさせていただきます。

まず、半額補助から全額補助にした場合、年間610万円、小学校で380万円、中学校で230万円の予算の増額となります。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） その額ですけれども、先ほど私が不用額のほうを述べらせてもらいましたけれども、その600万円の不用額は出ておりませんが、この分をこれに充てるいきますか、その不用額が毎年出てますので、それに上乗せした分の予算は要りますけれども、給食費の全額を支給するという方向は考えられないでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） まず、予算につきまして不用額を前提にした予算は組んでおりません。ですからそれは保障できません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。わかりました。最後の質問です。6番目です。

新入児童生徒の場合、年度当初4月に申請をすると新入学生学用品費の支給はいつごろになりますか。また、支給されるまでの手だてはどのようにされていますか、お願いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

まず、4月の初旬に申請した場合、民生委員さんの意見書等を教育委員会の定例会までに提出されれば4月末に認定となり、5月初旬におきましては支給できるというふうになります。まず、これにつきまして大きな流れ的なものを概略的に説明させていただきます。まず、申請から新入学品等の支給の流れにおきまして、保護者が学校へ申請書と所得課税証明書を提出、その後学校長が意見を記入して教育委員会に提出されます。

それから、教育委員会より民生委員等に申請者の生活状況、そういった部分の把握の意見書を依頼、それから、民生委員の意見書の提出を受けまして教育委員会の定例会に議案を提出しまして、その中で認定となれば次の月の初旬に新入学の支給がされるというふうになってます。この手続が若干おくれれば順番におくれているというようになる。

ちなみにこの分につきましては、昨年度までは7月末とかに支給しておりましたけれど、それでは余りにも遅過ぎるということで今年改正をしております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 今年改善っていいですか、早く5月初めに支給されるということで非常に助かる世帯がふえたのではないかと思います。しかしながら、入学当初は体操服やランドセル、通学かばんなど一通りそろえるには何万円もかかります。本来なら4月入学前には振り込まれるのが当たり前ではないかと思うのですが。市内のある小学校にお聞きしますと、2月には翌年分の申請ができるので2月末には書類ができます。3月の審査を受ければ4月には認定ができると。これは課長がおっしゃいましたその2月にできて5月の初めということになるかと思えますけれども。兄弟がいる場合は既に通学している方が対象ですので、第2子も第3子の場合も対象になるかもしれませんが、そういった場合は手続も早くいくのだとは思いますが。

この手続を早くするにもお知らせが大切ではないかと思えます。前回2年前に私が質問をしましたときに、4月に全世界帯にチラシを配布することで対処するというお答えでございました。第1子の入学の場合には、当然4月にお知らせをいただきましても民生委員さんとかいろいろ手続が先ほど課長がおっしゃいましたように要るわけで、認定されるのが1カ月、2カ月とかかるわけです。支給が遅くなります。これ5月初めになって改善はされましたけれども、もっと早く手元に入れば入学準備品なんかも用意しやすいと思えます。これは提案ですけれども、毎年10月から11月には校区で翌年入学する予定の全ての子どもに対して就学児の健康診断が行われていると思えます。そのときに就学援助制度のチラシをお渡しして保護者への説明をするのはどうでしょうか。そうすることにより、翌年の2月には申請ができるのではないのでしょうか。また、保育園や幼稚園で制度の周知をしていただき、早い時期に申請ができるように幼保支援課との調整はできないものではないでしょうか伺います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） まず、周知につきましてはまた再検討させていただきますが。ただですね、新1年生の場合、まず学校長の意見書が要ります。ですから、2月には何ぼ申請されても意見書がもらえないというふうになります。だからそのところの手続があります。ただ、先ほど申されましたように、継続児がおるところにおきましては兄弟ということで取り扱っております。というふうな今の状態がそういうことですので、4月になって申請していただくというふうになります。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

- 5番（濱田百合子君） 周知はできるというお答えでしたので、私が提案しましたその就学児の健康診断のときにこういう制度がありますということをお知らせすることは可能ということでしょうか。
- 議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。
- 教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） この件につきましてはですね、毎年あることなんで広報、それからそういった部分の活用はできようと思います。ただ、その就学時健診のときにですね、全てができるかということについてはまた検討をさせていただきたいというふうに思います。
- 議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。
- 5番（濱田百合子君） 幼保支援課との連絡はどうでしょうか。その周知の面でやっぱり年長さんになったときの1月、2月、ちょうどその就学時健診とダブるかもしれませんが、どちらかに周知するようなチラシを配布するか説明会を持つとかいうような形でという検討をできますでしょうか。
- 議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。
- 教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 幼保支援課じゃなくて幼保支援班も私が課長ですので、それはできます。
- 議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。
- 5番（濱田百合子君） 支給されるまでの手だてについては何かありますでしょうか。ちょっと聞き抜かったかもしれません。
- 議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。
- 教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 支給されるまでの手だてということにおきましては、まず、保護者より学用品費等の請求、受領、それから、納付に関する権限をですね学校に委任されますと、支払いの一部を学校がまず立てかえすることができます。例えば、小学生の場合、新入学学用品費の補助は1万9,900円で、仮に学用品購入に2万5,000円必要な場合におきますと、学校に委任することで保護者の負担は5,100円でよろしいというふうになります。
- 議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。
- 5番（濱田百合子君） そうしましたら、先に購入をしてその領収を持って、後で申請が受理されたときにその分をとということになりますでしょうか。ごめんなさい。再度お答えをお願いします。ちょっと理解できなくて。
- 議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。
- 教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。まず、学校に全部委任されますので、お金は学校のほうへ支給されると。ですから、保護者の負担につきましては保護対象額を超えた部分を一部支払っていただくというふうになります。
- 議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。
- 5番（濱田百合子君） わかりました。そういうようになっているというのはいいい

生活困窮者の窓口での対応に当たっては、懇切丁寧に対応をしていますし、相談内容を十分に引き出し急迫状況の確認を行っております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田です。

懇切丁寧な対応をされているということでございました。大変うれしく思います。

このケースの場合、この新聞紙上から読み取れる分におきましては、母子家庭ではないか、将来的に不安があると訴えている状況から推測しますと、現在はいいいけど近い将来大変なことになりそうだというようなことで、離婚の可能性とか、またDVの可能性もあるのではないかと私は読み取りました。そのような状況であることを相談窓口の人が感じて、「今後また来てください」と、「1週間後にはまた来てぜひお話を聞かせてください」とかいうふうな次の来所を促すような言い方をするとか、女性相談センターってというのが高知県の場合には高知市にございますが、そういった女性センターのしおりを手渡すとか。ふれあい交流センターも香美市にはございまして相談をされてるわけでございますけれども、そういうところを紹介するとかいうことで次の来所を促すと。その人がそのときに必要じゃなくなっているかもしれないけども、一旦窓口でこういうことを言われた場合には「次またお話をゆっくり聞かせてください」とかいうような、そういうことに対してもこう促すような話しかけをしていったらどうかと思いますが、その辺の対応はどうなんでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 一度生活困窮者が来られて対応して、生活保護の申請がその時点でなかった場合、本人ももう少し頑張ってみるとかいうようなことで申請がなかった場合には、今後困窮したらもう一度来所をしてくださいというような促しは常にしております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） そのように対処をされているということです。

福祉事務所の窓口の対応は非常に気を使うと思います。職員の方の心労もあろうかと思えますし、県下では各地で、以前前回の議会の質問の中でもある議員が言ったかもしれませんが、傾聴ボランティアの講座が各地で開催をされています。本市でも昨年社会福祉協議会が行いました。私も高知市での開催時には一度受講しましたが、とてもいい研修になりました。そのような講座にも職員が積極的に参加できるようなシステムができればいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 傾聴ボランティアについては、香美市の社協も研修、講座をやっていると思いますので、機会があれば参加をしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） もちろん機会があればということですが、ぜひ職員

の方に積極的に受講をしてみませんかというようなことで声かけをしていただきたいように思います。

次の質問に移ります。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の36から38ページには具体的な記述がございません。6月号の広報には概要版が入っておりました。その表紙には「病気になったり、介護が必要になったり、子育ての悩みなど、日常生活の中で手助けが必要になる時は誰でもあります。「香美市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は地域にお住まいの一人ひとりのための計画です」と書かれておりました。非常にいい文章だと思いました。本当に一人一人のための地域福祉でありたいと思うところです。ただ、この概要版とはいえ、もう少し具体的な取り組みの記述があったら市民の皆さんにもわかりやすいのではないかと思います。何か具体策があればと思いますが、どういう意図で、この例えば相談窓口の充実、情報提供の充実、相談機関のネットワーク強化、福祉サービス提供体制の充実と4項目このページには書かれておりますが、具体的な長い文章を書く必要はございませんが、例えばこういうところがありますとかいうようなことで具体策を書いたほうがよりわかりやすいと思いますが、その辺の具体策をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 地域福祉計画・地域福祉活動計画の36ページから38ページについての具体策についてですが、①から③については、具体策は現在のところはあります。今後社協と検討、協議していかなければならないと考えております。④については、香美市社協が県社協からの助成を受けて平成24年度から権利擁護事業を行っております。判断能力が不十分な高齢者や障害者などへの支援などを行っております。今後重要な活動だと考えておりますので、利用の促進及び支援の充実が求められると考えております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。そしたら、これから①、②、③については具体策を検討をしていくということでございます。また、これが具体策が決まりましたら、また市民の皆様にもわかりやすい提供をされたらどうかなと思いました。

次の質問に移ります。③です。

このケースは転居届を出さずに新しいマンションに子どもと2人転居してきたのではないかと思います。住民登録もしてなかったので行政サービスを受けることはできません。民生委員もわからないだろうとは思いますが。一戸建ての空き家に転居していたならば、地域の方が不審に思い声をかけたかもしれません。マンションというのは本当に個室で外からはわからないから発見も遅くなります。

そこで、孤立死や餓死を防ぐためにライフライン事業者、電気やガスなどとの連携が重要になると思います。昨年6月議会では水道、ガス、電気関係にも市より連携していくことは必要だと考えていると答弁がありました。また、9月議会では、四国電力株式

会社高知支店、県福祉指導課、近隣市町村とは協議中との答弁でした。また、ガス事業者とは今のところできていない。LPガス事業者とも連携について検討をしていきたいと答弁されました。その後の経過と現状を伺います。また、上下水道課との連携はとれていますか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） はい。ライフライン事業者との連携については、昨年電気事業者については四国電力山田営業所に、ガス事業者については市内の全てのガス事業者を回りまして、検針時に異常を感じた場合などに情報をいただくよう依頼文書を手渡しをお願いをしてきました。その際事業者との話では、これまで事業者側も検針時には気をつけているとのことでした。上下水道課との連携については、毎月未納者リストを送付してもらい、生活保護者について訪問し状況確認を行い、面接において督促を促すこととしております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。上下水道課のほうとはその滞納ですね、水道料を納めてない者について生活保護世帯を訪問しているということ伺ったと思いますが、未納者についてそのほかの世帯についてはどんな対応をされてますでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 未納者の生活保護者の世帯以外の世帯については対応はしておりません。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） わかりました。次の質問に移ります。

生活に困ったときに情報としまして、広報やホームページだけの周知では不十分ではないでしょうか。制度や相談窓口を知らすためにポスターの掲示を住民に身近な量販店、衣料品や食料品を販売しているところやコンビニなどに依頼したり、チラシを作成し置かせてもらうなど、さまざまないろいろ知らせる手だてをすることを考えてはいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 生活に困ったときの情報についてですが、これまでの周知方法で十分と考えます。現在生活に困った方々は、福祉事務所に来所したり社会福祉協議会に出向いたりしていると考えております。改めて制度や相談窓口を知らせるためのポスターの掲示をしたり、チラシを作成するなどは考えていません。それよりも民生委員さんによる見守り、早期発見のほうが効果的だと考えますので、今後も民生委員さんをお願いをしていきたいと考えます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） その従来のやり方で民生委員さんの見守りとか福祉事務所に来所されたり社協に行くというのはそういう方はいいですけども、この孤立・餓死

をされたこの対象の方なんかは、なかなかもちろん民生委員さんの届かない部分でもあるし、なかなか行政のほうに足を運ぶということもできないだろうし、そういう意味では必ず食べ物は何らか買いにいくだろうということで、そういうところに「困ったときにはここへ。香美市の福祉事務所、社協がありますよ」というようなことで電話番号とそれだけでいいと思うんですけれども。そういったのをポスターを張るとかチラシを置くとかいうようなことで対処するという、また新たな方法になりますけどもそういうことについての検討は今後できないでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） ポスターを張るとか、チラシを配布するとかいうことは全く効果がないということではないとは思いますが、それよりもやはり地域の方々の見守りとか民生委員さんの見守り、そういったことのほうが効果があるかと思えます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。わかりました。

また、この概要版につきましては6月の広報にも入ってございましたけれども、やはり地域の見守りという意味ではそういうふうなことで香美市がやってるんだということをより多くの住民の方に知っていただくために、自治会で再度、広報には入ってましても、再度回覧をしたり自治会長にこの計画の内容を説明をすると、そして意識を上げるといいですか、住民一人一人が見守る立場にあるんだというようなことを意識づける、そして住民力をつけていくと。こういう悲惨な孤立死や餓死を生まないようにどうしたらいいんだろうということを住民が考えていけるように、地区で考えていけるようになることがやっぱり大事だと思いますが、そういった自治会長さんへの説明っていうことをお考えはないでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） それぞれの地区へ出て行ってということだろうと思うんですけれども、4月の下旬に行政連絡会を行いましたときにお話をさせていただいたんですが、機会があればそれぞれの地区へ出て行ってお話をしたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） せっかくなのでつくりましたこの地域福祉計画・地域福祉活動計画、より住民が身近に感じて自分たちが動いて見守りをしようというそういう気持ちにもなっていただくために、やっぱり行政と一体になった活動を期待していきたいと思えます。

以上で私の全ての質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 濱田百合子君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前10時27分 休憩）

れておるところであります。また、同時に合併特例債の終了時を見据え、住民サービスが急激に落ち込むことのないように基金の積み増しも順次行いながら、将来に備えた市政運営に取り組んでおられます。このように合併協定を念頭にいたしまして、住民サービス向上のためソフト、ハード両面から数々の施策を実施しながら、なおかつ、財政面におきましては中長期的視点に立った市政運営がされているとの思いを持っております。

これらを鑑みたとき、本市の行政は安定運営がなされている、このように認識をするところであります。以上を踏まえながら次の2点をお聞きいたします。

まず、1点目には、土佐山田町長、そして香美市長と重責のある行政トップといたしまして長くその任を負っていただいております中で、今日までのその思いをお聞きいたします。

2点目、旧3町村の合併によりまして広大な面積となりました香美市行政をソフト、ハード両面から着実に進めながら、財政面からも将来を見据えた市政運営が推進されていると考察をいたしております。そのような状況下、来年3月末には市長選挙が控えております。堅実な市政運営を維持、推進されております門脇市長にはご苦勞も多く大変なことではありましようけれども、引き続き行政トップの任を負っていただきまして、その責を遂行されますことを強く期待するものであります。時期尚早かもしれませんが、来年春の市長選挙に向けまして市長の思いをお聞きいたします。

以上、2点を問うものであります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 矢野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

先ほどの質問、まことに身に余るお言葉、またご評価をいただきまして大変恐縮をいたしております。平成16年に土佐山田町長に、突然といいましょうかそうした中での就任でございました。そして、合併後この任に当たらせていただいておりますが、私の任期、平成26年4月8日が市長任期満了の日であろうというふうに思います。合併後就任以来、早もう7年余りが経過をしてきたわけでございます。

まず、行政のトップとしての今までの思いということでございますが、合併後の市長として旧3町村の早期融合と、やはりお話もございました合併協定事項の遵守が最大の私の役目であるというふうな思いを胸にしまして、ただひたすらそのことに誠実に向き合い、そして着実に実行をしていくことに心がけてまいりました。今考えますと十分でなかった点多々ありまして力不足を感じております。ただ、まだ任期満了まで10カ月近い日数が残されておりました過去を十分に振り返る余裕はございませんが、とにかく残されたこの期間を副市長、教育長を初め全課長、全職員の協力を仰ぎながら、残された期間を懸命に取り組み、その職務を果たしていく思いでございます。議員の皆さん方にも何とぞご指導をよろしくお願いをいたします。

そして、2番目の来年3月に行われるであろう市長選挙への思いでございますが、この件につきましては、次期市長選挙には立候補はいたしません。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） ありがとうございます。市長からは明確な答弁を、今日までの思い、そして、次期市長選に向けましての明確なお答えをいただきました。

私の思いといたしましては、先ほども申しましたとおり市長にはぜひ続投をしていただきたい、このような思いを持っておりますけれども、先ほどの市長の答弁をお聞きいたしますと、その決意はかたいものであるとこのように理解をいたしたところでございます。これ以上この件に対しては何も言うことはございません。ただ、この場をおかりしますけれども、今日までの労をねぎらいますと同時に、そして、その市長が行政に対しますところの熱意、そして、その努力に心から敬意を表させていただくものであります。

そして、もう1点、先ほど市長からもお話がありましたけれども、まだ任期途中でございます。残りしたいわゆる残任期間中におきましては、市長におきましてぜひ健康には十分留意をされまして、市政発展のため、そして、また市民の幸せに向けましてご尽力をいただきますことを切にご期待を申し上げまして私の質問を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（西村芳成君） 矢野公昭君の質問が終わりました。

次に、7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 7番、爲近です。通告に従い一問一答で質問をいたします。集落支援について質問をいたします。

中山間地においては、高齢化の進行や人口の減少による地域活動の担い手不足により集落の機能が弱体化しています。これを解決し活性化を図るための施策として、高知県は全国に先駆けて集落活動センターの立ち上げを提案しています。全住民が地域の思いを出し合いどう取り組むのか、具体的な活動内容を計画にまとめていって、集落に応じた地域づくりを目指すよう検討を重ねる。そして、集落センターの設置によって草刈りや農作業の共同作業、高齢者の見守り支援、防災活動、鳥獣被害対策、移住や交流観光活動、農林水産物の生産や特産品づくり、そして、販売等の取り組みによって集落の活性化を図り未来を変えようと提案している。補助制度も整備しているようだ。日々の暮らしで困っていることや不安に思っていることを解決することは喫緊の課題だが、この県の提案に対してどう連携し、集落の維持、活性化に取り組むのかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 爲近議員のご質問にお答えいたします。

集落活動センターにつきましては、地域住民が中心となって産業や福祉などの活動を進める拠点で、県が昨年度より中山間地の振興の拠点として設置を支援しておりまして、現在県内では9カ所で発足し、さまざまな取り組みが進められております。本市では、本年4月に開催されました平成25年度香美市行政連絡会において、県の担当者より制度の説明を行いました。また、5月には市役所内部でも県職員を招き、関係各課の職員

で集落活動センターを含めた中山間対策の研修会を開催する等、県との連携に努めております。

この事業は、県からの強力な支援はあるものの、地域住民が主体的に集落再生のシナリオを描き、それを実践していくことが求められます。そのためには強力なリーダーと一緒に行動をとる右腕、左腕になる人材が必要でございます。過疎、高齢化が進む中で、人材の有無が成否を分けることになろうかと思えます。

また、集落活動センターが生活支援の拠点となるだけでなく、経済拠点としての役割も担えるかどうか重要なポイントでございます。どんな集落にも経済活動が必要不可欠であり、経済活動が伴わない集落活動は持続性が担保できないと考えます。生活と経済、この両輪が機能してこそ持続性のある集落活動センターとなるのではないのでしょうか。中山間地域の集落では、昔ながらの農林業は存在しても地域のマーケットは非常に小さく、都市部を対象としたビジネスをやろうという発想やノウハウも必要であるというふうに考えます。

本市では設立に向けた具体的な動きはこれからでございますが、まずは香美市のモデルとなるような地域で組織の立ち上げができればというふうに考えております。議員のお住まいの神池地区におきましては、知事行脚の事前説明を行った際、県職員から集落活動センターについても説明がございましたが、説明を受けている地域の反応はおおむねよかったのではないかとこのように感じました。この地域は地域のリーダーとなれる人材も多く、また既に自主防災組織等で隣接する集落との連携もとれておりますし、地域を挙げてのイベントの実施等地域活動も盛んな地域でございます。また、本年度から高知工科大学との連携によるココイコ！プロジェクトの受け入れ等さまざまな取り組みが進められております。この地域で集落活動センターの設置が検討されるようでしたら、県、市を挙げて設立に向けての支援を行いたいと考えておりますので、ご検討いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） はい。7番。

尾崎知事は全国に先駆けてこの集落活動センターを提案しています。そして、また全国からも注目を集めている状況です。そして、最終的には県下に100を超える箇所を考えているみたいです。となると、本市においてもですね何カ所か設置に向けての動きが大切になってくるんじゃないかと思っております。課長が言われたように、経済活動が伴わないと長続きもせんというのはごもっともだと思います。神池を提案がありましてありがたいというような気持ちもありますが、これはやっぱりみんなの気持ちはその方向に向かってこそ醸成されると思いますので、その方向に向かうならば、またみんなですみ始めたいとは思っています。

この集落活動センターは補助制度もしっかりしていると聞いておりますが、どのような補助制度があるのかを質問いたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 2つの制度がございます。

1つ目は、集落活動センター整備事業としまして集落活動センターの初期投資に係るハードまたはソフト事業ということで、ハード事業は拠点となる施設の整備や改修費、機械設備や車両の購入費等が補助対象となります。そして、ソフト事業につきましては、集落活動センターで実施する事業に必要な経費、これにつきましては維持管理費は除くということになっております。

また、大きな2つ目としまして高知ふるさと応援隊事業ということで、これは市のほうがこの集落活動センターを立ち上げ時にその地域に地域支援員を派遣する場合に年間100万円が助成されるものでございます。

手前に戻りますが、集落活動センター整備事業につきましては、1カ所当たり3,000万円が補助される仕組みになっておりまして、仮に集落ですらね全ての事業が実施する場合、市町村の負担も含めると6,000万円が活用できることとなります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） すごい手厚い助成、ソフト、ハードを含めてあるということで理解しました。こういう内容も含めてまた地域に戻りまして、みんなの意見を聞きまして歩みを始められるならばその方向に向かっていきたいと思っております。

次の質問に移ります。

集落支援員の補正が提案され10月より地域づくり支援員が雇用予定となっておりますが、支援活動の内容をお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。10月から導入を予定しております支援員につきましては、物部町の庄谷相地区、中谷川地区、拓地区での支援を予定しております。この地域では塩の道を中心とした観光振興や特産品の開発及び販路拡大、独自イベント等の開催等の活動、また自治会長が不在となっております拓地区への支援や周辺地域の見守り活動等も実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 7番。

庄谷相地区へ派遣するということですが、久保を中心とした1人、そして別府を中心とした1人の支援員が先行して地域へ入っていただいて、集落の活性化に頑張って実績も上げ、活躍もされいて本当に頼もしく感じています。

庄谷相を中心とした地区ということでして、ここも高齢化が進んでまして地域としても弱体化をしております。その中で塩の道保存会の中心的地域でもありまして、こういう事業を力強く継続していくためにも、どうしても支援員の方に入ってもらってですね

手助けも必要かと思われます。そういう方向づけでまたよろしくお願ひしたいと思ひま
す。何かありましたらお願ひします。

(笑い声あり)

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 何かありましたらということでございますが、

先ほど議員のほうからもありましたように、10月をめぐるとのことでございますが、この制度につきましては地域おこし協力隊と集落支援員と2つの制度がございます。また、制度につきましては、どちらの制度を活用するかということまでは決めておりません。地域がどちらのニーズが高いかということによってですね、最終的には判断してですね、募集をかけていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 7番。

ぜひ期限の長いほうの支援制度を選択していただいて、長く支援できる体制づくりで
お願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。地域整備について質問をいたします。

奥物部ふれあいプラザの2階大ホールでは、使用頻度は少ないものの各種の催しがさ
れております。毎年開かれますある催しでは、満員となり700人余りが入場をいたし
ます。観客の多くは女性です。ここは洋式トイレは身障者用が1つしかなく困っており
ます。和式の一部を洋式にしてほしいという声がありますが見解を問ひます。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、小松清貴君。

○物部支所長（小松清貴君） 爲近議員の地域整備についてのご質問にお答えします。

奥物部ふれあいプラザ2階の和式トイレの一部洋式化につきましては整備に向け検討
いたしますが、整備ができるまでの間はほとんど利用がされていない身障者用マークの
あるトイレの利用をお願ひいたします。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 7番。

来場者、利用者もですね、高齢化が進んでおりますので、ぜひ早期の一部の洋式化を
お願ひしたいと思ひます。

次に移ります。

奥物部ふれあいプラザ前にある公衆トイレは25年ぐらゐを経過してあります。きれ
いとはいひがたい状況です。また、夜は暗くて怖がってですね使用できないという方も
あります。ここも洋式トイレはですね身障者用が1つしかなく、一部を洋式化してほし
いという声があります。ここは大柘橋の新規建設により建てかえとなるのでしょうか。
そうならば洋式化されたいトイレが建設されると思ひます。そうでなければ物部町内
の玄関にふさわしい公衆トイレとして改修の検討を望みますが見解をお聞ひします。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、小松清貴君。

○物部支所長（小松清貴君） お答えします。

奥物部ふれあいプラザ駐車場にある公衆トイレは、指定管理受託団体がほぼ毎日清掃を実施しております。しかしながら、トイレの汚れ等は利用者のマナーの問題だと認識しており、マナー向上の啓発を行い、清潔なトイレの維持に努めてまいります。また、室内灯はですねスイッチによる点灯、消灯する仕組みになっておりますので、この点はご了承をお願いします。洋式化についてですが、このトイレは国道195号の大栃橋の改築に伴い取り壊し等も予想されます。新規設置の場合は地域の玄関口にふさわしいトイレの整備を検討したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 7番、爲近です。

夜間はですね玄関と入り口のスイッチを押せば電気はつくんですけど、遠くから見れば真っ暗い状態ですので、電気料の節約かと思えますけど、やはり明々とといいますか夜間の常時灯といいますか、そういうものも検討をしていただきたいと思えます。そして、公衆トイレとして気持ちよく入れるような環境づくりといいますか、改修ないしまた新しくできる方向ならいいんですけど、改修の方向でしたらかなり思い切ってリニューアルしてもらいたいと思えます。以上お願いいたします。

次の質問に移ります。

在宅高齢者の見守り支援は地域の主要な課題です。安否確認の電話は重要ですが、耳が遠くて呼び出しに気がつかない人がいるそうです。電話が鳴っていることに気づく方策はないものかお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。安否確認の電話に気づく方策はということですが、通常見守りにつきましては日ごろ民生委員さん等の訪問や電話連絡等をしていただいております。また、独居老人の触れ合いのはがきなども出しておまして、郵便員さんとの連携もとっておるところです。

それで、事業としまして緊急通報装置の設置の対象者には機器を貸与しまして、定期的な連絡等も業者さんのほうからしていただいております。それで耳が遠くて電話の呼び出しに気がつかないということですが、一般的には電話機自体に音量の調節機能がありましたら、それを大きくするとかになると思えます。また、補聴器のほうをご利用していただくとかいうことになろうかと思えますが、この緊急通報装置を設置する際に耳の遠い方がおりましたら、その要望によりましてフラッシュベルというのがあるようです。かかってきますと光がちかちかするのを設置すると、耳の遠い方にはそちらのほうも勧めたりもしておるようです。このフラッシュベルにつきましては、照明だけの物とあと音量を大きくする物、また両方を兼ね備えた物があるようですので、こちらのほうが紹介できるかとは思っております。金額は種類によっていろいろあるよ

うですが、安いものでしたら3,000円ぐらいから調べたところによりますとあるようですので、こちらほうになろうと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 7番。

その日々の安否確認の中で、電話での連絡というかそれは非常に重要でして、耳が遠くて電話が鳴っちゅうのに気がつかないというので担当の方も困っております。そういう機器があるということで安心をしました。ぜひ設置に向けて動いてもらいたいと思いますが、受話器をとってもらえれば十分な話ができなくても安否確認はできるということで、十分話ができなくても大丈夫と思っております。そういうものがあるということで、その設置に向けてこれからどのように展開をしていくのか、ご意見をお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。設置に向けてということで、一般的な事業化というようなお話になるんじゃないかと思いますが、現在のところも緊急通報装置を貸与する場合にも一応自費のほうでしていただいております。金額的に安いので補助も簡単ではないと言われるかもしれませんが、金額的に安いのでぜひ自費でしていただければと思います。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） こういうものがあるというようなお知らせというかね、そういう耳が遠い方を、電話に出にくい方を調べていただいて、そういう方に紹介するという周知の方法はどうされますか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。周知につきましては自分のほうもこういうものがあるというのを今回のご質問で初めて知りましたので、今後また検討させていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） よろしく申し上げます。

以上で自分の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 爲近初男君の質問が終わりました。

次に、8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 8番、市民クラブの千頭洋一でございます。議長の許可をいただきましたので、平成25年第2回定例会におきまして、通告に従いまして一問一答方式で中山間地域の農業振興策、それから給食のアレルギー対応食、それからアンパンマン地域での漫画家の養成の郷についての3項目を質問いたしますのでよろしくお願いいたします。

まず、第1項目めであります中山間地域の農業振興策について質問をいたします。

香美市の基幹産業でもあり、とりわけ中山間地域での農業は重要な産業の1つでもあります。その農業の現状は、価格低迷により所得の減少を初め過疎化、高齢化、後継者不足、耕作放棄地等により、農業経営の継続は非常に厳しい状況下にあると言っても過言ではないと思います。

中央東農業振興センターの資料によりますと、香美市の農業就業人口と高齢化率の推移を見ますと、平成12年、2,823人が10年間で約4分の1、666人が減少、平成22年、2,157名、平成32年には予想では1,630人になると言われています。また、高齢化率では、土佐山田町地区では平成12年度では50%、香北、物部では57%が、平成32年にはそれぞれ64%、85%、87%、特に香北、物部地区での高齢化率が急速に進行するものと考えられています。こういった状況下におきまして、新たな営農の仕組みが集落営農を拡充し、農作業の受委託等が必要ではないかと考えます。

高知県の中山間地域では、耕作面積で84%、農業人口で80%、農業生産額で82%を占めていますが、生産条件の不利等で担い手不足や高齢化が進んでいる。高知県では、これまで個人経営による施設園芸農業が主体であり、米づくりは自給程度で作物部会がありました。地域全体の組織がおくれていると、集落営農の組織化への理解の低さ、位置づけや考え方が不透明であり、集落営農が余り進んでいないと農山村地域経済研究所の楠本雅弘先生、元山形大学の農学部の教授でございましたが、そんな指摘もございました。

そこで、香美市の集落営農の現状と課題について、まずお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 千頭議員の中山間地域の農業振興策、中でも集落営農の現状と課題についてお答えいたします。

中山間地域においては、過疎、高齢化による後継者不足が非常に顕著でございます。これはご質問のとおりでございます。今までの家族単位での営農から集落での営農に移行をしてきているという現状でございます。これらに対しまして中山間地域等直接支払制度等に代表されます取り組みがおのおのの地域でさまざまな形で具体化されてきているというふうな現状でございます。今後この集落営農での形態というものはますます発展をしていかななくてはならないものと思われまます。特に中山間地域を多く持つ香美市におきましては、この施策への支援や国、県への拡充の要望が必要と考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） はい。8番、千頭です。

課長の答弁もいただきましたように、この集落営農につきましてはますますまだ発展していかなければならないということですが、高知県全体では平成24年の10月

末には179組織がなんかあるようでございます。その中でも四万十町が83組織という形でございます、香美市は12の組織のようでございますけども、現実的にも非常に農業の高齢化が進んでおりまして、特にこの地区なんかの場合、ある方なんかの場合やったら、田植えをしようと思って代かきしてたらもう疲れて、途中で田んぼの真ん中でトラクターをとめて帰ったとかいう話も聞きました。そのような高齢化の中で農作業はやっておるわけでございます。

高知県の第2期の産業振興計画によりますと、平成23年には164組織あったものが平成27年には250、10年後には500組織を立ち上げていきたいといった形でございます。こういったものを立ち上げるにつきましても、県並びに市のそれぞれの行政の絶対的なリードと申しますかそういったものが必要だと思いますが、そのようなことについてどのようにお考えかちょっとお伺いしたいと思っておりますけど。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。千頭議員のおっしゃるとおりでございます、県の指導によりまして現在この集落営農組織の拡大というふうな形のご指導もいただきながら事業の展開をしているところでございますけれども、なかなかまとまり切らないところもございます。

先ほどお話ししましたように、中山間地域等直接支払制度におきましては、香美市におきましても100地区ぐらいが地域として手を挙げてきていただいているというふうな形でございます、この中からですね、この集落営農組織に展開をしていってくださる、そういうふうな1つの流れの中の1つの事業と捉えて、うちのほうも産業振興課のほうもですね、何かの機会があるたびに皆様にご紹介をしながら、このような形はいかがですかというふうなご支援もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） はい。8番。

現実的にも特にこの二、三年、急になんか高齢化してきたというような感がするわけでございます。私も何か機会があるたびに地域でもその集落営農を立ち上げませんかという話をしますけども、実際は必要なことではあるということは何か認識をされてるようですけども、それが今まで何とか自分らで家族でやってきたからといいますか、余りそれが危機に迫ってるという感じを実際はしてるがですけども、余り感覚を持ってないような気がするわけでございます。そういった面からでも、市のほうの絶対的なそのPRといいますか支援をお願いしたいという形で考えております。ひとつよろしく願いいたします。

次に、同じ集落営農ですけども、こうち型集落営農組織の拡充といった形でひとつお聞きしたいと思っておりますけども。

先ほど申しましたように過疎化、高齢化が進行する中山間地域で、集落内の合意形成

により所得の確保が期待できる園芸品目等の導入や、さらに農産加工の6次産業やグリーンツーリズムの取り組みなどの経営の多角化を進めていて、農業で生活できる所得を確保する仕組み、これがこうち型集落営農組織だと聞いております。こういったこともまず集落営農組織あって次のこのこうち型へなろうかとも考えますけども、余り時間がないようでございますので、こういったこうち型集落営農組織の拡充についての行政としての考え方をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

まず、谷相、西後入の2集落で行っておりますこのこうち型の集落営農は、1つの集落営農の方向性を示していただいているものと理解しております。まず、このような取り組みが多く地域でおのおのの地域の実情に応じて拡大をされていければ、中山間地域自体が徐々に活気のあるものと展開していけるものと期待をしておるところでございます。

現在ですね、月に1回県の農業振興センターを中心にいたしまして、香美市の農政部会というものをJAさんにもご協力いただいて開催をしておるところでございますけれども、現在このこうち型の集落営農組織、西後入、そして谷相、今後これから法人化を目指していくというのが最終的な目標でございます。1つの方向といたしまして、まず現在のところこうち型の集落営農としての地固めをしていただいているところでございますけれども、将来的な法人化に向けて県等のご指導もいただきながらですね、1つの大きな流れの中心になる方向性として捉えて、それに続くものとして集落営農組織の立ち上げをしていくと。将来的な目標がありませんとなかなか将来が確実にわからないというふうな形でですね不安を持たれている方もたくさんおいでだと思いますので、集落営農組織の立ち上げも一緒のものとして最終的な法人化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

先ほどお話にもありましたが、現在目の前のもの、5年先、10年先というものは今はまだ余り不安がない、今自分たちができるだろうと言われる方々非常に多いんですけど、私どもが地域に行きましたときには20年後、30年後にこの方々が果たして元気でおられるのかといいますと、どうしても次の世代の方を育てていかななくてはいけない。そのためにはこの集落営農組織、集落で全体を守っていくというこういう組織立てがどうしても必要だというふうな形でいつもお話をさし上げているところでございます。今後ともこのようなご理解をいただけるように、少しでも多くの集落営農組織が立ち上がりますように、市のほうといたしましても十分な支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） ありがとうございます。確かに先ほど申しましたように農家の方はもう実際目先にその現実が来てるということがわかってるだろうかということ

をよく考えますけども、話はちょっと違いますけども中山間地域等直接支払制度もちょうど今3年目、あと2年かかるわけですけども、このあと2年本当にできるかどうか、それから、その次に第3期、第4期目の中山間地域等直接支払制度が来た場合に5年間、その先の5年間、今から言うたら7年先になりますよね。そのころはもう我々はとてもやないけど農業をもうようやっついていかんというのが口々で話す現実なんです。ですけども、なかなかそうしたらそれに対応をいかにしていくかといったことについては、まだ具体的に誰も危機感を感じてない。実際はもう危機感になってるわけですけども。信号機で言やあもう青から黄色、黄色ももう点滅かかって赤になりかけている状況でございんですけども、なかなか認識っていうんですか、そこがまだまだちょっと遅いんじゃないかなといったこともございますので、さらなる支援をお願いしたいということでございます。ぜひとも中山間の集落営農、それから、こうち型の集落営農についてはまたいろいろご指導、ご支援をよろしくお願いいたします。

それでは、次の3点目でございますけれども、かつて高知県内で3大美食米の1つでありました蕪生米のブランド化への研究の取り組みについてお伺いをいたします。

高知県では、四万十町の窪川の仁井田米と、それから土佐町の相川米と並んで、香北の蕪生米も3大美食米、おいしいお米であったとってその知名度も高く評価されておりましたが、最近では仁井田米なり相川米、それと、今本山町の海洋深層水を使った土佐天空の郷にこまるといったものがなかなか宣伝効果もよくお米の品質でも一時日本一になったといった形で非常に評価も高くされております。かつてありましたその蕪生米も何とかブランド化をして頑張っていきたいなといった考えを持って、また最近地域では蕪生米の研究会なるものも発足したようでございます。これも何回かもう蕪生米を何とか地域で立ち上げろ、立ち上げろということをやってきましたんですけども、途中で頓挫してしまっているのが現実でございます。こういったその蕪生米のブランド化の取り組みについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

合併時にこの蕪生米の研究は一旦中断をされていたというふうに聞いておりますけれども、昨年度からこの研究会の再発足に向けて準備、検討が始まっているとの情報を香北支所のほうからいただいております。良質な米につきましてはその地域の気候、気温、水質、地質などさまざまな要因が重なり、またそれに長い年月を重ねてきた貴重な経験、ここをもとにして生まれてくるものと考えております。香美市を代表するこの美食米として、この研究会によりますより一層の発展を期待しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） ちょうど昨日もこの蕪生米についての話し合いがなんかあったようでございますが、今回はそれが頓挫することなく何とか蕪生米をブランド化し、

少しでも価格の安定化を図ってを願うものでございますので、ご指導のほどをまたよろしく申し上げます。

次に、その４点目に本市の新規就農希望者の現状はいかなるものかということについてお伺いをいたします。

平成２５年度の当初予算でも香美市新規就農研修支援事業補助金、総額で３３０万円と、それから青年就農給付金、これは総額で３，３００万円などの就農に対しての就農者の確保育成、高齢化が進む中で持続可能な農業ができるような補助金制度がありますが、この新規就農希望者の現況はどのようなものかお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。お答えいたします。

この新規就農希望者っていうふうな形で捉えますと、平成２４年度に産業振興課のほうに就農相談を受けた方は２名でございます。また、平成２５年度におきまして、５月末で現在２名の就農相談がっております。これはあくまで相談でございます。平成２０年からの新規就農者のこの香美市におきます推移を見ますと、平成２０年には３名の方が新たに就農されていると。また、平成２１年にはそれが６名、そして平成２２年には１９名、平成２３年には２４名、平成２４年、これは昨年度でございますけれどもここで２３名というふうな形ですね、ここ数年３年ほどはちょうどこのＵターンの方が非常に多いと。これは団塊の世代の退職と重なってくるのではないかなというふうな形で捉えておりますけれども。今まで平成２０年ごろまでは非常に少なかったんでございますけれども、県のご尽力にも大変大きいものをいただきまして、平成２２年ごろからは若干上向いていると。ただ、全体的な自然的な減にはまだまだ対応できてないというふうな現状でございますので、今後とも県の農業振興センターにもお願いいたしまして、新規就農者の拡大には取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ８番、千頭洋一君。

○８番（千頭洋一君） 先ほど平成２０年度から平成２４年度までの新規就農者の推移をご説明いただきました。私もちょっと認識不足で、このような形で多く就農されておるとは知りませんでした。いろいろ書物とかを読んでみましたら、結構都会の方が田舎へ来て農業をやりたいというような方もあちこちの新聞記事なんかにも出てますが、こういった形で高齢化の進むこの地域へですね、ぜひこう来てＩターン、Ｕターンで頑張ってくださいとかように考えております。どうもありがとうございました。

次、２項目めに移りますけれども、給食アレルギーの対応食についての質問をさせていただきます。

皆さんも既にご承知のことかもわかりませんが、過日の新聞報道によりますと食物アレルギーがある園児、児童に対し、３件相次いで提供してはならない食品を誤配膳、このうち園児１人は救急搬送されたと。また、東京都の調布市の市立小学校では、

昨年12月に乳製品のアレルギーの5年生女子児童が給食後に死亡した問題に関連し、事故前の2011年度と2012年度、20校ある市立小学校では、計12件の給食による食物アレルギー事故がありまして、その4人が救急搬送されたことがわかったと。この4人のうち1人は大事をとって入院。救急搬送は今回で5回、同じ児童が2回搬送されたケースもあったと。事故12件の原因はアレルギーのある児童を取り違えるなど配食ミスが9件と最も多く、原因不明も2件あったと。こういったことに対して、これは調布市ですけれども再発防止に努めたいといった形でございます。

きょうの高知新聞にも土佐市のアレルギー児童の件につきましてちょっと記事があったんですが、児童生徒が61名なんかおいでるといった形でございますが、本市香美市の食物アレルギーのある園児とか児童の数、それから食材の把握はどのような状況になっているか伺いたします。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） お答えをいたします。

1点目につきまして、物部学校給食センターでは、就学児健診時、保護者に食物アレルギー調査票を渡しています。提出されました調査票の内容を栄養教諭と養護教諭が確認をし、保護者に質問等を行い対応方法を決めています。その結果、大栃小学校では1名、キウイフルーツ、それから、大栃中学校では3名、それぞれエビ、ソバ、キウイフルーツのアレルギーがあります。この情報は栄養教諭、養護教諭、学級担任が共有をしております。

香北学校給食センターでは、新入生について就学児健診時に口頭で確認をして調査票を配付し、入学式時に提出してもらいます。上級生の2年生から6年生についても毎年同様の調査を行っております。これをもとに栄養教諭が保護者に聞き取りを行い、対応方法を決めています。大宮小学校では9名でそれぞれ魚、牛乳が2名、生卵、そば・栗・トマト・パイナップル・キウイフルーツほか果物数種類3名、日本そば、卵・乳製品。香北中学校では5名でホタテ、卵が3名、オクラのアレルギーがあります。この情報は大栃と同様に栄養教諭、養護教諭、学級担任が共有をしております。

土佐山田学校給食センターでは、保育園、幼稚園の保育士、教諭に学校が新入生へのアレルギーについての聞き取りを行います。その後、入学式のときに保護者に栄養教諭、養護教諭が面談を行い、保護者の希望により細かい資料を栄養教諭が作成しております。現在の施設では土佐山田の場合アレルギー食への対応ができませんので、給食内容により判断は家庭で行ってもらい、おかずを持参してもらっております。アレルギー内容は、香長小学校3名でナス・トマト、卵2人、それから、舟入小学校1名でエビ・カニ、楠目小学校1名で卵・牛乳、山田小学校5名でエビ・シイラ・納豆、卵・牛乳2名、卵、卵・牛乳・鶏肉・大豆・小麦・菜種油・トウモロコシ、それから、鏡野中学校1名でエビ・イカのアレルギーがあります。この情報も同様に栄養教諭、養護教諭、学校担任が共有をしております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 千頭洋一議員の給食アレルギー対応食につきまして、保育関係のことにつきましてご答弁いたします。

平成25年6月13日現在で公立、私立保育所あわせましてアレルギー除去食を提供しております者は31名になっております。アレルギーや症状等の把握は、毎年1月の入所受付時のヒアリングをしまして各保育所につないでいく。そのときですね、食物アレルギー聞き取り調査票といったものをつけております。また、かかりつけ医によりますこういった指示書（資料を示しながら説明）を毎年1回もらうようにしており、アレルギーの増加、減少、症状の軽重等の把握に努めております。また、新規入所児童は保育所においても面接時に聞き取りをしており、二重チェックされております。除去食の内容に変更がある場合や中止するときは、医師の指示に基づく保護者からの届け出を書面で提出してもらっています。また、子育て支援センターでお預かりする一時保育利用者については、事前に登録する際に面接し、アレルギーの有無や健康状態等をヒアリングしております。アレルギーの除去食が必要な児童は医師による指示書をもっており、年度が変われば指示書の再提出を求め、年度途中でも除去内容等に変化があったときは保護者から変更、中止を書面で提出してもらっておるという状態でございます。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 今それぞれ小学校、中学校と、それから保育園関係のアレルギー食の方をちょっとお知らせいただいたわけですが、こうやってみますと、いろいろな物が非常にアレルギーになっているという現状です。山田の場合は共同でやっているのでアレルギーの除去食はできないというのが現状で、そうしたものについては家庭から全部持ってきてやっていくというのが現実とお聞きしました。香北、物部は自校式っていうんですかそんな形でやっているの。そういった子ども、大栃小学校の1名、それから大栃中学校の3名とか、大宮小学校の9名、香北中学校で5名、こういったそれぞれアレルギー食が違うわけでございますよね。そういった者に対してはそのときに出す、どう言ったらいいんですかね、その食事の食材、こういった物にはいろいろ気を使われておると思うわけですが、先ほどちょっとご紹介しました土佐市の件とか調布市の件のように、救急搬送されたとかいったような件は本市においてはなかったかどうか、ちょっとわかればお聞きしたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） お答えをいたします。

自分が給食センターに呼ばれまして3年目になりますけれども、その間にはございません。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 保育所の関係につきましてもそういった

ケースはございません。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 今お聞きしたように今のところ全然そういったケースがないといったことですが、安全で安心な、また栄養価のあるバランスのとれた給食、これをするべきであって、非常に皆さん方のアレルギー食に対してご苦労になっているということを感じたわけでございます。

今お聞きしましたら、全然そういったケースが今までにはなかったということでございますので、その誤配食のないようなそのマニュアル等の整備、こういったものは実際つくっておられますでしょうか、どうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） お答えをいたします。

マニュアルといいますよりは手順を決めておりまして、その手順に従ってやっておりますが。手順としまして物部学校給食センターでは、それぞれキウイフルーツの場合はミカンへ、そばはうどんの代替食、エビはササミ等への代替ということで除去をした後、通常メニューの食缶とは別に小さな食缶にその調理された物を入れまして、教室まで運ばれ該当児童に配膳をされております。同様に香北学校給食センターでも、魚の場合は種類が特定できませんので除去の対応はしておりませんが、じんま疹等の場合は子ども本人が薬を持っておりますので、それに対応をするようにしております。それから、牛乳は飲むのを停止。それから、生卵は給食では出ませんのでそういうふうな対応はしておりません。それから、果物類は除去または代替、そばは除去か代替、それから、日本そばは除去、それから、卵・乳製品も除去かまたは代替というふうに、大体除去をした後に代替をするというふうな方法をとっております。それから、ほかにホタテにつきましても除去または代替、オクラも除去か代替をしております。アレルギー食につきましては物部と同様に通常のメニューの食缶とは別に個人名を書いた、人数が少し多いものですから個人名をそれぞれ書いた小さな食缶に調理をされたものを入れまして、同様に教室まで運ばれ、該当児童に配膳をされております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 保育所の件につきましてお答えします。

まず、保育所の規模、それからアレルギーの除去内容、アレルギー症状の状態とか、それから、職員数等によりましてですね対応がそれぞれ異なるため、全園一律のマニュアル化はしておりません。ただ、厚労相が平成23年3月に出しました保育所におけるアレルギー対応ガイドラインや保育所におけるアレルギー対応ガイドラインQ&Aなどを参考にして、各保育所がその年度の状況により対応策を講じておると。

今年につきましては、ある園におきまして重症の園児がいるため、その園におきましては特に対応策を文書化して、該当するクラスの職員、同年齢児を受け持つ職員、園長、

副園長が所持し、他の職員に職員会議等で対応策を徹底しております。

ほかに園児ごとの症状や対処、配慮事項を記載した書類を作成している園もありますが、対応マニュアルとして書面で整備している保育所はなく、対処方法は職員会などで口頭で周知徹底しているというのが現状でございます。

先般の土佐市等の報道後ですね、各園に対処方法等を再チェックしてもらい、誤配等の危険があると思われるところについては改善してもらったという状態でございます。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） それぞれ学校、それから園においてこのアレルギー食に対していろいろご苦労されていることに対してありがたく思います。事故がないというのは非常にいいことでございます。

土佐市でしたか、1件その子どもさんがおかわりをしたということで、先生も気づかないうちになんかおかわりをして、それが結局アレルギー食であってそういった事故になったといったこともございます。そういった点を十分注意していただいて、今後そのアレルギー食の事故がないようにひとつよろしくお願いいたしたいと思います。

それと、次に3項目でございますけども、アンパンマン地域で漫画家の養成の郷にしてはどうかといったことについてお伺いします。

高知県は漫画王国、漫画文化、またまんが甲子園等、漫画にまつわる分化の発祥地でもあります。特に香美市においてはアンパンマンのやなせたかしさんを初め、くさかり樹さん、はらたいらさん、青柳裕介さんとそれから正木秀尚さん、それから、はくしよみのるさん等々、多くの漫画家を輩出している土地でございます。こういったたくさん漫画家が出ている中で、県内外からの漫画家を志す方々をこの香美市に定住させて漫画とともに地域振興、定住人口増加策の一助にはできないかといったことについて考えをお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 千頭議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃられますとおり、本市はやなせたかしさんを筆頭に多くの漫画家を輩出しております。そして、お説のとおり、県内外から漫画家を志す方に定住していただければ、人口増加だけでなく地域活性化につながっていくと考えます。

現在香美市は移住対策として空き家住宅のデータ化を進めております。また、インフラ対策として繁藤地区、美良布地区、大柘地区での光ファイバー設置に向けての予算計上もしております。少しずつではありますが、移住環境の整備を進めておりますので、そうした環境整備の中で県内外の漫画家の方などに移住のアピールができていくのではないかと考えております。また、昨年度は庁内に定住促進対策検討会を設置して協議を進めておりますので、そうした中でもこのご提案について投げかけてみたいと思います。また、議会でも定住人口増加促進特別委員会が設置されておりますので、ご検討をいただければとも考えております。移住につきましてはなかなか一朝一夕に進む課題ではご

ございませんが、あらゆるチャンネルで検討をしていくことが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） どうも前向きなご答弁ありがとうございました。

先ほどご紹介にありましたように、そういった高知県香美市にはたくさんの漫画家がおいでるといった中、それと、先ほど山中課長も申されましたように、この光ケーブルが美良布、大栃、それから繁藤のほうにも設置されるといったことになっておりますので、この光ケーブルを設置するだけが目的ではなくて、これを利用して産業の振興、それから地域の発展、これを願うのが光ケーブルの本来の目的ではないかとかように考えておりますので、こういったように漫画家を志す方々をぜひ定住さすといった形でシティーセールスも非常に大事ではないかとかように考えますので、ひとつ今後ともよろしくお願いいたしまして、これで私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前11時56分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。3番、山崎眞幹でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問を行いたいと思います。

まず、1点目の輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくりについてでございますけれども、この件につきましては、立場は違いますがこれまで同じ空気を吸いながら輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくりという同じ方向を目指し、時には意見を戦わせながら合併問題に取り組んできた私なりの考えをもとに、少し経過もひとときながらお尋ねをしてみたいと思います。

ご存じのように、先ほど市長の来期についての表明もございましたけれども、ご存じのように門脇市政の2期目で、2期目の最終年度でございます。私自身の議員としてのキャリアのスタートは平成14年9月でございますから、当時は土佐山田町の旧庁舎、これは昭和37年につくられましたもので、建設されて既に40年もたっております。先ほど図書館のお話もございましたけれども、全体に当時の庁舎は薄暗くてあちこちがガタガタ、おまけに本庁舎が既に手狭となっておりましたので、あちこちに分庁舎を持ちながら、さまざまな増加していく行政ニーズに対して懸命に対応しておりました。

当時の議会では執行部も同様でしたけれども、2000年の地方分権一括法施行を機に一気に高まりました分権時代の受け皿としてふさわしい地方公共団体の姿をめぐる合

併問題への対応が最大の課題でして、当時議会に設けられておりました合併問題調査特別委員会の委員長さんをされておりました門脇槇夫さん、槇夫さんと呼ばせていただきますけれども、議会議長の経験もあり周りからの人望もとても厚いキャリアを積んだベテランの議員さんでした。

合併協議はこうほく3町村合併任意協議会、これが平成14年の10月の22日設立でございます。そして、次に第1次こうほく3町村合併協議会、平成15年1月8日設置。そして、先ほど少し槇夫さんから表明がありましたけれども、平成16年に前武内町長さんの退任等もあって槇夫さんが町長になられたときに住民アンケート調査があり、そして一度白紙撤回されたということ。そして、その次に再度その設置についての呼びかけが香北町のほうからされて、第2次こうほく3町村合併協議会、これが平成17年3月9日でございます、を経て平成17年3月23日の合併協定書調印へと進みました。そして、平成18年3月1日、旧土佐山田町、旧香北町、旧物部村の新設合併による香美市が誕生しました。この経過については皆さんもご存じのとおりだと思います。

槇夫さんは、第1次こうほく3町村合併協議会では議会選出の委員、そして、町長就任後には会長、第2次こうほく3町村合併協議会では副会長としてみずからの置かれた立場を時の必然と見定めて常に責任のあるポストを担い、曲折のあった合併をふるさとの将来の輝き・やすらぎ・賑わいを願う同じ思いを持った人たちと一緒にし遂げました。また、新市の行政運営のトップとなってからも持ち前の真摯な姿勢と責任感で合併協定に沿った行政運営に努め、これまでの本市に対する貢献度は、先ほどは同僚議員のですね指摘に対しまして身に余るというようなご発言もございましたけれども、言葉に尽くせないものがあると考えると同時に私自身はその貢献に対して大いなる敬意を持つ者の1人です。かかわった人の誰か1人が欠けても今の香美市の姿はなかったであろうことを思えば、今の姿であることの最大の貢献者は槇夫さんだと考えています。

合併前に市民と協働で作り上げました「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」をスローガンとした香美市まちづくり計画をもとに、まちづくりの憲法、指針として平成19年に策定されました第1次香美市振興計画も、合併時に予定されておりました庁舎建設を初めとした主なハード整備事業は、新たに喫緊の課題となりました情報インフラの整備は別としておおむね終了し、もしくはめどが立ちました。そこで、私の思いますに後期の振興計画に沿って引き続きなお積極的な取り組みが求められる課題は、みんなで築くまちづくりのソフトの部分の整理、整備、構築、強化ではないかと考えております。

来期についてのお考えについては先ほど同僚議員の質問のお答えで聞かせていただきました。その中でも振り返る余裕は今はまだないですが、残された期間を副市長、教育長、職員とともに懸命に取り組み、できる限りの取り組みをしていきたいという、まさに槇夫さんらしいすばらしい表明に対し、感謝の言葉はまだ後にとっておきたいと思っています。ちょっと僕も感情的に起伏が激しい人間でしてあれですけれども、お聞き苦

しい点があるかもしれません。

そういうことでありまして、本市の将来の展望につきましては、これは余りあれですけども昨年来のですね、これからのさまざまな経過もありまして振り返ると言葉にとってもできない思いもあります。人が生きていくことの難しさは誰にとっても現実問題ではあります。それはそれとしてさておき、これまでずっと取り組んでまいりました輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくりを目指すこの本市のあり方について、私自身が合併の最大の貢献者であるということを信じて疑わない門脇槇夫さんが、市長として次に次期につないでいきたい、伝えていきたい、本市の将来に向けての抱負をお伺いをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えをさせていただきます。

合併への道のり、お互いにこの中で培ってきたものがあるわけでしたので、それはもう多くは私語りません。合併後市民と行政とがともに目指すまちづくりの将来目標として、また地方分権に対応した自治体の経営指針とするために策定をされました「山・川・まち・ひとが躍動し、支え合い、響き合う 進化する自然共生文化都市・香美市」と銘打った第1次香美市振興計画のもと、その取り組みが進められてきたと思っております。そして、平成24年度から平成28年度までの5年間の後期基本計画が策定をされまして、現在実施計画のもと進行中であるわけでありまして、この間多くの市民の方々のご協力のもとにハード事業にも精力的に取り組んできたところでございますが、今後はさらにソフト事業も含め香美市全体のまちづくりに磨きをかける必要があると考えられます。課題、問題は多くありますが、ひるむことなく前進をしていってほしいというふうに願っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。お気持ちを伺いましたので次に移りたいと思います。

その次です。まず、私自身が今後やはり強化が必要であると思うソフト事業なんですけれども、このみんなで築くまちづくりのソフトの部分ですね、整理、整備、構築、強化に関連すると考える案件について順次お尋ねをしていきたいと思っております。

まず、高知工科大学との連携強化についてですけれども、ご存じのように高知工科大学には教職員を含めると、市役所の現在の職員数があらかた403名というのがたしかきのうだったと思うんですけれども、そのおよそ6倍ぐらいのですね、およそ2,700人から2,800人のですね人が在籍をしております。そして、自分の家の立地条件といいますか、うちの前を山田方面からいつも子どもたちが通学するんですけれども、最近本当にですね、その様子を折に触れて見る人が多いんですけれども、朝のその自転車、バイク、この数が物すごく多いんですよ。それはそうなんですけど、市内にこの2,700から2,800人が全員居住しているわけではないんですけれども、規模だけで

も見ても本市の総人口、これは5月1日現在ですけれども2万7,513人ということでございますが、ほぼ1割の者が大学にいるわけですね。ということは、やはりこれとの協働ということを考えることは、これからのその香美市のまちづくりにとって非常に大変重要なことではないかということ、願ってもない、またなくてはならない存在だというふうに考えております。

そして、その公同士をつなぐ香美市と工科大という公同士をつなぐ窓口であります連携推進協議会のあり方については、これまでもさまざまに提案もさせていただいてきたことはご承知のとおりだと思います。見解の相違と言えればそれまでですけれども、産学官の連携で語られ過ぎたことによる連携推進協議会に対するある種のですね思い込みがあるのではないかというふうにも考えます。それはそれとして、従来よりもやはり網かけを少し広げたですね取り組みの提案が協議会の俎上にのぼることを願うことになりました。そして、昨日の同僚議員のバイカイカリソウの保護と育成に関する質問の答弁でも、まちづくり推進課長もですね、工科大との連携もしくは協働による可能性について言及もされていたというふうに記憶いたします。

連携推進協議会につきましては、昨年12月議会でもお尋ねをしましたが、それ以降に開催された協議会の有無、協議内容、取り組み方針について順次お尋ねをしていきたいと思っております。

まず、協議会の有無についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） それでは、協議会の有無についてお答えします。

平成24年度12月以降の協議会の開催でございますが、平成24年度は平成25年2月22日に第3回連携協議会を工科大学で開催をしております。また、平成25年度に入りまして、6月3日に第1回連携協議会を市役所で開催しております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） それでは、続きまして、2月22日、そして6月3日に協議されました内容についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えいたします。

まず、平成24年度の第3回協議会の主な内容でございますが、次のとおりでございます。香美市の防災の取り組みについて、国際交流会館について、物部川ウオーキングについて、以上でございます。

次に、6月3日の協議会の主な内容でございますが、K-C1eについて、それから防災について、地（知）の拠点整備事業について協議しております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。それではですね、それぞれについて協議をされた後の
ですね取り組み方針についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 取り組み方針についてお答えします。

平成24年度の方でございますが、香美市の防災の取り組みについては、防災の取り組みについて香美市の現状を報告し、合同の防災訓練の実施について検討をすることとなっております。

次に、国際交流会館については、現在建設中の国際交流会館の建物概要について大学から報告がっております。

物部川ウォーキングについては、ウォーキングイベントに限らず、物部川を中心に捉えた環境問題改善につながるイベントを学生から募集するという方向になっております。

それから、6月3日の内容ですが、K-C1eについては実証試験が終了し、今後は新システムの検証を実施していくことになっております。

防災については、工科大と市で協力できるところから連携をとっていくということになっております。

地（知）の拠点整備事業については、市と連携し進めていくことを確認をしております。

それぞれの協議内容についての取り組み方針等は以上でございますが、今後の工科大との取り組み方針でございます。高知工科大学との連携については、大学が地域貢献ということを大きく打ち出しており、また、香美市振興計画でも高知大学とともに歩むまちづくりの推進を大きな項目として挙げております。以上のことから、工科大学と香美市はこれまで以上の連携を図り、地域活性化につながる取り組みを進めていくことになると考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。ありがとうございます。

それぞれ3回ずつ協議があつて、その取り組み方針についてをご説明いただきました。中ですね、耳に新しいというか、地（知）の拠点交差というね、なかなか楽しそうな構想が話し合われたというふうにお聞きをいたしました。もう少しその内容について、もし説明ができるようであれば少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） この地（知）の拠点整備事業というのは文部科学省の事業でありまして、本年度から始まった事業でございます。事業目的は大学等が自治体と連携し、全学的に地域を志向した教育、研究、地域貢献を進める大学を支援することで、課題解決に資するさまざまな人材や情報、技術が集まる地域コミュニティの中核的存在として大学の機能強化を図ることを目的としている事業でございます。

事業期間は最大5年間となっております、全額国費で賄われる事業でございます、今回工科大学のほうとして出しておるのは、事業期間5年間として約2,400万円ぐらいの事業費で提出しております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。概要はわかったんですけども、その概要だけの協議だったのでしょうか。ひょっとその構想として国に上げる場合は、ある程度そのお金が出ている以上事業内容も出て、それと香美市との連携ということがあると思うんですけども、そこで構わない範囲であるならばもう少し詳しく教えていただけたらと思うんですけども。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） そしたら、もう少し詳しく説明をいたします。

まず、これが工科大の事業計画書（資料を示しながら説明）になりますけれども、申請書と事業計画書からなっております、事業名称が「高知・物部川流域から世界に発信する“地×知×哲の協奏”」、地面の地とそれから知識の知、哲学の哲ということになっております、連携する自治体として香美市がなっております。

そして、その主な内容になりますが、1つ目に地域教育力支援活動を通じたマネジメント力の育成プログラムの実施、2つ目としまして、豊かな自然資源を活用した地域産業社会の活性化と新産業の創設、3点目に、地域に役立つ情報プラットフォームの構築と活用ということになっております、内容は教育と研究と社会貢献ということになります。

それで、もう少し詳しく説明をしますと、地域教育力支援活動を通じたマネジメント力の育成プログラムの実施については、国際マネジメントプログラムとの融合によるグローバルプログラム、大学においては地域活性化にかかわる授業の履修を促進、履修者を香美市教育現場に派遣、現状の地域活性化関連事業及びセミナーの一層の充実。また、豊かな自然環境を活用した地域産業社会の活性化と新産業の創出につきましては、地元の小学校旧校舎を利用した地域拠点づくり、有用植物の栽培事業化、食育と循環農業環境活動、地域を盛り上げる交流施設と運営実施の拠点整備。3点目に、地域に役立つ情報プラットフォームの構築と活用でございますが、これは地域を題材とした教育教材の開発、森林を含む植物資源活用ガイドブックの製作、巨大地震発生に伴う地域ごとの被害想定と地域啓蒙活動。主なものですが大体こういうことについて実施していくということになっております。

もう1つ、市との関係になりますが、連携協議会を実施しておりますが、今後に向けては個別のワーキンググループを設定して具体的な取り組みの推進を果たすということも入っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。本当にいよいよ始まるかなという何か期待が持てそうな事業が並んでますので、ぜひこれ国のほうで採択していただくとありがたいなというふうに今思いました。もし、採択にならなくても何かね、すごくいいんじゃないかなというふうに思います。それでは、次の質問に移ります。

ちょっと今ね、そういう何か使えそうな話がちらっと出たんですけど、次はですね、休校後の跡地活用ということについて幾つかお尋ねをしていきたいと思います。

休校後のですね跡地活用につきましては昨年9月議会でもお尋ねをしましたが、現役の教育施設の役割を終えた今はですね、その当時は教育施設でありますからと、まだ使ってますからというふうなことだったと思うんですが、跡地についての適切な利活用については、トータルなまちづくりという視点からも重要な政策課題だと考えています。県下のほかの自治体では、例えば黒潮町では小学校跡地に集落活動センターを開設したとか、本山町は旧保育所の一部を土佐町では旧小学校の教室を利用したシェアオフィスの開設を予定しているとかいうふうにもお聞きをしております。そして、全国でも同様に集落活動センターやシェアオフィスとしてその休校後の跡地を利活用しているという例もたくさんお聞きをします。

活用方法が決まるまでの道筋については、どの場合でも地域ごとのさまざまな事情を反映しながらということになるわけですが、先ほどですねご紹介しました黒潮町の例はですね、高知新聞によりますとこういうことです。

「山あいの北郷地区は人口約140人で、ほぼ半数が65歳以上。県と町が、2011年に廃校になった旧北郷小学校へのセンター開設を地元で打診し、昨年8月運営団体として3集落の区長らでつくる地区協議会が結成され、準備を進めてきた」というふうに、これがですね行政からの働きかけによってスタートしたことが紹介をされております。

地元の意向は言うまでもありませんけれども、これは最大限尊重する必要がもちろんあるわけですが、施設が香美市の財産ということである以上ですね、まちづくりの中での位置づけやコンセプトづくり、有用だと思われる情報提供等も含めて地元との協働の中で行政の果たすべき役割は決して少なくないというふうに考えております。

また、佐岡地区ではですね、新たに今までは閉校式に向けての振興協議会だったと思うんですけども、それは一旦解散をしまして新たに休校後の跡地活用も含めたことを協議する振興協議会が立ち上がり、跡地活用について協議が始まるということもお聞きをいたします。

そこで順次お尋ねをするわけですが、まず、今現在のですね旧佐岡小学校と旧繁藤小中学校の現状での管理体制をお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 山崎眞幹議員の旧佐岡小学校、旧繁藤小

中学校の現状での管理体制、この施設におきましてはまだ休校中でございますので、基本的には教育委員会、教育振興課で管理を行っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。管理はそのとおりだと思うんですけども、もうちょっとですね、例えば詳しいというか、これは梅雨の時期で草が生えたりすることもあるでしょうし、例えば何か災害時の避難場所に指定されているような場合には例えばその鍵の管理でありますとか、いろんなそのことが現実として管理の中にあるのではないかとというふうに思います。そのような点についてはどのような状態でしょうか、

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 校舎周囲の草、そういった部分については、委託なりを検討しておるところでございます。それから、鍵につきましては現在旧繁藤小中学校におきましては出張所のほうに一部置いてます。佐岡につきましては教育委員会のほうで保管しております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。ひょっと佐岡の、その教育委員会で保管してて間に合う、間に合うという言い方は変ですけども、もしものときにあけに行ったりするようなことはあるんじゃないかなと。ひょっと地元のどっかで管理していただくというふうな、あそこは支所はないんですけど、考えについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 今のところ振興協議会が新たにできておりますので、そちらのほうでお願いしていきたいという方向は持ってますけど、まだ具体的なお話はしておりません。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。それでは次の質問に移ります。

現状の管理体制はお尋ねをしました。先ほど述べましたとおりの理由でですね、やっぱり跡地活用については鋭意地元との協議も進める必要があると思いますし、特に佐岡につきましては、先ほど言いましたように新しい振興協議会が立ち上がっている現状があるというふうに認識をしております。

したがって、それぞれについてですね協議状況、政策企画財政課のほうの担当にはなるとは思いますけれども、担当原課としての協議状況とその現在の状況認識ですね、そのほうについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

まず、旧繁藤小中学校でございますが、旧繁藤小中学校について地元では今までどおり大川まつりや運動会でグラウンドなどを利用したいという意向はありますが、その他

の活用についての地元からの要望や意見は出されてない状況でございます。

次に、旧佐岡小学校でございますが、平成24年3月に地元において意見交換会を実施して地元の意向をお聞きした経緯がございます。その中で地元から出された意見の内容をご紹介しますと、1点目として、地元では案がなかなか出てこない。2点目として、施設が大きいので地元で全てを管理するのは難しい。3点目として、管理は大きいところにやってもらいたい、働きかけてほしいというこの3点に集約されました。

そして、現在の旧佐岡小学校の活用についての動きでございます。1点目として、老朽化した公民館の学校施設への移転の計画。2点目として、工科大学が今後の事業計画の中で、自然資源を活用した地域拠点づくりの構想を持っている、そうした動きがあります。

次に、現在の地元の状況になりますが、先ほども話に出ておりましたけれども、地元では地元との意見交換会活用についての動きを踏まえて、振興協議会の代表者でワーキンググループを設置して協議をしていくことになっております。その中で香美市も工科大学とともに学校活用についてかかわっていくことになると考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。大体状況がわかりました。佐岡のですね会のとき、私ちょっと出席をさせていただいてました。その中で地元の意向として3つ、先ほど紹介されましたけれども、工科大学にもね、何かお手伝いだけないだろうかということも出ておりました。今のお話を聞きますと、その状況が何となく整いつつあるということは非常にうれしく思います。

3番目に移ります。

これ後押しみたいな話になる、背中を押すような話になりますけれども跡地活用というものがですね、政策課題である観点また市民からの提案窓口機能を持つ情報の質と量からすると、市役所と市民の持ち得る機能と情報にはやはり質量ともに格差がありまして、協議の進捗状況にもよりますが誤解や重複、無駄のない協議の進捗に向けては適切な情報を持って関係者をつなぐ行政のコーディネート機能が重要だと考えるものです。見解をお尋ねしますということですが、その機能を果たされようというふうにしてると、今のお話の中で受け取りをしました。

1点確認をしたいと思いますが、その地（知）の拠点整備事業ですよね、事業の中で小学校跡地等を活用した事業計画を工科大のほうとして1つ案として持ってますよということが言われてます。そして、先ほど課長のその話の中でも、その案をもってその振興協議会にもつないでいきたいというふうなご表明だったようにも思います。ワーキンググループで香美市も工科大も入ってというお話でしたからそのようにお聞きをしたわけですが、そのような理解でいいかどうかを1点確認をさせていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） はい。お答えします。

次のちょっと質問にかかわってくるような問題なのでございますけれども…。

○3番（山崎眞幹君） 3点目に行ってます？

○政策企画財政課長（山中俊明君） はい。今山崎議員がおっしゃったように香美市のほうはかかわっていくことになると考えております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 4番目ということですか？課長。その重なるというのは、今私3番目の話に移ってその話をしたんですけど。それはいいですかね。

（政策企画財政課長、山中俊明君自席にてうなずく）

○3番（山崎眞幹君） いいです。はい。それでは4番目に移ります。④の問いなんですけれども。そういうことで済みません。また③でいうとですね、コーディネート機能をしっかりと果たしていただけたらというふうに思います。次、④ですけれども。

やはりですね、いい動きというか、そういうちょうどタイミングの合ったいい動きがある場所場所でそうなんですけれども、何事も鉄は熱いうちに打てではないですけれども、時間が経過すればその重要性に対する意識も事情も変わってもきます。そういう意味から言うとですね、物事の取り組みについてはある程度の期間というものを頭に入れて進行管理をするという意識が重要ではないかというふうにも考えます。それぞれのですね、繁藤についてはこの状況でお互い、大川まつり、運動会での使用をしないと、あとは別に考えてなくて、それに対して同じように佐岡についてと同じように、今後ご紹介できるようなことがあればご紹介していくというふうな観点を持ちながらもやっていくというふうなことも含めて、それぞれのその協議というかな、それを集中的にある程度期間を持ってお話をするというふうな期間というものは、それぞれの程度のことを想定をされているのか。もし想定されているようなことがあればですね、お尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

旧繁藤小中学校については、現在期間を決めてというようなことはちょっと今のところ考えておりません。

次に、旧佐岡小学校でございますが、ここにつきましては、まず地元の動きとして振興協議会代表者でワーキンググループを設置して協議を進めていくということになっております。その協議の期間ですが、地元では1年ぐらいかけて協議していきたいという意向がございます

一方、工科大学の動きとして文部科学省の助成事業であります地（知）の拠点整備事業に事業計画の申請書を提出しております。この事業は大学の役割を教育と研究、そして社会貢献であるとし、教育や研究とともに地域活性化のために地域と連携し事業を実施していくというものでございます。この計画書の中に地元の休校した学校を活用する

内容が盛り込まれております。現在、文部科学省のほうで審査中でございますので、この事業が採択されるかされないかにより大学側のスケジュールや予算の裏づけが変わってまいりますが、活用方法については地元の意向を尊重しながら、地元、工科大学、香美市の三者で協議して進めていきたいと考えています。

そして、その期間としてはやはり、地元の意向もございしますが1年ぐらいは必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。1年じっくりと時間をかけてですね、ぜひ香美市と本当に工科大の連携、協働によるすばらしい果実になることを期待をしておりますのでよろしくをお願いします。

それでは、次に移りたいと思います。まちづくり委員会の設置目的と活用方法についてというところに移りたいと思います。

これ市民とともに築くまちづくりという、市民との協働というものについてはですね、私自身はそのまちづくり委員会をどう立ち上げていくかということにかかっているというふうな意識のもとですね、これまでさまざまにその議論もし、提案もさせていただいてきました。幸か不幸か前任者とはですね、設置目的とか活用方法について意見の相違はありましたけれども、その必要性と有用性についてはこれは争いがなかったというふうに考えてもいます。そこで、まちづくり委員会の必要性、有用性、設置目的、活用方法について現課長のですね見解を順次お尋ねをしていきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、この合併協定の中である意味大きなもので唯一残されているそのまちづくり委員会です。その認識はしっかりとお持ちだと思いますけれども、これの必要性について見解をお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 必要性についてお答えいたします。

今後のまちづくりを考えていく上で、地域や住民による主体的なまちづくり活動が重要になっております。そして、市民の皆様と行政との協働の場としてまちづくり委員会は必要であると考えています。また、まちづくり委員会を設置する根拠としては次の2点であると考えています。

1点目としては、合併協議においてまちづくり委員会は新市において設置するということになっているということでございます。このことについては、旧土佐山田町に振興計画の協議機関として条例化されておりましたものでございます。

2点目として、振興計画に市民と行政の協働を推進するための体制を確立しますとうたわれているということでございます。

以上が必要性であると考えております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 必要性を尋ねればね、有用性について尋ねるのもこれ屋上屋だとは思いますが、再度有用性についてのご見解をお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 有用性についてお答えします。

今後のまちづくりについては、市民の皆様が地域の地域づくりに取り組む力がますます重要になってきていると感じています。有用性について具体的には次のような点ではないかと思えます。

1点目として、市民の皆様が行政の取り組みを知る場となる。2点目として、市民の皆様と行政の距離が近くなる。3点目として、市民の皆様の声を施策に反映させることができる。ほかにも有用性はあると思いますが、市民の皆様が行政と一緒にまちづくりについて協議し考え、計画していくことによって市民の皆様がまちづくりについて積極的に考え、行動していただけることにつながっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 屋上屋じゃなかったですね、よかった。その意見を聞けてすごく本当によかったです。

それでは、3番目、設置目的についてお尋ねをしたいと思います。

ここはですね前任者は意外とやっぱり振興計画みたいなもの、大きいものについてやっていきたいということではなかなか譲ってくれなかったんですが、私はもうちょっとちっちゃなところでね、いろんところでこの制度を活用したらどうかというふうなことでいろいろと投げかけもいたしました。くしくもですね、午前中の同僚議員の質問の中で、図書館についての質問がございまして、その中でも図書館をまちづくりの視点から検討してはどうかという提案もありました。答弁としては、利用者のご意見とか外からのご意見についての建設委員会のようなものを立ち上げてそこで検討をしたらというふうなことがありましたが、まさに私が言っているのはそういうふうな個別のといふかな、今は残っているたくさんの政策課題が私はあると思っておりますので、それについて小回りのきくといふか、まちづくり委員会もいいんじゃないのっていうふうな形で何回か提案をしてきました。

そこでですね、先ほど言われましたように行政の取り組みを知っていただく、行政を身近に感じてもらう、そして市民の皆様の声を政策に反映させることができると。そのまちづくり委員会の有用性について認識をされております現在の担当課の課長としてですね、この設置目的のその幅といふかな、やっぱりどこら辺にその設置目的を持っていけばいいのかなといふふうに思っているか、その見解をお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 設置目的についてお答えします。

設置目的は必要性、有用性とも関連していると思いますが、一言で言うと香美市の活性化を図るために今後のまちづくりについて協議する場であると認識しております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） そうですよ。失礼しました。香美市の活性化を図るでいいんですよ。

自分が先ほど言ったのは、実は活用方法についての話でした。同じことは二度言いませんから、活用方法について見解をお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 活用方法についてお答えします。

活用方法については、振興計画の策定や進捗状況について所掌していただくことになるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） ということは、前任者の考えをそのまま引き継いだというふうに私には受け取れますけれども。

それではですね、先ほどるる説明をしました。山中課長は答弁者としてここにいらっしやらなかったんで。庁内放送は聞かれたかもしれませんが、ずっと議会の間で、実は議会の中で前任者とはそのあり方について議論をしてきた経過がございます。それを全部繰り返すことはここではできませんので端折って言うとやはりもうちょっと小回りのきく、振興計画は大きな計画じゃないですか、もうちょっと小回りのきく形ではどうかなということ、先ほどの佐岡のときに出された言葉で言うと、ワーキンググループという言葉が出ましたけれども、まさにそのようなですねワーキンググループ的なまちづくり委員会のようなものをつくってですね、住民と協働することのほうがよりたくさんの人たちにも行政についての理解も深めてもらえるし、まちづくりについて一緒にやっぱりみんなで築いているだって、この香美市の将来を僕たちみんなで、未来を僕たちみんなで築いていくんだという感じを持っていただけるのではないかなと。ただ、振興計画ってもっと大きな計画ですから、じゃあその計画に、逆に言うとじゃあ振興計画でもいいですけども、その振興計画のテーマに沿ってワーキンググループをつくってですね、後その振興計画の内容のP D C Aも担っていくというふうな形でもいいと思うんですよ。やっぱりそこから少しもうちょっと身近になるようなイメージはないのか。その点を再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） はい。お答えをします。

まちづくり委員会につきましては、この議会のほうで長い期間をかけて議論をされてきておまして、前課長のほうでは全ての団体等を糾合したようなそういったものにし

ていきたいという意向でございました。そして、私のほうではその議論を生かすような形でその全てのものを糾合するような形にするのにはどうしたらいいかというようなことも考えてみましたが、なかなかそこへたどり着くまでにはかなりの時間がかかるというようなことがございます。協働のレベルでいえば最高のレベルかもしれませんが、時間軸で考えるといつになるかわからないというようなものでございます。

そして、振興計画につきましては、平成28年度で第1次が終了いたします。次期第2次振興計画につきましては直営でやはりやっていこうと考えておりまして、平成27年、平成28年のこの2カ年は最低必要ではないかと、事によればもう1年、3カ年ぐらいでやっていかなければならないかというふうにも考えておりますが、やはりそのことも考えますと、このまちづくり委員会は振興計画の策定等が全てではないと思っておりますので、先ほど言われたようにこの中でいろんなテーマについてのワーキンググループをつくって、そこで話し合っていくというようなこともまたできるのではないかと考えております。具体的にこういうふうなものにしたいというイメージまでは行き着いておりません。まだ大きなイメージとしてはそういうふうと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。一歩でも二歩でも前進することがやっぱり全てだと思います。

時間がかかるという認識も賛成しますし、少しずつ地道にやっていきたいということについても賛成をしたいと思います。ぜひそのような方向で取り組んでいただいでですね、時にはやっぱりちょっと小回りをきかせていただいたらなおうれしいかなと思っておりますが、本当にその方向性については大賛成をしたいと思います。

それでは、この件はこの程度にしまして、次にやなせたかし記念館のあるまちづくりということに移っていききたいと思います。

このテーマもですね、もう随分長い間取り組みをさせていただいております。冗談みたいな話ですけども、昨日のですね同僚議員の上下水道についての話がですね、平成20年でしたか話を始めて、平成25年で今までこんな満額回答をもらったことがなかったと大変喜んでおりましたが。これちょっと満額回答は多分ないと思っておりますけれども、まあお聞きをしてみたいと思っております。

ご存じのようにですね、新聞紙上ではですね、神戸のアンパンマンこどもミュージアム&モールが開きまして、あそこのハーバーランドのところがですね、随分さびれていたのが物すごく活発になった。周りにu m i eというショッピングモールもあるせいもありまして、随分活発に活性化したということをお聞きしております。そして、その開かれたことに続きまして、福岡市にもですねアンパンマンこどもミュージアムがオープンする見通しであるということが報道もされておりました。やなせたかし記念館のあるまちづくりについてはですね、これまでさまざまに提案もさせていただいてきましたし、

なぜ自分がそう思うのかと、そのことが必要であるかという考えについてもるる説明もさせていただきます。

最近はですね、やなせ先生のご様子をネット上の記事で拝見をいたしました。ちょっとご紹介しますとですね、これは日刊スポーツに著作権があると書いてますね。6月13日のネットの記事ですけれども、表題が「94歳やなせたかし氏、自作の歌4分超熱唱」と書いてます。どこで超熱唱したかというとはですね、「シリーズ25作目となるアニメ映画「それいけ！アンパンマン とばせ！希望のハンカチ」の完成披露試写会が16日、都内で行われ、94歳の原作者やなせたかし氏が熱唱した」、中略ですけれども、「同氏は、今回の作品が日本テレビ系のテレビシリーズと映画25年記念ということもあり、舞台あいさつに向けて2週間前から休養を多めにとるなど体調管理に努めてきた。ところがこの日朝に雨が降り、湿度が上がったこともあり体調を崩した。歌の中止が決まりかけたが、同局の藤井恒久アナウンサーに促され、力強く歌った」。歌詞の一部はですね、「私はやなせ～たかし～です。世界の漫画家の中で一番老人で～す。他の漫画家はみんなかわいらしい」とかいう歌詞があったらしいです。そして、「歌唱後に「もうすぐ死ぬんだよ、俺は。体中、悪いことだらけ。情けねえ」と漏らしたが、同アニメテーマ曲「希望のハンカチ」のサビも歌った」、このような紹介記事でございます。

そしてですね、私がこれに関連する質問をさせていただくときにたびたび引用もさせていただきましたオイドル絵っせいというのがあるんですけども、高知新聞の夕刊、毎月第1、第3の土曜日に掲載されてます中にもですね、「最近では夢と現実のさかいめがよくわからなくなってきた。天命の終わる日が近づいたということでしょう。しかたがありません」とかですね。「そのうち天命がつきる。ライバルはいなくなったし、ひとり旅である」とか、同じような記述がふえてきています。

今あるですねやはり施設を中心としてやなせ先生の業績や功績をしっかりと顕彰するとともに、さまざまな施策を行いながら後世にまでしっかりと伝えていくということ、やなせ先生がご健在のうちにお伝えをすることができれば「みんなで喜ばせごっこ」がモットーのやなせ先生に、ふるさとが本当に香美市でよかったと、きっと喜んでいただけるのではないかというふうに相変わらず考えております。

そこで、お尋ねをするわけでございますけれども1番目です。過去にですねさまざま提案してきたことの中でいっぱいあるからあれですけど、その後の進捗状況としてちょっとこういうふうに進捗しているよというふうなお尋ね等ができるものがありましたらですね、この際お尋ねをしたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。

アンパンマン関係の議論につきましては、これまで多くの時間を費やしてきております。そして、その間山崎議員からはさまざまなご提案をいただいております。その間の議論をひもといってみますと、ご当地ナンバープレート、駅周辺の整備、ミュージアム周

辺のストーリーづくり、プロジェクトチームなどのご提案があったと認識しております。

ご質問の進捗状況としてお尋ねできるものがあればということでございますが、現在以上のことに関しましてお答えできるものはございませんのでご了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） やっぱり伝え方が悪いのかなと思ってまた反省もします。

先ほどですね、課長のほうからおっしゃいましたようにですね、この第2次の振興計画については、長い時間をかけてやはり自前で皆さんの意見を聞きながらつくっていきたいというふうにおっしゃいました。それ大賛成でございます。やはり1つにはですね、みんなで築くという、今回はそのみんなで築くのところの議論をしているわけですが、みんなで築くというところのですね章についてはかなり念入りにチェックをして、そしてボリュームアップをしていかなければいけないのではないかと思います。

なぜその提案というかそれが伝わらないんでしょうね。それは1つの考え方ですが、輝き・やすらぎをみんなで築くということなんですが、例えば賑わいをですね、みんなで築くためには観光客等を初めとしたですね交流人口もやはりみんなというもののパラメーターに加えてね、含めて考えて、賑わいのもととなる交流人口増を目指すということが必要だというふうに思います。協働の相手として交流人口、そして観光客というものもね一定想定もしたですね、協働が必要ではないかというふうに本当に思うわけですよ。その場合どういうふうなじゃあ論理立てができるかという、やなせ先生のその業績や功績を顕彰するとともに、これを後世に伝えていくことが協働の目標であって、その目標達成のために行う香美市の活動としては、環境整備を含めたさまざまな施策の展開であって、香美市を訪れるそのことが協働の中身というふうになるのはですね、観光客を初めとした交流人口ということになると思うんですよ。これまたちょっと理屈っぽいと思われるかもしれませんが、やはり計画の中身は理屈で決まるというふうに私は1点信じているところがございまして、これ私の悟性だというふうに思いますが。

では、お尋ねできるものが何もないということであるならばそういう意味のですね、先ほど私がわかったようなわからんようなことを言ったかもしれませんが位置づけです、香美市のやなせたかし記念館のあるまちづくりということに対する見解ですよ。これが本当にこのままでいいというふうに思っているのか。何とかしなきゃいけないと思っているのか。そういうふうなことも含めてね、ぜひお聞きをしてみたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） お答えします。山崎議員の質問に対してのお答えになるかどうかわかりませんが、私なりに感じていることを申し述べさせていただきます。

やなせたかし記念館は高知県、香美市の第1級の観光施設であることは周知のとおりですが、それと同時にアンパンマンの生地であり、そこは良質の空間であり、アンパンマンの精神、心が宿っているところ、そのように考えております。なぜ良質の空間と考えるかですが、私は現在大柵から通勤しておりますが、その間沿道から飛び込んでくる四季折々に変化する風景などを楽しみながら通勤しております。そして、美良布を通るときには必ずやなせたかし記念館に目をやります。また、休日には親子連れが広場で遊んでいる姿や月型の歩道橋を歩いている姿などを見かけますが、それは私にとって周囲の自然と同じように違和感のない自然な光景となっています。

アンパンマンミュージアムを国道のほうから見ますと、やなせたかし記念館を中心にピースフルセレネ、健康センターセレネ、葦生の里などの施設、そして、こども広場には子どもたちをいざなう3メートル余りのアンパンマン像、そして、少ないけれど子どもたちには十分な遊具も備わっている。また、やなせたかし記念館から南に向けて小さなキャラクターの像が絵本館や別館に案内してくれる。そして、周辺には香北の自然公園やため池などがあり遊歩道も整備されている。そこは観光客だけでなく、市民の皆さん、幼児、子どもからお年寄りまで誰もがくつろげ楽しめる空間となっています。

アンパンマン関係の施設として現在、仙台、名古屋、横浜、そして、この4月には神戸に類似施設がオープンし福岡市にもできるといことでございますが、本市のやなせたかし記念館を中心とした誰もがくつろげ楽しめる自然と調和した空間はほかの施設にはないものだと感じています。また、アンパンマンの精神、心についても周知のところですが、アンパンマンの人気の秘密はキャラクターが素晴らしいことはもちろんですが、アンパンマンの精神、心が多くの人々の感動を呼んでいるからだと感じています。そして、このアンパンマンの精神、心は市民の皆様の地域づくりの行動の規範となる本市の市民憲章の前文の中にも織り込まれています。このことを考えると、アンパンマンの精神、心はまちづくりの指針となるものではないかとも思います。

また、平成23年度に後期振興計画策定時に実施したアンケートの中の「自慢したい・次世代に伝えたいもの」の項目で、第1位にアンパンマンミュージアムが、第4位にアンパンマンがランクづけされています。観光、交流、教育、まちづくりの場などさまざまな側面を持ち、空間と心と生地という強みを持ったやなせたかし記念館は香美市の宝であり、今後の香美市のまちづくりの核となる施設であることは間違いのないことであるとと考えております。

以上でございます。

- 議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。
- 3番（山崎眞幹君） そうですね。本当に全く同じ思いなんですけれども、どこですれ違うのか僕にもよくわかりませんので。なおちょっとね、これも時間をじゃあ少しかけてですね、ただちょっと心配なこともあるんで。本当はですね、ちょっとご提案、やなせ先生にこう、これこれこういうことも含めて今言われたようなことも大事にしな

がら今度こういうことにも取り組みまして、しっかりと顕彰しお伝えをしていきますと
いうことを言うことによって喜んでいただきたいなという気持ちはありますけれども。
その何というかなあ、真面目なというか真っすぐなね気持ちは私も一緒ですので、なお
話し合いを継続をしたいというふうに思います。

それでは、この件はこの程度にいたしまして、最後になりますけれども、情報公開の
推進についてお尋ねをしていきたいとしたいと思います。

実はですね、これがある意味私自身は協働に向かったの大きなですねキーワードにな
るのではないかなというふうに思っています。情報公開の推進と情報インフラの整備に
ついては、本当にさまざまな協働の現場で今もこれからもまさに重要な要素であるとい
うふうに考えています。協働における役割分担の点でも、それぞれ協働のですね当事者
同士がみずから基礎的な部分であるとかそういうことについて、そして、みずからその
ことについて勉強する、いろんな資料を集める。そういうことをですねストレスなく手
に入れることができるようにするための環境整備はですね、きのうも少しこの議論もあ
ったんですけれども行政改革ですね、行革推進に伴う人手不足によるさまざまな弊害、
弊害が私はあると思うんですが、少なくともとめるための有効な手段になり得るのではない
かというふうに考えております。

3月22日に本市の公式ホームページがようやくといいますかねリニューアルをされ
ました。初日に説明をいただきました各課関連の行政報告で言われているようにですね、
ごらんになられる方々が必要な情報をスムーズに得られるよう使いやすくわかりやすい
ページ作成を引き続きお願いしたいと考えるものです。

そこで以下についてお尋ねをいたします。ホームページによる情報公開は、それは本
当に自治体ごとにさまざまございまして、自治体によっては予算書ですとか議案書、
そして提案理由の説明書、境港市ではこんなにあるんですけどね、そんなんまで全部公
開をしております。公開のあり方については、本当にその情報公開の対象となる情報を
ですね、ということは個人情報にひっかからない情報という意味なんですけども、全て
ホームページ上で公開するという考え方がある一方で、何がしかの基準を持って、その
範囲内で公開をするということも当然あるというふうに考えております。

そこで、本市の場合はどちらの立場であるのかということをお尋ねをするわけですけ
れども、多分後者ですが、後者の場合であればその基準についてもお尋ねをしたいと思
います。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 山崎議員の情報公開の推進に関するご質問にお答えいた
します。

香美市は何がしかの基準を持ってその範囲で公開する後者の立場であると思います。
基準につきましては、昨年8月に策定いたしました香美市公式ホームページガイドライ
ンの中で、市民等へ提供する主な情報といたしまして事業内容及びサービスに関する情

報、災害や犯罪等、市民の生命や財産を守るために必要な情報、各種計画書、パンフレット、広報紙等の情報、報道機関等を通じて広く市民等に周知することを目的として作成した情報、市公式ホームページを管理、運営する上で必要と認める情報、以上5項目を定めております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 後者の場合であるという、後者だとは思ったんですが。とするとですね、先ほど5つ、全部書き切れなかったんでちょっと確認をさせていただきたいと思いますけれども。昨日の同僚議員の質問の中で2つぐらい関連するんでね、やったらどうかと思ったのがありました。1つは選挙の宣誓の件です。あれは選挙管理委員長が答えたんで総務課の意見ではなかったわけですが。期日前投票の効率化、いわゆる宣誓書のダウンロードについてどのような見解をお持ちであるかということが1点と、そして、ダムの耐震調査の結果報告ですよね。これは県のホームページへアップするというふうなお話をたしか聞いたと思うんですが、そこへリンクするだけで多分いいんで、そういうふうなことについてはどのようにお考えなのかなという点を一旦お聞きをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

昨日、選挙管理委員長がお答えいたしました宣誓書の件ですけれども、実は選挙管理委員会の中で協議をした結果を委員長が申し上げておりますので、その場に私もおりましたので、考えとしてはこれから検討をしていくというところで同じでございます。

そして、ダムの結果報告ですけれども、それぞれホームページにおきますそれぞれのコンテンツの運用管理といいますか、それぞれのページにつきましては原課において担当者がおまして、その中で上がってきた情報を最終的に総務課のほうで担当者がその内容等をチェックして、最終オーケーは管理者である私がやるという手順になっておりますけれども、そこでやはりまちづくり推進課におきまして早くこれは情報公開をすべきであるというふうに考えられましたら、それは当然アップをしてくるだろうと思っております。

そして、今ホームページをごらんになっておわかりになるように、以前のホームページよりは充実をしております。しかしながら、まだなかなか中身がすかすかの状態のところもありますので、そこについてはですね、日々こういった情報はアップしたらどうかということですね、担当者のほうからそれぞれの課のほうにお願いをしているところですが、いろいろと忙しいところをぬってページを作成しているところもありますけれども、ある程度頑張っただけでページを作成しないと情報というのはどんどん発信していくことはできないので、それについては日々お願いをしているところです。そして、それぞれコンテンツの管理は各課に任しておりますので、月に1回はでき

るだけ各課の担当課長であったり担当班長であったりしますけれども、その人に現在載っている情報というのを確認していただいて、その内容がその情報が変更になっていないとかですか、余りにも古い情報でないとか必要な情報が載っていないかということではですね、やはりそれぞれの課において内容を確認して常に最新の情報を載せるようにということをお願いしておりますけれども、まだ3月22日にですねリニューアルしてまだなかなかそのあたりがうまく回っていないのかなというふうには考えておりますので、そういったことも含めてその情報のホームページへの掲載については積極的には働きかけていきたいと考えております。その中にこのダムの経過報告なども入ってくると思っております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 何か既に次の2番目に関連してご答弁もいただいたような感じでもありますけれども、質問もしておりますので2番目に移りたいと思います。

技術革新の速さを動物の成長に例えるということがありまして、ドッグイヤーだったら人間の7倍の速さ、人の速さの7倍の速さで成長するということでスピードがすごい速いという意味なんです。既にラットイヤー、ラットイヤーというのはなんか人の成長の20倍だそうです。そして、超えて今や言う人によってはビーイヤー。ビーイヤーって見たらですね、人の成長の840倍って何かとてつもない速さなんですけども、そのようだとされるほど速くなったその情報技術の進展ということはもちろんあります。そして、先ほど言われた件に関連すると思いますが、使ってみてですね初めてわかるその使い勝手のよし悪しということもあるというふうに思われますから、このことについてのPDCAというのはね、短いサイクルで回しながらやっていくことは欠かせないんじゃないかと思えます。先ほど一部ご答弁もいただいたとは思いますが、その場合のC、チェックですね、それとP、プラン、その次どうやっていくかということについてのどのようなタイミングで、どのような体制で行っていくかというふうに考えておられるのかをお尋ねをしたいと思えます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

Cの評価、チェックとそしてPのプラン、計画につきましてですけれども、ホームページガイドラインの中で利用環境の変化、そして議員もおっしゃられましたウェブサイトの製作技術の変化に対応するためには年1回ガイドラインの見直しを行うこととしております。そのタイミングになると思っております。体制につきましてもガイドラインの中でホームページ運営体制を定めておりますので、その体制の中で行っていくということになります。

体制についてを今ちょっと申し述べさせていただいたようなところですが、各課におきましてホームページの担当者というのがおります。そして、その上にホームページ主任という者がおります。そして、その担当課におけるコンテンツの責任者という

者がおります。そして、そこまで1、2、3と段階を経た後にですね、公式ホームページのコンテンツ標準化担当といたしまして、この全てのガイドラインに沿った作成ができているかというのを総務課の担当者のほうがチェックをいたしまして、それがチェックできてオーケーと、もちろんそこでだめなときにはですね原課のほうに差し戻しをいたします。そういうことを何回か重ねて、よかったらすぐにいけるんですけども、そういったことで最終的には市の公式ホームページの運営責任者である私のほうがチェックをします。そして内容によって非常に毎月統計的なもので、もう全くその数字を変えるだけというものもございます。そういったものはですね、こういった体制を経なくてももう担当者のコンテンツ責任者、担当課長のほうで決裁を行えるように、そういったことも日々その情報によって見直しをしながら現在やっているところで、その軽微なものについてはもう日々変更を重ねております。けれども、大きなものにつきましたらやはり年1回のガイドラインの見直しの中でやっていかなければならないということで、このPDCAのこのプロセスというのは非常にホームページの運営を行っていくことは重要だと思いますので、そのサイクルというのは年1回は最低でも行いますけれども、その技術のスピードの速さによたらですね、やはりそのサイクルというのは速めていかなければならないし、とりあえずはガイドラインの中で年1回と決めております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。この質問の前段に申し述べましたけれども、やはりこちらへですね移住というか、希望する方もこの環境の充実について要望が本当にたくさんございます。ぜひですね、そのことも気にとめながらですね取り組んでいただきたいと思います。そして、ホームページの充実もですね、もちろん言うまでもなくその方々も望んでいる部分もたくさんありますので、適切な見直しをかけてですね、よりよいホームページにしていだければと思います。

そういうわけですね、意外と早く終わってしましまして、もうそろそろ終わりですけども、本当にすごく感慨深いものはあります。総括になります。本当に住民説明会とかそのアンケート後の白紙化とかですね、山あり谷あり曲折があった合併問題に対して、一緒に戦ったというわけじゃないですけどもその中で重要な位置を占めてこられた濱田賢二というのが退職しまして1人、そして槇夫さんが今期でいよいよ最後になられるというふうなことで本当に感慨深いです。そのお話を聞きながら、実はフィギュアスケートの浅田真央さんを全然違いますけど思いました。槇夫さんは浅田真央さんとは全然似ても似つかないわけですけど。でもね、そこはそこですけど、やはり彼女っていうのはオリンピックを目指すということをですね、その次のソチのオリンピックというところに1つ大きな目標を定めてね、ここで私はもう引退、やめます。けど、けど、それまでには本当に、先ほど最初に表明されたようにですね、努力を本当に惜しまず取り組んでいきたいと思っていますという表明をしっかりとされているわけですから、

そこが浅田真央さんなんですけど明言をされております。

以上、随分いろんな場面で理屈をこねたというかこれからもこねるでしょうけれども、本日お尋ねをしましたですね、幾つかの残された私が残されたと思っている課題につきましてですね、残された期間全力で取り組むもののうちのどれか1つにですね取り入れていただいて、取り組んでいただけることを希望しながら本日の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 山崎眞幹君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

（午後 2時23分 休憩）

（午後 2時40分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎です。通告に従い順次質問いたします。一問一答であります。

最初に、アベノミクスと市民生活ということで市長のお考えを伺ってまいります。

安倍政権がアベノミクスなどとしている3本の矢、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略は、賃上げによるデフレ不況打開とは正反対に国民の所得と消費を減らし、国民生活と日本経済に混乱と新たな危機をもたらす大変危険なものであると私は考えております。

アベノミクスで何となく景気がよくなりそうというイメージだけが先行をしておりますが、暮らしと景気の実態は引き続き深刻であります。本市に関する独自アンケートは後ほど示しますが、民放テレビ局の調査では、アベノミクスで暮らし向きの中で景気がよくなっていると感じるかについては、77.7%が感じない、感じるは16.7%であります。大胆な金融政策は物価引き上げのために政治が投機とバブルを意図的に引き起こそうとする極めて危険な経済金融政策であります。デフレ不況から抜け出そうというのは国民の所得がふえ、消費と需要が伸び、実体経済の景気回復の中で緩やかに物価が上昇していくことであります。その施策がないわけですから、日銀が異次元の金融緩和を行っても、実体経済が冷え込んでいるため企業が設備投資や事業拡大のための銀行融資をふやすことにつながっていないことは、四半期ごとの法人企業統計にも、1月から3月期全産業の設備投資は3.9%の減少という結果であらわれております。結局のところ、この資金が投機とバブルのために使われることになるのではないのでしょうか。

このことは、一握りの大資産家には巨額の富をもたらしております。ある有名な経営者とその家族で、この間1兆円近くの資産をふやしたケースがこのことを物語っております。片や中小企業を中心に経費、仕入れ部分のみ物価上昇のあおりを受け、納入単価

は上がりず、経営を圧迫するケースは今後ますます顕著になっていくと考えられます。私が腹立たしく思うのは、安倍内閣の副大臣、政務官まで含めると約1億8,000万円の保有株の含み益を出している点であります。みずからの政策でみずからの懐を肥やしている、どういうことというふうに言いたくもなります。

そして、財政政策では、国民に向かっては財政危機を言いながら、国土強靱化の名で不要不急の大型開発を進めています。また、今年度予算では、研究開発減税や投資減税などで2,000億円に及ぶ大企業減税を盛り込みました。日本の財政を危機的状況に陥れたばらまき型政治の復活ではないでしょうか。さらに、成長戦略では、労働法制の規制緩和、長時間た働き合法化など、また、原発再稼働へ一丸となるなど、看過できない点が多岐にわたっております。

そこで市長にお尋ねします。このアベノミクスに対して、門脇市長はどのように捉えているのかを見解をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎龍太郎議員のアベノミクスについての市長の見解をということでございます。前段山崎議員からその内容等についてのご説明があったわけでございます。私ごときがこのアベノミクス、国政の大きな今の進捗状況について論説するほどの頭もございませんし、またそうしたことも持ち合わせをしておりません。ただ、自分なりに感じておることだけを述べさせていただきたいと思っております。

アベノミクスにつきましては、昨年12月26日より始まりました第2次の安倍内閣におきまして、安倍首相が表明をいたしました経済回復の大きな柱として3本の矢、いわゆる大胆な金融政策、そして機動的な財政政策、そして民間投資を喚起する成長戦略、こうした3本の矢を表明をし、そして行動に移しているわけでございますが、この間大変さまざまな業界、あるいはまたさまざまな方からいろいろ論評もあるわけでございます。大変効果についてを言われる方もございますし、また片やこのアベノミクスの弊害についても論評があるわけございまして、そうした中でまだただいま進行中なわけでございますけれども、余りにもこの規模の大きな中で進展をしておりますので、なかなかいまだ不透明な部分があるのではないかというふうに思うわけでございます。政府の先ほどの3本の矢の最後の端の矢と言われます成長戦略、これが打ち出されたわけでございますが、先日の新聞にもその要旨が載っております。大変華々しい、いわゆる成長戦略の要旨の説明が出ていますわけでございますが、これが本当にこのようになっていくのか、これまた疑問な点がございまして、確かにやらなければならない部分があるかと思いますが、しかし、打ち上げ花火だけのものでは決してならない。今大変な時期を迎えておる日本国の内情でございますので、その辺はしっかりとした政策の中で国民が納得がいけるそうした政策が打ち出されていくことを願うのみでございます。本当にアベノミクスについての問いを問われましたけれども、そうした十分な持ち合わせがございませんので、以上のような答弁でお許しをいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 市長からご答弁いただきました。

実際香美市、本市、田舎の町ということで、私どもさまざまな市民からのお声も聞きましたけれども、現実問題、市長が先ほど表明されたように華々しい成長戦略、マスコミ等でにぎあわしておりますけど、やはり一定の疑問もやっぱり示されたというふうな中で、やっぱり政策の推進というが、私どもはどちらのほうを向いているのかというのが大変疑問として残ってます。やはり今回も最終日に出てくるかもしれませんけども、やはり国民の所得、可処分所得というもんをねやっぱり上げるといふ部分がやっぱり根底になればやはり投機とかバブルとか、そちらのほうだけのお金をばらまいてもいいのかなあというがやっぱり基本線に私はあります。

安倍首相の最近の選挙戦の発言では、大企業だけが潤っているとの批判がありますが、皆さんにお金が回るのには少し時間がかかるなどと安倍首相自身が言っております。しかし、国民世論では、景気回復の実感はないし、アベノミクスが賃金や雇用増に結びつくと思うかについては、約半分の方がそうは思わないと考え出しております。企業が海外でもうけた分まで合計する国民総所得GNIを10年間で150万円ふやす目標を掲げましたが、先ほどいった可処分所得が減り続けている庶民はその感覚は全くございません。株価の暴落と乱高下、長期金利の上昇、円安による輸入物価の高騰、アベノミクスが経済を混乱させていると私は考えますが、その部分に対して市長の再度の見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 先ほど答弁をさせていただきましたが、アベノミクスが地方にどのような状況の中で失点をしているのか、今山崎議員からこの緊急影響調査等についてのアンケートの集計表もこの香美郡民主商工会がとられた緊急影響調査の資料もいただいております。また同時にせんだってのあれは国民アンケート調査ですか、そうした中でもなかなか地方にまでその共感といいましょうか、そうしたものがまだ伝わってきてないと、そういうふうなことを言うとしばらく時間はまだかかるろうというふうな首相のコメントもあったわけございまして、なかなかほいたら実感としてどこにどうあるぜよと言われても、なかなか我々こうした市民にとりまして直接共感、このアベノミクスによっていい意味の影響が生まれてきておるといふ実感は大変まだ少ないというふうには私自身は思います。なぜそう思うのかと言え、やはりさまざまなマスコミ等の報道などを見る限りそうなのかなあというふう思うわけでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 先に言っていただきましてありがとうございます。

2番のほうに移ります。市長、先ほど現実認識も含めて示していただきまして、やはり私もそういう部分はそのとおりというふうに思います。

私どもが独自調査を行ったアンケートですが、「アベノミクス」、円安による緊急影響調査の集計結果ですが、本市の自営業者を中心に65人より回答をいただいております。同時に聞き取りも行ったわけですが、アベノミクスでよかった人では、株でもうけた資金で車を買いかえてくれたお客さんがいたと車屋さんが言っておりました。ほかには行き当たりませんでしたが。市民生活においては、市民の方々にも伺いましたが、燃料関係の値上がり、小麦粉、トイレトペーパー、クリーニング代などの高騰などそういう話も伺っております。アンケートでは、本市の中小零細業者の実態が読み取れます。58%の方が原材料経費は上昇しているも、その中で85%の方が価格には転嫁できてないとのことでもあります。売上、利益の状況も約半数の方は変化はございませんが、残り半数の方が1割以上、また大幅に売上利益を減らしている、減少していると。そして、今後の経営の見通しに至っては、1人の業者を除いて横ばいもしくは悪くなる方向と捉えております。

私はその感覚は正直だと思いますし、今後業者として経費倒れの状況がますますひどくなっていくのではないかと思うところであります。先ほども若干触れていただきましたが、今私が言ったこの点を踏まえて市長のこの影響です、最終的には景気が悪くなるということは、香美市の税収にも影響してくると思います。やはり中小業者、零細業者中心に、本市においてその部分については市長として敏感でおってくださると思ってますし、その感覚で私はやはり異論を、異論というか市長は先ほど疑問も提示されたわけですが、そういう部分もお持ちなのかなあというふうに思いますが、その点について見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） はい。この民主商工会のアンケートを見る限り、大変まだかえって影響が悪くなっておるといふような実態が出てきておるわけです。しかしながら、ただ現実的にこの20年と言われる空白といひましようか大変な時代を過ごしてきた中で新しい政策として打ち出したわけがございますので、まだ地方にもその影響が及んではきてないといふことの発言をも少しは希望を託しながら、やはりこの状況を見定める必要もありはしないかといふことを私自身も感じております。ただ、こうした影響調査によりますところのやはり深刻な状況といふものは行政としてもしっかりと受けとめていく必要があるといふふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） これ以上のことは聞きませんが、やはりこの3本の矢といわれるこの政策については注視していただきたいし、やはりこれは私どもは市民生活に大きな影響を与えるろうと。注視して希望を託すといふような部分も市長は言われましたけど、その希望が逆方向にならないことは私どもも期待をしておりますが、実際私どもの考え方では、この部分は市民生活の所得向上なんかが図られない以上は実際そう

は簡単にはいかないと。あと消費税の増税とか社会保障の改悪も控えております。その部分ではいかないということをし添えて次の質問に移ります。

2点目に、生活保護行政について伺ってまいります。

生活保護法は、「憲法第25条に規定する理念に基き」とうたっており、「保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」と明記されております。今国会で成立しようとしている生活保護法改正案には数多くの問題点があると考えますが、申請と扶養義務の2点に絞って福祉事務所の見解を伺ってまいりたいと思います。

市長の諸般の報告にて、本市生活保護の受給状況等については具体的数字資料もいただいたところであります。そこで、まず1点目に申請事務の現状について伺います。生活保護申請は申請後、申請受理した後審査を行い、生活保護決定という運びであります。本市の事務の現状を確認します。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 山崎議員の生活保護行政についてのご質問にお答えします。

本市における申請事務の現状はということですが、保護の相談、申請については、面接相談時においては適切な対応の徹底に努めております。懇切丁寧に対応するとともに、急迫状況の確認を行い、相談内容を十分に引き出すよう努めております。相談者に対しては生活保護制度を説明し、保護の申請権を侵害するような行為は厳に慎み、申請意思が示された者に申請書を交付しています。また、相談業務が担当者任せにならないよう相談内容及び結果の記録を係長、班長、所長まで報告させて、保護班全員で共有をしております。

保護の受給要件を確認するため、申請者から生活歴、家族構成、病状、収入、資産などを十分聞き取るとともに、調査に必要な同意書の徴収を行っております。

扶養能力調査に当たっては、把握した扶養義務者について職業、収入等につき被保護者、その他から聴取する等により扶養の可能性を精神的支援も含めて調査することとしております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 所長から答弁いただきました。

おおむね私もそのような理解をしておりますし、現事務は申請権は最大限尊重してるとし、ケースワーカー等の情報の共有もなされているというふうには感じ取っております。また、十分な聞き取り等もなされているというふうなところはいいんですが、少し1点、現状裁判等でですわね、判例が出ているのは、口頭での申請も認められると。また、独自の書式でも申請はできるというふうなことは所長も共通の認識と思いますが、本市の場合はどうなっているのか、その点をお願いします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

- 福祉事務所長（岡本明弘君） 口頭での申請も可能ということにはなっているようですが、本市においては書面での申請ということにしております。
- 議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。
- 12番（山崎龍太郎君） それでは、うちの場合の本市の場合の相談件数ですわね、結構資料も出てましたし、そういう中でですが、聞き取り後要件を満たせば申請書を渡すなりそういう申請事務に入ってきますわね。だからそういう中でいろいろな事情ですわね、みずからが申請書に記入できかねるような方なんかも中におられるかもしれませんけれども、そういう部分についてのケースワーカーとしての援助ですわね、実際そこから辺はどうなのか、現状確認をいたします。
- 議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。
- 福祉事務所長（岡本明弘君） 代筆も可能ですが、基本的にはもう本人に書いてもらうということにしておりますけれども、本人の署名は本人に書いてもらうということとしております。
- 議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。
- 12番（山崎龍太郎君） 1点目の最後ですが、このことを聞いておきたいんですが、現実その申請権は最大限尊重して事務されているということですが、所長の見解として申請のハードルですわね、結構全国各地では申請自体も受け付けに対して否定的というたらおかしいですかね、いろいろな理由をつけて帰ってもらうとかいう、そういう水際作戦と言われる手法もとられている例も全国では聞いたことがあります、うちにはないですが。実際その申請のハードルは私は低くて当然というふうに思ってます。弱点もある部分抱えている方々が結構やっぱり多いわけですのでね。そこの点の所長の見解を求めます。
- 議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。
- 福祉事務所長（岡本明弘君） 私2年目ですけれども、申請のハードルっていうのは正確にはちょっとわかりませんが、適切な人が適正に申請をしているというようには感じております。ただ、調査後資産が見つかったとかいうことで申請を取り下げてもらったということはありますけれども、申請時においては適切な申請になっているというように感じております。
- 議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。
- 12番（山崎龍太郎君） もちろん審査していですね資産とか見つかったということはそれは当然のことありますので、私が言っている申請のハードルというが、窓口に来ちゃって何かあったので追い返すなんかということのうちはしてないと。あくまでも話を聞くとそういうレベルに立っているということによろしいですね。
- 議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。
- 福祉事務所長（岡本明弘君） 全国で言われているような水際作戦とかいうように言われてますけれども、香美市ではそういうことはないというように思っております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 次へ移ります。

改正案では、申請を希望する人に対して、申請に対して預金通帳のコピーや住居の賃貸契約書のコピーなどの提出がなければ申請書を渡さなかったり、そうなれば申請権がないという誤解も与えかねません。水際作戦の実質的な合法化が図られると考えますが、本市の場合は先ほど来議論された申請権の尊重をなされた事務が行われておりますけれども、この法律が制定された後いかなる事務になっていくのか見解をお願いします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 法改正後のことについてですので、現在は改正案の段階でありますのでなかなかちょっとお答えいたしかねますが、今回の法改正については、基本的にはこれまで規則で行っていたものを法律で規定するというように考えておりますので、必要な書類の添付は必要であるというように考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） だからそこのところですが、実際のところ今までは預金通帳のコピーとか調べたり、それから借り家に住んでたら契約書を持ってきてもらったりは後でやってますよね、実際。それが申請時に必要となったときにどういうことになっていくのかということをお聞きしたいんですわ。まだ案の段階であるけど、これはもう現実味を帯びてますので、所長のほうも調べられると思いますので、その点について再度の答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 現状のところでもお話をさせていただきましたが、申請のときに、そろってないからということではねつけるということは、申請権を侵害するような行為に当たるというように思いますので、申請については受け付けて決定までに書類が整えばオーケーだというように考えます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） そのことを聞いて安心しました。実際どういう通達が来るかわかりませんが、私の認識ではそのときに、申請時にですね、やはりその書類がなかったら受け付けないというふうな記事も目にしたものですので、そうじゃなくてうちはやっぱり申請権を守る立場に立つということですので、そのことは規則から法律に変わるということはランクアップするわけですのでね、そうであってもやはりその部分についてどういう規定がなされるのか、これは解釈の問題になってくると思いますけれども。やはり申請権を最大限尊重するという立場にお立ちであるんやったら、そのことは継承されるということについて再度の答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 同じことですがけれども、あくまでも可能な範囲で提出していただくということにはなっております。これから今後どのような国からの

通知があるのかはちょっとわかりませんが、基本的には現状どおりだというように考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 続きまして、3点目に移ります。

福祉事務所の扶養義務者に対する調査権限の付与、また義務を果たしてないと判断した場合の通知の義務づけは、今まで保護開始の要件とはされていませんでした。今後扶養義務の履行を事実上強いるものとなります。現在でも三親等以内での親族には扶養照会が行われています。申請者が親族に扶養できない旨の確認をとることなどは今まで皆無であると思います。身内のあつれきを生んだ例を耳にしたこともあります。扶養義務者への通知には保護申請に対する萎縮的効果があり、生活保護の捕捉率を2割程度に抑えている大きな要因でもあります。

改正案の第29条では、十分とされる扶養を行わねば扶養義務者は洗いざらい調査されることとなっています。調査の範囲は扶養義務者のこの年金、銀行、信託会社など資産にかかわるものに始まり、勤務先の雇い主にまで及びます。この点どう思うでしょうか。扶養義務者の回答義務を設定したことにより、本人の同意書も不要となり、個人情報保護を理由に回答を拒否できません。拒否すれば過料を課す。無差別平等の原則、必要即応の原則からいっても基本理念、原則が侵されるものとなっております。この点について見解を伺います。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） これも改正後の対応というご質問だと考えますが、扶養照会については現在行っております扶養義務者に対する扶養能力調査はこれまでと同じように行うべきと考えます。ただ、先ほど言われた扶養義務者に対する資産とか不動産類ですよね、そういったことまでは調査は及んでおりませんので、それと、扶養義務者の勤めている会社まで調査は現在はしておりませんので、その辺がどれぐらいの調査権限になるのか、また必須項目なのかちょっとわかりませんが、できる規定ということであればそこまで調査をするということにはならないというように考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 実際まだ案の段階で具体的にその必須規定なのか、できる規定なのかということについて、これ捉え方になってくると思いますが、実際のところはうちの今の事務では、現在はもちろんそういう扶養義務者に対しての資産関係の調査はもちろんしてないことも承知しておりますけども。ただ、これがですね、やはり必ずそこまでせんといかんというようなレベルになったらすごい混乱になるき、私もまずできる規定であろうかというふうには認識しておりますけど、これを以前タレントのことがあってですねマスコミ等にもぎおうたわけですけども、やはりそういう方向にならないようなやはり申請権、それから、扶養義務についても今やっている最低限のレベルが維持できる方向を福祉事務所としてこれからも堅持していくということについてご

答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） どこまでのその法改正なのかはわかりませんが、国の指導も県の指導もちよっとわかりませんが、基本的にはこれまでと同じようなことだというように思っております。2回目のご質問にお答えをさせてもらったんですが、これまで運用というか規則で行っていたものを法律で規定するというように国も言っておりますので、そういうことであればほとんど変わらないのではないかとこのように思っておりますので、また保護者も最近ではふえておりますので、なかなか対応がしづらくなっております。どこまでその調査も拡大していけば可能なのかという事務量の問題もありますので、現在はケースワーカーも手いっぱい状態ですので、これ以上の調査はなかなか福祉事務所としてもできないのではないかとこのように考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 4点目、次に移ります。

最後のセーフティネットとして曲がりなりにも機能してきた生活保護法は、今回の改正にてその役割さえ果たせなくなるのではと危惧している部分もあります。福祉事務所としても今後法改正を受けて通達などが来てから現実味を帯びてくるでしょうが、本日答弁されたことを基本線に置かれて、ある部分肝に銘じてやってもらいたいというふうに思っております。

やはり先ほど所長が言われたように、いや応なしに大変な事務を背負うことになってくると思っていますので、現実問題は私が調べた範囲のことを全て福祉事務所にやれというふうになればですね、大変困難が伴うと思います。

ここで4点目に聞いておきたいのは、まだこれも先ほど来の答弁でいうとあり得ないかもしれませんが少し伺っておきたいのは、現在受給されている方ですね、その方に対しての扶養義務者にも今のところ何年かに一度は状況確認等はされているというふうに思います。その照会において、法改正後先ほど3点目で述べたような調査ですね、扶養義務者に対する資産等の調査、年金を見れるんじゃないかというふうな部分ですわね。そこについてはどうなるのか、現状どおりの推移でよろしいのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、岡本明弘君。

○福祉事務所長（岡本明弘君） 現在は受給の者への訪問時の聞き取りによって扶養義務者のその申請時との変化を聞き取りまして、必要があれば調査することとしております。改正後もできる規定とのことであれば現状と変わらないと考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） それでは、この件に対しては終わりました、続きまして固定資産税の減免についてお尋ねしてまいります。

本質問の趣旨は、納税自体が市民の責務とうたわれている点は守られるべき部分ではあります。しかし、担税能力が薄弱な者に対しての救済措置として、条例等において申

請減免を可能としております。特に固定資産税においては、昨今の不況下、所得状況が芳しくなく滞納に陥る例も少なくはございません。現状のしんどい時期を乗り切るためにも、申請の権利を有する方々には滞納から滞納処分という負のサイクルに入っていないためにも知っていただきたいという前提があつての質問であります。

本市税条例第71条第1項では、第1号から第4号を定め、「該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する」となっています。

そこで、まず最初に伺います。ここ数年における固定資産税における減免申請数と決定数をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） それでは、ここ数年の固定資産税の減免の状況についてお答えします。

平成23年度から平成25年度の3年間における減免総申請数は318件です。そのことによって減免することを決定した件数は315件です。年度別の内訳を言いますと、平成23年度、申請数が107件、決定数も一緒の107件です。平成24年度、申請数が120件、決定数が118件です。それから、平成25年度、今年になりますが、91件の申請に90件の決定を行っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 具体的にお示しをいただきました。新しい税務課長ですので、申告などから市民の収入、所得状況もやっとなつかんでこられた時期かとも思いますけれども。その状況からこの減免申請の数ですわね、実際のところ100件を超したぐらいと、本年度はまだ途中ですので若干数字が少ないというふうに認識しておりますけれども。減免申請の権利を有する方は私はほかにもたくさんおられると思いますけれども、その点についての認識はいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） お答えします。

状況を見てということでしたが、確かに4月以降課税台帳等も見させてもらってます。ただ、その状況の中でどれぐらいの方が減免の対象になるかっていうこと自体については把握をようしておりません。ただ、減免されても通るかもしれない、結局課税台帳に出てるのは収入だけありますので、その他の状況というのは把握できませんので、その状況で見たらそういう方もおられるんじゃないでしょうかと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 先ほど生活保護のことを聞きましたけど、生活保護では捕捉率といいますけれども、実際減免するということの行為はもちろん申請権を行使す

るわけですのでね、実際知らないでたくさんおられるというふうに私は認識しておりますが、実際そういうことを皆さんに知ってもらいたいという意味の私は質問をしているわけです。

ちょっと先ほどの報告の中で3件ほど不認定が出てますね、決定できないと。税条例の第71条の第1項第4号の規定に当てはまらないという認識でよいのでしょうか、その点をお願いします。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） 平成24年度の2件、それから平成25年度の1件は、うちのほうは第4号該当の方の中での不承認というか決定してない事項です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 再度確認。第4号には該当するけれども不承認ということでしょうか。再度確認します。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） 本人が第4号該当という意味合いで出されてきた申請だと思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） ということは、本人はそういう第4号に該当すると思っていたけど、該当しなかったということで不承認ということですね。はい。

それでは、次に移ります。2点目の質問はどうしても私の頭ではわからないので新進気鋭の税務課長に納得させていただきたいという部分もありますので、よろしくをお願いします。

個人の資産は個人に帰属します。ゆえに個人、その資産の所有者に課税していくのが基本であります。だからその個人が収入状況、生活状況等により納税したくてもできないと判断したとき、減免申請という方法もあり得るのです。そこには同居人がいたとしても関係ないと私は考えております。個人の担税能力が問われているわけです。同居人であってもその資産に関しての権利を有していないのも事実であります。

そこで伺いますが、第71条第1項第1号には、「貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産」、第4号には、「前3号のいずれかに類する特別の事情」云々となっております。この公の扶助とは生活保護であります。なぜここに世帯基準が出てくるかという点であります。頭から同居人がいればその人に払ってもらえと言っているのと同じと考えますが、この点についての見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） 言われるとおり、課税については地方税法第343条、それから、市条例第54条の規定により納税義務者に課するということになってますので、そのとおりだと思います。滞納処分についても同様になると思います。ただ、固定資産税の減免については、地方税法第367条で「天災その他特別の事情がある場合に

において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に困り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる」とうたわれております。それによってですので、減免については市町村の裁量ということになってきます。ただし、その範囲は税法にうたわれている範囲内ということになります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） そうですね。おっしゃるとおりです。ただ、そこにやっぱり矛盾があるというのが私の見解ですが、途中までは課税とかそっちの部分にしては課長は言われて、ただ市町村の裁量の固定資産税の減免については公私の扶助と云々ということになってきたわけですが、そこに私は整合性がないというふうに捉えているんですが、上位法があるのでしゃあないと。実際地方税法のことも私が持ってきたやつを読み上げてくれましたので、その点についてはまた聞きますけれども、ちょっと具体的に例を挙げて聞きます。これに矛盾を感じるか感じないかということですのでけれども。

課税された方の収入はゼロ円です。同居人は収入はあるけれども、世帯としては生活保護基準ではないと。生活は同居人の収入でぎりぎりで行っていると。3万円の固定資産税が本人は払えない。個人情報の部分もあります。課税された方がそのまま放置すれば滞納となります。

以前こんな例がございました。固定資産税を滞納している方の同居人の方が、どうしてここまで滞納を放置していたかと、その当時は税務課でしたが、に詰め寄っておりました。私に言ってくれたら払ったのにとということでありました。滞納なんかにはならんがと。しかし、当時の担当課長は個人情報があるのでそのことは言えないということでした。

先ほど言ったように、減免の部分と一緒にできないという部分がありますが、その部分に対してどうしても私は矛盾を感じるんですが、こういうことを受けてもいかなのか、再度の見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） 答えも同じになりますが、結局生活貧困者に対する減免というのは、地方税法によってこういう範囲内で減免をしてよろしいということになっておりますので、それに基づいて香美市も条例を定めております。その条例に基づいて取り扱う基準については生活保護、結局公の扶助というものがベースになってこないと基準がとれません。そのため、生活保護法に基づく判断の基準として世帯を単位とするという形でやっております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） だからそこに世帯基準が入っていることが私は納得できないです。これ以上論戦しても無意味な結果になると思いますけれども。実際個人の状

況で生活保護基準ということが判断できないということですからね、実際。世帯基準ということですね、実際。

ちょっと角度を変えて伺います。公私の私、私の扶助という点についてちょっと伺いますけども。ある町の要綱を見ますと、私の扶助という規定は、公的扶助に準じた扶助を受けている者も対象になり得ると、そういうように書かれておりました。同居人云々という規定はなかったわけですが、先ほど例を挙げた方としたらどうでしょうか。同居人の収入で家計を維持し生活をしている。課税者にとっては公的扶助に準じた扶助を受けているとはならないのか、お尋ねします。別居の親族から援助をしたら、これ私の扶助とかいうふうになりますかね。同居しつちよっても家計を援助しちよったら、私は私の扶助にはならないのかという点も踏まえて答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） 私の扶助っていう部分でのお尋ねですが、生計を別にするとか、世帯が別である者からの親族からの扶助ってというのが通常私の扶助ということになってます。で、同一世帯で生計を一にしている場合には、その形を私の扶助という言い方はしないという本を見たことがあります。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。

本を見たというより総務省の見解がそう書いてますわ、実際は。生計を一にしないということはね。だから私はそのことも踏まえて矛盾があるがですけど。実際先ほど課長が言われた固定資産税の減免ということで、最後のほうに当該市町村の条例の定めるところにより固定資産税の減免をすることができるということで、条例で規定せえということになってますわね。そこに弾力性がないのかということですから、この上位法があって条例を決めているときに。その部分がここまで税法で書いているわけですのでね。その部分はやっぱり無理なのか、その点だけ最後に確認させてください。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） 最終的なお答えとしては無理ですとしか言いようがないんですが。納税者の中でも生活が困窮されて生活費を切り詰めて納税していただいている、それこそ生活保護基準以下の方も多分おいでだと思います。その方との公平性を見るにつけても、やっぱり生活保護基準との見比べというのが判断基準にあるべきだと思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 次へ行こうと思うておりましたけど、ちょっと最後のご答弁が納得いかないのです。

実際のところはですね、食べるもんも切り詰めて税金を払う。それはそうですけれども、その人がもし病気でもされたときには払えなくなりますかね。そういうときにこの一生懸命納税されてる方でもその制度があるということ自体は、そんなに周知もできて

ませんわね。実際のところは毎年減免された方で減免オーケーやった方には翌年送るときにも減免申請書を入れてます。そういうサービスはされているんですけども、その部分の税務行政のサービスの充実ということを私は言いたいがですわ、現実問題。だからそのところにはやっぱり今後我慢して払っている方がおるので、それと公平性ということについてはちょっといかなもんかというふうに思いますので、その点について周知を逆に言ったらしていくのか、減免できるということですね。俗に言う捕捉率はほとんど低いというふうに私は思ってますので。課長がそういうふうに答弁されるのであれば、私はもっとそういう制度もあると、片一方で納税の義務とかさまざまな納税緩和措置がある中で、固定資産税には減免の措置があるんだよということを周知してしかるべきだと思いますけど、その点について再度答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） 減免の周知も確かに必要だと思います。その前の分割納付を含めた徴税の猶予、それについても広報していくべきだろうと思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 3点目終わりました、4点目の老朽住宅除却事業についてお尋ねします。

県住宅耐震化促進事業の中で、平成25年度より老朽住宅除却事業が新設されました。室戸市、東陽町、四万十町、黒潮町が平成25年度から制度導入の運びとなっております。要件としましては、老朽化した住宅の所有者が建設業者に依頼して当該住宅の除去を行うもの。また、緊急輸送道路または避難路に面している、または住宅が立ち並んでいる地域に位置する危険性の高い老朽住宅の除却を行うものとされております。自己負担額は事業費の20%のことであります。

そこでお尋ねします。本市の場合、平成25年度よりコンクリートブロック塀耐震対策事業、非木造住宅耐震化促進事業を実施いたしましたが、本事業は導入に至っておりません。本事業に対する認識はいかがかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 山崎議員の質問にお答えいたします。

本事業につきましては、先ほど議員も申されましたように、高知県が平成25年度より高知県住宅耐震化促進事業補助金のメニューに加えた事業でございます。この補助事業は国の社会資本整備総合交付金の空き家再生等推進事業活用するもので、民間に補助を行う場合、除却工事費の10分の8が補助対象経費となり国が5分の2、県が5分の1、市町村が5分の1を負担する仕組みでございます。補助対象経費の上限は1件当たり160万円となっております、この補助事業を活用することにより200万円までの除却工事であれば住民の方は2割の負担で住宅が除却できることとなります。

さて、この補助事業につきましては、本年の4月やったと思うんですが、開催されました担当者会議で紹介されたものでございまして、新年度の当初予算計上には至ってお

りません。なお、6月補正におきまして、住民のニーズの高い住宅耐震化事業の補助につきまして補正予算を計上させていただいておりますが、まだそこまでの重要性は感じてませんでした。しかしながら、5月に発表されました被害想定等を見ましてですね、非常に今後ですね、この老朽化住宅の除却事業は本市にとっても重要な施策の1つではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） ちょっと1点確認したいんですが、ほか4つの室戸市、東陽町、四万十町、黒潮町がやっているということを言いましたわね私、課長もその認識であると思えますけど。それやのに4月の担当者会議で初めて聞いたと。これは県の会議で聞いたわけですか。

（まちづくり推進課長、今田博明君、自席にてうなずく）

○12番（山崎龍太郎君） ということは、平成25年度4つの町がやっているけれども、本市としては4月の時点で初めてこの情報が入ったということでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 担当者のほうからそう聞いておりますが、海岸線縁のですね市町村におきましては、単独事業でやられておったのではないかというふうに推測いたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 課長のほうで重要という認識も示されましたので、次2点目に移ります。

先ほど要件等を示しましたし、課長からの答弁もございました。本事業の対象となる住宅は私は数多く本市にはあると考えております。事業の効果、必要性はいかに考えるのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。防災対策の面で老朽化家屋の除却は必要だというふうに思っております。本市における木造住宅の耐震化率は、本年4月1日現在で41.6%と推測しておりまして、この数値は県下の平均値、これは県が被害想定のおきに出しましたけれども74%、これと比較しても大幅に低い数字となっております。これは本市が古くから栄えていたことに加え、過疎、高齢化による若者の流出等によりまして住宅の更新が進まなかったこと等が要因ではないかというふうに推測をいたします。今後震災による犠牲者や倒壊家屋、焼失家屋の数を減らしていくためには、住宅の耐震化を向上させることが必要不可欠であろうかと思っております。そのためには住宅の耐震化とあわせ老朽化した家屋の除却を進めることが重要でございます。また、住宅を除却することが新たな住宅の建設にもつながることも期待され、本市の定住人口

増加や産業の振興にもつながるのではないかと期待する部分もございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） おっしゃるとおりだと思います。だから私は平成25年度からやれたらよかったなあというふうな部分もありますけども、実際問題は検討していくと、前向きに検討していくというご答弁であろうというふうに私は考えてますけれども、その点その認識でよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） できれば早く補助制度がつくれればよいと思っておるんですけども、市町村の予算もですね伴うもんでありますし、また新年度の当初予算のほうにですね計上できるように、財政担当課のほうともですね、協議を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） そちらのほうは最低限そういう方向にやってもらいたいというふうに思いますが。実際補正という部分の選択肢ですわね、それはないのかということですよ。国、県の助成もありますし、本市の補正ということもあります。先ほど来言われた、やはり手をつけるに早いにこしたこともないという部分もあります。老朽住宅たくさん町なかにあって、空き家のままであって、何かあったときには危ないという部分がございますので。私の調査では、先ほど言ったコンクリート塀とか非木造の住宅の部分は余り進んでないようにも伺っておりますけれども、そういう部分の振りかえというかね、そういう措置も含めてできないものなのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） コンクリートブロック塀につきましては、既に3件の申請があっております。まだ新年度は始まったばかりですんで、恐らく予算のほうはかなり方執行できるのではないかとというふうに推測をしておるところでございます。

また、この補正予算での対応になりますが、仮に9月補正に計上するとしますと議決が9月下旬、そして、それから住民への周知となりますと年末となってしまいます。それから新規事業で行うということになりますと、この事業そのものの支給が年度内にどれぐらいできるかというところの疑問も残りますんで、できれば住民の周知のことを思いますとやはり新年度当初予算に計上してですね、行政連絡会や自主防災組織の連絡協議会等でですね、ご紹介していくような方法をとらせていただきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 3時50分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 5 年 6 月 2 0 日 木曜日

平成25年第2回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成25年6月12日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月20日木曜日（会期第9日） 午前 9時04分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	小松紀夫	21番	比与森光俊
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	山中俊明	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	高橋由美	上下水道課長	岡本博章
管財課長	柳本隆司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	野島恵一	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成25年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成25年6月20日(木) 午前9時開会

日程第1 一般質問

① 13番 大 岸 眞 弓

② 21番 比与森 光 俊

③ 1番 有 元 和 哉

会議録署名議員

12番、山崎龍太郎君、13番、大岸眞弓君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時04分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。13番、大岸眞弓です。私は住民こそ主人公の立場で一般質問を総括方式で行います。

まず、核兵器廃絶についてです。昨年12月の国連総会におきまして、「核兵器のない世界へ、核兵器廃絶の約束実行の加速」という決議に175という圧倒的多数の国が賛成し、採択されました。反対したのは6カ国でした。核兵器のない平和な世界は今、人類共通の願いであるだけでなく克服し得る課題となってきています。ところが、日本政府は4月24日、スイスのジュネーブで行われた核不拡散条約（NPT）再検討会議で提出された核兵器の非人道性を指摘した共同声明に賛同しなかったと報じられました。このことに関連してお聞きいたします。

まず、1点目です。日本から出席しました天野軍縮大使は、述べました国連での非人道性に関する共同声明の中で、「いかなる状況下でも核兵器が二度と使われないようにすることは人類生存の利益」、この文の中の「いかなる状況下でも」、この部分を削除するように求めた上聞き入れられなかったのが、日本の安全政策と現時点では一致しないとして賛同しませんでした。共同声明に日本政府が賛同しなかったことについて、被爆者団体や平和団体から抗議の声が起きています。また、原爆投下されました長崎市では、8月9日の平和記念式典で市長が読み上げる平和宣言案において、日本政府の態度を核兵器使用の正当性を訴えてさえいるように見えたと言っています。

そこで、お聞きいたします。日本政府のこのようなスタンス、態度は、核兵器廃絶を願う国際世論に逆行するものと思いますが、市長の見解をお聞きいたします。できましたら、香美市にも被爆者の方がいらっしゃいます。そのことを念頭に置いてのご答弁であればありがたいと思います。

次に②です。2010年8月に国連事務総長として初めて広島を訪れた潘基文氏は、核兵器をなくすことはもはや夢でなく常識であり行動すべきときだと呼びかけました。そして、被爆75年の2020年には、被爆者の皆さんと一緒に核兵器の終わりを祝おうと訴えました。2015年春にはその目標への到達を問う次のNPT再検討会議が開かれます。国際的な世論の流れに同調し、核兵器廃絶を現実のものとして引き寄せるため、今一人一人の市民が行動すべきときではないでしょうか。平和市長会議に加盟しておられる市長として、市民にメッセージを発信していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

次に③です。尖閣諸島をめぐる問題や北朝鮮のロケット発射などの挑発行為、また国連国だけでなく国連からも改めるように勧告を受けた日本政府の異常な歴史認識などで、周辺国とは現在緊張関係にあります。もし、こうした事態が続き緊張がさらにエスカレートすれば、武力行使にとどまらず核兵器使用の危険さえ現実のものになってしまうのではないのでしょうか。元防衛長官の石破 茂氏は、2011年8月に報道ステーションというテレビ番組の中で、核と原発についてこのように述べております。

「原発をなくすべきということを目指し、やり方については賛成しない。原子力発電というのがそもそも原子力潜水艦から始まったものなので。日本以外の全ての国は原子力政策というのは核政策とセットなわけですね。けれど日本は核を持つべきだと私は思っていない。しかし、同時に日本は核をつくろうと思えばいつでもつくれる。1年以内につくれる。それは1つの抑止力であるので放棄すべきとは思わない。なぜなら、日本の周りはロシア、中国、北朝鮮、アメリカなどの核保有国があり、全ての国が弾道ミサイルを持っていることを忘れるべきでない」このような発言をしております。

日本政府は今この立場にありますので、国連の共同声明のいかなる場合も核は使わない声明に賛同いたしません。しかし、原爆、原発と核の被害を3度まで受けた国が、各抑止論や日米安保に基づく核の傘論にしがみついているのでしょうか。それは周辺国の核開発や挑発行為に口実を与えるだけであり、核兵器廃絶からますます遠ざかる道です。私は今周辺国との緊張を考えたとき、アジアに広がるASEAN共同体のTAC（東南アジア友好協力条約）の存在に注目します。

お手元に資料をお配りしていると思いますのでごらんになってください。資料13番、大岸と名前のある、こちらのほうを今から説明をいたします（資料を示しながら説明）。

ASEANが創立されましたのは1967年、ベトナム戦争のさなかでした。当時は各国間で民族紛争や領土紛争が絶えず、対立と紛争から抜け出すために東南アジア5カ国による共同体ができました。その上のますの中の一番小さな囲みのASEAN諸国というのがありますがここにあります。最初はインドネシア、タイ、シンガポール、フィリピン、マレーシアでしたが、資料にありますようにその後10カ国になっています。今この10カ国が文字どおり運転役を務めております。そして、1976年にはASEANの基本条約であるTACが確認されました。資料にありますように、これはTACのその基本条約ですが、内容というのがありますのでそこを見ていただきたいのですが。どういう取り決めをしておるかといいますと、締約国の国民間の永久の平和、友好、協力を促進する。そして、全ての国の独立、主権、平等、領土保全、主体性の相互尊重。国内問題への相互不干渉。紛争の平和的手段による解決。武力による威嚇と武力行使の放棄。東南アジアの平和な共同体の基礎を強化。このような条約をつくりました。そして、各国がこれを確認をして今そのように行動している地域があるわけですが、このTACの加入国として条約の内容を認めてありますのがそのASEANプラス42カ国、この中には日本も中国も韓国も入っておりますし、北朝鮮もアメリカ、そしてヨーロッ

パ連合も入っております。42カ国にまで広がりが出てきているところです。この条約は東南アジアにおきまして現在も紛争を戦争にしない平和外交に役立てられております。

そこでお聞きをいたします。核には核をもってという核抑止論や軍事同盟頼みの物理的対応でなく、日本も加入するT A Cに同調し、紛争を平和的に解決する道に進むべきときではないでしょうか。

次に④です。庁舎の県道に面した植え込みの非核平和都市宣言のポールが半分隠れております。周囲の植え込みを剪定するなどの整備はできるでしょうか、お聞きをしまして次の質問に移ります。

T P P参加問題です。3月議会の閉会の挨拶に当たり、市長はT P P交渉参加問題で懸念を表明されました。また、せんだっての行政連絡会でも質問が出され、市民の方も心配されている様子です。T P P交渉問題は安倍政権になって事態が急迫しており、質問に取り上げるものです。

6月1日付の日本農業新聞によると、安倍首相はT P P交渉参加問題はもう議論は十分だ。行動あるのみと述べたと報道しています。しかし、国民の意識とは乖離があるのではないのでしょうか。守るべきものは守ると言っていますが、それはどうでしょうか。

資料の裏側をごらんください。T P Pに関するものをつけてあります。この資料下段のT P P交渉の流れを示したフローシートをごらんください（資料を示しながら説明）。現在の時点の日付から言いますと、公聴会とか意見募集とかの段階かなと思うんですけども、これに関しまして日本農業新聞によりますと、米議会の承認を得る手続には90日かかり、米国が日本のT P P交渉参加を最終的に認めるのは米国時間で7月23日になる。7月中旬から下旬に開かれる予定のT P P交渉の会合に日本がどこまで参加できるかは不透明だ。T P P交渉では正式に交渉に参加しないと交渉の条文を入手できない。さらにおくれて交渉に参加した国は既にまとまった条約や方針を覆すことができないとなっております。そして、この上の表でありますけれども、これはアメリカの公聴会で日本のT P P参加で出ました業界団体や議員の主な意見を取りまとめたものです。日本側にさまざまな譲歩を迫る内容となっております。例えば上から3段目のモンタナ・ファームビューロによりますと、日本が30カ月齢の輸入制限の緩和に取り組めば、日本が交渉に対して誠実だという指標になるのでは。月齢の規制緩和に関する発言ですね。これは日本ではもう既に取り入れられまして、全頭検査はしないとかいうふうな報道も高知県においてもあったんですけども。そして、その次の米国乳製品の輸出協議会、この下のほうを見ますと、日本が聖域としている乳製品とほかの4品目も含めて全てが交渉対象に含まれることを期待する。このような要求が次々と突きつけられているわけです。

T P P交渉は既に3年間で17回の会合が行われ、8割がもう合意をされております。日本はこれまでの参加11カ国の合意を一言も交渉に参加したとしても合意を変更することができません。それで実質2日間の交渉で何が守られるのでしょうか。大変危惧する

ところでは。

そこでお聞きをいたします。議論どころかほとんど情報開示もない中で、首相は交渉参加に前のめりの姿勢を示していますが、現時点での政府の動きに対する市長の見解をお聞きいたします。

次に②です。T P P 交渉に参加した場合の影響について、国レベル、県レベルでは試算が公表されておりますが、本市の農林業、畜産、園芸作物等への影響を試算されているのでしょうか、お聞きをいたします。

次に③です。T P P 交渉参加については、J A だけでなく医師会初め多くの国民が反対し、依然根強い批判があります。これに対し政府は農業、農村の所得を10年間で倍増させることや、食料自給力の向上などを政策化することを発表しました。その具体的な方策としては、農業を成長産業に位置づけ、農地を広げ生産コストを下げるなどというものですが、実現を疑問視する声が上がっています。また、農家が求めているのは所得倍増のような絵に描いた餅でなく、農業を続けるための現実的な政策なのだという就農者の声が新聞紙上に掲載されました。

そこでお聞きします。農業所得を安定させ、後継者のできる農家をふやし、環境保全にもつなげていく、食の安全も守るといふ農業を展望すればT P P 交渉からは脱退し、食料自給率の向上を目指すことこそ求められる政策ではないのでしょうか。市長の見解をお伺いするものです。

T P P 交渉関係は以上です。

次に、敬老会についてお聞きいたします。平成25年度の行政連絡会が4月27日に行われ、市内の自治会長さんらと意見交換、またそれぞれの地域の要望などが出されておりました。この年1回の行政連絡会で敬老会のあり方についていつも意見が出されることを市はどういうふうにとめておられるのでしょうか。特に地域の高齢者の中で対象者であっても自治会に入っていないなどの理由で参加できない高齢者へ、何らかの配慮を求める声が多く聞かれます。

そこで以下についてお聞きをいたします。まず、1点目です。敬老会の意義と目的をどのように捉えておられますか。

次に2点目です。敬老会の現在の方式と市の主催で行われていたころとの実績額の比較を伺います。わかる範囲で結構です。

次に3点目です。現在の方式は補助事業の位置づけですか、委託事業の位置づけですか、お聞きをいたします。

次に4点目です。自治会主催となったため、自治会を脱退した高齢者や会場に足を運ぶことのできない高齢者は補助金の対象にならず、自治会長さんや地域ボランティアの方々は悩んでおられます。ある自治会では、自治会費を払ってもいない人にまでお祝いをする必要があるのかという声があります。これは自治会費を払っている方々への気遣いがあるようです。なぜなら、参加していない対象者の分は自治会費からの持ち出しに

なるからです。高齢者が自治会を脱退する理由は、もう高齢になって地域の道づくりなどに参加することができない、地域のお役に立てない、世話をかけるだけなので心苦しいから脱退するという者が多く、また少ない年金で病院代もかかるし自治会費を出すゆとりがない、こうした声も実際にございます。

以上のことからお聞きします。それまでは地域に貢献した方でも、敬老の日に祝う対象から外される、地域の支え合いが前進することを期待して行われている事業が、逆に高齢者と地域を分断している。善意の自治会長さんらを悩ませている。また、全く敬老会を開けない地域も現在あり地域格差も生んでいます。これは決して望ましい形ではないと思いますがいかがでしょうか。改善策を検討するように求めます。

最後に、土砂災害への対応についてお聞きします。

市内のある地域で、民家ですが大規模な土砂災害がありました。現在市の担当課において復旧に向けた対応がされているところです。ちょうど雨季に入ったことや当該地の地形等から、困難で長期にわたる工事が予想されます。このことにかかわり以下の点をお聞きいたします。

①です。ここは家の建物自体は残っています。これ以上2次被害とか何もなければ、住まいしながら復旧工事を進めることは可能と思われれます。しかし、庭半分が塀ともりがけ崩れし犬走りなどにもひびが入っている状況で、1つは高齢者の家族がいらっしゃること、また大雨が降ればさらに崩れるかもしれないこと、崩れやすい土質であることなどを考えたら、とても危険でそこに寝泊まりする気にはなれません。市の担当者も「気をつけていて、自分の命は自分たちで守ってください」と言いおいていかれたとのことで、工事が済むまでどこかで仮住まいをしたいと考えました。工期が短ければ公民館を借りてということも考えられますが、4カ月、場合によっては5カ月ぐらいの仮住まいになりそうです。

そこでお聞きします。こんなとき市営住宅を暫定的に借りることは不可能でしょうか。この質問に関しましては、昨日も同僚議員から火災に遭われた方の場合の質問がございました。公募をして市の公平性を保つためというふうなご答弁でありましたけれども、しかし、条例は公募を行わず入居させることができるとありまして、けどこういうことをやっておりますと一月ぐらいすぐにたってしまう。そして、滅失というのも掲げられておりますが、今回質問に掲げましたその災害による滅失ではなくても、家が残っているから大丈夫とは今断定できない中で、危険から自発的に自分や高齢の家族を守りたいと考える方へ柔軟対応というのは考えられないものでしょうか。条例はそのようになっておりますけれども、規則、要綱、使用規定などで対応するとかですね、そういうそれも迅速な対応が必要となってきますので、そういうふうに対応が条例に関してはできないものかお聞きをするものです。

次に②です。災害や火災などで仮であれ新たにであれ、急に住宅が必要になったという事例はこれからも発生すると思われれます。そして、必要度合いや生活態様は実にさま

ざまです。この不測の事態への住宅対策として、物部町にあるこづみのような施設がほかにもあればと思いますが、設置の検討はできないでしょうか、お聞きをいたします。

次に③です。土砂災害の質問ですけれども、個人情報保護の気遣いから個人名は控えますが、場所は逆川地域でございます。ここは私の知る限りでもここ数カ月の間に3カ所の大規模ながけ崩れがありました。1カ所は田んぼ、そして1カ所は民家の裏などです。この個人のお宅の場合もちょっと見にいきましたときに、向かいの田んぼにもブルーシートがかけられておりました。山の力が落ちてきているのか、従来からこの地域がそうなのか、常に土砂災害と隣り合わせのということであれば、少量の雨でも特別な注意喚起が必要となってきます。地質学的な見地から調査する必要があるのではないのでしょうか、お聞きをいたします。

次に④です。本市にはたくさんの土砂災害危険地域があります。全ての危険区域が当該する住民の方々に十分周知されているでしょうか。山間地に住まいされる方は山のことなどは詳しいと思いますが、知っていても緊急時の対応はどう行動すればよいか、要援護者の方はどうするのか、特に自主防災組織の立ち上がっていないところなどへの注意喚起はどのようにされるでしょうか、お聞きをいたします。

次に⑤です。以前は毎年梅雨入り前に地域と連絡をとり合ってパトロールが巡回しておりました。今も継続をされておりますでしょうか。

以上お聞きをいたしまして、私の1回目の質問といたします。ご答弁をよろしく願います。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） おはようございます。大岸議員のご質問にお答えをいたします。まず、核廃絶に向けてというご質問でございますが、この中の①番、②番、③番、そして、TPPの①番について私のほうからご答弁をさせていただきたいと思っております。

1番目の天野軍縮大使の今回のいわゆる安保政策と一致しないため、この核廃絶に向けての核使用に賛同しないということの署名しなかったということについてでございますが、大変大きなテーマであり、また国の1つの方向性の中でこうしたことが行われたというふうなことでございますし、また私勉強不足でございますが大変意に沿うような答弁ができないかもしれませんが、お許しをさせていただきたいと思っております。しかし、いかような理由があれば核廃絶ということにつきましては、一国民一人として私はこの方向性は同じだと、核廃絶をやはり求めることについては、当然いかなる理由があってもそのことについては私は大岸議員の話の中で一致するものがあると思っております。

このことについてインターネットで少し調べさせていただきました。日本が賛同しなかった背景ということではいろいろ理由があるわけですが。質問にもございましたが、いかなる状況でも使用をしないという点が日本の安全保障政策と相入れないということが1つの理由のようでございますけれども、しかし、先ほど言いましたように、被爆国日本としてはやはりこの核廃絶というものは究極の目標であり、やはりそれを追求するのが

日本国民であろうというふうに私は認識をするものでございます。

また、2番目の核廃絶を現実のものとするために、本市としての市民にメッセージをということでご質問をいただいておりますが、この点につきましては、先ほども質問の中にもございました本市は平成18年6月1日に日本非核宣言自治体協議会に加入をしております。また、平成22年1月1日には平和市長会議の加盟の認定も受けております。こうしたことから、昨年8月1日でもございましたか平和市長会議加盟都市5000突破記念原発ポスター展を本市のホールで行いました。8月1日から8月31日まで市役所また学校、公民館等で行ったわけでございます。昨年の8月に約300人ぐらいがこのポスター展もごらんをいただいたということで、具体的にそうした取り組みもしておりますし、また、今後も機会があればそうしたことにも取り組んで、やはり地方からもこの核についての廃絶に向けてのやはり運動は起こしていくべき大変大事なことだというふうに思っております。

また、尖閣諸島の問題、また北朝鮮の問題につきましても、おっしゃるとおり核抑止力とか、また軍事同盟だけでなく紛争というものを平和的に解決するということは大変大事でございます。ただ、歴史的なものもあるわけでもございまして、双方なかなか譲らない部分もあるわけでもございますけれども、平和的に解決することにこれはこうしたことはございませぬので、やはりそのことを追求することは大変大事だというふうに思っております。

それと、TPPについてでございますが、これは従来から私の個人的な立場も含めてかもしれませんが、これはあくまで反対という立場は私は持っております。以前にも言ったかもしれませんが、日本の国の農業のこの形からして、本当に世界とのこのTPPの中で日本の農業が健全に営まれていけるのかという不安を持っております。以前にも申し上げたことがあるかと思いますが、中山間地域の多いこの日本で農業が行われている中で、本当に国土保全であるとか、さまざまな環境保全であるとか、さまざまな多面的な機能を有しておる農業の崩壊につながりはしないのかということを中心に心配をするものでありまして、私自身このTPP交渉については、いかなる理由があれ反対であるということは常に私自身そういうふうな考えは変わっておりません。

先日の高知新聞にも出ておりました、成長戦略の中でもTPPの影響を考慮せずというふうな形でも出ておりましたが、さまざまな見地からいろいろな意見があろうかと思いますが、先ほど言いましたように私自身この国の農業の形からして、今このTPPに加盟するべきものではないということを私は考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） おはようございます。大岸議員のご質問にお答えします。

庁舎の植え込みにある非核平和都市宣言ポール周りの整備をというご質問ですが、新たに非核平和都市ポール周りの整備については考えていません。ただし、現在の状態を

見ますと、花壇の植木が大きくなりポールが見づらくなっておりますので、植木の管理等を行い見やすい状態に整備いたします。

続きまして、土砂災害への対応につきましてですが、市営住宅は住宅に困窮する低額所得者に供給される住宅であり、これらの入居資格を有する方に市営住宅への入居の機会を公平に確保するため、募集方法は公募を原則としています。一方、災害の発生により住居を失った者を罹災者救済の観点から、公募によらず入居できる旨を規定しています。

ご質問の住宅が滅失により家にいることが不可能な場合であり、入居資格を満たしていれば入居することは可能と思われれます。なお、被災者に該当するか否かの判定は罹災証明等により行うものと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） 大岸議員のＴＰＰの関連で②、③について答弁をさせていただきます。

まず、②のほうでございますけれども、市としての試算は行ってはおりません。単独での試算は行っておりません。高知県のほうでは大岸議員のほうからお話のありました試算が行われております。これは２０１３年、今年の３月でございますけれどもそちらのほうと、もう１つ別個にうちのほうで入手しております影響額についてご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、高知県のほうで今年３月にこのＴＰＰによって県内への影響ということで、農業産出額９５８億円の１３．４％に当たる１２８億８，０００万円が減少するものと試算をされております。また、この中ですね内訳でございますけれども、やはり米が最も影響を受けると。これが現在１２５億円の産出額から７０億円減少すると予測されております。また、牛肉につきましては、６億６，０００万円の減少、これは産出額が１２億円でございますので５０％以上の減少と。かんきつ類は５億９，０００万円、約６億円の減少と試算をされております。また、これに加えまして林業の産出額が２，５００万円、また水産物については２９億円と、それぞれが減少すると見込まれております。

これと別個にですね、昨年２０１２年の７月でございますけれども、高知大学のほうで大学院生及び教授のほうから「ＴＰＰ参加が高知県経済に与える影響評価」というふうな論文が出ております。その中では、なお県の部分よりもっと踏み込みまして、農業の分野プラス農業サービスの分野まで当然影響がいくだろうというようなものを加えまして、なおかつ、この県内を７地域に分けまして香美市が属する物部川地域をご紹介いたします。

物部川地域におきます南国市、香南市、香美市３市でございますけれども、農業の分野につきましてはトータル２９億円というふうな試算が出ております。なお、こちらのほうで先ほどお話ししましたように県下全域では農業サービス分野も含まれますので、先

ほど県のほうは128億円というふうな試算でございましたが、この論文の場合ですと185億円、県内全域ではですねこういうふうな影響が出るであろうというふうな試算が行われておることを紹介をいたしておきたいと思えます。

次に③でございます。いわゆるその食料自給率の向上と、またTPP交渉参加をやめということでございます。先ほど市長のほうからも答弁ありましたように、国の施策でございますので、ここで私の考えはあくまで反対というふうな形での前提で答弁をさせていただきたいと思えます。なお、この答弁につきましては、4月の行政連絡会で答弁をさせていただいた内容と重複する部分がありますのでご容赦いただきたいと思えます。

いわゆる農林水産分野の重要5品目、いわゆる米、麦、牛肉、豚肉、それから乳製品、それから甘味資源作物等、この重要品目は除外すると。また、段階的な関税撤廃も含め認めないということを前提としてTPPは交渉をしていくと。これが認められない場合は撤退もあり得るというふうな前提で、現在まだ政府のほうはそれ以上に踏み込んでいないところで説明をしておるところですけれども。既に事前交渉の中ではアメリカのほうから段階的な関税撤廃を条件の1つというふうな形で行われたり、先ほど大岸議員のほうからご紹介のありましたように、アメリカ国内の議会でもさまざまな論議がプラスアルファというふうな形でされておると。また、別途ニュージーランド等の先行交渉国からは原則100%関税を撤廃するというふうな、いわゆる高いレベルでの自由化目標が設定をされている非常に厳しい内容と、日本にとっては非常に厳しい内容となっていると予測はされます。

また他方、国内におきましてもその自動車産業とそういう製造業等では、この関税の撤廃によるメリットというものが歓迎されているというようなことはご承知のとおりでございますけれども、第1次産業を主産業といたします高知県、また特にこの香美市におきましては、この重要5品目の除外することによって地域の農業が守られるメリットというのをはかり知れないものがあると。先ほどお話ししました物部川流域、南国市、香南市におきましては、製造業が非常に盛んな地域で多くの大きな工場もあります。それによって相対的にはこの地域でのTPPによる影響はプラスになると試算をされておりますけれども、香美市におきましては主産業が第1次産業でございますので、全く逆のものになると考えております。

常々国に対しましては市議会を初めといたしまして市から、またさまざまな農業団体、JAを初めますさまざまな団体からの反対署名など提出をされておるところでございますけれども、来月7月には参加が予定をされておりました、TPPへの交渉参加ということでございますけれども、このTPP自体がいわゆる自由貿易協定FTAのような形に変質をしない限り、この農業重要品目を例外扱いするということは非常に現実味が乏しいのではないかと予測されております。今後、先ほど大岸議員のご質問にもありましたように、非常に厳しい中での交渉を強いられるものと推測をされております。当然食料自給力の向上、さまざまな施策を打ちますよということではございますけれども、そ

の施策、新たな施策も含めましてですね、今後国のほうから示されますものに注目をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。おはようございます。大岸議員のご質問にお答えいたします。

まず、敬老会についてでございますが、敬老会につきましましてはまず1点目の目的と意義ということでございます。目的につきましましては、要綱にも記載しておりますが老人福祉の向上、地域コミュニティーの推進に資することを目的としてお願いをいたしております。また、意義につきましましては、敬老会を開催していただきますことにより地域の高齢者を知っていただき、また日ごろの見守り、防災などの面にも役立てていただけることができるものというふうに思っております。

実績額の推移ですが、済みません。1年間しかちょっと資料が残っておりませんで、合併前平成17年度は実績額千円単位でとめさせていただきます。557万3,000円となっています。合併後平成22年度からの3年間でございますが、平成22年度は294万9,000円、それから平成23年度が287万8,000円、平成24年度が292万5,000円ということです。

それから、3点目の位置づけということでございますが、補助金の交付要綱で開催経費の一部を補助するというにいたしておりますので、補助という位置づけということになります。

それから、地域を分断することになっているが改善策をとということですが、この補助につきましましては敬老会に参加された方、個人への補助ということではございません。敬老会を開催していただいた自治会に対しまして出席された人数に応じて補助ということで、出席された人数が補助金の算定基礎ということになっております。補助する1つの基準としてこういう形態をとらせていただいております。

なお、自治会に入っていない方につきましても、お誘いしていただき参加していただきますと補助の人数とはなりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。1,500円の補助等では開催経費には足りない面もあろうかと思ひますが、そんな中で会場に来れない方につきましてもそれぞれ自治会で工夫してお祝ひ等をされている自治会もありますので、ご理解をお願ひしたいというふうに思ひます。

それから、土砂災害の対応についての2点目のこづみのような施設の設置の検討ができないかということでございます。現在こづみの居住施設の利用につきましましては、高齢のため独立して生活することに不安のある者のほか市長が利用を承認した者として、不慮な火災また災害などに遭った場合の一時的な居住先として利用していただいております。

本年になりましてからも火災がありまして相談に備えていましたが、現在入居までに

は至っていないところです。なお、昨年災害の経験をもとにしまして緊急の入居に備えて当面の生活用品として6人分の布団、鍋等もそろえておりまして、緊急の入居に対応できるようにしておりますので…。

(13番、大岸眞弓君、自席から「もう一度、こづみですか」と発言する)

○健康介護支援課長(几内一秀君) こづみ。はい。

(13番、大岸眞弓君、自席から「一時的なこと」と発言する)

○健康介護支援課長(几内一秀君) はい。一時的な入居が…。

(13番、大岸眞弓君、自席から「ちょっとわかりにくいですね」と発言する)

○健康介護支援課長(几内一秀君) そうですか。はい。一時的な居住先と利用してもらっております。本年になってからも火災がありまして相談に備えておりましたが、入居までに至っていないのが今のところ現状です。昨年の経験をもとにしまして、こづみのほうに昨年災害で緊急の入所がありましたが、その経験をもとにしまして、そういう場合に備えまして当面の生活用品の布団、鍋等を6人分購入をいたしまして備えております。ぜひこちらのほうを利用していただけたらというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長(西村芳成君) 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長(宮地和彦君) 大岸眞弓議員の土砂災害の対応について調査の必要性の視点、お答えをさせていただきます。また、個人情報へのご配慮ありがとうございます。地域を特定をされましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。

昨年の9月議会で物部地区の危険箇所等の説明をさせていただきました。土佐山田地区においてもたくさんの指定箇所が位置づけをされております。該当の逆川地区も大きな地すべり危険箇所、そして、約20カ所の急傾斜地崩壊危険箇所、そして、8カ所の土石流危険流域指定がされております。人家の対応につきましては、県事業や市事業により急傾斜対策やがけ崩れ住家防災対策事業により申請事務を対応しています。頻発の状況から、要件等整えば調査も含む全体対策等可能と思われまますので、個人で要望をされますとその調査はできませんので、地域として要望していただきたらと思っております。

以上です。

○議長(西村芳成君) まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長(今田博明君) 大岸眞弓議員の土砂災害の対応につきまして、4番目、5番目の質問にお答えをいたします。

まず、4番目の危険区域の注意喚起でございますが、本市の土砂災害危険区域は、急傾斜地崩壊危険箇所753カ所、地すべり危険箇所46カ所、土石流危険流域158カ所等の計1,479カ所が指定されております。これらの箇所の周知につきましては、平成22年度に防災マップとして作成し全戸配布を行っております。その他、地域や小学校の防災学習会での説明や来庁された方への説明及び配付等、周知に努めておるとこ

ろでございます。今後は防災マップを新しい情報に更新し、前回同様配布を検討をしたいというふうに考えております。また、その場合、地区集会所等にも掲示をしていただけるよう自治会長等にもお願いしていききたいというふうに考えております。昨年度につきましては自主防災組織連絡協議会におきまして、また本年度につきましては自治会長会におきまして土砂災害に関する講演を行いました。機会があればこのような取り組みも継続していききたいというふうに考えております。

また、ご質問の中の自主防災組織の立ち上がってないところへの注意喚起でございますが、香美市としましても現在自主防災組織の立ち上げを支援しておるところでございます。そのようなところにつきましては自主防災組織を立ち上げていただけるよう、今後も支援を続けていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

済みません。もう1点ございました。5番目の雨季を控えてのパトロールについてでございます。

危険箇所の巡視パトロールにつきましては、平成20年度までは国、県、警察、消防団等関係機関、地元住民で巡回をしておりましたが、平成21年度よりは地区長名で巡視要望があった箇所について、まず市関係課で事前調査を実施し、その内容により国、県等の関係機関への巡視を要請することとしております。地すべりや土砂崩れの兆候が見られた場合は、市民の皆様にはすぐにご連絡をいただきたいというふうに考えております。

危険箇所巡視パトロールを現在実施していない理由としましては、従前パトロールの箇所の要望をとり現地パトロールを実施したものの、そのほとんどが排水路の改修や人家に影響のない通常の災害復旧要望であったことによるものでございます。この場合、通常の要望書の提出による対応が迅速な処理が可能なおことから、パトロールの実施まで必要がないと判断したことによるものでございます。

また、現在のところ地すべり等による継続的な巡視が必要とされている箇所はないというふうに認識しておりますが、今後におきまして定期的な巡視を必要とする箇所が出た場合は、各機関に協力を依頼しまして巡視活動を再開し、問題解決に向けた協議の場を設けたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸です。2回目の質問を行います。

それぞれにご答弁をいただきました。核廃絶の問題につきましては、市長からいかなる状況があっても核廃絶は果たしていかなければいけないといえますか、それを求めていかなければならないというふうなご答弁だったかと思えます。

これはこの署名をしなかったことについて、やはり世界のその非核平和に向けて運動している方々の間に失望が広がったということで、そうなりますと日本がどういうふう

に受けとめられるかという問題も起こってまいります。本当に、それからまた核兵器を何があってもなくす、どんな状況下でもなくしていかなければならないというのがもう世界の趨勢になっておりまして、市長がご答弁いただきましたとおり、いかなる状況下でも本当に二度と核兵器が使われることがあってはならないというのは私たち市民も発信し続けていかなければならないと感じているところであります。

市長におかれましては、昨日次期はもう出馬をされないということを表明されましたが、私は市長のこれまでのご労苦に対しまして、また住民福祉の向上に真摯に取り組んでいただきましたことに関しまして感謝を申し上げますけれども、ぜひこの市長の核兵器は廃絶されなければならない、平和は守っていかなければならない、この思いは次の市長にも引き継いでいただきたいと考えているところでございます。

それで、市長のご答弁の中にごございました昨年その8月1日に署名が5,000名を突破したという記念のポスター展を香美市の1階の庁舎で行ったところでございますが、今年も開かれますでしょうか。もし、今年も継続してあるようでしたら、そのパネルの横に市長の今のきょうご答弁くださいましたようなことをパネルにして一緒に展示をしていただけたらと思います。そこに市長のメッセージを掲げることで、なお一層呼びかけていただけたらどうでしょうか。その点を再度お伺いをいたします。

核廃絶というのは本当に壮大なテーマでして、全市民的にこれがいつも話題になるかといったらそんなことではございませんけれども、私はもうあえてここで質問にきょう取り上げましたのは、その非人道性に関する共同声明「いかなる状況下でも」が安保政策と一致しないということで署名をしなかったと、日本政府がそういう態度をとったということが1つと。それから、現在の国際的な流れはですね、国連総会の会場の入り口に3メートルほどのプラスチックのタワーが2つ立っているそうです。ここには何が入っているかといいますと、広島、長崎を初め世界中の都市の市町村長さんたちでつくる平和市長会議やその運動が街頭や平和行進で集めた核兵器廃絶を求める署名の山が国連の入り口に積まれていると。こうしたその動き、市民一人一人の動きが世界の趨勢になって動いている。市民がこれを動かしているというふうに私は感じましたので、平和市長会議に加盟している市長、そして、非核平和都市宣言の決議を議会も行っておりますので、香美市の皆さんにもやはり一人一人認識をしていただきたいと思ってこの質問を掲げました。市長のご答弁、本当にありがとうございます。

そして、T P Pの問題ですけれども、課長も市長も本当に強く反対というふうに力強いご答弁をいただきました。私は市長のご答弁を聞いておりまして、農業者としてのやはり勘は、このT P P交渉参加したら大変なことになる、ここが基本になっているんじゃないかというふうに聞きながら思っております。

そして、本市農業への影響、それから、本市は林業への影響も大きいといいますか林業はもう既に関税撤廃をされて、今のような木材をどうやって使うかという大変悩ましい状況になっておりますけれども、本当に深刻な影響があるだろうと。これにはもう何

としても反対をしていかなければならないと私も改めて思いを強くいたしました。農業だけではなくて、医療も大変なことになるんですね。多分このTPPの交渉参加に向けての地盤づくりかと思えますけれども、インターネットで薬の販売が自由になった。これなどもTPP交渉参加に向けた準備かと思えます。それから生命保険、かんぽ、ゆうちょのほうでありますけれども、それががんの保険への参入はもうやめたと。これはアメリカの保険会社への気兼ねといいますかね、TPP交渉参加の多分事前協議の中で出てきたものと思われませんが。こうしたことを考えますと、もう日本の経済のあり方、公共調達にも入ってくるそうですので、香美市の公共事業の発注などを行いましたときに基準の額を超えると、ここにも外国企業が参入してきて安いアジアからの労働者を連れてきてというふうな、もう本当に惨たんたる状況が目に見えてくるわけですね。

こうしたことを考えましたときに、私はこの問題は香美市を挙げて反対すべき問題ではないかと思えます。また、いろんなこれの対策を課長は期待したいというふうにおっしゃったわけでございます。ただ、ほとんど私は、この農業に株式会社を参入させて効率を図って輸出も行っていくというふうなことが、農業の所得を倍加するというふうなことを、5割ふやすかと言っておりますけれども、その農産物をそんなに日本の地形で広い農地ができるかという疑問もあるんですけれども、TPP交渉を推進する国の発想というのは農産物を工業製品のように捉えます。それで、利潤追求のためには食の安全性などは顧みません。日本はその食の安全性確保のため生産地や生産者まで表示して、消費者との信頼関係という付加価値を売っています。また、添加物、遺伝子組み換え表示なども細かく決められています。これをことごとく壊してですね、株式会社を参入させてということは本当に日本の農地の1,000倍も1,500倍もある国を相手取ってやってくれるのでしょうか。この対策を私は眉唾物であるというふうに思っております。国のとるさまざまな対策に関してのご見解を再度お聞きしてもよろしいでしょうか。

敬老会の問題でございます。今目的と意義につきましては老人福祉の向上、地域コミュニティというふうにおっしゃいました。ちょっと違うんじゃないでしょうか。地域コミュニティは結構なんですけど、それは結果として出てくるものであります。この自治会長会で入ってありました資料の中に地区敬老会の補助についてのお知らせというのがありますが、その文章によりますと9月15日から21日まで老人福祉法で老人週間と定められていると。香美市ではだからその老人週間に敬老会を行うんだけれども、行うというよりは行ってほしいので、自治会はぜひ補助金を受けてやってくださいということでございます。この呼びかけ文を見る限りは敬老会の開催の主眼が地域の結びつきの増進に収れんされているように見えます。

ところで、その老人福祉法にあります老人週間の意味というのがですね、ちょっとネットで引いてみましたが、その基本的理念というのは第2条で「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」。そ

して、第4条にですね、「国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する」、責務があるわけですね。そして第5条で「国民の間に広く老人の福祉について関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける」。第3項に「国は、老人の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、老人週間において老人の団体その他の者によってその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない」、老人福祉法ではこうなっております。

ちょっと1つ確認させていただきたいんですけど、前は福祉事務所で多分この趣旨にのっとってやっていたと思うんですけど、なぜそれが今健康介護支援課なのかというのが1点と、この老人を敬愛して、日ごろの、これまでの社会貢献、地域貢献に感謝をして行う日なわけですね。これは自治会に入っていようが入ってまいが、全部の老人に、対象者に配慮されるべきものだと思います。全部の老人が入っていようが入ってまいが敬老の日には敬老していただけると、こういうことではないでしょうか。それで、それをだから地域でやってくださいと。地域ができなければ自治会のほうにも入ってない方も対象者なので呼びかけてくださいというふうに、地域に丸投げという言葉は悪いですけども、市はもう少し全部の高齢者が本当にこの敬老の日が高齢者が笑顔になれるようなことについて関与をもう少しすべきではないでしょうか。このままの形ではいけないと私は思います。今実績額もご報告いただきましたけれども、多少人口に変動はありますでしょうけれども、これは多分行政改革、行財政改革の一環で敬老会を市主体でなく地域主体にしたかと思うんですけども、本当に高齢者福祉を行財政改革としてやせ細らせるとかいうことはやってはいけないことではないでしょうか。その点をお聞きします。

補助事業なのか委託方式かというのは、補助事業ということはわかっておりますけれどもあえてお聞きしたのは、この趣旨からいけば市が丸々やらなくてもどこかに委託をして市が責任を持って委託してやらせるというのが本来の姿ではないでしょうか。なぜなら、この補助事業に手を挙げるのでできない地域の高齢者は、全然その敬老の日には浴せないわけですね、敬老していただくということに。そういう公平性といいますか格差があってはいけないと思います。

私、前も一般質問でこれを取り上げまして、高齢者の声をご紹介しましたけれども、「わしは今まで税金も払ってきた。地域にも貢献してきた。けんどもう自治会ではもう道づくりもよう役に立たんし、世話をかけるだけやき心苦しいき、自治会はやめちゅう。けんど、敬老の日ぐらいは祝うてもろうてもえいんじゃないか」というふうに言われました。それで、誰も何もしてくれないのでといいますか、スーパーで5合酒を買ってきてひとり飲みゆうとそういう声を聞きましたので、これでいいですかと、この敬老会の今の形はね。敬老の日が高齢者がさみしい思いをするような敬老会ではいけないのではないかとということで質問をしたわけでございます。見直されるようにぜひ求めますが、

再度答弁を求めます。自治会に入っていない人も対象者なのだと、この呼びかけの文にもあるのですけれども、これを全部その自治会長さんらに任せるといのはいかがなものでしょうか。

それと、もう1点、実績額に関しましてですが、例えばこの実績額をもとに戻すということにすれば自治会長さんらの悩みも随分解消されます。平成24年の実績額292万5,000円、これ1,500円で割りますと、大体2,371人でしたか私の計算ではそういうふうになったんですが、全対象者は5,915人だそうです。それで、その2,371人を引きますと、3,544人の方が対象者でありながら何らかの形で敬老会には参加できていないと。参加できない方にもお弁当も配りということを私は申しませんけれども、せめてその記念品を数百円でもですね、この平成17年の実績額ぐらいでできるぐらいの記念品をやるようにするとか、そういう手だてはとれないものでしょうか、お聞きをするものです。

土砂災害に関しましてですが、市営住宅のことに関しましては条件を満たしておればというふうにおっしゃいました、滅失の場合ですが。でもこの1回目に申しました今回のような事例ですね、滅失ではない、家はきれいな形で残っている。でも、犬走りにひびが入っていて今度雨が降ったらどうでしょうか。とても高齢者もいる、心配でおちおちその家では寝れません。ほんで、災害があったのが4月の24日ですごく急いで県から含めて担当者の方がやってくださいましたけれども、入札までに2カ月ぐらいかかるんですね。それと、がけ災ですので4分の1の負担が要ります、工事費のね。大変な額になると思うんですが。それで新たに市営住宅もやりましたけれども、なかなか今から頼んでも一月後になるよとかいうふうなことで落ちつきませんでして、この方はご自分で住まいを構えられましたけれども。じゃあその工事費の負担もある、それはご自分のお家だからしょうがないとしても工事費の負担もある、仮住まいも借りなければいけない、民間を借りたらその家賃も新たに発生する。こういう状況のときに、せめて市営住宅で迅速に対応できるようなその要綱、規則で対応とか、条例の中にこういう場合は構いませんよとかいうふうな1条を入れて対応することはできないものなのか。

もし、この方の場合はこういうふうに落ちつきましたが、災害が発生することは今も危険箇所がすごく多いということがわかったんですけども、これからも十分起こり得ることだと思うんですね。だったら市営住宅の形も今のような形ではなくて、何らかの柔軟性を持たせていくことはできないか。それ無理ならですね、こづみのような施設をですね、課長はこちらを利用してもらいたいというふうにおっしゃったんですけども、香美市は広うございます。高齢者もしこの方のようにおる場合は環境が急に変わることへの不安もあります。それから、勤めとの関係もあります。できたら香北、山田ぐらいに1カ所ずつでもあれば大変助かるんじゃないかと思うんですけども、新設が無理であれば何かの公共施設をそういうふうに使えようとするとかいうふうなことは考えられませんか。こづみは本当に柔軟に対応していただけるわけですね。居住機

能を総合的に提供するとありますので、こういう施設をぜひともつくっていただきたいということの質問でございます。それが無理であれば市営住宅の1室をそれ用にとっておくとか、そういう柔軟対応ができないものでございましょうか。

それから、この逆川地域の地質学的な調査の必要はということ、本当に何カ所もこういうふうにも雨のたびになる、そんなに降らなかったんじゃないかと思ったときでもどこかしらつえるとかいうふうなところは、今のご答弁をお聞きしておりましたら、やはり地域がもう一度再認識をしてですね調査などを要請をしていく、調査が必要というふうにも再認識をして市に要請をすれば、そのように対応していただけるということですね。それでよろしいでしょうか。

それから、防災マップを配布していただいていることは私も存じておまして、うちの集会所にも張ってございます。けれども、これもたびたびそこに注意を払うように呼びかけがないと、なかなか日ごろの認識としては市民の方は持ちませんので、自主防災会などでやはりこういうことの再認識をする呼びかけは必要かなというふうにも大変感じました。地域の方が自分たちの地域をよく知ることが大変大事なんだということでもわかりました。

それから、パトロールについては、直ちに連絡をしてもらいたいということですが、私が心配しますのは現在でも自主防災組織が立っていないところがあるんですね。自主防災組織をつくっていただきたいというふうなことでありましたけれども、そのやはりマンパワーが大変要りますね。それから、そのない地域へは市としてはどういうふうな支援、その補助金とか防具を買うお金とかいろいろあるんですけれども、立ち上げるためのその技術的な支援、マンパワーの支援ということについてはどういうふうにお考えでしょうか。

以上お聞きしまして、私の2回目の質問といたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇榎夫君。

○市長（門脇榎夫君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えしますが、原爆ポスター展につきましては今年もそうしたお話をお伺いしております。ただ、ホールの使用が重なっていないかどうか、その確認をまだしなければいけませんので、それをする中でできる範囲でやりたいと思います。昨年この市役所のホールで行いましたので、また今年もそうした形になろうかと思っております。その際に市長のメッセージをということでございますが、文章を書くのは大変下手でございますので一生懸命考えてみます。

それと、TPPにつきましては、これもすぐ私はTPPといいますと農業へ絡みつけて思うわけでございます。私の五体はもう農業の血がもうずっと走っておりまして、五臓六腑、農業の血で生きておるようなものでございますので、そんなずっと農業のことが出ますけれども、先ほど佐々木課長が答弁しましたように多方面においての影響も出てくるわけでございます。また、その影響額も大変大きいわけでございますので、私自身、このTPPにつきましては反対の気持ちはずっと持ち続けているし、またそれを発

信をし続けたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、佐々木寿幸君。

○産業振興課長（佐々木寿幸君） はい。大岸議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、T P Pの参加によりますプラスの影響は都市部に集中をしていくと。香美市など中山間地域におきましては、もう壊滅的な打撃を受けるであろうと推測をされます。既にこの中山間地域におきましては過疎、高齢化によって非常に厳しい現況でございますけれども、これに加え地域の衰退を急速に進めるのではないかと考えられます。

身近な例といたしまして、先ほど高知県の影響額の中で林業産出額の影響が2,500万円であると。ほかの農業の70億円とかと比較しますと非常に小さい額でございます。これも皆さんご承知のとおり、1964年、約50年前に自由化完了時に丸太の関税が撤廃されました。また、同時にベイマツ、ベイツガの関税も撤廃をされまして、そのほか合板とか集成材におきましては約10%から20%程度の関税が残りましたけれども、この50年をかけてその残った関税も2分の1、3分の1に減ってきております。

現在の山の状況を皆さん見ていただければ、もう鬱蒼と茂って間伐も全くされない、材を出しても全く値にもならない、追いのお金が要るような状況である。これによって山がどういう状況になっているのか、皆さんも目の当たりにされていると思います。同じ状況が農地で起こると考えていただければこのT P Pの影響がいかに大きいかということ、香美市に対する影響がいかに大きいかということがもう既に判明されてる。よって、産業振興課長といたしましても、このT P P参加に対しましては全面的にまず入り口で反対をしていくものというふうにご理解いただければと思います。あとの政府の政策等につきましては、この山の分野でこの50年間にどのようなことがされてきたのか。その経過を見ましても、今の状況を鑑みますともう既にこういうふうなことが一度切り崩されると、後はもうなし崩しになっていくのではないかと考えます。まず、今回この入り口で何とかT P Pの交渉を阻止というふうな形でですね、非常に反対の意見を持って臨んでいるというふうな形でご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君） 2回目のご質問にお答えいたします。

敬老会に関しまして、敬老会の事務が前回福祉事務所であったが健康介護支援課に来てるということの理由でございますが、これは庁舎の建てかえに際しまして平成23年に組織がえが行われました。その際に老人関係の事務をワンストップサービスで一元化するということで、そのときの組織がえにおきまして包括支援センター、そして老人福祉のほう健康介護支援課のほうへということで1つにまとめられたという経緯がございます。

それから、2点目のなるべく多くの高齢者が参加できるようにすべきじゃないかと、敬老会のほうへの参加でございますが、この敬老会につきましては、合併前にはそれぞれやはり実施の形態が違っておったということで、山田につきましては皆さんご存じのように地区公民館で市の主催ということで実施しておったようです。また、香北、物部につきましては、自治会ごとに補助を受けて実施をしてきた経緯がありました。それが合併時に検討ということで、それぞれメリット等もあったかと思いますが、合併時にできる方向として、自治会が実施する敬老会に対して補助をする形態になったと聞いております。これは老人福祉の向上並びにコミュニティーの推進等を含めて考えられた結果だと思っております。

それで、自治会等に入っていない方にお誘いが無いということでございますが、補助の対象にはなりますが、やはり自治会長さんは部落費を使ってされることもございますのでなかなかお誘いしにくいというようなこともあろうかと思いますが、自治会長さん等の言われることもわかります。ただし、地域にやはりいらっしゃる方でございますし、またこれまで地域の発展に貢献されてきた方でございますので、やはりその連帯、またそれまでの貢献を加味していただいて、やはり今現在入ってなくても若いときにやはり入っていて活動されていたわけでございます。地域がやはりそういう形でこれまでの活躍されてきたこと先輩としてしていただいて、お祝い等にも誘っていただけるようなことにしていただけたらというふうに思います。

それから、3点目ですが、補助金の実績額、合併前550万円ぐらいですか今よりずっと多いわけでございますが、それによって自治会長さんの悩みも解決するのではないかとございまして。合併前につきましては、市のほうの主催ということで呼びかけ等も違ってきておったかと思っております。合併時の打ち合わせと申しますか検討におきまして現在のようになっておりますが、やはり金額につきましてもやはり検討をされたとは思いますが。限られた予算の中で行っていくということでございまして、いろいろご意見等はあるかとは思いますが、徐々に参加のほうもふえてきております。参加人数にしますと3分の1ぐらいということにはなりますが、開催自治会といたしますと、平成24年度138自治会ということで70%を超える自治会のほうで開催もしていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

こづみのような施設のほうを山田、香北へもということでございまして、これにつきましては、昨年度災害等で入居された方が、この方につきましては物部地区のほうですが、こづみに居住している間に市営住宅のほうへ申し込みをされて入っておる方もございます。こういう形で緊急の場合ですので、一定期間こづみに居住していただいて、その後賃貸住宅、また市営住宅等のお申し込みをされて、やはり仕事場、それから環境等の願ったところにまた再び住んでいただくように、つなぐようにしていただければありがたいかなと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 管財課長、柳本隆司君。

○管財課長（柳本隆司君） はい。被災者に対しまして市営住宅の入居の緩和の検討ができないかということですが、被災者に対しまして市営住宅は入居資格のある被災者しか入居できません。しかし、被災者には入居資格のない無資格被災者もいます。公平性の観点から、緊急に市営住宅に入居を希望する被災者に対しまして、市営住宅の空き家を一時的に使用できる取り扱いを検討したいと考えておりますが、住宅の滅失が上位法にうたわれている限り、そこを緩和することは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 大岸議員の災害の調査について2回目のご質問にお答えをいたします。

該当する事業としては急傾斜対策事業が該当しようかと思えます。現地踏査がまずスタートになろうかと思えます。専門的調査に入るという時点になりますと、事業採択要件が合致した上での専門的な調査になろうかと思えます。また、地域の指定箇所については、地域の住民の方が本来なら一番精通している状況ながです。指定の経過からいきますと地域が一番知っていると。ただ、今世代交代とかいろんな方が、新しい方が住居地を移転された場合にはですね、やはりそういう知識が薄くなってきていると。それについては、今一番の有効策としては地域自主防災組織等の中で再度危険箇所を見直していくと、皆いま一度見直しということが重要になってこようかと思えます。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。大岸議員の2回目のご質問にお答えいたします。

自主防災組織の立ち上げの支援でございますが、自主防災組織が未組織の自治会等につきましても毎年電話等でですね、設立に向けてお願いをするとともに希望があればすぐに出向きまして説明会等を開催しております。やはり未組織の自治会におきましても、その自主防災組織の活動自体がですね重荷に感じておるような自治会が多いようにも感じます。しかし、活動自体はですね多様でございまして、その地域で可能な活動をですねやっていただければ、それが自主防災組織だというふうな形で説明をさせていただいております。

例えば連絡体系図をつくるかですね、安否確認の方法であるとか、そしてまた住民向けの学習会の活動、こういった活動でもですね自主防災組織であるということでお話をさせていただいておりますので、こういった活動を今後も続けまして、自主防災組織の設立に向けまして引き続き支援を行いというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 暫時休憩いたします。

（午前10時30分 休憩）

(午前10時40分 再開)

○議長(西村芳成君) 休憩前に引き続き会議を行います。

13番、大岸眞弓君。

○13番(大岸眞弓君) 13番、大岸です。3回目の質問を行います。

この質問を通じましてこのようなことを感じました。TPPの問題にしましても核廃絶の問題にしましても、政府の進める政策が地方にとってマイナスになる。特に本市にとって打撃を受ける。こういうふうに分かっていることを国が進めようとするとき、TPP問題の市長のご答弁、課長のご答弁のように地方はもっと国に対して注文をつけてよい、批判をしてよいと私は思います。地方をないがしろにしてもらっては困ると堂々と言っていいのではないのでしょうか。今回はその意味で大変満足のご答弁をいただきました。特にTPPなどのように国のあり方の根幹にかかわる問題は、せめてきちんと情報開示をせよと迫ってよいと思います。それができるのが民主国家であると申し上げてこの問題ではご答弁は結構でございます。

敬老会ですけれども、健康介護支援課にかわったというのは、高齢者福祉に関するワンストップサービスを確保するためというご説明でありましたけれども、機構改革の見直しがあると思いますので、これは私は見直されたほうがよいと思います。健康介護支援課でする仕事ではないのではないかと思うのですね。これは見直されたほうがよいと思います。

そして、課長のご答弁は最初の答弁からその立ち位置は動きませんが、70%の自治会で敬老会がやられているからいいじゃないかというわけではないんですよ、課長。30%の自治会のもとにある高齢者のことを考えてくださいというのが今回の私の質問でございます。本当に高齢者はこれから厳しい低い年金の中で厳しい生活をされている方がほとんどです。これからは年金が減っていく、保険料などは上がっていくという中でですね、せめて1年に1回の敬老会ぐらいは老人福祉法に照らして行っていただきまして、高齢者が笑顔になる日にしていただきたいと思いますが、この点ありましたらご答弁をお願いいたします。

急傾斜、すべり地で現地調査のことに関してでありますけれども、もちろん地域の方がご自分の地域のことは本当によくご存じかと思うんですが、この地域がそういうふうにして市に対して申し込むというか、県に行って、県も調査に来てという手順はわかっておられるんでしょうかね、ほとんどの地域が、その危険地域が。その辺はどうですか。もし、まだこれを周知がなお不安ということであれば、こちらから地域にこういう制度もあります、この前行政連絡会でありましたけれども、この逆川地域のことを見まして、私本当にこの状況が大変心配になりましたものですから、ほかにもそういう地域もあると思いますので、そのあたりのことを再度徹底していただくように課長にお願いしたいと思います。

以上を申し上げまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 確かに開催自治会数はふえてきてはおりますが、やはり残り30%というところが開催できてないという現状がございます。自治会長さんにご無理を言うようではございますが、ぜひ隣の自治会等ともご相談をいただき、また今開催してます自治会さんのほうに加えていただくとかというようなことも考えていただきながら、開催のほうに向けてお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 大岸議員の再度の質問にお答えをさせていただきます。

広報的にはなかなかどこが危険ですという十分な地域へのお知らせは、今の指定地については県のホームページ、また香美市の地域防災計画の中のホームページ、そういうことでご紹介をさせていただいております。地域について再確認という視点につきましては、やはり個人申請の部分です、やはりもう地域へそういう事業が入ってない地域は余りないんじゃないかなろうかと、公的な住家防災事業は各地域、全然知らない地域はそんなにはないんじゃないかなろうかとは思っております。それもまた広報的なものでお知らせできる時期がございましたらしていきたいなと思っております。

○議長（西村芳成君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

次に、21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 21番、比与森です。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、香美市立土佐山田武道館改築に関しお尋ねいたします。

土佐山田武道館は、老朽化も進み耐震補強もされていません。老朽化につきましては今までにも質問をしてきました経緯がございます。壁や床板の破損など1日も早い改修を求めてきたところであります。

そうした中、平成24年度当初予算では、香美市立武道館として現在の場所に建てかえるとのことございました。その後、市立武道館として現在の場所での建てかえができないことは十分に承知しております。そのときの説明では、鏡野中学校の西側に学校施設としてプールの移設とあわせ武道館建築を考えているとの説明であったように思います。

武道館を利用します市民の中には、現在中学校テニス部が使用していますテニスコートの場所への建設を希望する声があります。プールの移設とともにグラウンドの西にありますテニスコートを校舎の西に移設し、テニスコートの跡地に香美市立武道館として建設することは検討できないもののでしょうか。それぞれの施設を利用する中学生や市民の方々の利便性を考えると、今述べましたような施設建設が最適ではないかと思っております。できる、できないはまず別にしまして、その施設の利便性を考慮した上での今述べました案に対する見解をお尋ねします。それとあわせまして、プール移設のために

中学校西側に取得しました土地ですけど、その造成予定用地の面積はどれぐらいの広さなのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 比与森議員の武道館改築関係につきましてご質問にお答えします。

現在の武道館の改築の経過につきましては、前段のいろいろ議会のほうで答弁させていただきましたので省略させていただきます。

まず、利便性のみで考えれば今のテニスコート、その場所が比較的利便性はいいだろうとは考えておりますけれども、あそこにつきましてはご存じのように都市計画の都市公園の近隣公園の一角となっておりますので、そこに建てる場合、仮に建てれるとしても建築物については面積の100分の2、多分200平米ぐらいの物しか建てれないと、全体の建築物におきましてですので、そのところがなかなかクリアが難しいところと思います。

まず、現在のところでございますが、造成する面積として購入しておる面積におきまして、これは2,012.8平米です。これは斜面になっておりますので、まだこれは切り崩してないのでわかりませんが購入の面積としてはこれぐらいであります。

なお、この件につきまして、今回の補正予算におきまして、このいわゆる現在の鏡野中グラウンドの北、それから南に造成してやるプール、そういった部分も全体を総括しました基本構想を想定するためにですね、コンサルへの委託費用を計上しております。それで全体の配置、それから今の状態がどうなるか、それからそういった部分を平成25年度中に構想をまとめまして、平成26年度に基本設計、実施設計、それから平成27年度に建築工事というような考えをしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） はい。テニスコートの場所への武道館の建設については、その公園であるということで、これは野球に使うところも、今プールが設置しているところも含めての何分の1の建設ということでしょうか。それとも、現在テニスコートとして使用している面積の中でのその建物の広さになるのでしょうか。その辺お願いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

まず、野球場としているところ、それからプール、全部あの形状の土地ですね、それが全部都市公園になっております。ですから、プールにつきましては都市計画決定を受ける以前の物ですので、現状維持のままであれば構わないというようになってます。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） ちょっとわかりません。現状維持のままでよいというこ

とは、グラウンドとテニスコートとその土地自体への位置づけが違うということによろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 都市計画決定を受けてですね、近隣公園とする以前にですね既にプールは存在しておったと。ですから、それを改築とか新たにつくり直す、そのままでおる場合については今のままでよろしいということです。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） それとテニスコートですけど公園扱い、公園ということですけど、以前にも同僚議員の質問にもありました、あそこはネットを張られてですね、地元住民にも全く公園として歓迎はされていないというような公園です。そういう意味では、本当にただ地目が公園だから建築が難しいとかいうことでなしに、武道館を建てるためにその弊害があればそれに対する対処ができないのか、その辺を検討するお考えはないのでしょうかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

まず、都市計画におきましてですね、なぜ公園を決めるか。それはまちづくり全体の配置の中ですね近隣公園、地区公園、せんだって出ておりました宝町、黒土、旭町の児童公園、そういったエリアにおいて決定しております。都市計画法そのものがまちづくりの面的整備の計画決定でございます。ただ、ここに武道館が利便性がいいからといって武道館の用地として建てるということにつきましては、仮にそれをしてもその用地分を今度は別にそれに近接した土地を構えなければならない。つまり、あの前にあけばの街道が新たにできておりますが、その道路用地分を削除させました。その部分として東側に駐車場用地を確保しております。そういった分で面積的なものは要件的に必ず絶対的に存在するというようになってます。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） それともう1点、その補正予算で今度出るといわれるグラウンドの上ですね、その造成についてその北と傾斜のある部分ということですけど、そうすると今武道館はちょっとこう1メートルぐらいグラウンドから上がってます。それと校舎の西の傾斜のある部分の造成になろうかと思えますけど、それを全てこうどう言いますかね、1つの敷地にする計画のその予算案ということによろしいのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えします。

そもそも今現在鏡野中のグラウンドとして使用しておるところそのものですね造成地でございます。その後へ武道館が昭和55年ですか、に造成されて建っております。それから、新たにプール移転ということで南側の斜面を購入しております。とすると、なかなか斜面を削る費用がですね試算で3,000万円から7,000万円ぐらい要ると

なればですね、もう一度全体的な配置計画、武道館を含めてプールも一緒に含めたもの見直しをして、それから後のちょっと質問があるんですけど昔から残っております排水問題、それから給水関係、そういった分を含めて再計画し直そうと、見直しをしようということで今進んでおります。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 次の質問に移ります。

先ほども話がありましたプールの移転が検討されてきた中で、そのプールにためました水の排水面で問題があったというように認識していますが、その辺は解決されたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

プールの排水というよりもですね、先ほど申し上げましたようにグラウンドを造成する時点で排水先がですね、線路をまたいで北側、土生川、あっちの水域へ流れます。その当時ですね、国分川水系のほうのが河川の治水工事ができておらざったということで、下流域からかなりの反対意見が出てきたということを知っております。ですから、現在はある程度その解決はできておりますけど、なおですね、あそこへプール、それから武道館を新たに作る際にですね、今後のことも考えて全体的な排水計画もこの基本構想の中でまた見直していきたいと。ただ、現在鏡野中学校そのものについては下水道区域へ汚水雑排水を接続しております。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） はい。3点目に移ります。

次に、香美市立土佐山田武道館改築が現在の場所ではできないことが決定しまして1年が経過しました。その間中学校では体育教科に剣道が加わり、武道館利用頻度は増加しております。老朽化した床板の改修よりも建てかえがよりよい方向であることは当然のことであり、1日も早い計画実行を望むところであります。中止が決定して以降、先ほどのこれまでの答弁の中にも触れる部分もあったかとは思いますが、これまでどのような協議がされてきたのか、そして今後どのようなスケジュールが計画され、いつごろの完成を目指しているのかをお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

まず、経過につきまして、確かに昨年平成24年度でしたか、これは耐震診断と改築で出ておったと思います。その後ですね、築30年余りたっておりますので、全て改築したほうがいいじゃないかという話が出まして、合併特例債そういったものが使えますんで、ただ、その際ですね、現在の武道館へ行く道路ですね、規格道路につきましては建築基準法上ですね道路ではないということが判明しました。当時建てたときにですね、昭和55年当時、議員もご存じと思いますが体育館のところまでは道路らしきものが入

っています。あれをいわゆる市道認定して、いわゆるそこから接道へ持っていくというような覚書を県のほうへ届けております。ただ、現時点まではそれがなされておらないと。ということは、今の時点でそれをですね市道に格上げするという話はまずあり得ないと。となれば、いわゆる現在のところで社会体育施設というものの改築は不可能であると。とすれば、学校施設として転用してそこに建て直すと、学校敷地内へ建てるという方向が一番今の状態ではいいということで現在なっております。

それと、事務処理上ですね学校施設として建築する場合、当面ご存じと思いますが当該におきましては平成24年度までに耐震工事を数多くしておりました。そこにこの事務量が入ってくるととてもじゃないけど対応し切れないという経過。それと、平成25年度以降プールの関係ですが、その改修事業というのとこの武道館の建設事業をあわせて平面計画したほうが経済効果があると、メリットがあるということです。この中にはいわゆる2階をですね武道館にして、下をプールにするとかいう案もいろいろ出ております。

それと、先ほど議員も申されましたけど、鏡野中学校におきましては、学習指導要領の改訂に伴いまして平成24年度から必修科目である武道については剣道を選択しております。ですから、鏡野中の施設として武道館がない上に、今のところ授業は社会体育施設である現存の武道館を使用しておるといふふうになっております。土日祭日、それから夜以外はですね、ほとんど鏡野中のクラブ等が使用しておりますので、基本的に学校施設としても問題はないというふうに考えます。

それで、さっき①のほうでも申し上げましたが、本年度平成25年度中にですね武道館、プールの改築事業を含めた全体の基本構想をまとめ、平成26年度に基本設計、実施設計、それから平成27年度に建築工事を実施、完了したいというふうな今の計画でございます。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） わかりました。次の質問に移ります。

済みません。その前に通告のですね2行目、「平成11年」になっています。これを「平成22年」に訂正をお願いします。

それでは、質問させていただきます。

住民として登録されているのに、その地域の学校や教育委員会では居場所がわからなくなってしまった小中学生を居所不明児童生徒と呼んでいるようでございます。文部科学省は、学校基本調査の中で居所不明の期間が1年以上の居所不明児童生徒数を集計した結果、平成22年度までは300人から400人で推移していますが、一昨年、平成23年度には全国で1,191人と急増しています。内訳を見ますと、小学生855人、中学生336人となっております。都道府県別では、愛知県272人、東京都200人、大阪府153人と都市部に集中しているようでございます。居所不明の背景には多重債務や児童虐待も関係する分もあるのではないかと危惧する識者の声もあります。子ども

たちの教育を受ける権利が奪われています。

本年5月24日、大阪府守口市に住民票のある28歳の母親と3歳の息子さんの遺体が見つかりました。生活困窮による衰弱死でした。公共料金の請求書に「最後におなかいっぱい食べさせられなくてごめんね」との内容のメモが残されていたようです。これは皆様ももうマスコミ報道でご存じのとおりでございます。この悲惨な事故も居所不明の一端ではないかと思っております。以上のことから、香美市にあっては該当者なし、ゼロという答弁を期待しまして確認の意味からお尋ねいたします。

初めに、香美市内に住民登録され、今春小学校新入学児童対象者は全員が入学されたのでしょうか。居所不明はいなかったのかお尋ねします。通告にはありませんでしたけど、わかればいいですが、もし中学校への新入学者についてもわかればお願いします。また、市内の乳幼児、小中学生では居所不明児童生徒はいないのか、全体的にいないのかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 比与森議員の居所不明児童生徒についての質問についてお答えします。

まず、住民基本台帳に基づき、毎年10月に小学校就学者のリストはつくられます。その対象就学児に対して10月から11月にかけて就学時健診の案内を全対象児の保護者に送付して、各学校において健診を実施しております。その際健診に来れない児童につきましては、保護者また保育との連絡がありますので、その時点で全員の確認はできておると。その後、転入、転出の児童生徒につきましても、異動のたびにですね、教育委員会に来てもらい抜かりのないようにしております。これは中学校でも同じでございます。

また、香美市内の小中学校ではなくですね、私学等へ進学した場合におきましては、保護者から入学通知を提出してもらっておりますので、抜かりなくどこの学校に行っているかということも把握できております。

ということで、現在市内小中学生におきましては居所不明児童生徒はいないということになっております。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君。

○健康介護支援課長（几内一秀君） 子どもの居場所に関連して居所不明、乳幼児のほうについてお答えいたします。

健康介護支援課におきましては、出生届が出された乳児につきまして地区担当保健師のほうで新生児訪問、これは4カ月未満ということですが行っております。このときに長期の入院、それから里帰り出産等で訪問ができなかった方につきましては、4カ月健診のほうで確認をしております。ちなみに平成24年度を例に挙げますと、138人の出生に対しまして129人に訪問を行っております。残りの連絡がつかずに訪問ができなかった9人のうちの7人につきましては4カ月健診で、それから、そのうち残り2人

の1人は来所相談等で子どもさんの様子を伺っております。残る1人につきましては、今年4月が4カ月健診の予定となっておりますのでそのときにおいでと思いますが、それまでに医療機関のほうで1カ月の健診を受けておりますので、乳児一般健康診査受診票のほうによって確認はできております。

居所の確認ということではないですが、やはり子どもさんの健全な成長のための健診で確認を行っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 香美市内には対象になる乳幼児、児童生徒はいないということの一つは安心です。

次の質問に移ります。

次に、香美市内の乳幼児、小中学生で、児童虐待により児童相談所と連携が必要とされる対象者はいるのでしょうか。いれば何人かお尋ねします。そして、その対象者の中に不登校児童生徒はいないのかあわせてお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

まず、現在福祉事務所が香美市要保護児童対策地域協議会を設置しております。これにおきましては、各種関係機関の代表者が虐待、ネグレクト等の適切な支援の対策協議をしております。その中で児童虐待として扱われているものが香美市内の学校で5名、児童相談所との連携が必要な者が3名となっております。また、不登校傾向の生徒が1名で、今現在この子につきましてはふれんどる一むのほうで学習支援をしております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 児童虐待につきましては、個人情報保護の面もありますので深く質問も何かと思いますので控えますが、その児童相談所と連携が必要とされる3名の児童のうち1名がふれんどる一むのほうに来ているということですが、この児童については、当然その家庭環境等については福祉事務所、そして児童相談所、学校、それぞれが連携をとってやっていると思いますけど。どう言いますかね、その辺のその子どもに対する、ふれんどる一むの先生はOBですのでよくわかっている方が対応していただいていると思いますけど、家庭に対する指導等についても並行してどのような、ただ来たから見るだけではないと思いますけど、対応がされているのか、答弁できるようでしたらお願いします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

内容的に細かいことにつきましては福祉事務所のほうでわかると思いますが、現在基本的には福祉事務所におります家庭児童相談員の方が訪問しております。それと、ふれ

んどる一むのほうにもそういったケースワーカーがおりますので、そういった方々も訪問を繰り返しておるという状態です。

○議長（西村芳成君） 21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） はい。以上で質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元和哉です。通告しておりました1つ目の質問は、きのう矢野議員の質問でお聞きしたいことは確認できましたので取り下げを行わさせていただきます。2問目以降、通告に従いまして総括方式にて質問を行います。

さて、きのう門脇市長の次期市長選への答弁をお聞きしまして、ふと思い出した言葉があります。「政治家を目指すなら首長を目指せ」という言葉です。本当に政治をする責任ある立場になることは首長になること。私が政治の世界を志すきっかけを与えてくださった政治の師匠、香南市の清藤市長がいつもおっしゃっておりました。きのうの門脇市長の発言で私の内に秘めた志にやや灯がともり、しかしながらここにおられる議員全ても同じ思いかと思えます。そんな気持ちになりながら、ふと昔のことを思い出しました。

私は高知工科大学の1期生としてこのまちに住み、まちづくり計画学の研究室で大学院時代には高知広域都市計画マスタープランと土佐山田町都市計画マスタープランの策定の事務のお手伝いをさせていただきました。当時の建設都計課長の佐々木課長には大変お世話になりました。私自身、土佐山田町都市計画マスタープランにかかわらしていただいたときに、この土佐山田町のあらゆる道をくまなく歩いて回ったことがあります。そのときに、みずからの専門とこの地に住んでいることに深い責任を感じました。そして、工科大で学び研究する中で、学び得たのが知識よりも技術よりも市民力、心が大切であるということです。大学院のときに事故で亡くなった友人が、亡くなる1カ月ほど前に、「野中兼山と同じ姫路出身でまちづくりを専攻しているおまえは、誰よりもこの土地に縁がある」と言ってくれたことがあります。学生時代は当初技術力は言語を超える、世界に通じるには言葉よりも技術だと思っておりましたが、本当に必要なのは技術を扱う心であるということです。この地に根づかずにはまちづくりはできないと深く感じました。故郷を離れて、そしてこの地で昨年結婚させていただきました。現在家も建てており、このまちで命を全うする覚悟も整いました。地縁や血縁にとらわれず、多くの人々の人生支援にかかわれる立場になることが私の目標であり生きがいです。そして何よりまちを動かすのは市民力が必要で、そのプロセスを真剣に考えることが重要となります。恐らくここに今議場におられる全ての方がそのような思いだと思います。

私は高校時代に兵庫県で阪神大地震を経験いたしました。私の住んでいた姫路市は被害はほぼなく無事でしたが、焼け野原と化した神戸の地でボランティア活動をしていたときに会った親を亡くした子どもたちの目を今も忘れることはできません。きのうま

で当たり前にあったものが一瞬にして失われ、絶望のどん底に陥られる、それが震災被害です。震災に対して自分だけは大丈夫とっていてはいけないとよく言いますが、もう1つは自分たちだけが何とか助けられればいいということでもありません。それが日本人の本質であると思います。

今の私の気持ちからこのまち香美市の今の時代の使命があるのであれば、それを考えて今回質問を準備させていただきました。私たちには未来を変える力がある。未来を変えるために今から変わる力が私たちにはあるとっております。これが私の今の大局観であり、この大局観を持って質問に移りたいと思います。

まず、1問目ですが、南海地震と定住促進対策についてです。議場ではスライドも用意しておりますのでごらんになりながら聞いていただきたいと思います（スクリーンを示しながら説明）。

高知県は東南海・南海地震が発生した際、津波による甚大な被害を受けることとなります。特に海岸部に人口が集中する高知県にとって被害は絶大なものとなります。高知県のホームページにも津波予測図があり、特に高知市への津波の影響はかなりのものとなっております。

次に、そんな高知県ですが、高知県には高知広域都市計画区域を中心とした都市計画区域が存在しております。本市も土佐山田町が都市計画区域に入っております。都市計画区域は言うまでもありませんが、市町村の中心的な市街地とその周辺地域を一帯の都市として総合的に整備、開発、保全するために、原則として都道府県が指定する区域であり、都市計画により土地利用の規制、都市施設の整備、市街地開発事業などが行われます。つまり、未来の都市ができ上がる場所が示されているということになります。この津波被害と都市計画、これらの2つを少し重ね合わせて考えてみました。

議場でお示ししておりますが、都市計画区域は先ほどの地図で高知県のもので、津波の予測もこの高知県のホームページからとったものを重ね合わせてあります。ごらんとおり、もちろんご存じだと思いますが津波の被害を受けていない都市計画区域を有する市町村、我々の本市、香美市の周辺で言えば香美市のみとなっております。

この津波というのは‘98豪雨のようなただ雨が降るというだけではなく勢いをもって建物をなぎ倒していく、そういったものです。その津波が発生するところにこれだけの将来のまちをつくりましょうというこの都市計画そのもの考えていかなければならないときがきたのかなというふうに感じさせられました。

被害の予測を見ますと、高知県のホームページで出ておりました最悪の事態で高知市は5万5,000棟、南国市は1万1,000棟、香南市は9,200棟が被害を受ける中、香美市は5,700棟とほかの市に比べて少なくなっております。ちなみに香美市の被害の内訳は4,600棟が揺れによるもの、30棟が急傾斜によるもの、火災が1,100棟となっております。耐震化率はきのう答弁の中で聞かさせていただきましたが、41.6%となっております。この揺れと急傾斜と火災、この3つの被害にな

りますが、この香美市、頑張ったら何とかかなりそうな気もいたします。そして、明らかに被害の多い地域の方々に震災前に香美市に移転していただければ多くの命を守ることでもできてくるわけです。さらに震災後の復興で我がまちは拠点となり得る可能性を秘めております。津波を受けず、将来の都市をつくっていく場所で被害を受けていないのは香美市だけとなってくる。そうすると、震災後の高知県を考えたとき香美市は重要な場所かと思えます。

さて、以上の話でまとめさせていただきますと、高知広域都市計画区域において香美市は被害が少ない市である。防災の視点はもちろん震災後の復興において香美市はその対応によって重要な拠点になります。まずは香美市に被害予想地域の方が移っていただくことで救われる命も多くなると予想できます。そして、救われた命は復興の力につながっていきます。震災は残念ながら高知県において本市が最高に価値あるまちと評価される引き金になりかねない、そのように感じます。

そこでお尋ねいたします。現在定住促進対策検討委員会が設置されましたが、定住促進と防災の視点から香美市はどのような取り組みを検討しているのかお伺いをいたします。

次に、都市の再構築についてです。消費税の増税、南海地震、住宅ローン減税など、さまざまな影響により香美市内に新築や改築をしている風景が多く見受けられました。そして、固定資産税もここ数年ふえてきております。委員会や特別委員会を立ち上げる前から既に定住者がふえる兆しがあるので、まさに今後ずっと定住していただく、そういったことを我々は検討していかなければならないと改めて感じました。

そして、ある一定その香美市の評価が上がってきているようにも感じますが、しかしながら、土佐山田町の中心市街地の衰退は歯どめがかかっておりません。ここを考えると、安易に評価が上がってきたとして市街化区域の拡大といった線引きの見直しは中心街の空洞化を生み出す危険性をも持っております。そんな土佐山田町の中心市街地、第1次香美市振興計画後期基本計画を見ますと、計画的な土地利用の推進、①まちの活力を拓く土地利用の推進として、基本的方向より「既存の市街地及びその周辺は、街全体の賑わいを興す「定住・交流促進重点エリア」として、効果的な人口誘導を図ります」。施策の内容で、重点的な地域整備の推進より抜粋ですが、「効果的な人口誘導、交流の受け皿づくりを進めるため、土佐山田地区においては市街地の活性化とともに、都市発展のため成熟した市街地の形成を進めます」。次に、新しいまちづくり手法の導入として、「民間活力の参入、地域住民のまちづくりへの主体的な参画を促すため、地区計画制度の運用等、新しいまちづくりの手法の導入を検討します」。そして、市街地や集落の整備として、賑わいのある市街地整備とし、基本的方向より、「土佐山田の街及び周辺地域は、求心力のある市の中心都市、表玄関として、交通や商業、文化、交流機能等の一層の充実を図るとともに、都市基盤の整備を進め、魅力的な宅地や住宅等の円滑な供給を促します。特に中心市街地は、歴史的な環境を活かした風情ある街、観光

交流客が集う街、若者が集う街としていきます」、間を飛ばしまして、「それぞれの街では、空き店舗・空き家の活用等既存施設の有効利用を図りつつ、利便性と快適性を確保し、街全体の魅力の向上を図ります。また、ユニバーサルデザイン化を進め、すべての人が活動しやすい、安心して気軽に集える街をつくっていきます」。次に、施策の内容で中心市街地の活性化より抜粋ですが、「土佐山田の市街地は、玄関口機能の強化、都市的な商業・サービス業や文化の振興、歴史の風情を活かした街づくり、ITソフト関係や高齢者福祉サービスなどの新産業の立地等を活かした新しい街づくりを進め、求心力の向上を図ります」とあります。

そこで、まず、土佐山田町の中心市街地は計画に位置づけられているように重点地域となっております。民間活力の参入や地域住民のまちづくりへの主体的な参画があってこれらは初めて実現をします。そして、また、都市計画区域、調整区域であったり市街化区域というように指定がされておりますが、それだからこそその強みを生かすことや、区画整理事業や住民との協働によるまちづくり計画の策定などの考えも出てくると感じます。魅力あるまち、線引きの見直しをすることも中心市街地へのこ入れが必要となってくるかと思えます。これらから具体的にどのように土佐山田町の中心市街地を今後考えているのかをお尋ねいたします。

そして、もう1点。これも計画から抜粋になりますが、市街地や集落の整備、賑わいのある市街地整備という中で基本的方向より、「香北、物部の街は、生活圏の中心として地域住民の生活を支えるとともに、観光客にとっても居心地の良い集いの街として、文化的な交流の活発化を図ります」。それで、地域の元気というのは基本的に山から里へと川のように流れていくものだと私は思っております。香北、物部地域の中山間地域の活性は、市街地の問題をも解決するというふうにつながります。もし、香北と物部が発展をなし遂げることができれば、土佐山田町の中心市街地もすぐに活性してくるというふうに思っております。そこで、今後戦略的に香北、物部地域への定住策を行うべきと考えておりますが、どのように市としては考えているのかお尋ねをいたします。

そして、次の質問に移ります。香美市アプリということで質問をさせていただきました。答弁していただくのは産業振興課長か政策企画財政課長かと思っておりましたが、総務課長がしていただけることになりまして非常にありがたく思っております。その話をしたら議会事務局の優秀な職員の方には有元議員の通告がちょっと足りなかったんじゃないでしょうかということで、今後は気をつけたいと思えます。

通告の内容に沿った答弁をいただければいいかと思えますが、私の思いも込めた説明をさせていただきます。

まず、アプリというものはどういったものかということをご説明させていただきます。アプリというのはアプリケーションソフトの略で、特定の用途や目的のためにつくられたコンピューターソフトウェア。ワープロソフト、表計算ソフト、メールソフト、ブラウザなどが含まれる。オペレーティングシステム上で動作し、コンピューターの基本

的な利用環境を共有するというふうな説明がなされております。

近年スマートフォンの普及で無料通話やSNS、またゲームなどの幅広い分野で幅広い世代で使われるようになっております。特にタッチパネル式のものについては使いやすく、指で使う画面でありますので直接操作する簡単な仕組みということで幼児や高齢者でも使いやすい内容となっております。

そこで、私が思いましたのは香美市アプリというのをつくってみてはどうかということです。まず、携帯やパソコンから気軽な操作で行えるというもの。高齢者でも使えばすぐになれ親しむことができ、また高齢者にとって、これから香北、物部地域でも光回線がつながっていきますので、IT学習にもつながってくると。また、このアプリを利用しましてネットワークを利用することによって、市がアンケートを出してみたり、また観光協会や商工会がアンケートを出してみたりして回答を募集することであったり、また、観光の資源、地域の人材の情報、イベント情報などを市民から直接聞くことができる。また、市民がみずからも発信ができるということが可能になります。もちろん内容について精査をしなければなりませんからそれはパブリックとプライベートの情報区別を行うこともこれは可能になります。また、ゲーム機能を利用すればただゲームで楽しむだけではなく、このゲームを利用した郷土教育につなげることもできるかと思いません。商工会などと連携すれば、現在既にほかの町では存在しているのが携帯を取り出してアプリを起動し、お店を訪ねるとそこの割引券が出てくる。そしてそのお店のポイントがたまっていくというようなアプリもできております。携帯端末専用のサービス券の提供も可能になるかと思いません。

開発費用については、恐らくどこかに発注すればですが数十万円から数千万円と、これは非常に幅が広がりますが、インターネットを利用し、情報の発信力、情報収集力は飛躍的に伸びるかと思いません。また、この開発については、高知工科大学との連携事業で行うことも可能であり、学生や若者世代の香美市への愛着も高まります。また、香美市、工科大の学生が中心となって開発をしたというものになれば、学生がどんどん世界へとそれを発信してくれる、学生が営業マンになってくれるということにもつながるかと思いません。

昨日も工科大と連携の事業を聞いておりましたが、何分工科大中心で発信されるような連携事業であったり、また内容を聞いておりますと私の知っている教授の顔が三、四人程度浮かんできておりましたが、まだ百数十名以上教授はおりますので、そういった方々をもっと利用して香美市の発展につなげていきたいということで、まず第一歩としてわかりやすい身近なところでこの香美市アプリというのを開発してみてもどうかということで所見をお伺いいたします。

次に、市民参加推進の取り組みということで、これは過去の質問に対しての確認をさせていただきますと思います。

まず、本市内で市民主体の活動がなされています。これらの活動に参加や興味を持っ

た際に、その窓口や中間支援組織があればより一層市民主体の活動が強力なものになってくると感じます。過去に公民館に関連し、中間支援組織について質問をさせていただきました。研究の必要性や検討、協議をしてみたいという答弁をいただいておりますが、その後検討していただけたのか、確認をさせていただきます。

また、昨年3月に委員会の委員と市民の平均年齢についての質問をさせていただきました。そのときには市民の平均年齢は51.27歳に対して委員会は50から70歳代が中心となっており、委員会の平均年齢の若返りには意識を使っていかなければならないという答弁をいただいておりますが、その後香美市民の平均年齢と委員会の平均年齢の関係はどのように意識を使ってきたのかお尋ねをいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） それでは、まず南海地震と定住促進対策ということでお答えいたします。

定住促進対策検討委員会につきましては、昨年度は現行施策の洗い出しとその改善点、また新規事業についての提案をしていただいております。その協議の中では、香美市の特性についての話し合いもされております。しかし、ご質問の高知県民を震災から救うという視点は、この検討委員会では持っておりませんし検討もしていません。

以上でございます。

続きまして、香北町、物部町に関してのご質問ですが、香北町、物部町は都市計画区域外になっており、住宅の新築や開発に対しては都市計画区域と比べて規制が少ない区域であります。お試し移住体験住宅もありますし空き家調査も実施中でございます。また、香美市ホームページでは空き家情報を掲載しており、定住促進に向けた取り組みがされているところです。市街化区域はインフラ整備がなされ、JR等公共交通の便も整備されておりますが、地価が高く敷地面積も狭くなる傾向にあります。一方、香北町、物部町は、市街化区域と比べるとインフラ整備や交通の便等不便なところはあるものの自然環境は豊かで地価も安く、広い土地を求めることも可能であり、家の建築も容易です。家の建築を考える場合には予算や環境、ニーズ等に合わせて選択肢が広がるのではないかと考えます。

また、光ケーブルが設置されることにより、特に若い世代に対してはこれまで以上に魅力あふれた地域になると考えております。今後定住促進については市街化区域と並行してこれまで以上にアピールしていくことにより、定住促進の効果が上がると考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 有元議員の都市の再構築について土佐山田町の中心市街地の今後をどのように捉えているか、これについてお答えをさせていただきます。

ご質問の中で総合計画に基づく理論を立てていただき、また質問でもされましたが、土佐山田町のまち及び周辺地域は求心力のある市の中心都市、表玄関として交通や商業、文化交流機能などの一層の充実を図るとともに、都市基盤の整備を進め、魅力的な宅地や住宅などの円滑な供給を促すと、まちづくりの基本方針を定めています。駅周辺、中心市街地の土地利用については、ご指摘のとおり広域都市計画、沿道型の商業地域、近隣商業地域が指定をされています。人口の減少また高齢化が進む中、まちの活力を維持、向上させていくためには、地域条件と自然条件を生かしながら、確実に人口や産業が定着するような土地利用を進めていくこと。また、コンパクトで歩いて暮らせるまちづくりが求められています。都市計画事業の伸展が長期にわたることで、今商店街がJRや高知山田線により利用形態が変化している現状もあります。駅南北の交流軸や都市計画により、区域区分また道路網、公園はその土地利用方針の誘導策でなくてはならないし、定住環境の整備とともに都市基盤整備を進めていかなければと考えています。

香美市振興計画、都市計画マスタープランでは、JR土佐山田駅周辺や商店街を中心市街地ゾーンと位置づけており、今後もその対策とともに土地利用は継続していく必要があると考えております。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） まず、香美市アプリにつきまして、ご質問の内容からどこの部署にも属さないということになりまして、属さないものは総務課ということですので私が答弁をさせていただきます。

自治体における観光や防災面での情報発信のツールとしてアプリを利用する自治体があることは承知をしております。今回の質問で初めてこのご提案をいただいたところでして、アプリ開発に取り組むためには明確な目的が必要と考えております。現時点ではその目的が見つかっておりませんので取り組む考えには至っておりません。

続きまして、市民参加促進の取り組みの2点目にお答えいたします。

昨年の3月議会から現時点までどれぐらいの委員選任が行われたのか記憶しておりませんが、状況は前回答弁した時点とほとんど変わっていないと感じております。香美市民の平均年齢は6月1日現在51.62歳で、各種委員会の平均年齢も前回と同じやはり50代から70代までと市民の平均年齢より高い状況でございます。どのように意識を使ったかというご質問ですが、具体的にどうしたかということにつきまして答弁できることはございませんが、それぞれ担当課におきましてできるだけ若い方に参画していただきたいという思いを持って選任に当たっていると思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 中間支援組織のご質問にお答えいたします。

以前に公民館でこういった組織が必要ではないかというご質問をいただきまして、今回またご質問を受けたところでございます。あれ以来公民館のほうでの内部で検討しま

したことにつきましてですが、公民館は中央公民館と地区公民館のほうで事業を活動しております。その中で地区公民館活動は館長、主事、そして審議会委員さん、また地区の協力者などの支援をいただきまして活動をしてしております。そういったことで今のところ地区公民館におきましては必要性が特に感じられないということでございます。また、中央公民館活動におきましては、年に一度行われております香美市こども教室におきましてデイキャンプをしてしておりますが、その中で数人のボランティアのご協力をいただきまして活動を行っておりますが、それ以外につきましては特に他の一般の方にお問い合わせをする部分は持っておりませんので、今のところそれ程の必要性は特にないのではないかとというふうな結論に至っております。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元。2回目の質問を行います。

都市の再構築についてのご答弁をいただきまして、全く計画のとおりということで、答弁の内容も恐らくそういう答弁をいただけるものと思っておりました。今まさに定住促進の考えが進んでいる中、この香美市の土佐山田町の中心市街地を放置しておくことは非常に危険きわまりない、そのまちの魅力そのものを失ってしまいかねないかと思っておりますので、ぜひ早急に取り組みを進めるように具体的な策を考えていただきたいと思っております。

そして、済みません。順番が前後しましたが、南海地震とこの定住促進対策についてですが、これについては香美市がその被害が少ないということで高知県の人たちに移住してもらおうという考えは今のところはないというご答弁というふうに解釈をさせていただきました。しかしながら、香美市は本当に今回この人口が一番集中しているまちの中でいえば、非常に安全な地域となっております。ということは、それだけ社会的な基盤も整っており、まちを再構築、実際に被害が起きた後立て直しを図っていく上ではこの香美市というのは最も早い地域として手を挙げることも可能かとも思います。これまでのその委員会では話がなかったということでしたが、そういったところも少し念頭に置いていただければと思っております。

特に最近このまちを見ておりますと、かなり新しい新築がふえてきております。それはやっぱり住民であったり、またこの市外の方々もこの土佐山田町というところが安全なまちであるという認識がややこう高まってきているかと思っております。そういったところでやはりこっちが窓口を広くあけて受け入れる姿勢を整えたほうがよいかと思っておりますので、そのあたりの所見をよければお聞かせいただきたいと思っております。

次に、香美市のアプリについてですが、突然言われたことなので現在考えはないということです。多くの課長さんがおられますので、そのアプリについてはなかなかプログラミングとかそういったことを勉強してもらいたいということは全くございません。それは専門家がやることですので、実際にその市民から幅広く声を聞いたりとかすることが必要じゃないかと。携帯1つで市民に問い合わせをしたら市民から幾つか声が返って

くる、そういった1つのツールだと思っていただけたら、それが必要かどうかまず考えていただきたい。すぐにつくるに至らないでいいと思いますが、そういったときに必要であればまた皆さんのほうから声を上げていただければなと思っております。

そして、済みません。最後のほうですが、委員会の平均年齢については各課が意識して取り組んでいると思うということでしたのでそれ以上質問はいたしません。ぜひ若者に魅力のあるまち、工科大もありますのでぜひそういったまちになっていただけるよう、若い世代が政策にかかわれる機会を多くつくっていただければと思います。

そして、もう1つ、市民参加の推進の取り組みの中で中間支援組織、現在はその必要性を感じないということで理解をさせていただきました。必要性を感じないということなので、そういうふう感じていただいているということはまだまだ市民の活力が弱いというふうに感じました。これから私もできる範囲で知っている限りの方に声をかけながら市民活力を伸ばし、中間支援組織が必要だと思っていただけるような取り組みを市民レベルで進めていきたいと思っています。今後そこで市民活力が伸びてきたときに中間支援組織が必要となった場合には、やはりそれは高知市のような市民活動サポートセンターといったようなものも考えることにはつながるかと思いますが、そこで市民活力が伸びればそういった組織は必要だと思うかどうか、そこについてお考えを聞かせていただきたいと思っています。

2回目を終わります。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、山中俊明君。

○政策企画財政課長（山中俊明君） 南海地震と定住促進対策について2回目のお答えをいたします。

まず、香美市の安全性については有元議員のおっしゃられるとおりということは認識しております。しかしながら、この定住促進対策検討委員会でそのことを公というか、そのことを前面に出してやっていくということは考えておりません。定住促進対策をつくることでそういう香美市への移住を希望したい方にアピールできていくのではないかとというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） はい。2回目のご質問にお答えいたします。

先ほど公民館活動の実情をお話しいたしましたけれど、こういった以外にもですね、スポーツとかあるいは文化的なものにつきましては、各種団体が実際側面的あるいは裏のほうで活動もなさっております。そういった意味もありまして、ともに一緒に公民館活動に携わってきております。それで、公民館だけというところどうしても狭い範囲になってきますので、できれば広い形で考えていくのもいいんじゃないかというふうに思います。教育委員会としましてはそういった団体もありますけれど、個人的に動かれている方につきましては、いろんな事業をなさっている方につきましては、後援願いとかがそう

いったものがあつた場合にこちらで一緒に支援をしながらともに歩んでいる形もしておりますので、やっぱり市民と一緒に動いていくというのが本筋かと思っておりますので、今後住民の方の力もさらに活用させていただきたいと、このように思います。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 定住促進対策については、高知県の県民を移住させて守るという考えではなく定住しやすいまちをつくって、そこに定住していただくことで結果として命を守っていくということになるというふうな解釈をさせていただきました。これが間違っておれば訂正をいただきたいと思ひます。

これからの香美市は、この香美市だけのことだけではなく最初にも申し上げましたとおり自分たちだけのことを考えてはいけなひ、この高知県周辺の方々のことも考えた防災の取り組みも必要になってくるかと思ひます。香美市の市の職員はこれから多くの高知県民の命を守る重要なポジションにいる、そういった思ひでぜひとも今後とも活動をしていただきたいと思ひます。

質問にはなりません、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（西村芳成君） 有元和哉君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ散会にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よつて、本日の会議は散会することに決定しました。

本日の会議はこれで散会します。

（午前11時52分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 5 年 6 月 2 1 日 金曜日

平成25年第2回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成25年6月12日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月21日金曜日（会期第10日） 午前 9時01分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	小松紀夫	21番	比与森光俊
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	山中俊明	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	高橋由美	上下水道課長	岡本博章
管財課長	柳本隆司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	野島恵一	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市一般会計補正予算（第9号）
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）
- 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 47号 平成25年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 48号 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 49号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 50号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 51号 香美市過疎地域自立促進計画の変更について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成25年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第5号)

平成25年6月21日(金) 午前9時開会

- | | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第1 | 承認第 | 1号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市一般会計補正予算(第9号) |
| 日程第2 | 承認第 | 2号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第3 | 承認第 | 3号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第4 | 承認第 | 4号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第5 | 承認第 | 5号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第6 | 承認第 | 6号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号) |
| 日程第7 | 承認第 | 7号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第5号) |
| 日程第8 | 承認第 | 8号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 承認第 | 9号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 承認第 | 10号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第 | 47号 | 平成25年度香美市一般会計補正予算(第1号) |

- 日程第12 議案第 48号 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第13 議案第 49号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 50号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第 51号 香美市過疎地域自立促進計画の変更について

会議録署名議員

12番、山崎龍太郎君、13番、大岸眞弓君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時01分 開会)

○議長（西村芳成君） 改めましておはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に執行部から提出議案の一部訂正の申し出がっておりますので、これを許します。

市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） おはようございます。

済みません。議案の訂正をお願いしたいと思います。承認9-2ページをおあけください。

香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改め文、本文の2行目でございます。第5条の2から始まる行の中ほど、「5年を経過する月までの間に限り」のうち、「月」を削って「5年を経過するまでの間に限り」としてください。

それと、同じ2行目でございますが、終わりのほう「属する一般被保険者が属する世帯」のうち「一般」を削って「属する被保険者が属する世帯」となるように訂正願いたいと思います。

○議長（西村芳成君） お諮りします。ただいま申し出のありました承認第9号の訂正を許可することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、承認第9号の訂正を許可することに決定いたしました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

これから、議案質疑を行います。

日程第1、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市一般会計補正予算（第9号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 承認第8号について、質疑をいたします。

地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、4月1日に施行されたことによりということで、税条例の一部を改正するということで、寄附金税額控除の見直し、延滞金の見直し、3点目に住宅借入金等特別税額控除の改正ということでありますが、まず1つには延滞金の見直しの部分で少し1点目お尋ねしますが、この延滞金14.6%の部分と7.3%の部分についてですけれども、従前より高いという部分のイメージ、市場の金利等から言ったときね、これについては歓迎する部分でありますけれども、実際この特定基準割合という部分で貸出約定平均金利という部分がですね、現実どういうふうに移しているのか、ちょっと私ども知識がありませんのでそこら辺のところ、現在は細部説明書の例のところでは年平均が1%であった場合は9.3%になるというふうなことを書かれてますけれども、実際問題現行の推移はどういう感じな

のか。またこれがどういう、毎年そしたらこの金利、延滞金自体が変動していくものなのか、ちょっとそこら辺のところをお示しいただけないでしょうか。

それともう1点、住宅ローン控除のほうですが、所得税で引き切れない部分を住民税のほうで引くというが前からあったんですけれども、一番最後にこの説明書の最後に書かれている地方特例交付金により全額補填されて、それは当然ですけどこれに対して事務費等は発生してくるのでしょうか。実際そこで事務をするわけですわね。住民税のほうからその分を引くわけですので、実際のところはそれが補填されてもそれに対する事務費等が発生するのか、その点をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） ご質問の貸出約定平均金利っていうものが各銀行の平均ということであるわけですが、現在のところそこに書いてある0.3%（後に「1%」と訂正あり）程度の状況で推移していると思ってます。それはインターネットでの調べです。

それから、言われるように毎月そういう金利が出てきますので、その平均ということですので、今後上がるのか下がるのかちょっとわかりませんので、一応ここにはその0.3%（後に「1%」と訂正あり）、今の状況を書かせていただいているということです。

それから、住宅ローンの事務費については、現在そのところは聞き取りというか情報は得てないのでわかりません。実際のその額だけになるおそれは高いと思います。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 関連。

ちょっと私、条例を見てもちょっとわからないので聞くんですが、この延滞金のほうですけれども、そしたら今現実0.3%というふうになれば、0.3足す1足す7.3ということで8.6%ということに、この例で例えたらなるというふうに思うんですけれども、実際この条例の規定はどういうふうになっているんですかね。言うてみたら今0.3%ですわね、そしたら先ほど言ったように0.3足す1足す7.3いうたら8.6ですか、8.6%が14.6%にかわる延滞金の率になるわけですけれども。8.6%と書いちゃって次これが0.5%に上がったら8.8%になるというふうに毎回変更していくということですかね。ちょっとそこところが条例の中で私は見受けられませんでしたので、ご説明お願いします。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） 済みません。先ほどのその貸し付けの平均金利ですが、0.3%じゃなくて3%（後に「1%」と訂正あり）ですので、そこは申しわけないです。

その細部説明にも書かさせてもらってるんですが、7.3%までのときには特例基

準割合が、そのときに3%だとしたらその3%にプラス1%というのが特例基準割合になると書かさせてもらってますので、その状態で特例基準割合です。それにプラス1%ということになってますので、結局7.3%の、済みません。間違えました。ごめんなさい。3%じゃなくて平均の金利は1%です。今現在の平均の金利は1%です。で、1%の状態でプラス1%したものが改正後のそのもとになる特例基準割合ということになってますので、それに1%を足すということですので、結局3%に変わるということながです。特例基準割合というのがその計算した平均金利にプラス1%という状態が特例基準割合です。この条文はそれにプラス1%しなさいよという条例の改正です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 最後ですが、総務常任委員会でもう少しかっちりした説明をしていただけたほうが、誰かが聞いてくれたらですけどね、いただいたほうがいいと思います。条例の規定はわかりましたが、実際現実には1%が現在の約定平均金利、貸し出しのね、であってプラス1%、7.3%、この9.3%ぐらいが現実の延滞金の利率になるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 税務課長、野島恵一君。

○税務課長（野島恵一君） 先ほどもお答えしましたように、今現在がおよそ1%であるということで、それがずっと1年間続いた状態で平均しますので12で割るということですので、その状態やったら1%になりますよということなんですわ。ほんで、今現在の4月で言うと国内の短期の新規の貸し付けについては、4月では1.025%という状態です。3月のときには0.869%ということで、おおよそ1%以内で推移しているんじゃないかと思います。ただ、けど今後の状況もありますので、それがふえる、減るとするのは今の状況ではわかりません。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、議案第47号、平成25年度香美市一般会計補正予算（第1号）、本案

について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、議案第48号、香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第49号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第50号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第51号、香美市過疎地域自立促進計画の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、承認第1号から日程第15、議案第51号までの質疑は全て終わりました。各案件はお手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をします。

お諮りします。付託しました各案件は6月27日までに審査を終えるように期限をつけたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、付託案件は、6月27日までに審査を終えるように期限をつけることに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで散会します。

（午前 9時17分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 5 年 6 月 2 8 日 金曜日

平成25年第2回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成25年6月12日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月28日金曜日（会期第17日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	小松紀夫	21番	比与森光俊
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	岡本明弘
副市長	明石猛	産業振興課長	佐々木寿幸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	山中俊明	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	高橋由美	上下水道課長	岡本博章
管財課長	柳本隆司	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	野島恵一	支所長	小松清貴
収納課長	前田哲雄	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 寺 田 潔

【その他の部局】

監査委員事務局長 横 谷 勝 正 農業委員会事務局長 西 村 博 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 美 公 議会事務局書記 山 本 絵 里

議会事務局書記 野 口 恵 子

市長提出議案の題目

- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市一般会計補正予算（第9号）
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）
- 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 10号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 47号 平成25年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 48号 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 49号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 50号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 51号 香美市過疎地域自立促進計画の変更について

議案第 52号 香美市長等及び香美市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

議案第 53号 香美市子ども・子育て会議条例の制定について

議員提出議案の題目

発議第 3号 香美市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について

意見書案第 4号 憲法第96条を改定しないよう求める意見書の提出について

意見書案第 5号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出について

意見書案第 6号 米軍機による飛行訓練中止を求める意見書の提出について

意見書案第 7号 年金の2.5%削減を見直すよう求める意見書の提出について

議事日程

平成25年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第17日目 日程第6号)

平成25年6月28日(金) 午前9時開会

日程第1 諸般の報告

報告第 6号 専決処分事項の報告について
学校給食費滞納整理における訴えの提起について

日程第2 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市一般会計補正予算(第9号)

日程第3 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

日程第4 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

日程第5 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

日程第6 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第7 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成24年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)

日程第8 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて

平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）

- | | | | |
|-------|-----------------|-----|---|
| 日程第9 | 承認第 | 8号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 承認第 | 9号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 承認第 | 10号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第 | 47号 | 平成25年度香美市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第 | 48号 | 香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第 | 49号 | 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第 | 50号 | 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第 | 51号 | 香美市過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第17 | 議案第 | 52号 | 香美市長等及び香美市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第 | 53号 | 香美市子ども・子育て会議条例の制定について |
| 日程第19 | 発議第 | 3号 | 香美市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について |
| 日程第20 | 意見書案第 | 4号 | 憲法第96条を改定しないよう求める意見書の提出について |
| 日程第21 | 意見書案第 | 5号 | 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出について |
| 日程第22 | 意見書案第 | 6号 | 米軍機による飛行訓練中止を求める意見書の提出について |
| 日程第23 | 意見書案第 | 7号 | 年金の2.5%削減を見直すよう求める意見書の提出について |
| 日程第24 | 閉会中の所管事務の調査について | | |

会議録署名議員

12番、山崎龍太郎君、13番、大岸眞弓君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入ります前に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、小松紀夫君。

○議会運営委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。10番、小松でございます。本日の会議の運営等につきまして議会運営委員会を開催をいたしましたので、協議の結果をご報告をさせていただきます。

追加議案等につきましては、議案第52号及び第53号、意見書案第4号から第7号までの4件並びに発議第3号を追加議題とし、委員会付託を省略して提案説明から採決まで行います。

続きまして、9月定例会の会期日程及び会議の予定につきまして、協議の結果、別紙のとおり決定をいたしましたので、予定表をお手元に配付をさせていただきました。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分事項について報告第6号のとおり報告がありました。

これから、報告第6号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡です。

学校給食の未納の件では今までにない大きなお金であります。これは年月からいっても8年と9年近くの年月が未納ということになっております。これどういう背景でこういうことになったのか。また、どういう対応を行政としてしてきたのか。また、児童数はこれは1人なのかどうか。その点お願いします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） ご質問にお答えします。

この今までの対応につきましては、何と言いますか困窮しちゅうということですねお支払いいただけないと、ほんでお支払いいただけないことに対して分納誓約というような形でですね債権は維持しながら払ってくださいね、払いますというような形でこう来たということでございます。子どもさんは3人おられます。そういう中で来まして、今のままではですね何とも事態を打開ができないということで、今回こういう形になりました。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） はい。関連でお願いします。

こういう事態になりそうなのというようなケースはまだほかにもあるんですか。

○議長（西村芳成君） 収納課長、前田哲雄君。

○収納課長（前田哲雄君） はい。これほど多額な金額はほかにはございませんけれども、ほかにもですね長く持ち越してきている、懸案となっている事案もございます。そういうことにつきましても今肅々とですね、いつまでもこういう形で引っ張るということはよろしくないというふうに考えておりますので、何とか形をつけていきたいというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第2、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市一般会計補正予算（第9号）から日程第16、議案第51号、香美市過疎地域自立促進計画の変更についてまで、以上15件を一括議題といたします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、山崎眞幹君。

○総務常任委員会委員長（山崎眞幹君） それでは、総務常任委員会の報告を行います。

今期定例会で総務常任委員会が付託を受けました案件は、承認第1号、承認第8号、承認第10号、議案第47号、議案第50号、議案第51号の6件です。審査の経過と結果を順次報告いたします。

まず、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市一般会計補正予算（第9号）は、既に連合審査会で質疑が終わっており、直ちに討論に移りました。

討論はなく、採決の結果、承認第1号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきもの（後に「承認すべきもの」と訂正あり）と決定しました。

次に、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例の一部を改正する条例の制定については、特例基準割合の数値についてももう少しわかりやすい説明をとの質疑に対し、特例基準割合とは租税特別措置法第93条第2項に規定されている利子税の割合の特例で、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付の平均利率の合計を12で除して計算した割合として、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合のことである。現在ほぼ1%で動いている短期貸付の年平均利率にプラス1%した2%が特例基準割合で、それに1%をプラスして延滞金の利率とするので3%となると答弁。利率は毎年変わる

のかとの質疑に対し、現在も毎年変わっている。今後も毎年変わると答弁。

ほかに質疑討論はなく、採決の結果、承認第8号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきもの（後に「承認すべきもの」と訂正あり）と決定しました。

次に、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定については、対象の地域はあるのかとの質疑に対し、対象の地域は平成23年度にテクノパークの山崎技研、南国ミロクがあったが、農工法の期限が切れており現在はないと答弁。期限はどの質疑に対し、平成21年12月31日であると答弁。

ほかに質疑討論はなく、採決の結果、承認第10号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきもの（後に「承認すべきもの」と訂正あり）と決定しました。

次に、議案第47号、平成25年度香美市一般会計補正予算（第1号）は、既に連合審査会で質疑が終わっており、直ちに討論に移りました。

討論はなく、採決の結果、議案第47号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第50号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、補足説明を受けた後質疑に入りました。

検定対象機械器具等と自主表示対象機械器具等との違いはどの質疑に対し、検定対象機械器具等とは、消防用機械器具等のうち一定の性能を有するものでないと火災の早期発見、初期消火、人命救助等に重大な支障を生ずるおそれがあり、かつあらかじめ検査を受ける必要性の高いものを対象としている。対象は大半が一般の防火対象物、つまり建物に設置される消防用設備等に用いられ、火災等の非常時のみ使用されるものであるため、使用者が事前に性能等に係る異常の有無をチェックすることが困難な消防用機械器具等である。また、自主表示対象機械器具等とは、検定対象機械器具等以外の消防用機械器具等のうち一定の性能を有するものでないと火災の早期発見、初期消火、人命救助等に重大な支障を生ずるおそれがあるもので、その使用状況から見て必ずしもあらかじめ検査を受ける必要がなく、製造業者等の責任において一定の性能の確保を図ることとして差し支えないと認められるもので、対象は主に消防機関が使用する消防用機械器具等であると答弁。施行期日が平成26年4月1日となっている理由はどの質疑に対し、製造業者や検定機関の準備、市場に出回っているもの等もあり、一定の猶予期間を設けていると答弁。家庭用の消火器はどの質疑に対し、検定対象器具に定められている。ただし、スプレータイプのものは品質評価品目となっていると答弁。

ほかに質疑討論はなく、採決の結果、議案第50号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第51号、香美市過疎地域自立促進計画の変更については、補足説明を受けた後質疑に入りました。

今回の変更は当初予算と同時に提案されていてもよかったのではないのかとの質疑に対

し、本来ならそうだが今回は手続が6月にずれ込んだと答弁。

ほかに質疑討論はなく、採決の結果、議案第51号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、山崎龍太郎君。

○産業建設常任委員会委員長（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎です。今期定例会にて産業建設常任委員会が付託を受けた案件は、承認第2号、第3号、第4号、第5号であります。6月25日に委員会を開催いたしました。審査の経過と結果について報告いたします。

承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑では、水道使用料100万円増加は、予算より単に増加したものでほか要因ではない。消火栓設置負担金72万1,000円減は、楮佐古の1基分の減額を補正するもの。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、承認第2号は、全員賛成にて承認すべきものと決定いたしました。

承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、質疑では、受益者負担金現年分増加は、年度により供用開始を行う面積で違いがあり、平成24年度の受益者負担金は886万8,000円で確定した。下水道使用料400万円増は、水道使用料が下水道使用料に直接反映するわけで、1億3,000万円の予算に対して400万円の補正は個々の使用料がふえたとか加入者がふえたとのレベルではないと考える。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、承認第3号は、全員賛成にて承認すべきものと決定いたしました。

承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑では、自家発電設置工事26万3,000円減は、大宮小学校北に設置した建屋17平米1基分についての入札減である。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、承認第4号は、全員賛成にて承認すべきものと決定いたしました。

承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑では、排水処理施設使用料の大幅減額補正は40戸設置見込みでの計上をするが、1年を通して接続に至るということで2分の1を掛けねばならないところできてなく、予算の過大積算となった。

ほか質疑なく、討論もなく、採決の結果、承認第5号は、全員賛成にて承認すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 産業建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、島岡信彦君。

○教育厚生常任委員会委員長（島岡信彦君） 今期第2回定例会におきまして教育厚生常任委員会が付託を受けました案件につきまして審査の経過と結果をご報告申し上げます。付託された案件につきましては、承認第6号、承認第7号、承認第9号、議案第48号、議案第49号であります。

承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、質疑につきましては、一般被保険者も退職被保険者も減少したことよっての給付費の減少なのかとの質疑に、被保険者が減ってきているのは事実である。給付費が減ったという理由は医療費の高額の方が減ったと理解している。当然もとになる被保険者数の減少ということも大きな要因となっているとの答弁。高額の方が減ったということは予防施策が反映されたのか。また、滞納繰越分がそれぞれ増額しているが、租税債権管理機構組合の影響なのかとの質疑に、医療費が減った要因は被保険者数が減ったというのが大きな要因である。健康づくりの取り組みも影響していることも事実である。滞納繰越分の増額は租税債権管理機構組合の取り組みが反映したものであるとの答弁。国庫支出金と県支出金の特定健康診査等負担金が同額27万2,000円の減額になっているが、特定健診の財源の内訳はどの質疑に、特定健康診査の負担金の財源の割合は国、県、市がそれぞれ3分の1であるとの答弁。給付費の減額は高額医療が減ったことによる減ということだが、その分類はしているのかとの質疑に、分析は十分にできていない。精神と透析が非常に大きい。高知県の傾向と同じく香美市は入院の比率が高い。これらが減ってくれば高額医療が随分減ってくるだろうとの答弁。諸収入の中で高額療養費貸付金が850万4,000円減額になっているが、これの背景はどの質疑に、平成24年4月1日から外来診療でも限度額の認定証が使えるようになったので貸付金の額が減ったとの答弁。一般管理費の中の委託料が減額されている。委託料の算定基準をとどの質疑に委託料は幾つかあり、1つはジェネリック医薬品の使用促進業務委託、医療費通知の委託のほか求償事務の取扱手数料が含まれていると答弁。事務費の繰り入れ分の減額について積算はどの質疑に、内訳は明確になっていない。事務費と人件費となっていると答弁。人件費は1人分かとの質疑に、平成24年度職員が1人減となっていると答弁。1人減になっても事務量は変わらないと思うが、対応できているのかとの質疑に、全部賄うことはできないが一部臨時職員にて対応していて、臨時職員ができない部分については職員が分担して補っているとの答弁。諸収入の延滞金及び加算金で、先ほどの租税債権管理機構組合の徴収に当たって延滞金がついたと思うがとの質疑に、把握していないとの答弁。財産収入の預金利子が400万円減額となっているが、これの内容はどの質疑に、国債を切りかえたため生じた減であるとの答弁。国債を切りかえたのは国保会計が3月から7月までの間保険

税収入がないということと関連しているかとの質疑に、直接関係していないとの答弁。保健事業費の健康づくりの補助金が毎年使われていない状況が続いている。これを使って予防事業はできないものかとの質疑に、健康づくり補助金については、平成24年度まで最大5団体分の予算を計上していた。この申請の採択事由の中に国保の被保険者の比率が7割ということがあり、高いハードルとなり採択にならないケースが多い。そこで平成25年度については加入割合を5割に下げ対応をするようにしている。今後は今まで同様に周知に努めたいとの答弁。後期高齢者も対象となるような方策はとれないかとの質疑に、職員間でも議論となっており、できるだけ利用できる形で見直したいとの答弁。平成24年度より特定健診を無料にしたが、受診率の目標はどの質疑に、目標は42%を目標として取り組んだが、結果的には41.3%であったとの答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、承認第6号は、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）、質疑につきましては、保険給付費について地域密着型介護サービスが減額になっている。これは韮生郷のことがかかわっていると思うが状況はどうかとの質疑に、当初昨年12月の段階で10名ちょっとであったが、最近確認ができていないとの答弁。満床状態での職員数は足りているのかとの質疑に、運営をする上での職員数は足りているが、それでは不十分ということで募集もかけているとの答弁。県の事業でヘルパー養成講座があったが、そういう方の活用を考えていないのかとの質疑に、この事業の目的は地域にヘルパーが育ててもらいたいということであり、韮生郷にも2名採用されている。ただ、全員がそれぞれ仕事につくために受講しているわけではないとの答弁。

以上討論なく、採決の結果、全員賛成をもって、承認第7号は、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はなく、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって、承認第9号は、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第48号、香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について、特段の質疑はなく、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第48号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第49号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、特段の質疑はなく、討論もなく、採決の結果、全員賛成をもって、議案第49号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これで教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

総務常任委員会委員長、山崎眞幹君。

○総務常任委員会委員長（山崎眞幹君） はい。済みません。まことに申しわけございません。ちょっと報告の文言の訂正をしたいと思います。

先ほど報告をいたしました承認案件第1号、第8号、第10号の議案についてですね、「承認すべきものと決定しました」と報告すべきところを「可決すべきものと決定いたしました」というふうに報告をしました。「承認すべきものと決定いたしました」というふうに訂正をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 総務常任委員会委員長の山崎眞幹君の訂正を許可することにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第2、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市一般会計補正予算（第9号）を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、承認第1号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、承認第2号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、承認第3号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第5、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香

美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、承認第4号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第6、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、承認第5号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第7、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、承認第6号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第8、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、承認第7号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第9、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、承認第8号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第10、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、承認第9号は、委員長報告のとおり、承認されました。

日程第11、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、承認第10号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第12、議案第47号、平成25年度香美市一般会計補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第48号、香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第49号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第50号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第51号、香美市過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございます。全員起立であります。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第17、議案第52号、香美市長等及び香美市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてから、日程第23、意見書案第7号、年金の2.5%削減を見直すよう求める意見書の提出については追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。よって、日程第17、議案第52号から、日程第23、意見書案第7号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

日程第17、議案第52号、香美市長等及び香美市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、山崎綾子君。

○総務課長(山崎綾子君) 提案の前に、さきに議員の皆様へ配付しております議案の文言の訂正をお願いいたします。訂正箇所が多いものですからお手元に差しかえ用の議案をお配りしております。議案中に「一般職給与条例」という文言が10カ所出てまいります。それを「給与条例」というふうに訂正をいたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、改めまして提案をさせていただきます。

議案第52号、香美市長等及び香美市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

平成25年6月28日提出、香美市長 門脇慎夫

香美市長等及び香美市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例

条文の朗読は省略をさせていただきます。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

提案理由は細部説明書のとおりでございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） この臨時特例に関する条例をつくること、そして給与の削減を執行するに当たりまして職員組合さんとはどういうふうな交渉があって、その経過とそして結果についてお聞きをします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。お答えいたします。

職員組合との話し合いは2回行いました。組合側には最終的に了承していただいたということになります。給料月額に連動する手当、時間外手当につきましては、組合側の要求を受け入れ、減額前の給料月額により算出することとして、あとはこちらの提案どおりということでした承していただきました。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。ほかに質疑ありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論ありますか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表し、議案第52号、香美市長及び香美市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてに反対の立場で討論を行います。

提案されました条例は、国家公務員の給与削減に準じて地方公務員の給与の減額支給措置を講じるようにとの国からの要請に応えるものです。同時に、給与削減を前提に地方交付税も減額という国の一方的なやり方を追認するものです。時限措置とはいえこの異例のやり方に対し、地方六団体は国が地方公務員の給与削減を強制することは地方自治の根幹にかかわる問題であると強く反発していますが、地方交付税の性格をゆがめるような国のやり方には異論があって当然と考えます。

本議会の一般質問等で、市長等を除く本市職員の給与削減額は2,600万円プラス共済費が500万円であることが明らかにされました。また、基準財政需要額が1億1,000万円少なく積算されるが、防災・減災に充てる分と地方の人員削減の努力に対して6,000万円が配分されるので、交付税は実質5,000万円の減になるとの説明も受けました。肝心なことは、本市の場合、国の要請に従わなくても予定の事業を中止しなければならないというような影響はないとこういう説明があったことです。ならば財政調整基金を充てればしのげるのではないのでしょうか。苦渋の選択としながら、国、

県がやるのでという理由では余りに主体性がありません。防災、減災のためならという意見もあるようでしたが、防災、減災は国の仕事の根幹であり、それに職員給与を充てなければならないほど財政が逼迫しているのであれば、国は不要不急の大型公共事業の見直しから始めたらどうでしょうか。職員給与はこれまでも人事院勧告により本来補完されるべきところを、期末手当など毎年連続して減らされてきています。この上、職員数は減るのに仕事はふえるという状況の中での給与削減は、職員の士気にかかわるとともに地域経済や税収への影響も少なくないことを考えれば反対せざるを得ません。

最後に、職員組合の皆様、公務労働者の役割と価値と誇りを再認識され、全職員さんの生活と労働環境改善のため奮起されるよう促します。身分の安定があつてこそ全体の奉仕者としての仕事が生き生きとこなしていけるのであり、住民サービスの向上にもつながっていきます。大切な労働力として認められ、希望を持って働ける職場環境が民間企業も普通のこととして波及していくことを同時に願い、議案第52号への反対討論いたします。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。起立多数であります。よつて、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第53号、香美市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） おはようございます。それでは提案させていただきます。

議案第53号、香美市子ども・子育て会議条例の制定について

平成25年6月28日提出、香美市長 門脇槇夫

香美市子ども・子育て会議条例

条文の朗読につきましては省略させていただきます。

提案理由につきましては、平成25年第2回香美市議会定例会議案細部説明書2のほうに載っておりますのでご参照ください。

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

(香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「障害児就学指導委員、5,100円」を「障害児就学指導委員、5,100円、子ども・子育て会議委員、5,100円」に改める。

以上でございます。

○議長(西村芳成君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、大岸眞弓君。

○13番(大岸眞弓君) この議案第53号ですが、細部説明書も見せていただきましたけれども、もう少し具体的な内容についてお聞きできますでしょうか。この子ども・子育て会議をつくりまして、具体的にどういうふうな話し合いを行って、それが保育等にどのように影響していくのか。また、香美市の子育てプランとの関係はどうなっていくのかお聞きをいたします。

○議長(西村芳成君) 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長(後藤博明君) はい。お答えします。

まず、香美市におきまして子育て計画等の沿革についてご説明申し上げます。

現在ご存じのとおり、香美市子育てまちづくり計画、これはいわゆる香美市次世代育成支援対策行動計画というものをやっております。これにつきましては一番最初が平成17年度、これは合併する以前につくられております、これが平成21年度まで。後期が平成22年度から平成26年度まで。その後ですね、そのうち少子化対策を中心としたまちづくり計画として香美市すこやか子育てプランの実施計画が平成18年度から平成23年度までありました。その後香美市すこやか子育て指針というのが現在平成24年度から平成26年度というふうになっております。その後におきまして、さきの子ども・子育て関連3法が制定されたということを受けまして、平成27年度以降香美市子ども・子育て支援事業計画、これは仮称でございますがそういったものを制定しなければならないというふうな現在の状況になっております。

まず、この子ども・子育て会議におきまして何をしようとしているのか。まず、会議の役割としまして、これは法の中にごございますが法規を受けて利用者、利用定員の設定、これにつきましては、保育施設等、地域型保育事業の利用定員を定めるときにおきましては、この子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないという項目。それから、次に先ほど申し上げた香美市子ども・子育て支援事業計画の策定、またはその後の変更につきましては、この会議の意見を聞かなければならない。それから、同じく子ども・子育て支援施策の調査、審議、これにつきましては、これに関する施策の総合的、計画的な推進に関しまして必要な事項及び実施状況、その他を審議するということ。それともう1つ、いわゆる次の香美市子ども・子育て支援事業計画へ地域の子ども・子育てに

関するニーズを反映していくこと、香美市における子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の事情を踏まえて実施されているということが検討されるというふうな役割を背負っております。

まず、この会議の位置づけとしましては、国におきましての子ども・子育て会議につきましては設置が必至でございます。ただ、市町村及び都道府県におきましては努力義務となっております。ただ法令の中にですね、この部分につきましては実情に応じ、いわゆる保護者等に聞かなければならないとなっております。というのは、この会議がないとですね、それぞれの保護者にお伺い、こういう計画をしますけどどうでしょうかというようなものを持っていかなきゃ、いわゆる地域で説明会を開くとかそういった分をしなければならぬというふうになります。いわゆるその審議をしていただくためにこの会議で集約させていただいて、それぞれの委員さんの、中にもございますが10名以内の委員さんの中でお諮りしていきたいというふうには考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 大体のことがわかりました。

それと、第3条の委員の委嘱をする対象でございますけれども、ここには保護者が入っております。そして、あと学識経験を有する者その他市長が適当であると認める者がありますが、ほかにわかっておりましたら、例えば保育士さんが入るとかいうふうなことが具体的に想定をされておりますでしょうか。メンバーのその層につきましてお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） はい。お答えします。

まず、今の現在の案でございますが、15人以内でこの中からということで計画しておる方につきましては香美市次世代育成支援対策評価委員、これは前でございますがその中でお世話になった方、それから香美市保育園運営委員会委員、これは香美市すこやか子育てプラン等の策定をしてくれた委員の中です。それからですね、これは香美市立保育所の代表として園長の代表者、それから私立保育所代表としてひまわり保育園、私立幼稚園代表として土佐山田幼稚園、それから保護者代表におきましては保育園の保護者連合会の代表の方、それから、もう1つ保護者代表として子育て支援センターの利用者の代表の方、それともう1つ、放課後児童クラブ関係の方を想定しております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、発議第3号、香美市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 発議第3号、香美市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年6月28日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員比与森光俊、賛成者 同 山本芳男、賛成者 同 竹平豊久、賛成者 同 山崎龍太郎
香美市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例

議会議長、議会副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議会議員に係る平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における議員報酬の月額、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年香美市条例第33号）第2条の規定にかかわらず、同条例別表に定める議員報酬額からそれぞれ当該額の100分の2.5に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同表に定める額とする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

以上でございます。

【発議第3号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、意見書案第4号、憲法第96条を改定しないよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。

意見書案第4号、憲法第96条を改定しないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年6月28日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 濱田百合子、賛成者 同 片岡守春

案文を朗読して提案理由といたします。

憲法第96条を改定しないよう求める意見書（案）

安倍首相は改憲を掲げ、政権発足以来、憲法第96条改定を主張しています。この動きに対し、弁護士や学者など幅広い層から異論の声が起き、憲法改憲論者でさえも「96条は変えるべきでない」との意見表明をしています。

憲法第96条では衆参の各院で総議員の3分の2以上の賛成で改憲を発議し国民投票で過半数の賛成を必要とする発議要件が定められていますが、その発議要件を2分の1にして、改憲のハードルを低くするというものです。この「96条改定」論の最大の問題点は、憲法の原理、つまり立憲主義の核心をゆるがすことにあります。

立憲主義は、人間は生まれながらにして自由と人権を持ち、それらを守るために政府（権力）を構成し、その権力を縛るために憲法をつくるという考え方です。この立憲主義の立場から各国も憲法の改定手続きを法律以上に厳しく定めています。憲法の中身のものの議論を待たず、先にルールから変えてしまうやり方は、立憲主義の否定につながるものです。

また、日本国憲法のどの条文も改定される場合には現行第96条の手続きに基づいて改定されることを前提にして作られており、手続きだけを取り出して改定することは、あってはならないことです。それは後に続く第97条や第98条などの最高法規制をも理解しないものと言わざるを得ません。

よって政府におかれては、憲法第96条を改定しないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月28日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、法務大臣 谷垣禎一殿、総務大臣 新藤義孝殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

以上です。よろしく願いいたします。

【意見書案第4号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 　　少しお尋ねしたいんですけれども。この本文中にですね、最後のほうですけれども、「手続きだけを取り出して改定することは、あつてはならない」というふうにこうお書きですけれども、私の理解では、憲法を変えることは手続きを踏めば可能であるというふうに定められてると思いますが、その件についてどのようにお考えでしょうか。

（13番、大岸眞弓君、自席より「聞こえませんでした。最後が。」と発言する）

○3番（山崎眞幹君） 　　ごめんなさい。手続きだけを取り出して改定することはいかんというふうに言ってますけれども、憲法改定の手続きを踏めば憲法は変えていいというふうに言われていると思いますが、その件についての見解を。

○議長（西村芳成君） 　　13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 　　この第96条の規定は憲法を変える場合を想定しております。ですので、頭から憲法は決して変えてはならないというものでありませんので、こういう手続きを踏めば改正することもあり得るでしょうということのもとにその決まりを定めているものと理解をしております。

それで、憲法のどの条文を変えるかとかいうふうな議論が多分これから憲法議論というのが起こっていくかと思うんですけれども、ですので全く変えてはいけないということではなくって、国民の大多数のこういう手続きを踏んで合意があれば、そら変わるということもあり得るのではないのでしょうか。どの条文をどう変えるかに賛成、反対はそれは個々にあろうかと思えます。

○議長（西村芳成君） 　　ほかに。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 　　はい。もう1点、じゃあお伺いします。

この表の面のですね中段ですが、「立憲主義は、人間は生まれながらにして自由と人権を持ち、それらを守るために政府（権力）を構成し、その権力を縛るために憲法をつくるという考え方」と、このようにお書きですけれども、私の見るところですね、立憲主義というのは憲法に基づいて政治を行うという原理であると、こっちのことのほうがもうちょっと一般に膾炙しているのではないかなと。言われていることは、それをすることによって結果そういう効果があるということであって、これが原理というか構成する、その権力を縛るために憲法をつくるのではなくって、憲法に基づいて政治をすることによって自然とそういうふうになるというほうが正しいのではないかなというふうに思いますが、その私が思う立憲主義はいわゆる憲法に基づいて政治を行うという、その考え方についてどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（西村芳成君） 　　13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 　　憲法に基づいて政治を行う、そこの解釈は余り差はないと思います。ただ、近代憲法のその常識といいますか到達点といいますか、権力の乱用を

防ぐつくりになっているということです。

○議長（西村芳成君） ほかに。

21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） 提出者にお伺いします。

私ども公明党も憲法第96条の改定には慎重な立場ですが、案文の初めの6行には大いに賛成するところですが、その後の「ハードルを低くする」というのが96条の改定ですけど、その後の「最大の問題点は、憲法の原理」、そして「立憲主義の核心をゆるがす」、この96条の改定が憲法の原理、立憲主義の核心をゆるがす。ちょっと理解しづらい部分がありますけど、どのようなことでしょうか。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 憲法の定めに沿って国民が政府に対して政治を行わせる、権力をつくってその政治に対して政治を行わせるというのが立憲主義でございますので。ですから、時の権力者によってそのたんに法律並みに憲法がころころ変わっていかんように、その乱用を防ぐためにということで憲法の核心を、立憲主義というのは私は近代憲法の核心とか大体こういうつくりになんていっている、これが到達点と思うんですけども。それをゆるがす、余りハードルを低くしますと時の権力者の思いによって権力者の思うような政治が行われていってしまう、それを危惧してのことでございます。ゆるがすというのはそういうことです。

○議長（西村芳成君） ほかに。質疑はありませんか。

21番、比与森光俊君。

○21番（比与森光俊君） その憲法の原理、そして立憲主義の核心をゆるがすということはお聞きしましたが、その下の端にありますルールから変えてしまうやり方が、先ほどの説明にもありましたけど、それが立憲主義の否定につながるのでしょうかね。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） はい。つながると考えますのでこのように書いております。この憲法第96条の規定はですねもう1つありましてですね、その3分の2以上、それからこれを発議して国民に提案してその承認を得る、それで過半数の賛成を必要とするとなっておりますが、このルールを変えやすくしてしまうということは、まさにその立憲主義の否定につながると私は考えております。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、初めに原案に反対の方の発言を許します。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 3番、山崎眞幹でございます。私は意見書案第4号に反対の立場で討論を行います。

先ほど幾つか質問させていただきましたように、憲法を変えることについては手続を踏めば可能であるということは憲法に既に定められています。そして、立憲主義の解釈につきましても提出議員のとおり解釈は間違っていない部分があると思います。いわゆる時の恣意的な勢力によってですね、この第96条についてですけれども、なぜハードルが高いかということについての解釈は間違っていないと思います。ただ、その立憲主義ということについては、その憲法に基づいて政治を行っている原理でありまして、決して本文に言われているようなことではないと私は思います。

そして、先ほど言われましたけれども、第96条のハードルを下げることについてはですね、国の形の流動性を高めることでありまして、そのハードルを下げることに反対する場合には国の形の流動性を高めることによって予測される事態の是非についての議論の展開が中心になればいけないと、このように思いますので意見書案第4号については反対ということで討論を終結します。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎晃子です。私は日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表し、意見書案第4号、憲法第96条を改定しないよう求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。私たちは日本国憲法を尊重し、憲法が暮らしの隅々に生かされる政治を目指しており、その立場から発言します。

安倍首相は憲法第9条を改定し、国防軍を創設することや天皇を国家元首とするなどの自民党の改憲草案を念頭に、憲法改定の発議要件を定めた憲法第96条の改定を参議院選挙の争点にすると明言しています。しかし、憲法は国家の基本原則を定めた最高法規であり、外国に対しても自国の態度を示すものであるため、簡単に変えられないようにできています。ちなみに、アメリカは上下院の3分の2以上の賛成と4分の3以上の州議会の承認が求められます。フランスは各院の過半数と両院合同会議で5分の3以上の賛成を必要とします。そのほか、韓国やドイツ、イタリアなども憲法の改定手続はハードルを高く設定し、それを守った上で国民合意で憲法を変えるというやり方をとっています。それは憲法の制定や改定が国民の主権に属する重要な行為であり、権力に縛りかけることを目的とした憲法が時の政権に左右されることはあってはならないという原則からで、近代憲法の到達点とも言えるものです。第96条によって国民の手に憲法があることが明文化されています。

憲法第96条の改定議論は国民の間から沸き起こったものではありません。その必要性や発議要件のハードルを低くした上で日本国憲法をどのような姿にしたいのか、安倍首相は国民に合理的な説明を行っていません。

憲法は私たちの暮らしの土台をなすものです。今派遣労働が製造業にまで拡大され、若者や女性は2人に1人が非正規労働という雇用環境にあります。年金、医療、介護の連続する給付切り下げと負担増は、暮らしを圧迫し将来不安が蔓延しています。景気回

復は依然厳しい状況で、格差と貧困は広がるばかりです。このような状況は小泉内閣の構造改革路線以降特に強まりました。これを憲法に照らしてみると、第13条の幸福追求権や第25条の生存権、第27条の勤労の権利などを著しく侵害しています。

憲法を問題にするなら、国民にこれら基本的人権を保障するような政治を歴代政府がきちんと行ってきたかどうかを先に検証すべきではないでしょうか。立憲主義を否定し、憲法を憲法でなくする第96条の改定はすべきではありません。

以上を申し上げ賛成討論とします。

○議長（西村芳成君） 次に、反対の方の討論はありますか。ほかに討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第4号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。起立少数であります。よって、意見書案第4号は、否決されました。

次に、日程第21、意見書案第5号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 意見書案第5号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年6月28日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 山崎眞幹、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 島岡信彦

案文朗読をもって説明にかえさせていただきます。

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書（案）

2010年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意し、「すべての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調しました。次回の2015年NPT再検討会議を前に、今、世界のすべての国の政府と市民社会には、この目標を現実のものとするために協力し、行動することが強く求められています。

しかし、それから3年になる今も、「核兵器のない世界」を達成する道筋は見えていません。アメリカ、ロシア間の合意を含め、一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界には今もなお約1万7千数発の核兵器が貯蔵・配備されているといわれています。

この状態を打開し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はありません。

2015年NPT再検討会議に向かって、核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるように、日本政府が目標を分かち合う多くの国々と協力し、核兵器全面禁止条約の必要性とその実現のための行動を提起するよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月28日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 新藤義孝殿、外務大臣 岸田文雄殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

同僚議員の賛同よろしく申し上げます。

【意見書案第5号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、意見書案第6号、米軍機による飛行訓練中止を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 意見書案第6号、米軍機による飛行訓練中止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年6月28日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 山崎眞幹、賛成者 同 山崎龍太郎、賛成者 同 島岡信彦

案文の朗読をもちまして説明にかえさせていただきたいと思っております。

米軍機による飛行訓練中止を求める意見書（案）

高知県では、平成元年以来、いわゆる「オレンジルート」での飛行を繰り返す米軍機が目撃されており、長年にわたって本市を含む県北部を中心として、低空飛行による爆音に悩まされ続けています。平成6年10月には本山町の早明浦ダム上流に米軍機が墜落する事故が発生し、住宅地上空で繰り返される低空飛行は、地域住民に強い恐怖と不

安を与えています。

また、山間部を多く有する本県では、救急活動や災害出動等のための消防防災ヘリやドクターヘリの飛行と離発着が日常的に行われています。こうした中で、飛行時間やルートのお知らせも無く、米軍機が突然活動空域に飛来し低空飛行や横転・背面飛行等を行うことは、空の安全を大きく脅かすものです。

このため、これまでも本県では、米軍による低空飛行訓練の中止を要請し、事前の情報提供を求めてまいりました。しかし、今年に入ってから当地域での低空飛行回数が増加し、4月以降は、配慮があるべき夜間及び休日の飛行も確認されています。特に5月には4日間連続して午後10時前後に爆音を伴う飛行が確認されており、住民の不安と憤りはピークに達しています。

よって、国におかれては、本県及び当該地域の住民の声をご理解いただき、米国関係当局とともに、以下の事項について取り組んでいただきますよう強く要望いたします。

記

- 1、低空飛行訓練、特に夜間の低空飛行訓練を即時中止すること。
- 2、訓練実施前に飛行に関する情報を提供すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月28日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、外務大臣 岸田文雄殿、防衛大臣 小野寺五典殿
高知県香美市議会議長 西村芳成

以上でございます。同僚議員のご賛同よろしく申し上げます。

【意見書案第6号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員起立であります。よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、意見書案第7号、年金の2.5%削減を見直すよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 意見書案第7号、年金の2.5%削減を見直すよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年6月28日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎、賛成者 同 竹平豊久、賛成者 同 矢野公昭

年金の2.5%削減を見直すよう求める意見書（案）

昨年11月、年金を2.5%削減する改正国民年金法と、低所得の年金受給者に月額最大5,000円の給付金を支給する年金生活者支援給付金法が成立しました。

とりわけ、年金の2.5%削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧されます。

年金は高齢住民に直接給付される収入で、その削減は地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることが懸念されます。

さらに、今準備されているデフレ下のマクロ経済スライドの実施など、限りない年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することも懸念されます。

よって、政府におかれては、このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るためにも「年金2.5%削減」を見直すよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月28日、衆議院議長 伊吹文明殿、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、財務大臣 麻生太郎殿、総務大臣 新藤義孝殿、厚生労働大臣 田村憲久殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第7号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 裏面の下から6行目「マクロ経済スライドの実施など、限りない年金削減の流れに道を開くものになり」と、このように書かれております。このマクロ経済スライドについてのちょっと見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。お答えいたします。

2.5%削減というものに対して、この部分は以前物価が下落したときに政府が措置をして下げなかったということで今回するというものでありますけれども、現実問題、その物価スライド特例措置ですわね、この部分が終わらないとマクロ経済スライドに移

行しないという部分もありまして、実際マクロ経済スライドというものは、物価が上昇してもその0.9%差し引いて年金に反映するというので物価上昇分が直接反映しないと、物価が下落すればその部分は直接反映するというので、私どもの見通しではこのまま推移していったら、2.5%下げた後マクロ経済スライドに推移すれば約1カ月の年金が減るであろうという推測がされております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。起立少数であります。よって、意見書案第7号は否決されました。

日程第24、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から会議規則第112条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

それでは、閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

6月12日に開会されました平成25年第2回香美市議会定例会は本日までの17日間でありましたが、議員各位の慎重な審査と審議の結果、平成25年度香美市一般会計補正予算（第1号）を初め、提出されました全議案等に対しましてそれぞれ適切な議決がなされました。また、追加議案となった職員給与の減額については、国が防災・減災事業のための財源確保の必要性を理由にし、地方の行財政改革の努力を評価することなく一方的に地方公務員の給与費削減を押しつける今回の対応は、地方自治の本旨に鑑みても大きな問題であります。本市のように国の地方交付税に頼らざるを得ない財政状況ではこれまたやむを得ないことと思うところであります。ただ、懸命に職務に励む職員には厳しい結果となり申しわけないと思っておりますが、来年3月末までのご辛抱をいただ

きますように、議決機関の議長のいたしましてもご理解をいただきますようお願いいたしますとあります。

議会といたしましても、まだ県内の他市では議員報酬の削減条例は提出も可決もされていないと思いますが、特別職や職員だけ減額すべきではなく、議員にも同様の対応をすべきということで、全会一致で本日の最終議会に議員提出を行い可決をさせていただきました。

一般質問につきましても14名の議員が質問され、市政全般にわたって真剣な質問がなされましたし、また模範的な質問をされた議員も何名かおいでしましたが、しかし、今議会でも通告にない質問や一問一答でなく総括質問になるような質問がございました。議会の状況は常にネット中継され、多くの市民が注視していることを気にとめて質問されるように心がけていただきたいと思いますところでもあります。

これから7月に入り梅雨が明けますと本格的な夏の暑さが厳しくなっまいります、議員各位、執行部には体に十分気をつけられて市政の発展に、住民福祉の向上に邁進していただきたいと思いますところでもあります。

本日で第2回香美市議会定例会を閉会しますが、議員各位には議事運営に対しまして格段のご協力を賜り、予定の日程どおり議会が終了できましたことに感謝とお礼を申し上げまして閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

次に、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

6月12日に開会をいたしました今期定例会も、提案をいたしておりました全議案に対しまして慎重なる審査をいただき、全ての議案を可決いただきました。まことにありがとうございました。

また、本日追加提案をいたしました議案第52号、香美市長等及び香美市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についても、ここにご理解を賜り可決をいただきました。この件につきましては一般質問にも取り上げられまして議論のあったところがございますが、現況に鑑み提案をいたしましたところ、議員各位にはご理解をいただき可決賜りましたことに感謝を申し上げたいと思います。

また、議会からも議員提案によりますところの議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例案が提出をされ可決されましたが、議員のご決断に対し敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さて、この議会中ではございました25日には、尾崎知事によりますところの「対話と実行行脚」が行われました。平成25年度第4回のこの「対話と実行行脚」でございましたが、本市で行われたわけでございます。若干時間をいただきましてご報告をさせていただきますが、25日の朝10時20分から開始をしまして、まず、かがみの育成園でかがみの育成園の視察及び利用者との交流が行われました。そして、プラザ八王子に移動しまして、そこではあったかふれあいセンターの「ボランティア家てとて」の活動状

況の視察、そして、「介護者の会陽まわりの集い」会員との意見交換を行いました。そして、ちょうどお昼過ぎになりましたが物部町の庄谷相の集会所に参りまして、奥ものべを楽しむ会、土佐塩の道保存会、奥ものべ・じじばばあんぜん会の会員の皆さん方と昼食をとりながら意見交換会を行いました。そして、午後になりましてJ A土佐香美柚子集出荷場に参りまして、J Aの土佐香美柚子生産部会の生産者の方々と意見交換会を行い、その後物部消防団の神池分団屯所に参りまして、神池地区の視察を行うと同時に地域住民の方々と意見交換を行い、その後香美森林組合に帰りまして、香美森林組合事務所におきまして林業従事者及び森林組合との意見交換を行いました。そして、その後ピースフルセレネにおきまして参加者、地域の方々との交流会を行ったわけでありまして、各地域でのこの地域の方々との意見交換会等では、本当に知事の真摯な行動が目に焼きついておりまして、大変一言も聞き漏らさない、そういう本当に知事の熱心な姿勢、そうしたものがうかがえました。多くのさまざまなお意見も出されまして、今後県政にも反映をされますし、また同時に私ども同行をさせていただきました者につきましても大変勉強になりました。今後市政の運営にも生かしていかなければならない貴重なご意見も賜ったこととございました。

さて、いよいよ閉会になるわけとございますが、比較的今年の梅雨は雨量の少ない梅雨となっております。今後しかしながら、梅雨後半になりますと大雨も予想されます。何とぞ災害の発生が起きないようにと念じるとともに、議員各位の今後とものご活躍とあわせ、行政運営に対しましてのご指導を賜りますことを心よりお願いをいたしまして、閉会のご挨拶とお礼のご挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。

これをもって平成25年第2回香美市議会定例会を閉会いたします。

（午前10時27分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 5 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成25年第2回香美市議会定例会会期及び会議（審査）の予定表

会期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	12日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明まで ただし、同意第2号は本会議方式で採決まで
第2日	13日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	14日(金)	休 会	〃
第4日	15日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	16日(日)	休 会	〃 〃
第6日	17日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	18日(火)	本会議	一般質問①(行財政改革推進特別委員会)
第8日	19日(水)	本会議	一般質問②(定住人口増加促進特別委員会)
第9日	20日(木)	本会議	一般質問③(議員協議会)(会派代表者会議)
第10日	21日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 連合審査会(承認第1号・議案第47号) 総務常任委員会の審査(承認第1・8・10号、議案第47・50・51号)
第11日	22日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	23日(日)	休 会	〃 〃
第13日	24日(月)	休 会	教育厚生常任委員会の審査(承認第6・7・9号、議案第48・49号)
第14日	25日(火)	休 会	産業建設常任委員会の審査(承認第2・3・4・5号)
第15日	26日(水)	休 会	議案審査整理のため
第16日	27日(木)	休 会	〃 〃
第17日	28日(金)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成24年度香美市一般会計補正予算(第9号)	総務常任委員会	承認	全員賛成
承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員会	承認	全員賛成
承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員会	承認	全員賛成
承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員会	承認	全員賛成
承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員会	承認	全員賛成
承認第6号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成24年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)	教育厚生常任委員会	承認	全員賛成
承認第7号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成24年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第5号)	教育厚生常任委員会	承認	全員賛成
承認第8号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	承認	全員賛成
承認第9号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	承認	全員賛成
承認第10号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	承認	全員賛成

議案第47号	平成25年度香美市一般会計補正予算（第1号）	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第48号	香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第49号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	可決	全員賛成
議案第50号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	全員賛成
議案第51号	香美市過疎地域自立促進計画の変更について	総務常任委員会	可決	全員賛成

発議第3号

香美市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年6月28日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 比与森 光 俊

賛成者 " 山 本 芳 男

賛成者 " 竹 平 豊 久

賛成者 " 山 崎 龍太郎

香美市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例

議会議長、議会副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議会議員に係る平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における議員報酬の月額、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年香美市条例第33号）第2条の規定にかかわらず、同条例別表に定める議員報酬額からそれぞれ当該額の100分の2.5に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同表に定める額とする。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

意見書案第4号

憲法第96条を改定しないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年6月28日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 大岸真弓

賛成者 " 濱田百合子

賛成者 " 片岡守春

憲法第96条を改定しないよう求める意見書（案）

安倍首相は改憲を掲げ、政権発足以来、憲法第96条改定を主張しています。この動きに対し、弁護士や学者など幅広い層から異論の声が起き、憲法改憲論者でさえも「96条は変えるべきでない」との意見表明をしています。

憲法第96条では衆参の各院で総議員の3分の2以上の賛成で改憲を発議し国民投票で過半数の賛成を必要とする発議要件が定められていますが、その発議要件を2分の1にして、改憲のハードルを低くするというものです。この「96条改定」論の最大の問題点は、憲法の原理、つまり立憲主義の核心をゆるがすことにあります。

立憲主義は、人間は生まれながらにして自由と人権を持ち、それらを守るために政府（権力）を構成し、その権力を縛るために憲法をつくるという考え方です。この立憲主義の立場から各国も憲法の改定手続きを法律以上に厳しく定めています。憲法の中身そのものの議論を待たず、先にルールから変えてしまうやり方は、立憲主義の否定につながるものです。

また、日本国憲法のどの条文も改定される場合には現行第96条の手続きに基づいて改定されることを前提にして作られており、手続きだけを取り出して改定することは、あってはならないことです。それは後に続く第97条や第98条などの最高法規制をも理解しないものと言わざるを得ません。

よって政府におかれては、憲法第96条を改定しないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月28日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
法務大臣	谷垣禎一殿
総務大臣	新藤義孝殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第5号

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年6月28日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 山崎真幹

賛成者 〃 山崎龍太郎

賛成者 〃 島岡信彦

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書（案）

2010年5月の核不拡散条約（NPT）再検討会議は、「核兵器のない世界の平和と安全を達成する」ことに合意し、「すべての国家は核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある」と強調しました。次回の2015年NPT再検討会議を前に、今、世界のすべての国の政府と市民社会には、この目標を現実のものとするために協力し、行動することが強く求められています。

しかし、それから3年になる今も、「核兵器のない世界」を達成する道筋は見えていません。アメリカ、ロシア間の合意を含め、一定数の核兵器が削減されたとはいえ、世界には今もなお約1万7千数発の核兵器が貯蔵・配備されているといわれています。

この状態を打開し核兵器をなくすためには、国際社会が一致して核兵器を全面的に禁止する以外に方法はありません。

2015年NPT再検討会議に向かって、核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるように、日本政府が目標を分かち合う多くの国々と協力し、核兵器全面禁止条

約の必要性とその実現のための行動を提起するよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月28日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	新藤義孝殿
外務大臣	岸田文雄殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 6 号

米軍機による飛行訓練中止を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 25 年 6 月 28 日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 山崎真幹

賛成者 〃 山崎龍太郎

賛成者 〃 島岡信彦

米軍機による飛行訓練中止を求める意見書（案）

高知県では、平成元年以来、いわゆる「オレンジルート」での飛行を繰り返す米軍機が目撃されており、長年にわたって本市を含む県北部を中心として、低空飛行による爆音に悩まされ続けています。平成 6 年 10 月には本山町の早明浦ダム上流に米軍機が墜落する事故が発生し、住宅地上空で繰り返される低空飛行は、地域住民に強い恐怖と不安を与えています。

また、山間部を多く有する本県では、救急活動や災害出動等のための消防防災ヘリやドクターヘリの飛行と離発着が日常的に行われています。こうした中で、飛行時間やルートの告知も無く、米軍機が突然活動空域に飛来し低空飛行や横転・背面飛行等を行うことは、空の安全を大きく脅かすものです。

このため、これまでも本県では、米軍による低空飛行訓練の中止を要請し、事前の情報提供を求めてまいりました。しかし、今年に入ってから当地域での低空飛行回数が増加し、4 月以降は、配慮があるべき夜間及び休日の飛行も確認されています。

特に5月には4日間連続して午後10時前後に爆音を伴う飛行が確認されており、住民の不安と憤りはピークに達しています。

よって、国におかれては、本県及び当該地域の住民の声をご理解いただき、米国関係当局とともに、以下の事項について取り組んでいただきますよう強く要望いたします。

記

- 1、低空飛行訓練、特に夜間の低空飛行訓練を即時中止すること。
- 2、訓練実施前に飛行に関する情報を提供すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月28日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
外務大臣	岸田文雄殿
防衛大臣	小野寺五典殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第7号

年金の2.5%削減を見直すよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成25年6月28日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 山崎龍太郎

賛成者 〃 竹平豊久

賛成者 〃 矢野公昭

年金の2.5%削減を見直すよう求める意見書（案）

昨年11月、年金を2.5%削減する改正国民年金法と、低所得の年金受給者に月額最大5,000円の給付金を支給する年金生活者支援給付金法が成立しました。

とりわけ、年金の2.5%削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧されます。

年金は高齢住民に直接給付される収入で、その削減は地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることが懸念されます。

さらに、今準備されているデフレ下のマクロ経済スライドの実施など、限りない年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することも懸念されます。

よって、政府におかれては、このような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るためにも「年金2.5%削減」を見直すよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月28日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	平田健二殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	新藤義孝殿
厚生労働大臣	田村憲久殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

平成25年6月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
同意第2号	香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めることについて	同意	25. 6. 12
承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成24年度香美市一般会計補正予算（第9号）	承認	25. 6. 28
承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成24年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	承認	25. 6. 28
承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成24年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	承認	25. 6. 28
承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成24年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	承認	25. 6. 28
承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成24年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	承認	25. 6. 28
承認第6号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成24年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）	承認	25. 6. 28
承認第7号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成24年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）	承認	25. 6. 28
承認第8号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	承認	25. 6. 28
承認第9号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承認	25. 6. 28
承認第10号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	承認	25. 6. 28
議案第47号	平成25年度香美市一般会計補正予算（第1号）	可決	25. 6. 28
議案第48号	香美市社会体育施設運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について	可決	25. 6. 28
議案第49号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決	25. 6. 28
議案第50号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可決	25. 6. 28
議案第51号	香美市過疎地域自立促進計画の変更について	可決	25. 6. 28
議案第52号	香美市長等及び香美市一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について	可決	25. 6. 28
議案第53号	香美市子ども・子育て会議条例の制定について	可決	25. 6. 28

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年月日
発議 第 3 号	香美市議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について	可 決	25. 6. 28
意見書案 第 4 号	憲法第 9 6 条を改定しないよう求める意見書の提出について	否 決	25. 6. 28
意見書案 第 5 号	日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出について	可 決	25. 6. 28
意見書案 第 6 号	米軍機による飛行訓練中止を求める意見書の提出について	可 決	25. 6. 28
意見書案 第 7 号	年金の 2. 5 %削減を見直すよう求める意見書の提出について	否 決	25. 6. 28